

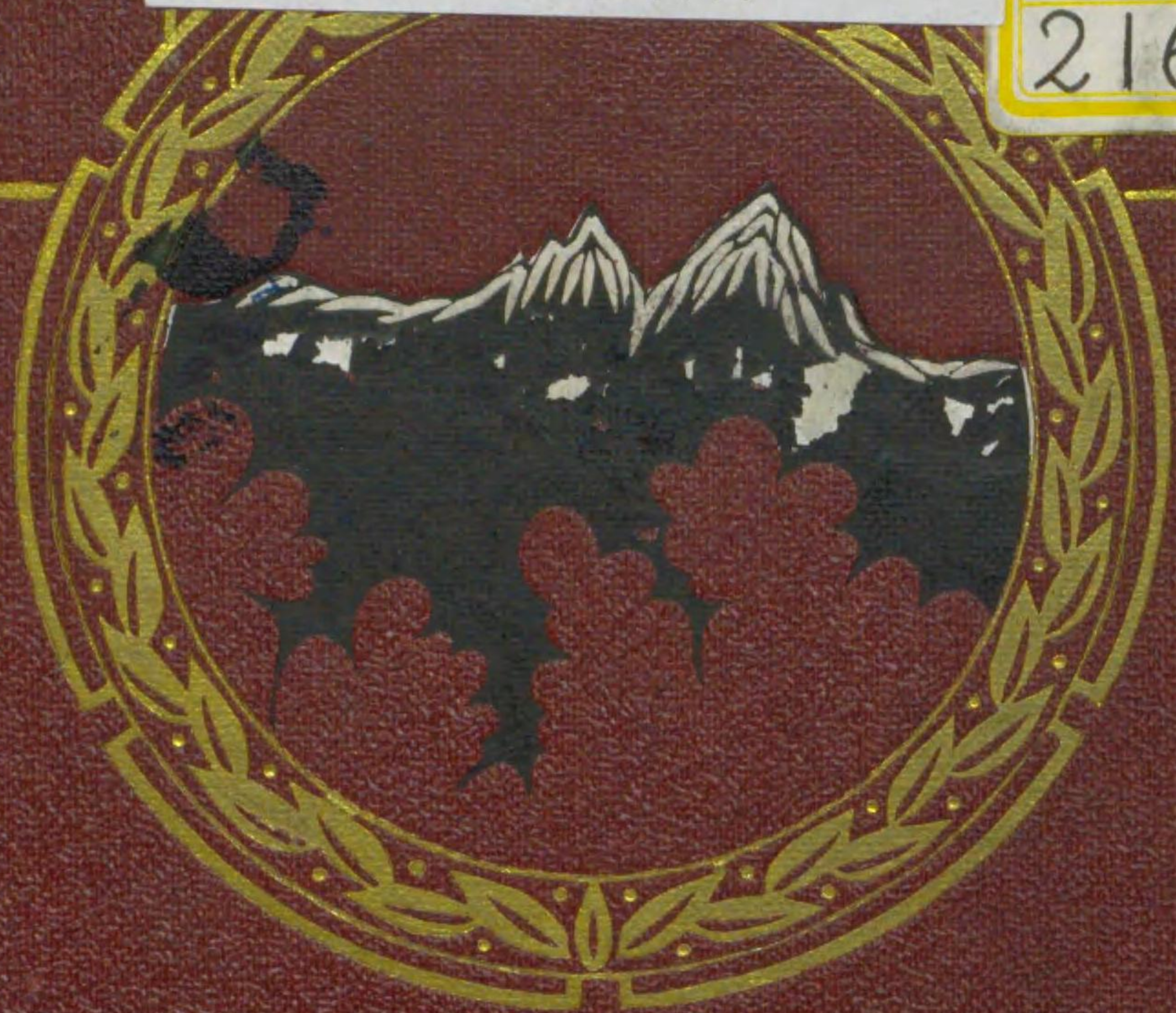
554-216



1200501509979

554

216

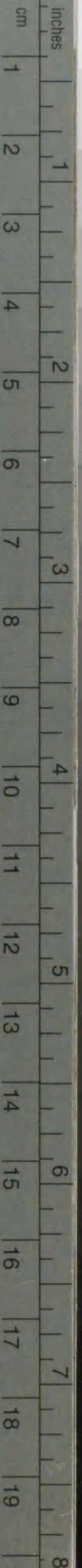


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



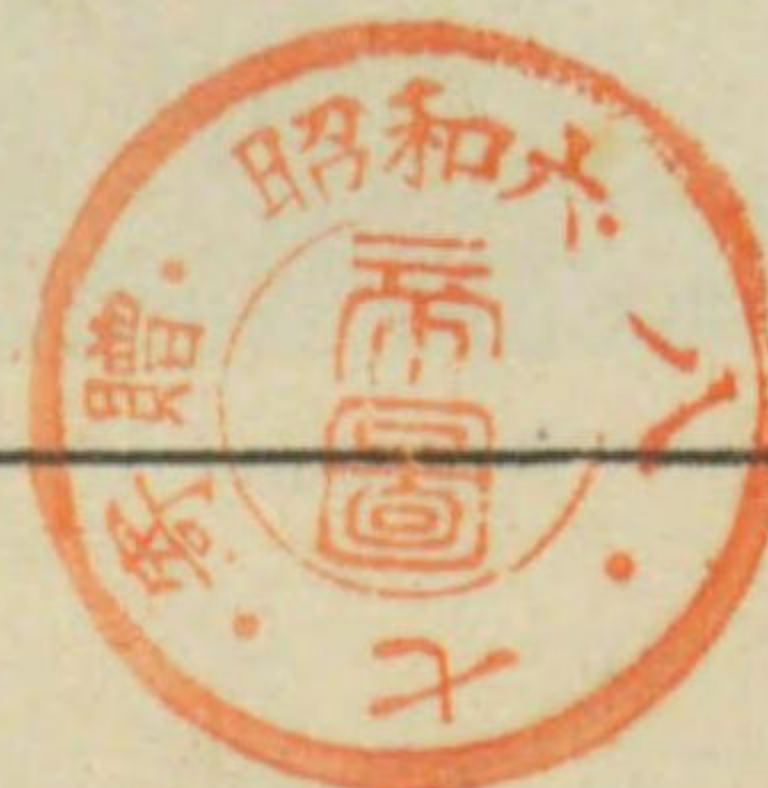
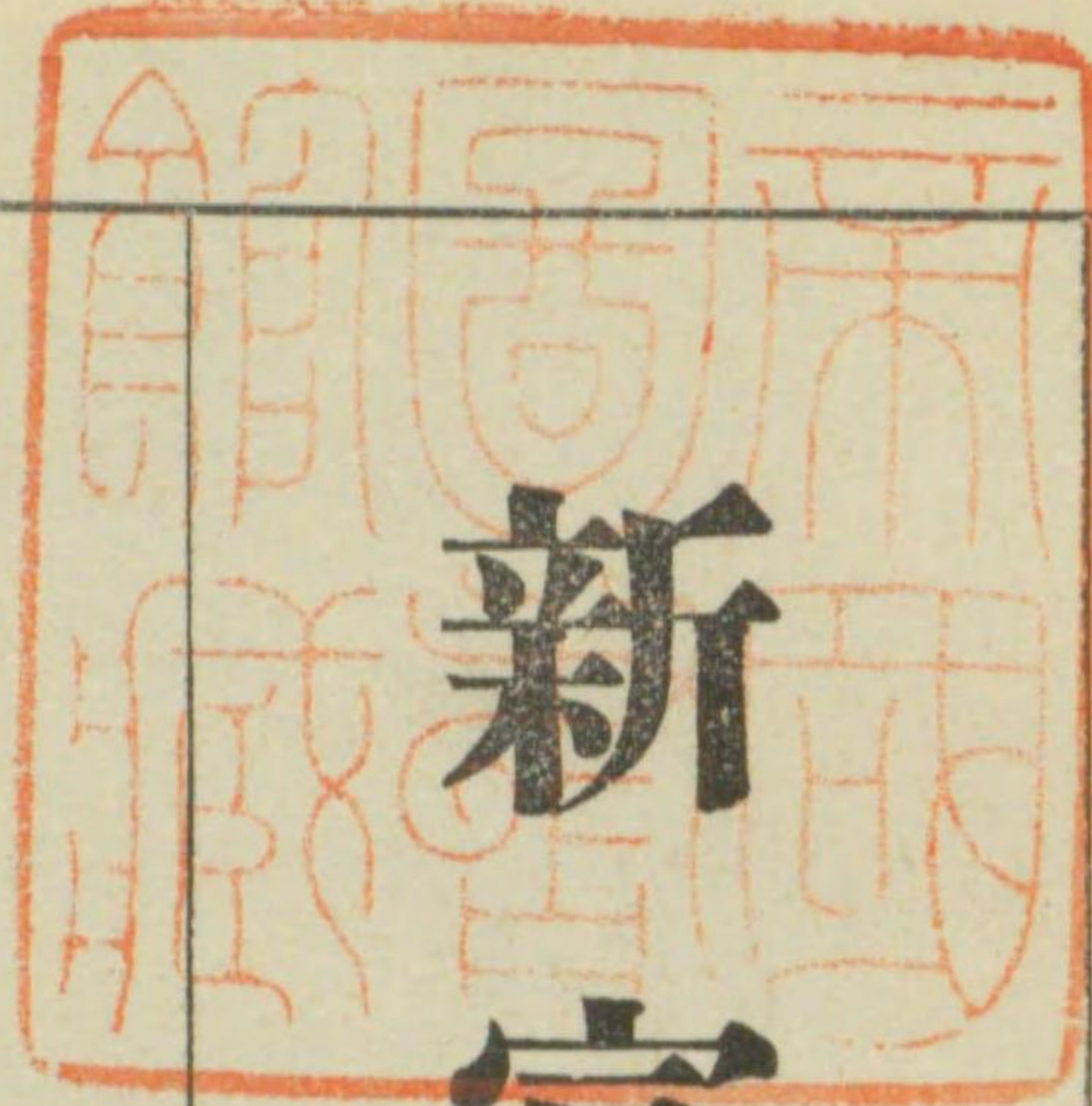


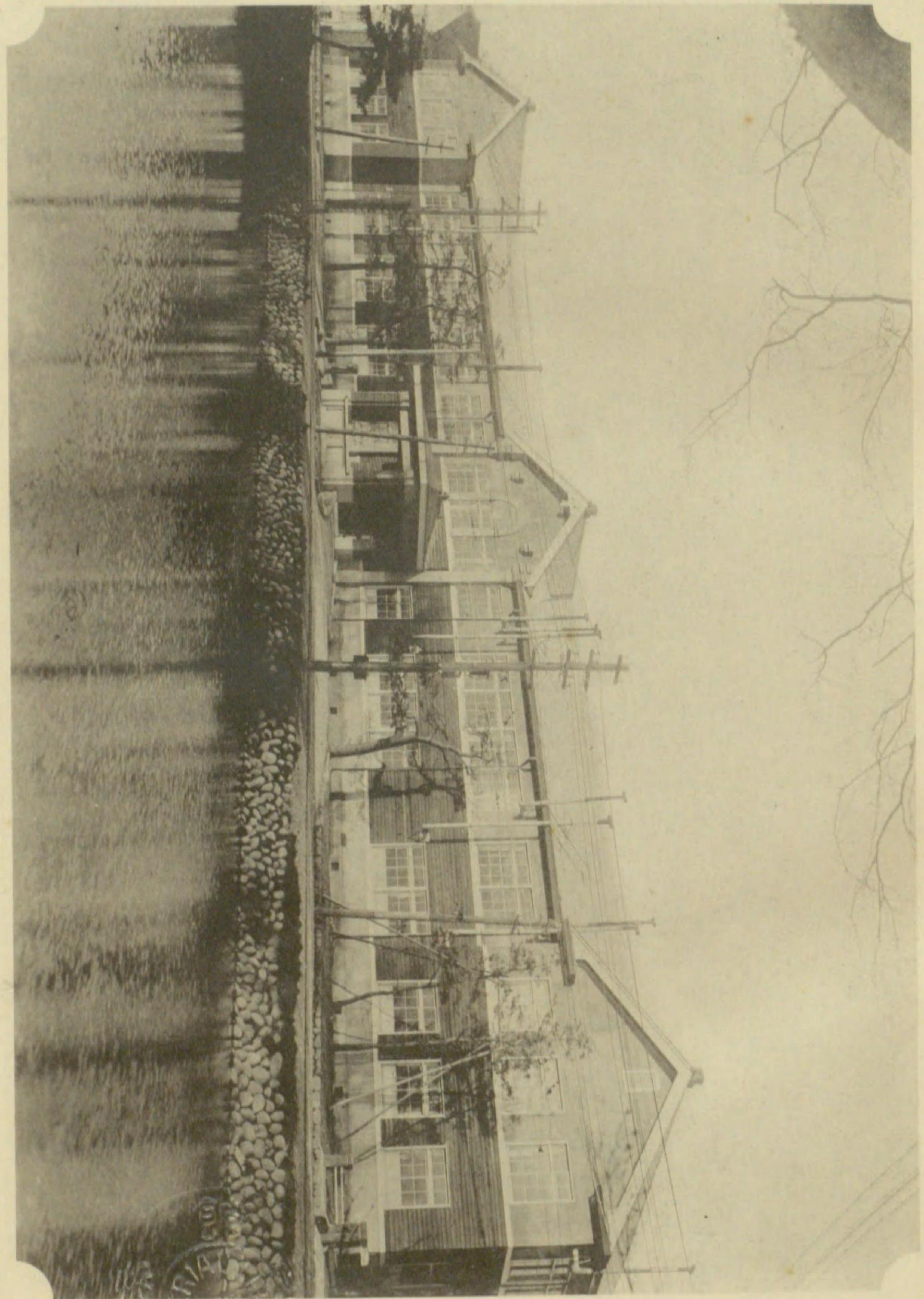
昭和六年刊行

同縣寄贈本

新富山縣

富山縣編纂





富山縣假廳舍



關東大平野

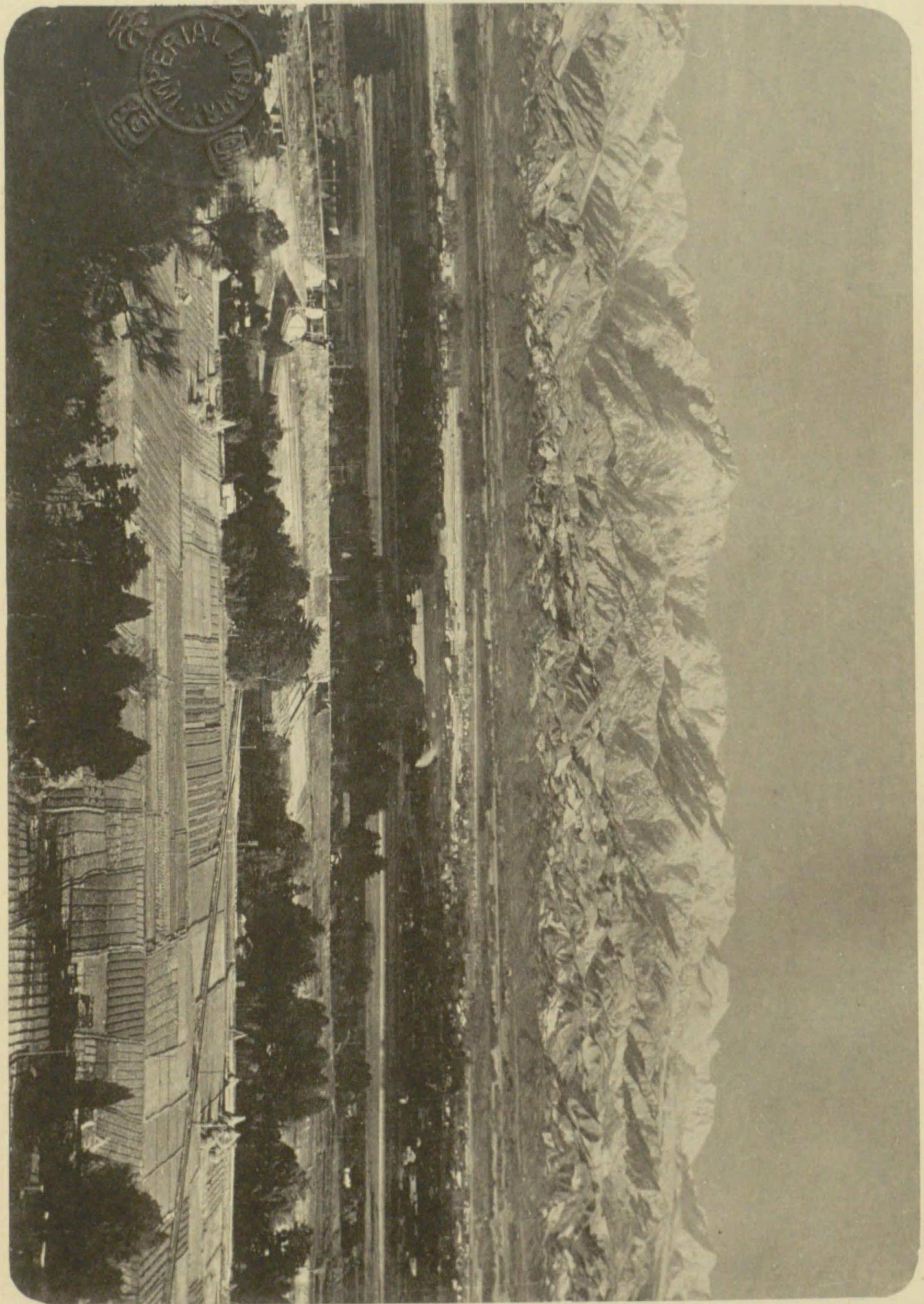
德富山

富山縣

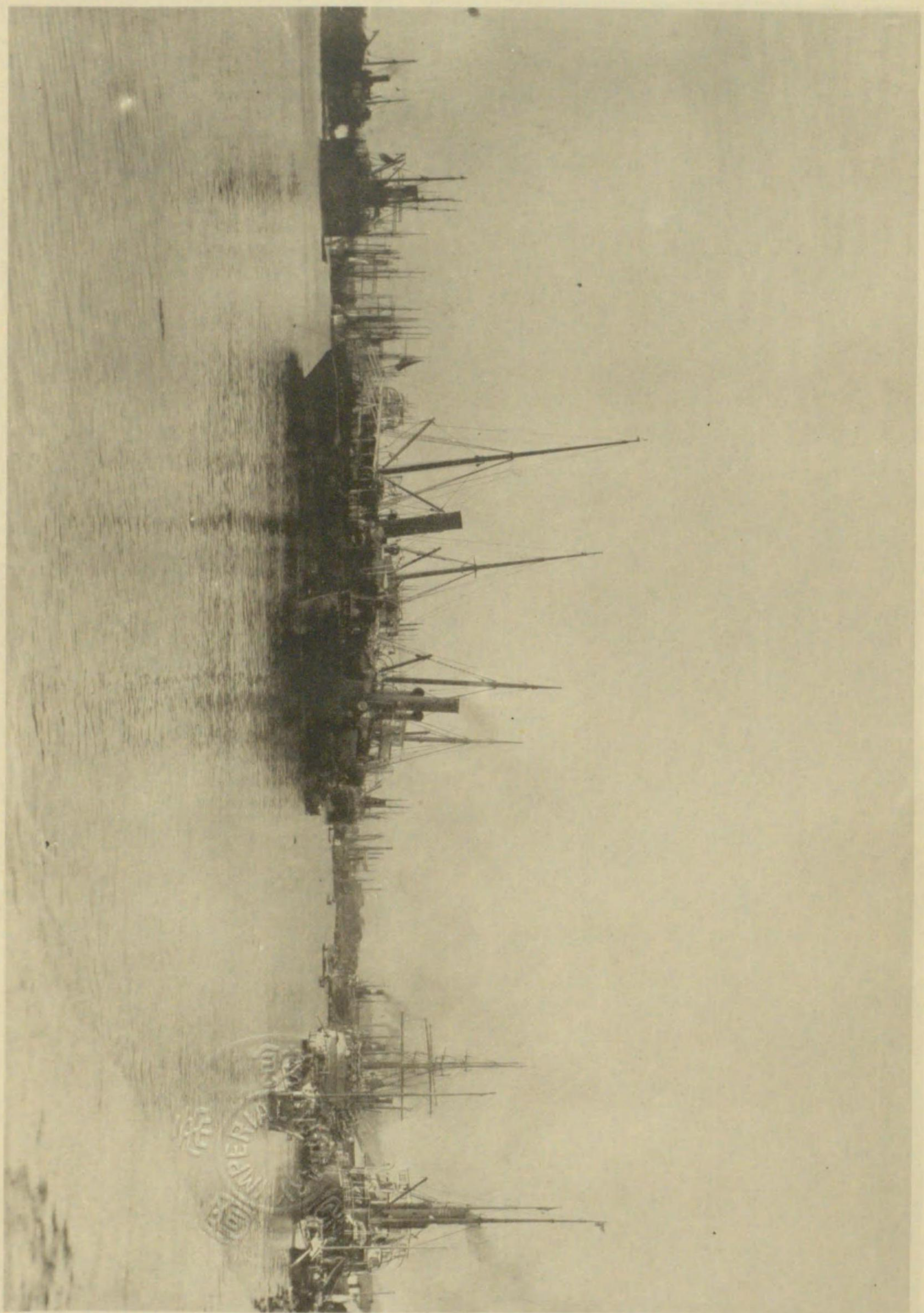
關東大平野



立 山 連 峰



伏木港



緒言

我富山縣は北陸道の中部に邊在し、所謂古志の一部として京畿を距ること遠かりしかは、古來文化の惠澤に浴すること遅く、歴史上に重要な位置を占むる機會なかりしのみならず其の郷土の人物も絶えて出色異彩ありしを見ず。又産業の如きも産米其の他の一二を除きては久しく世に聞ゆるもの無かりしが、輓近交通の利便は諸般施設の整備を促し、従つて一縣の資源亦面目を一變し、吳下の阿蒙にあらざらんとす。

看よ源を北アルプス一帶の峻嶺に發し、直下北流、日本海に朝宗する大小の河川は往時より灌漑の利ありて幾百千年間の久しき蒼生給養の資源たりしと同時に民人をして災害の爲に奔命に疲れしめたりしが、工業の發達により、其の急流激湍を利用する發電

事業を勃興せしめ水電王國の名あるに至らしめたるが如き、其の一例とも見らるべきにあらずや。

本書發刊の趣旨は、本縣の有のまゝを有の儘に紹介するにあり故に行文の如きも敢て修飾を加へず、直截簡明を旨とせり、要はた大方諸賢の爲に忠實なる參考書となり、有益なる資料となるを期せんとするに在り。

再版に際して編次の舛裁其他に改善を加ふる企圖なきにあらざりしも、初版富山縣急に匱乏を告げ、特に印刷を急がざるべからざりし爲に、其餘暇を有せず、暫く舊態を襲ふの止むを得ざりしは遺憾とするところなり。

昭和六年六月

富山縣

新富山縣

目次

第一章 行幸啓	一
第一節 行幸	一
第二節 行啓	二
第二章 總説	八
第一節 地勢	八
第二節 氣象	一〇
第三節 戶口	一一
第三章 沿革	一三
第一節 廢藩以前の概説	一三
第二節 置縣以後の變遷	一六
第三節 行政區劃の分合	一七
第四節 置縣以後の政治	一九

目次

一

第五節 富山縣會

第四章 代議員

第一節 貴族院議員

第二節 衆議院議員

第五章 財政

第一節 租稅

第二節 地方財政

第三節 市町村財政

第四節 財產

第五節 公債

第六章 教育

第一節 沿革

第二節 初等教育

第三節 師範教育

第四節 中等教育

第五節 實業教育

第六節	高等教育	五〇
第七節	社會教育	五三
第八節	教育會及留學生	五八

第七章 社寺

第一節 神社

第二節 宗教

第八章 產業

第一節 概說

第二節 商業

第三節 工業

第四節 農業

第五節 蠶業

第六節 畜產業

第七節 林業

第八節 水產業

第九節 礦業

第九章 交通

通

一六五

第一節 道路

路

一六五

第二節 橋梁

梁

一六八

第三節 鐵道及軌道

道

一七〇

第四節 河川

川

一七三

第五節 港灣

灣

一七五

第六節 遞信

信

一七八

第十章 軍事

事

一八一

第一節 兵事

事

一八一

第二節 軍事團體

體

一八六

第十一章 警察

察

一八七

第一節 警務沿革

革

一八七

第二節 行政警察

察

一八八

第三節 刑事警察

察

一九五

第十二章 衛生

生

一九七

第一節 防疫衛生

生

一九七

第二節 豫防衛生

生

二〇一

第三節 醫事及藥事

事

二一〇

第四節 保健衛生

生

二一三

第五節 家畜傳染病豫防及其施設

設

二一九

第十三章 社會事業

業

二二一

第一節 社會事業

業

二二一

第二節 基金及協會

會

二二三

第三節 教化事業

業

二二四

第四節 防貧事業

業

二二七

第五節 救貧事業

業

二三〇

第六節 保護共濟

濟

二三三

第七節 兒童保護

護

二三七

第十四章 都市計劃

劃

二四三

第一節 都市計劃の沿革

革

二四三

第二節 都市計劃の區域

域

二四四

第三節 富山都市計劃及事業

業

二五〇

第四節 高岡都市計劃……………二七一

第十五章 電氣事業……………二八〇

第一節 水電上の地位……………二八〇

第二節 發電事業の趨勢……………二八二

第三節 各河川の發電能力……………二八五

第四節 水利使用許可及發電工事の行程……………二八六

第五節 水利使用權の所屬……………二八七

第六節 電力需給の概況……………二八九

第七節 電氣の用途……………二九一

第八節 電力料金……………二九二

第九節 主要工場地帯……………二九三

第十節 電氣事業經營者……………二九五

第十一節 縣營電氣事業の趣旨及沿革……………二九六

第十二節 縣營水電事業計畫の大要及營業成績……………三〇二

第十六章 特別保護建造物及國寶……………三〇四

第一節 特別保護建造物……………三〇五

第二節 國寶……………三〇六

第十七章 舊蹟、名勝及天然記念物……………三〇八

第一節 行在所跡……………三〇八

第二節 城遺跡……………三一〇

第三節 墓碑……………三二三

第四節 名勝……………三三〇

第五節 天然記念物……………三四七

第十八章 温泉、鑛泉及海水浴場……………三四九

第一節 温泉……………三四九

第二節 鑛泉……………三五三

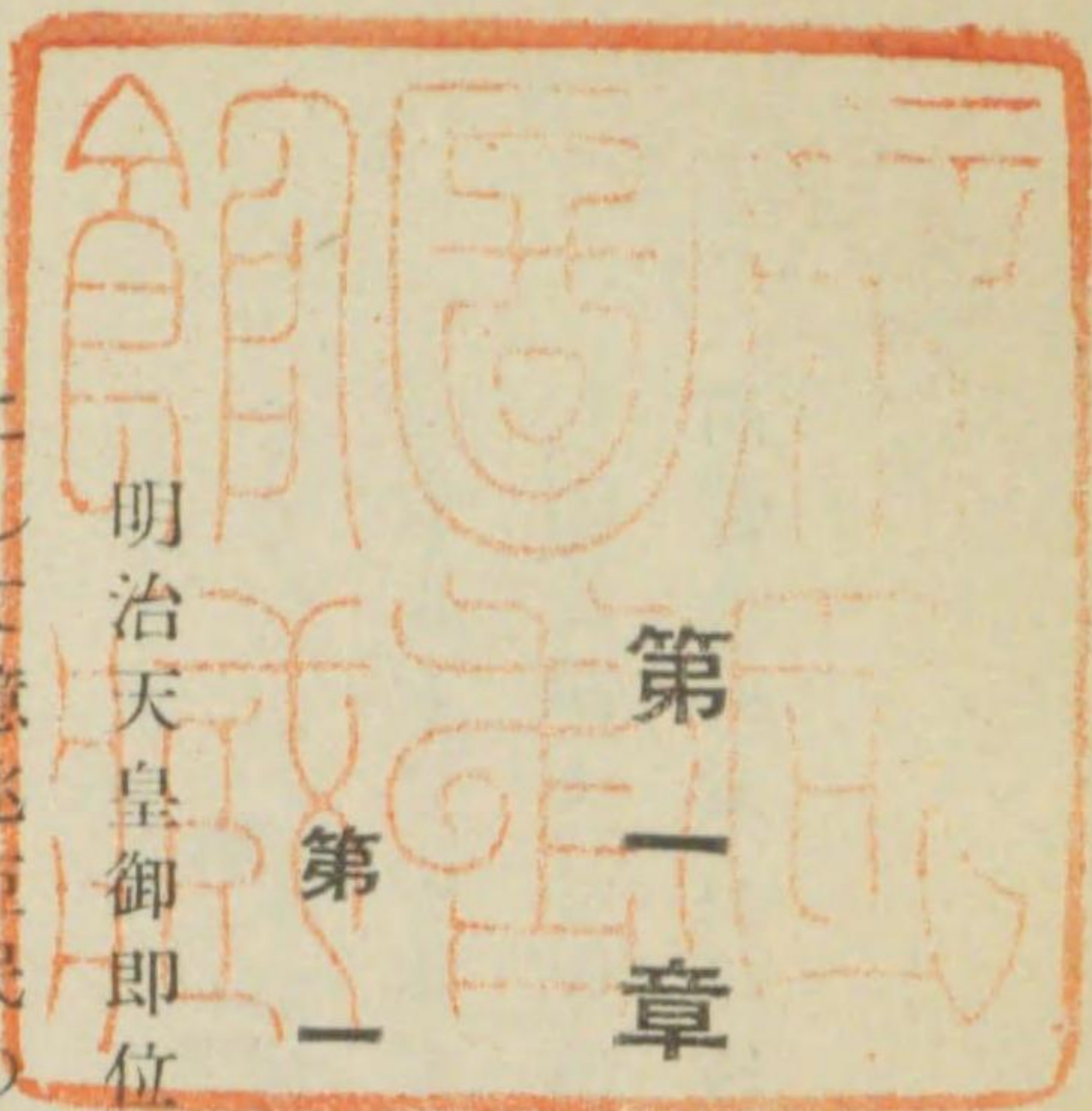
第三節 海水浴場……………三五六

第十九章 越中民謡……………三五七

第一節 麥屋節の由來……………三五七

第二節 小原節の由來……………三五八

第二十章 人物……………三六二



第一章

行幸啓

第一節 行幸

明治天皇御即位以來、屢々諸國を巡狩して、親しく民風を視、軍旅を閲し給ひしは、洵に昭代の盛事にして、億兆臣民の敬虔傾仰して已まざる所なり。

我越中は由來北陸僻陬の地にして、古來民衆が鳳輦を拜する能はざるを遺憾とせり、畏くも明治十一年八月三十日、明治天皇東京御發輦、北陸東海兩道行幸の途に就かせられ、北陸の黎民甫めて天顏を咫尺に拜するの光榮に浴し、聖恩の厚きに感泣せざるものなし。

明治天皇の越後より越中路に入らせられ給ひしは、實に明治十一年九月二十八日午後三時にして、新川郡宮崎村九里東太由に御小休みの上、泊驛行在所伊東祐明方に御駐輦あらせらる。

同月二十九日午前泊驛行在所御發輦、入善驛米澤紋三郎方飯野村御野立所、杏掛村本傳寺に御小休みの上、三日市驛島直平方に御晝休の後御發輦、持光寺村大徳寺に御小休みの上、午後魚津驛に入らせられ、寺崎與一郎方に御駐輦あらせらる。

九月三十日魚津驛御發輦、追分村御野立所、滑川驛竹中禎三郎方に御小休み、水橋驛廣瀬甚造方に御晝休あり、それより町袋村御野立所、町新庄村草野耕多方に御小休みの上、同日午後四時富山、中田清兵衛方に御着御駐輦あらせらる、非常御立退所として富山梅澤町大法寺及稻荷町藤岡りせ方を

充て奉れり。

當時供奉員の主なる人には右大臣岩倉具視、宮内卿徳大寺實則、參議兼大藏卿大隈重信、宮内大輔杉孫七郎内務少輔林友幸、陸軍少輔大山巖内務大書記官品川彌次郎、大警視川路利良、一等侍輔土方久元、一等侍醫伊東方成、宮内大書記官山岡鐵太郎等にして、當日大隈參議は御名代として師範學校並に致遠中學校を視察せらる。

十月一日富山行在所御發輦の途中、愛宕町大間知正助方、五福村觀音寺、中茶屋村島崎七右衛門方願海寺村佐崎伊作方、小杉新町村寺林法憲方、大門新町笠間之幹方に御小休みの上、高岡に入らせられ、育英小學校に於て御晝餐を召されたる後御發輦あらせられ、立野村長久寺、四十万驛島田七郎平方に御小休みの上、今石動驛に御着、道林寺に御駐輦あらせらる。

十月二日今石動行在所御發輦、天田峠の御假殿に御小休みの上、國境天田越を御通過あり、加賀路に向はせらる。御駐輦中は到る所縣民歡喜効を伴ひ、老を扶け感泣して奉送迎するもの、其の數を知らず、富山の如きは遠く飛州地方より出でて奉迎したるものも尠からず。

第二節 行 啓

大正天皇の未だ皇太子に在らせ給ひし時、國內の實狀御視察のため、北陸地方へ行啓の御沙汰あり、明治四十二年九月十五日東京御出發、岐阜、福井、石川の三縣を巡啓し給ひ、同月二十九日金澤市御出發あらせられ、途中伏木港及縣立福野農學校へ行啓の後、富山に御着、御旅館に充てられたる縣

會議事堂へ入らせらる。

九月三十日富山市内御巡啓、先づ富山縣廳へ御成あり、知事の縣治言上を聞き召され、構内に松樹御手植あらせらる。それより富山縣立高等女學校歩兵第六十九聯隊富山縣師範學校並に日本赤十字社富山支部病院内に陳列されたる縣下の物産等を視察し給ひ、途次神通新大橋にて鮎蠟を台覽あらせらる。

十月一日縣立富山中學校富山市立商業學校富山縣織物模範工場廣貫堂を視察し給ひたる後、魚津町へ向け御發駕、縣立魚津中學校へ御成あり、又魚津海濱に於て鯛網等御巡覽の後、御疲勞の御けしきもあらせられず、富山市への歸途、吳羽山へ御登臨あらせらる。當日は夜に入りて、各學校生徒の提灯行列、舊富山藩主伯爵前田利同より献上したる仕掛花火等によりて御旅情を慰め奉れり。

十月二日高岡市に行啓あり、縣立高岡中學校、高岡市立商業學校、縣立高岡工藝學校、高岡市立實科高等女學校を御巡察の上、高岡公園瑞龍寺高岡物産陳列場へも御立寄あらせらる。歸途富山神通橋々上に於て富山市内各小學校生徒の聯合大運動會を御覽あり、又縣廳構内に設けたる美術品展覽會を台覽あらせらる。

殿下の富山市に鶴駕を駐めさせ給ふこと五日、普く縣内各地の狀況を御視察あらせ給ひ、十月三日熱誠をこめたる縣内官民の奉送裡に還啓の途に就かせられたり、斯くて四日長途の御旅行に聊かの御恙もあらせられず、御機嫌最と麗はしく、東宮御所に還啓あらせらる。

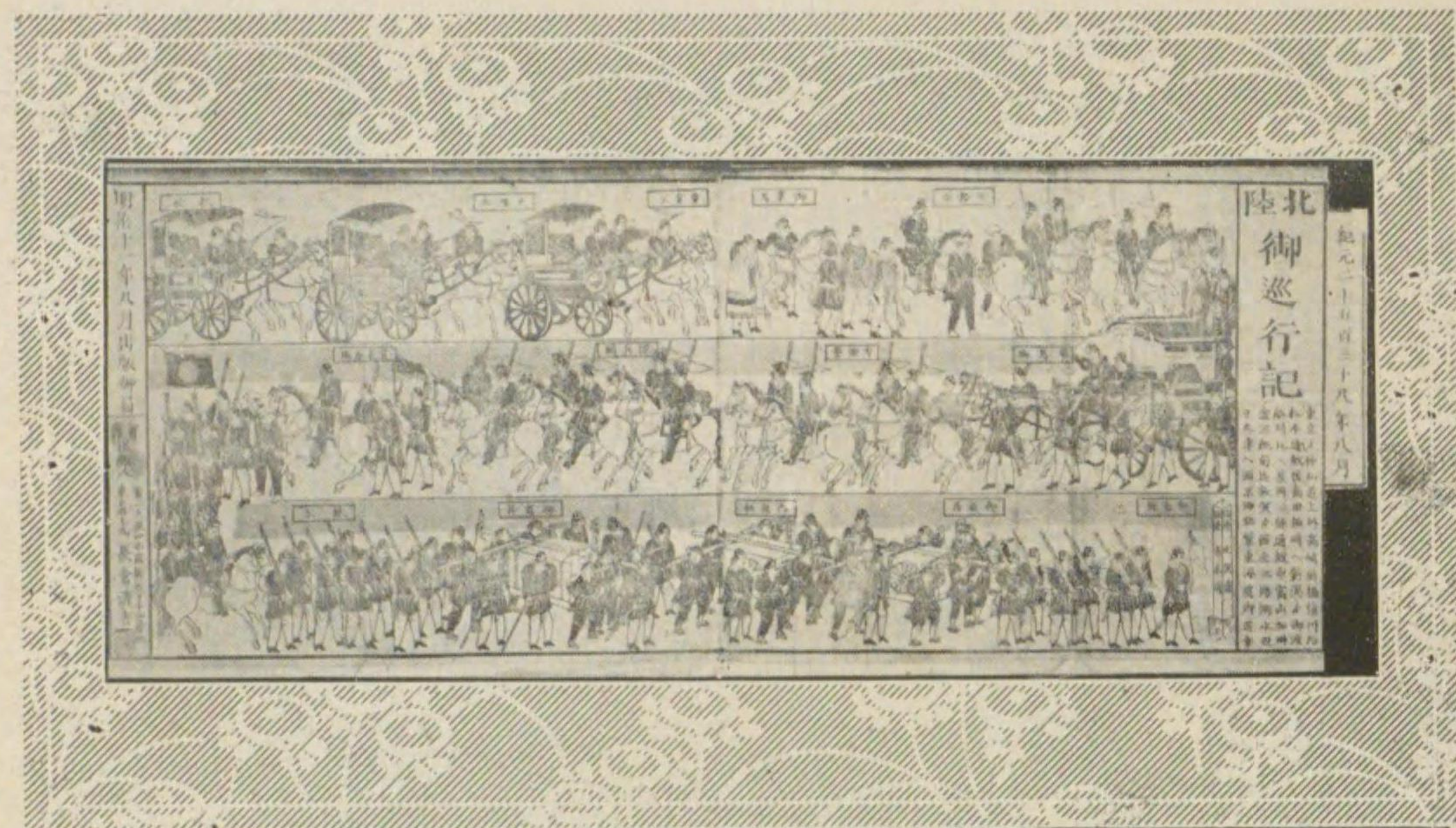
大正十三年十一月加越能三州の野に陸軍特別大演習を舉行せらる。當時 今上陛下皇太子に在

らせ給ひ 大元帥陛下の御名代として十一月一日車駕東京を發し給ひ、名古屋市に御一泊翌二日金澤市に御着、同市成巽閣を以て大本營に充てさせられ、大軍を御統裁あらせらる。

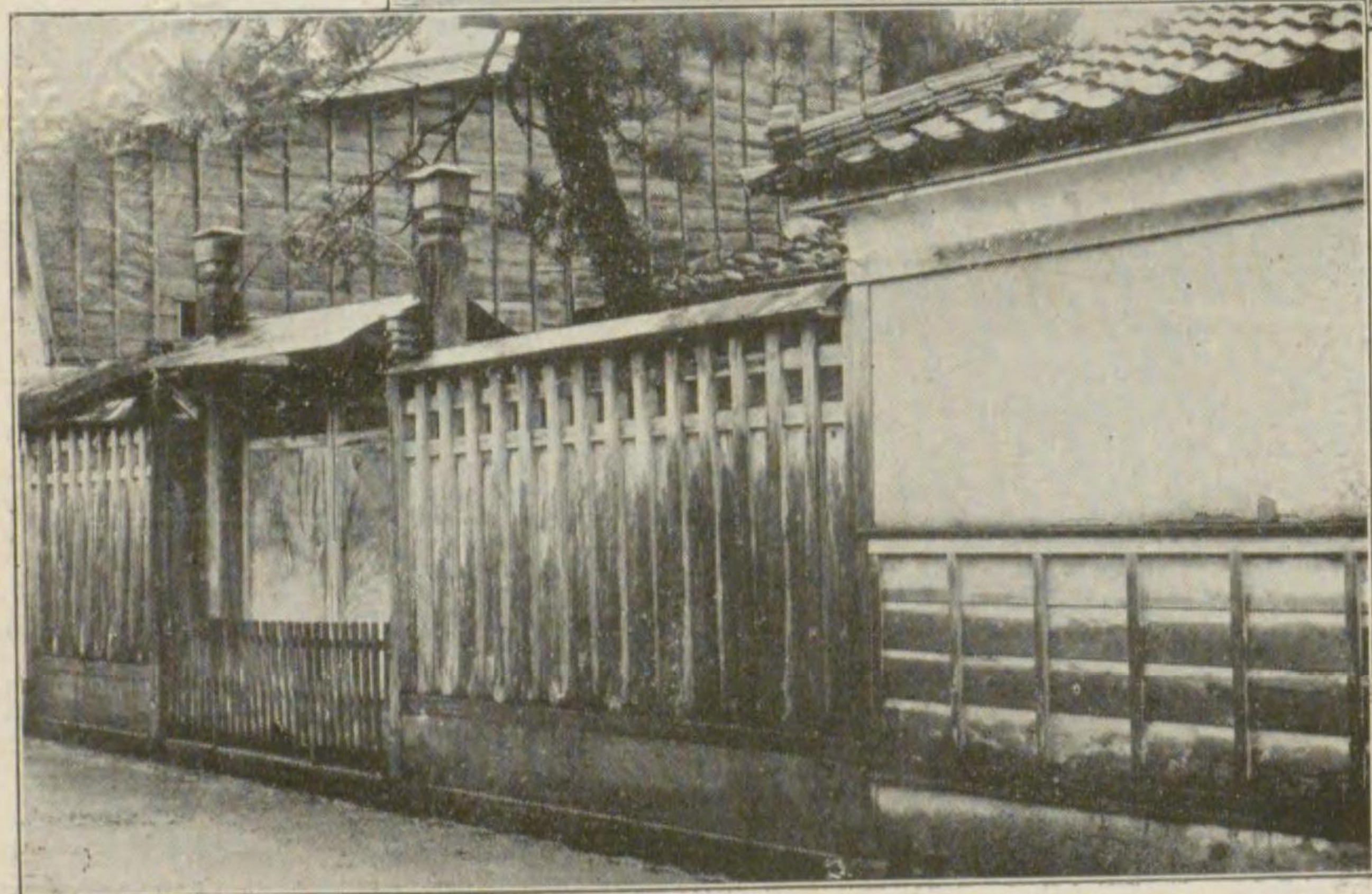
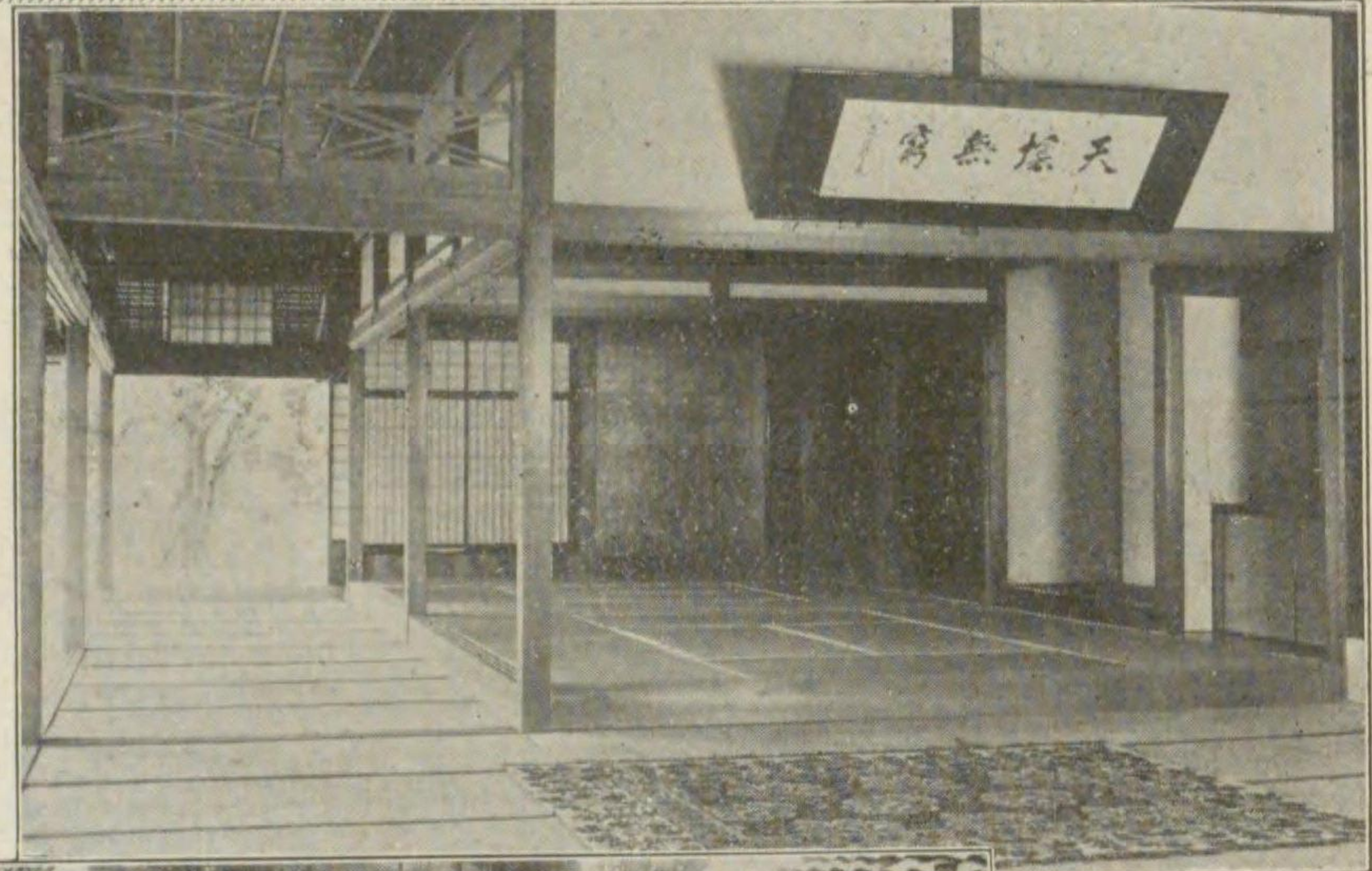
十一月三日大本營御出門、御召列車午前九時五十分石動驛に御安着あらせらる、それより御先着の閑院元帥宮久邇梨本兩大將宮殿下を始め、奈良武官長各侍從武官、河合參謀長、上原奧兩元帥以下幕僚を隨へさせられ、御愛馬「初綠」に御召、錦旗を先頭に威風堂々路上塔の如き奉迎官民の最敬禮を受けさせられ、十時二十分野外統監所に御到着あらせらる、御統監所は石動驛の西、約半里を隔つる埴生蓮沼の小丘にあり、此日は天晴れ氣清く御統監所の前面には晩秋の陽光に輝く一大平野をめぐる白馬山系立山連峰及醫王山系の山々は白皚々の装ひをこらして聳え立ち、北國の自然を一眸の間に收めさせられ、次第に白熱化せんとする兩軍の大決戦を御統監あらせらる、戰酣なるに及び殿下には幕僚を隨へさせられ、河合參謀長の御先導にて、小矢部川の流れに近き戰線の眞中を御巡視遊はさる、爲に兩軍の士氣益々振ふ、斯くして御巡視を終へさせられ、再び御統監所に御歸還、御晝餐を召されたる後、退役歩兵中尉島田七郎右衛門に拜謁仰せ付られ、同中尉より約二十分に亘りて俱利伽羅峠を中心として演せられたる源平戰の講演を聞き召さる、後再び兩軍の戰況を贊はせられ、廳で演習は休止となれり、殿下は茲に第一日たる本縣内に於ける統監を終へさせられ、關係諸員の御機嫌奉伺を受けさせらる、午後二時御統監所御出發、同二時半特別列車に召させられ、御歸還の途に就かせらる。

晩秋越中の山野に統帥し給ひし皇太子殿下には、御安息の御暇もなく地方行啓を仰せ出され、金澤福井御巡察後、十一月十日富山市へ行啓あらせらる、此の日寒風大雨をも御厭ひなく御旅館なる金澤成巽閣御出門、金澤驛を臨時御召列車にて御發、午前十時三分高岡驛御着、一分間御停車の上、車窓拜謁を許さる、十時三十分富山驛御着、官民代表者の奉迎を受けさせられ、直ちに自動車鹵簿にて沿道の學生々徒、其他各團體庶民の堵列奉迎を受けさせられ、御順路櫻橋を経て西町角を右折し、大手前より眞直に本縣廳構内御休憩所縣會議事堂に御安着、御座所に約二分間御休息後、主なる官民其他教育自治實業、社會衛生事業等の功勞者を御召の上、拜謁を賜へり、次に知事富山市長、縣會議長、商業會議所會頭の奉迎文を受けさせらる、それより知事裁判所長、檢事正、富山高岡兩市長及富山高岡兩聯隊區司令官より各所管事務の狀況を聞き召さる、暫時御休憩後、午前十一時三十五分堂内陳列の献上及傳獻品に御目を注かせられ、それより御徒歩にて縣廳へ御成り、階上にて縣下重要物産の陳列品御巡覽遊はさる、十一時五十五分御歸りの途中、構内に松樹御手植ありて御休憩所に入らせらる、階上の正廳にて、主なる官衛長に御陪食を賜はり、午後一時四十分御出發、總曲輪より諏訪川原を右折、舊神通橋道路を経て、午後一時四十六分神通中學校北側より同校庭に御成り、奉迎式場に臨ませらる、知事岡正雄より奉迎文を奉呈し、奉迎歌の唱和あり、萬歲歡呼の裡に神通中學校の講堂に御成りあつて、學校生徒の成績品を御台覽あらせられ、再び校庭に出御、學生兒童の体育競技御覽の上、御機嫌麗しく午後二時三十分式場を辭させられ、船頭町神通町新富町を経て富山驛に御着、二時四十分御召列車に乗御、萬歲聲裡に轟く祝砲と共に御發車、同四時五分金澤市に御安着あらせらる。

北陸御巡幸繪圖



明治天皇泊町行在所趾



明治天皇魚津町行在所趾

第一章 行幸啓

今度の行啓に際し兵馬倥忽の間敬神産業教育の振興等にも御心をそゝかせられ、畏くも侍従子爵牧野貞亮を御使として左記の箇所へ差遣はさる。

十一月七日 城端織物組合國幣小社高瀬神社富山縣織物模範工場蠶業試驗場
十一月八日 富山慈濟院廣貴堂第一ラミー紡績會社富山藥學專門學校富山高等學校富山縣水産講習所國幣中社射水神社高岡公園高岡商品陳列所

十一月十一日 愈々金澤市成異閣の御旅館を出させ給ひ還啓の途に就かせらる。午前十時金澤驛を御發車、同十一時二十五分轟きわたる號砲のひびきと共に富山驛に御着、多數官民有志有位有勳者婦人會幹部員等の奉迎を受けさせられ、同十一時二十九分御發車、十二時四分魚津驛御着、一分間御停車、主なる官民に車窓拜謁を賜はり、十二時五分御發車あらせらる。此の日縣内沿道の官民御奉送申上げ一路平安を祈り奉りたり。

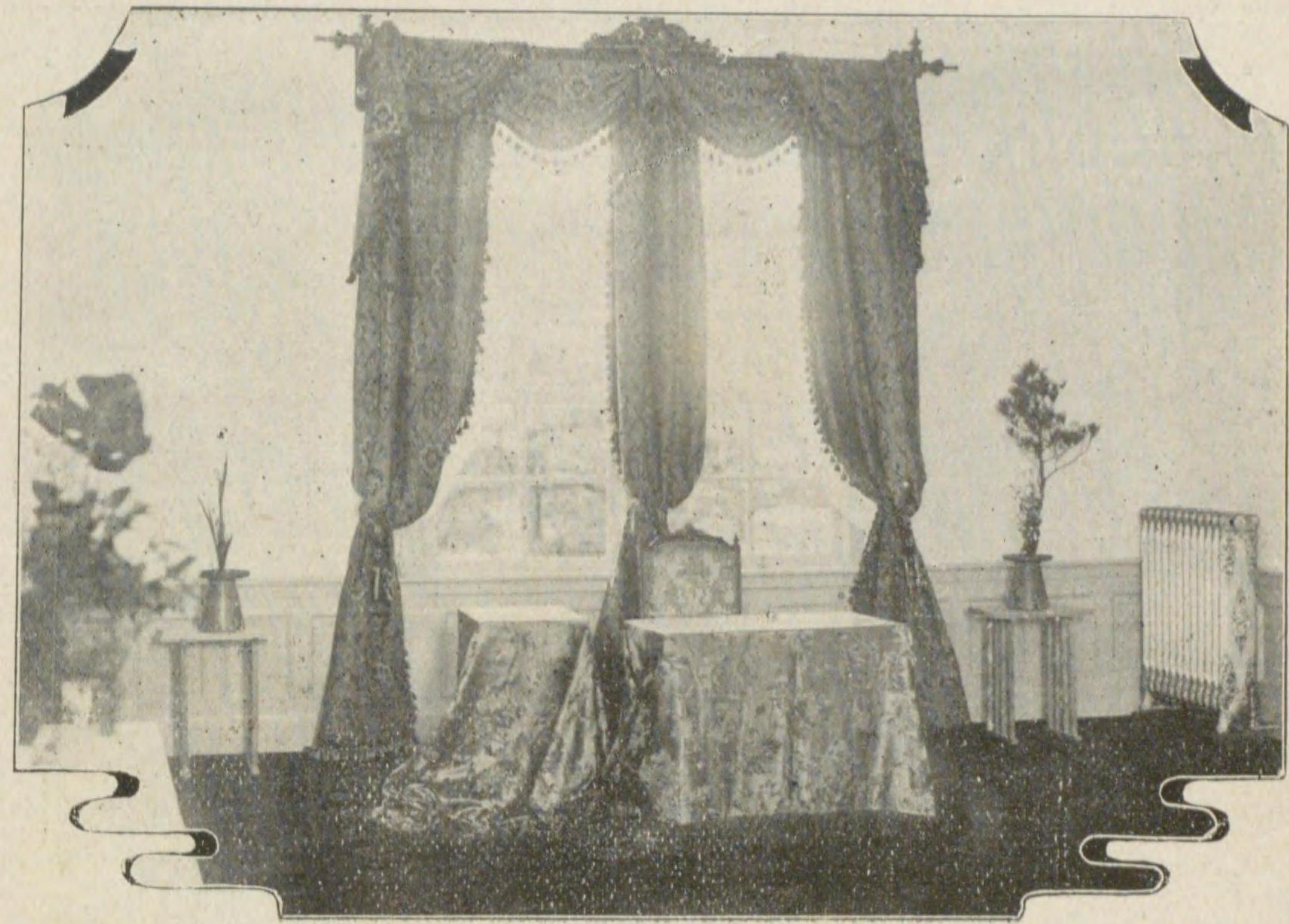
皇族御來臨 往昔より皇族殿下にして、御來縣遊はされ給ひし御方々の御入縣年月日並に御事蹟を掲ぐれば左の如し。

恒性皇子 元弘二年三月八日越中に遷し奉る。

宗良親王殿下 興國三年春越中名子浦に御潜匿あらせらる。

有栖川宮熾仁親王殿下 明治二十二年六月二十四日新發田金澤衛戍御巡視の途次御來縣、同月二十九日御退縣。

小松宮彰仁親王殿下 明治卅一年六月八日日本赤十字社富山支部總會に御台臨、翌九日御退縣。



攝政宮殿下御座所



秩父宮殿下立山御登攀(中殿下)

小松宮彰仁親王殿下 明治卅三年五月二十六日岐阜縣赤十字社支部へ御台臨の途次御來縣翌
二十七日御退縣

閑院宮載仁親王殿下 明治卅八年十月十五日御來縣翌十六日日本赤十字社富山支部特別社員
總會に御台臨當日御退縣

閑院宮載仁親王同妃智恵子兩殿下 明治四十四年四月五日日本赤十字社富山支部病院新築落
成式及愛國婦人會富山支部職員會に御台臨翌六日御退縣

閑院宮載仁親王同妃智恵子兩殿下 大正二年九月二十七日日本赤十字社富山支部愛國婦人會
富山支部總會に御台臨同月三十日御退縣

閑院宮載仁親王妃憲子殿下 大正六年五月二十日特命檢閱使として旅團及歩兵第六十九聯隊檢閱の
爲御來臨翌二十一日御退縣

有栖川宮威仁親王妃憲子殿下 大正七年五月二十九日高岡市外繁久寺前田利長卿御墓參の爲
御來縣同日御退縣

東久邇宮稔彦王殿下 大正八年七月二十九日立山御登山八月一日御退縣

東久邇宮稔彦王殿下 大正九年十一月二日第九師團機動演習の爲御來縣翌三日御退縣

朝香宮鳩彦王殿下 大正十年七月三十日信州大澤渡より立山御登山八月七日御退縣

李王世子垠殿下 大正十一年九月二十一日陸軍大學演習參加の爲御來縣十月一日御退縣

久邇宮智子女王殿下 大正十二年九月十九日御來縣同日御退縣

秩父宮雍仁親王殿下 大正十三年五月六日立山御登山同月十二日御退縣。

閑院宮載仁親王殿下 大正十三年十一月三日 今上陛下皇太子に在まし御名代として大演習

御統監の爲西礪波郡植生村へ行啓の際御隨伴同日御退縣。

久邇宮邦彦王殿下 同上。

梨本宮守正王殿下 同上。

竹田宮恒憲王殿下 大正十五年八月十一日立山御登山同月十四日御退縣。

北白川宮永久王殿下 大正十五年八月十一日立山御登山同月十四日御退縣。

東久邇宮稔彦王殿下 昭和二年二月五日北陸スキー大會へ御台臨同日御退縣。

久邇宮邦彦王同妃侘子兩殿下 昭和三年十月二十日黒部峽谷御探勝の爲下新川郡鐘釣鐵橋ま

て御成同附近を錦繡關と御命名あり同日御退縣。

秩父宮雍仁親王殿下 昭和五年九月二十一日陸軍大學校學生の御資格を以て同校學生現地戰

術演習御參加の爲御來縣十月一日御退縣。

第二章 總 說

第一節 地 勢

富山縣は東經百三十度四十六分より百三十七度四十五分に亘り、北緯三十六度十七分より三十六度五十九分に跨る、廣袤二百七十六方里〇三五を有し、北陸道の略中央に位して形勝の地を占む

管轄は越中一圓にして、東は越後及信濃に、南は飛驒に隣り、西は加賀能登に接し、北の一帯は日本海に面して、遙かに突き出る能登半島と共に富山灣を形成す。

地形は東西に長く南北に短し、東西凡そ二十四里、中央に於て約十三里、南北中最も廣きは約二十二里に達す、縣内は山嶽極めて多く高山峻嶺東西、南の三方を圍み、平坦の地は僅かに其の四分の一に過ぎず、就中東南一帯に巒簇せる峻嶺は所謂日本北アルプスの連峰にして、信飛國境を走り、我越中に入りて二派に岐る、一は其の主脈たる白馬山脈にして、信越の國境を北走して遂に越後との境に至りて親不知の斷崖となり、日本海に没す、一は其の西方に並走せるものにして、上の岳藥師岳より立山、劔岳となり、更に北走して、愛本附近に終る、之れ即ち立山山脈なり、此の神工鬼斧の兩山脈の間に發育せる一大縦谷は、名にし負ふ黒部川の大峽谷なり、南境には飛驒山脈の餘波たる白木、金剛堂等の諸山崛起して、婦負、礪波兩郡の境上に北走し、次で富山高岡の平野を横斷す、西境は白山山脈に屬する笈岳、醫王山等、加越の界を走り、更に北下して寶達山、石動山等を起し、遂に海に盡く、此の間には數條の大縦谷を抱き、河川皆此處に發源し、孰れも流域區間を灌漑し、北流して富山灣に注ぐ、其の主なるものは東より片貝、早月、常願寺、神通、庄小矢部にして、黒部川と共に本縣の七大川と稱せらる、孰れも流域廣く灌漑豊かなるも、其流水多くは急激にして舟楫の便に乏しく、又屢々沿岸の地を害することありしも、河川改修の結果、水害を蒙ること極めて少なきに至れり。

以上述べたるが如く、本縣は山嶽多く平地は僅少なるも、氣候溫和にして土地概ね肥沃灌漑の便大なるを以て頗る米作に適し、夙に本邦中屈指の米產地として知らる、殊に落差多き大小の河川は

古來縣治に災せしこと多かりしも、今や水電事業の勃興に伴ひ、近時之が利用は各地に起り、總發電能力百三十万馬力と稱せられ、本邦中總水電力の優に一割以上を占め、將來此の電力を以て電氣工業の振興と文化生活の向上に資せしめ、剩餘の分は縣外に送るものたるべし。

海岸は一般に屈曲少く良港に乏しきも、獨り伏木港は日本海に於ける屈指の要港として知らる

第二節 氣象

本縣は山嶽極めて多く、東南西の三面は山脈連亘し、北方富山灣に向つて一帯の平野を成すを以て、氣象は山間部と平坦部とは多少其の趣を異にせるものありと雖も、氣候は寒暑とも概ね中位にして、最近十ヶ年間に亘る平均溫度に依れば攝氏十三度一を示せり、而して八月最も高く二十七度七分より二十五度一分を現はし、二月最も低く零度一分より四度六分の間を往來す、又晝夜寒暖の差は平均三度内外にして、冬季は二度前後にありて最も少く、春秋二季は四度以上に達すれども、夏季は三度を超ゆることなし、降水の多きは冬季にして、十二月最も多く平均三百耗を超え、一月、九月、十一月及梅雨の候之に亞ぎ、五月は最も少し、降霜は十一月中旬より四月中旬迄の間にして、平均三十日を超ゆること少し、降雪は平地に在りては十一月下旬より三月下旬に及び、積雪は二尺内外に達すること普通とすれども、往々四五尺を突破することあり、風向は四季を通して南西北東の風多きも、強風は四五月の候南西に多く、秋季は北東に多し、強風は一般に四五時間に亘りて靜まるを常とすれども、北東風に限りて時には五十時間以上繼續することあり。

縣立伏木測候所の事業は、射水郡伏木町故藤井能三の主唱に依り、明治十六年二月本邦嚆矢の私立測候所として創始されたるものにして、明治二十年四月縣の所管に移り、縣立伏木測候所と改稱す、超えて二十一年四月暴風警報信號標を建設して、暴風警報を管内一般に周知せしむることとせり、今は信號標十六ヶ所、其の他簡易氣象の觀測機關として縣内二十八ヶ所、縣外四ヶ所に觀測所の設けあり、此の外立山には高山觀測所を設け、電話を架設して一般登山者の便宜を圖りつゝあり、又新に海洋觀測を開始して、漁獲豊凶豫想並に地震の豫知に努力しつゝあり。

第三節 戸 口

昭和四年末の調査に依る本縣の本籍人口は男四十九万二千二百三十二人、女四十七万六千六十九人、計九十六万八千三百一人にして、現住人口は男四十二万六千九百九十四人、女四十二万三千三百八十九人、計八十四万二千八百八十三人なり、現住戸數は十四万八千三百七十七戸にして、一戸平均五人六分八厘、一方里三千五十一人に當れり、而して最近十ヶ年間に於ける趨勢は漸次増殖の狀況に在りと雖も、現住人口の本籍人口に對比し著しき減差を示せるは、縣外へ出住する者多きに原因せり、蓋し本縣人は概して堅忍持久の特性を有する者多く、従つて勞働者の如きは諸方面の好遇を受くる所となり、内地は勿論遠く臺灣樺太朝鮮に至る迄足跡を印せざるなき狀況なり、又昭和五年に行はれたる國勢調査の人口概數男三十八万八千八百七十八人、女三十九万七千五百五十六人、計七十七万八千九百六十三人、内特別調査區千四百二十二人を含むに比するときは、同調査の人口は現住人口よりも更に

減少せるを見るべし蓋し同調査の施行は十月一日にして全國中移動の最も少き時期を撰はれたるものなりと雖も當時の本縣としては賣藥行商縣外工場の出稼工女遠洋漁業其の他旅行者の最も多き季節にして他府縣とは大に其の事情を異にし、一ケ年中縣外へ出稼せるもの、最も多き季節なるに原因せり、今最近十ケ年中に於ける狀況を示せば左の如し。

戸口累年比

年	現住		本籍		現住		本籍	
	男	女	男	女	男	女	男	女
大正九年末	一三九、三四五	九〇四、七〇六	四六〇、七九三	四四三、九一三	八〇一、七四八	四〇一、四六〇	四〇〇、二八八	八八・六二
同 十年末	一三九、六四八	九一二、一三七	四六四、五八二	四四七、五五五	八〇二、四六一	四〇一、五一〇	四〇〇、九五二	八七・九八
同 十一年末	一四一、四〇二	九一六、九八八	四六七、〇六六	四四九、九二二	八〇八、一四四	四〇五、六六二	四〇二、四五二	八八・一二
同 十二年末	一四二、八九六	九二二、七八四	四七〇、〇七八	四五二、七〇六	八一七、八六五	四〇七、一七七	四〇五、六八八	八八・〇九
同 十三年末	一四二、九一三	九二九、八七五	四七三、四〇三	四五六、四五四	八一七、六八八	四一〇、二一八	四〇七、四七〇	八七・九四
同 十四年末	一四四、八一四	九四〇、八四六	四七八、六四三	四六二、二〇三	八二六、七四四	四一五、〇四七	四一一、六九七	八七・八七
昭和元年末	一四四、七四九	九四三、六七九	四七九、一九〇	四六四、四八九	八二五、三二三	四一二、六七一	四一二、六五二	八七・四六
同 二年末	一四五、七四九	九五二、六三九	四八三、六五三	四六八、九八六	八三一、九一一	四一六、一四一	四一五、七七〇	八七・三三
同 三年末	一四七、一九八	九六〇、八一二	四八八、三七一	四七二、四四一	八三八、五六八	四一九、三〇二	四一九、二六六	八七・二七
同 四年末	一四八、三一七	九六八、三〇一	四九二、二三二	四七六、〇六九	八四二、〇八三	四二〇、六九四	四二一、三八九	八六・九六

第三章 沿革

第一節 廢藩以前の概説

往古の事蹟は邈として稽考すべからずと雖も、我越中は古の越の國の一部なり、越州の名は夙に神代に見はる、崇神天皇十年大彥命を北陸に遣はす、是れ北陸の文字史上に現はる、嚆矢なり、成務天皇の御宇市入命を高志國造とし、大河音足尼を伊彌頭國造とす、伊彌頭は射水なり、蓋し本國に於ける國造の始めなり、齋明天皇の御宇阿部比羅夫越國主たり、之れ越國主の見はる、始めなり、持統天皇六年九月越前國の名あり、文武天皇二年六月越後國の名あり、又同天皇の大寶二年三月越中國四郡を割きて越後國に屬せしむの記事あるを見れば、是より先き既に越中國の分置ありたりしならん、或は天武天皇九年三月越中分國と記したるものあり、三越割置の年代稍々推測するを得ん、次で天平十三年十二月能登國を本國に併せ、天平寶字元年五月復之を置く、爾來越中國は新川婦負射水瀨波の四郡を含む、而して越中守の名は天平四年九月、田口年足の任命せられたるを以て始となす、同十八年六月大伴家持越中守に任ず、家持在任數年山河を遍歴し佳什極めて多く、後人其の餘德を欽す、當時の國府は今の射水郡伏木町古國府にありきと云ふ。

治承四年以仁王平家追討の令旨を下し給ふや、國人王子を奉じて宮崎に據り、源義仲に應じ、壽永二年俱利伽羅に戦ひ大に平軍を破る、降りて承久三年に至り後鳥羽上皇北條氏追討の宣旨を各國

に下し給ふや、國人宮崎定範、石黒三郎等の豪族奮起す。定範乃ち官軍の將仁科盛遠と共に越後に入り、蒲原の嶮に據り、北條朝時の大軍を拒きて利あらず、退きて礪波山を扼せしが、衆寡敵せず、盛遠等戰死し、定範其の終る所を知らず、後朝時の裔名越時有、越中守護に補せられ、放生津に居りしも、元弘三年勤王の師興り、北條氏の滅亡するや、時有も亦誅に伏す。

建武二年時有の子時兼亂を作す、朝廷桃井直常をして之を平げしむ、直常其の功に依りて守護職を賜る、尋て足利尊氏の叛するや、國司中院定清、尊氏の黨越中守護普門利清と、石動山に戰ひて敗死し、官軍勢を失ふ、延元三年七月越後の官軍大井田氏經等新田義貞に應じて越中に來り、利清を黒部川に破りて國府に據る、國人之に應ずるもの多く大舉して加賀に入る、義貞戰死するに及び、官軍復振はず、後桃井直常屢々越中守護足利高經を伐つ、高經の子斯波義將越中守護となるに及び、直常大に義將を守山に破り、之を走らす、されど足利の勢益々盛んにして官軍漸く衰頽せり。

天授六年足利義滿管領畠山基國に越中を領せしむ、これより其の子孫越中を領すること百餘年、其の間本願寺、純如、蓮如來りて宗教を布き、瑞泉寺、勝興寺、威を礪波に振ひ、豪族の爭亂も相繼ぎて絶えざりき、明應二年畠山政長其の族義豊と戰ひ、河内國に敗死するや、上杉顯定本國を略し、尋て長尾爲景の有となりしが、幾もなく神保は越前の朝倉に通じ、推名は能登の畠山に依り、板屋は加賀の一、向一撥に與す、後、爲景の子景虎に至り、屢々兵を本國に出し、天正の頃越中の大半上杉の有に歸せり、天正六年上杉謙信卒す、義子景虎、景勝相争ひ、越後内訌あり、越中國人概ね織田信長に歸す、天正七年信長、佐々成政に本國を與へ、富山城に居らしむ、同十年前田利家、柴田勝家等成政を援けて、景勝の軍

を松倉城及魚津城に攻む、城固くして拔けず、遂に媾和し之を收む。

信長の部將豊臣秀吉、明智光秀を山崎に破り、亡主の仇を報い、威を上國に振ふ、成政其の下風に立つを欲せず、天正十三年秀吉乃ち大舉して來り討つ、利家之が先驅たり、成政斃して降る、秀吉其の三郡を收めて之を利家の長子利長に與へ、新川一郡を成政に附す、同十五年六月成政肥後國に封せられし後、新川郡は假りに利家の管する所となり、文祿四年七月に至りて其の加封となれり、是に於て越中一圓全く前田氏の領たり、慶長四年利家薨す、利長其の封を襲き、加賀國金澤城に在りて本國を治む、同十年封を弟利常に譲り、富山城を修築して此に徙り、新川一郡十九万石を以て養老領とす、同十四年三月富山城類焼す、乃ち假りに魚津城に移り、更に地を射水郡關野に卜し、一城を築き、高岡城と稱し、八月これに移る、同十九年五月利長高岡城に薨す、幾もなくして大阪の役あり、利常大軍を率ゐて之に參す、徳川家康其の義功を嘉し、阿波讃岐伊豫土佐の四國を以てせんとす、利常欲せず、因て舊領安堵狀を授く。

利常徳川秀忠の女を娶りて三子あり、長子光高家を襲き、加越能三國八十万石を領し、次子利次寛永十六年十月富山藩主となり、越中國婦負郡一圓、新川郡の一部及加賀國能美郡の一部合せて十万石を領す、三子利治、大聖寺藩主となる、而して利常は新川能美二郡の内二十万石を養老領とす、同十七年十月利次富山に入部、是より代々封を襲き、富山城に居り、萬治二年能美郡の地を新川郡と交換せり、是に於て婦負郡一圓及新川郡の一部は富山藩領として十万石、礪波射水及新川郡の大部は加賀藩領として四十餘万石を算す、而して其の居城領域はその後明治維新に至るまで變ることなし。

明治二年六月版籍奉還の勅許あり、同四年七月廢藩置縣の令あり、金澤藩を金澤縣、富山藩を富山縣とし、縣廳を魚津町に置き、婦負郡の全部及新川郡の一部を其の所管となし、其他は總て金澤縣に屬せしむ。

第二節 置縣以後の變遷

明治四年七月十四日廢藩置縣の令出るや、越中國中舊富山藩に屬する婦負郡の全部及新川郡の一部は富山縣となり、縣廳を魚津町に置く、又新川郡の一部及射水、礪波の兩郡を領せる金澤藩は金澤縣となる、同年十一月二十日更に新川縣、七尾縣を置かれ、新川、婦負、礪波の三郡は新川縣となり、射水郡のみは七尾縣に屬す、同五年九月二十七日七尾縣廢せられ、越中國一圓は新川縣の所管に歸し、縣廳を舊富山城内に移す、同九年四月十八日更に新川縣を廢して石川縣に合す、同十一年十二月十七日郡區を制定し、各郡毎に郡役所を新設せり、同十六年五月九日石川縣より越中國一圓を割きて富山縣を再興し、縣廳を舊富山城内に置く、是れ即ち現今の縣治なり、爾來幾多の變遷を経て、明治十二年四月一日市町村制を、同十九年六月一日郡制を、同年七月一日府縣制を實施す、又縣廳は明治三十三年四月二日富山市山王町に移り、同年八月十二日富山市火災の際類焼したるを以て再び舊城構内に廳舎を新築し、翌卅三年七月五日完成す、昭和五年三月六日廳内より失火し、大部分類焼せしを以て一時縣會議事堂、教育會館及日本赤十字社富山支部の一部を借用して執務せしも、不佞少からざりしを以て舊富山縣立高等女學校跡地に仮廳舎を新築し、同年九月十四日茲に移れり、大

正十二年四月一日郡制廢止となり、同十五年六月卅日限り郡役所廢止となる、以上は置縣以來四十餘年間に亘る管地變遷等の大要にして、縣の境域には何等の變更なし。

第三節 行政區劃の分合

本縣は現に富山、高岡の兩市及上新川、中新川、婦負、射水、氷見、東礪波、西礪波の八郡に分たるも、元は新川、婦負、射水、礪波の四郡に區劃されたるものにして、明治十一年十二月十七日郡區町村編制法の施行に當り、新川郡を上下兩新川郡に分ち、同二十二年四月一日市町村制實施の際、富山各町及上新川、婦負兩郡の一部を割きて富山市を置き、高岡各町及射水郡の一部を割きて高岡市を置くに至れり、同二十九年四月一日郡制實施に當り、上新川郡を上中兩新川郡に、射水郡を射水、氷見兩郡に、礪波郡を東西礪波郡に分ち、茲に二市八郡の現制を成せるものとす。

市町村の區劃は維新以來舊十村區域に基き、之を大小區に分ち、戶長を置きたるも、自治制の實施に當り、従來の町村は其の區域狹小なりしのみならず、戶數僅少にして、其の資力も亦獨立自治の實を擧ぐる能はざる情勢にありしを以て、之が合併の必要を認め、明治二十一年六月自治制實施委員會を設けて、町村分合施行規程を定め、同二十二年四月町村制の實施と共に、一大併合を斷行し、舊來の百九十町二千四百五十四ヶ村を、二市三十一町二百三十八ヶ村に減縮したり、明治二十七年五月十二日上新川郡布倉村を立山村と改稱し、同三十一年八月二十六日東礪波郡能美村を分割して北野村、養谷村を置き、大正二年十二月一日上新川郡大久保村に町制を布き、同四年一月一日射水郡打

出本江村を本江村と改稱す、同六年五月十五日射水郡掛開發村を廢し、其の地域を同郡能町村二上村及高岡市に編入し、同九年四月一日婦負郡櫻谷村を廢し、其の地域を富山市に編入す、同十四年八月一日射水郡下關村を廢し、其の地域を高岡市に、同十五年七月一日婦負郡東吳羽村を廢し、其の地域を富山市に編入し、同年十二月十日中新川郡東三郷村西三郷村を廢し、其の地域を以て新に三郷村を置き、昭和三年六月一日射水郡横田村西條村を廢して高岡市に編入し、同年八月一日氷見郡水見町及十二町村の境界を變更して十二町村十二町字中之坪、同北谷内の地域を氷見町に編入し、昭和四年一月一日下新川郡泊町大字平柳字南原及大新田の一部を同郡五ヶ庄村に編入し、五ヶ庄村大字月山字大面の一部を泊町の區域に編入す、又同五年七月二十日中新川郡西加積村魚躬字向小路を同郡東水橋町の區域に編入し、同六年四月一日上新川郡堀川村に町制を布き、今は左記の如く二市卅三町二百卅ヶ村となり、面積も亦一部の變更を見るに至れり。

郡	町數	村數	面積
上新川郡	五	一九	四九・〇七八
中新川郡	五	二八	四〇・六五七
下新川郡	六	三七	六〇・四〇一
婦負郡	二	二九	二八・八三五
射水郡	四	二五	一〇・七一〇
氷見郡	一	二〇	一五・四〇一
東礪波郡	五	三四	四〇・七四〇
西礪波郡	五	三八	二八・二九五

市	町	村	面積
富山市	一	一	・八六一
高岡市	一	一	一・〇五七
計	三三	二二〇	二七六・〇三五

第四節 置縣以後の政治

廢藩置縣の當時にありては、縣の事務は殆んど縣内に於ける國務の全部を管轄し、裁判監獄國稅郵便の如き皆其の範圍に屬せしが、其の後地方官々制の改正に伴ひ、是等の事務は漸次分離せられ、現時の状態に進めり、今其の主なる沿革を擧ぐれば、明治四年十月租稅庶務廳の三課を置かれたるを始めとし、同八年十一月には第一課庶務第二課勸業第三課租稅第四課警保第五課學務第六課出納となり、同十九年七月には部制に改め、第一部には府縣會地方稅町村稅備荒貯蓄文書往復農工商務に關する事項等、第二部には土木兵事學務監獄衛生會計に關する事項等を處理し、其の他收稅部警察部に分れ、同二十三年十月には内務部警察部直稅署間稅署監獄署となり、同二十六年十二月知事官房を置き、同三十八年四月には知事官房及第一部縣行政及經濟賑恤救濟土木會計に關する事項等、第二部教育兵事社寺及土木會計に關する事項等、第三部商工に關する事項等、第四部警察衛生に關する事項等の取扱に變し、同四十年七月には知事官房に秘書掛文書掛統計掛を置き、内務部に地方課土木課會計課教育課勸業課社寺兵事課を置き、警察部に警務課保安課衛生課を置き、爾來幾多の變遷を経て現今の知事官房内務部學務部警察部となりたり、其の間裁判事務は明治九年九

月司法省に郵便事務は同十六年三月驛遞局に、税務は同二十九年十一月大藏省に、監獄事務は同三十六年四月司法省に屬し、各々縣の管轄を離るゝに至れり、今本縣現在の部課及明治十六年分縣以來に於ける歴代長官部長の氏名及異動を示せば左の如し。

富山縣部課局名

- 知事官房 (秘書課、文書課、統計課)
- 内務部 (庶務課、市町村課、土木課、都市計畫課、商工課、農林課、耕地課、會計課、電氣局)
- 學務部 (教育課、社寺兵事課、社會課)
- 警察部 (高等警察課、特別高等警察課、警務課、保安課、健康保險課、刑事課、衛生課、巡查教習所)

歴代長官氏名及異動

氏名	任命年月日	轉任等年月日
國重正	明治十六年五月九日	明治二十一年十月二十九日 社會局長
藤島正健	同二十一年十月二十九日	同二十三年七月二十五日 千葉縣知事
森山恒茂	同二十三年七月二十五日	同二十五年八月二十日 千葉縣知事
德久恒	同二十五年八月二十日	同二十九年四月十一日 香川縣知事
安藤謙之	同二十九年四月十一日	同三十年四月七日 依願免職
石田貫之	同三十年四月七日	同三十一年二月五日 依願免職
阿部浩	同三十一年二月五日	同三十一年八月三日 千葉縣知事
金子殿	同三十一年八月三日	同三十三年一月十九日 休職

歴代内務部長氏名及異動

氏名	任命年月日	轉任等年月日
檜垣直右	三十三年一月十九日	同三十五年二月八日 岡山縣知事
小倉久	同三十五年二月八日	同三十八年十二月十四日 休職
李家隆	同三十八年十二月十四日	同四十年三月廿八日 休職
川上親晴	同四十年三月廿八日	同四十四年六月十四日 韓國統監府參事
字佐美勝	同四十四年六月十四日	同四十四年八月十二日 宮城縣知事
濱田恒之助	同四十四年八月十二日	同四十六年一月二十九日 休職
木間瀬策	同四十六年一月二十九日	同四十八年四月十八日 神奈川縣知事
井上孝哉	同四十八年四月十八日	同五十年十二月廿四日 依願免職
東園基光	同五十年十二月廿四日	同五十二年九月廿三日 死亡
信太時尙	同五十二年九月廿三日	同五十四年七月廿三日 靜岡縣知事
伊東喜八郎	同五十四年七月廿三日	同五十五年九月廿八日 熊本縣知事
岡正雄	同五十五年九月廿八日	同五十七年五月十七日 鳥根縣知事
白根佑吉	同五十七年五月十七日	同五十八年二月六日 埼玉縣知事
白上吉	同五十八年二月六日	同五十九年四月十五日 埼玉縣知事
山中恒三	同五十九年四月十五日	
鈴木敬一	同五十九年四月十五日	

氏名	任命年月日	轉任等年月日
吉田市十郎	明治十六年五月十九日	明治十七年三月三日 前田利充
深津無一	明治十七年三月三日	明治十九年一月十二日

歴代學務部長氏名及異動

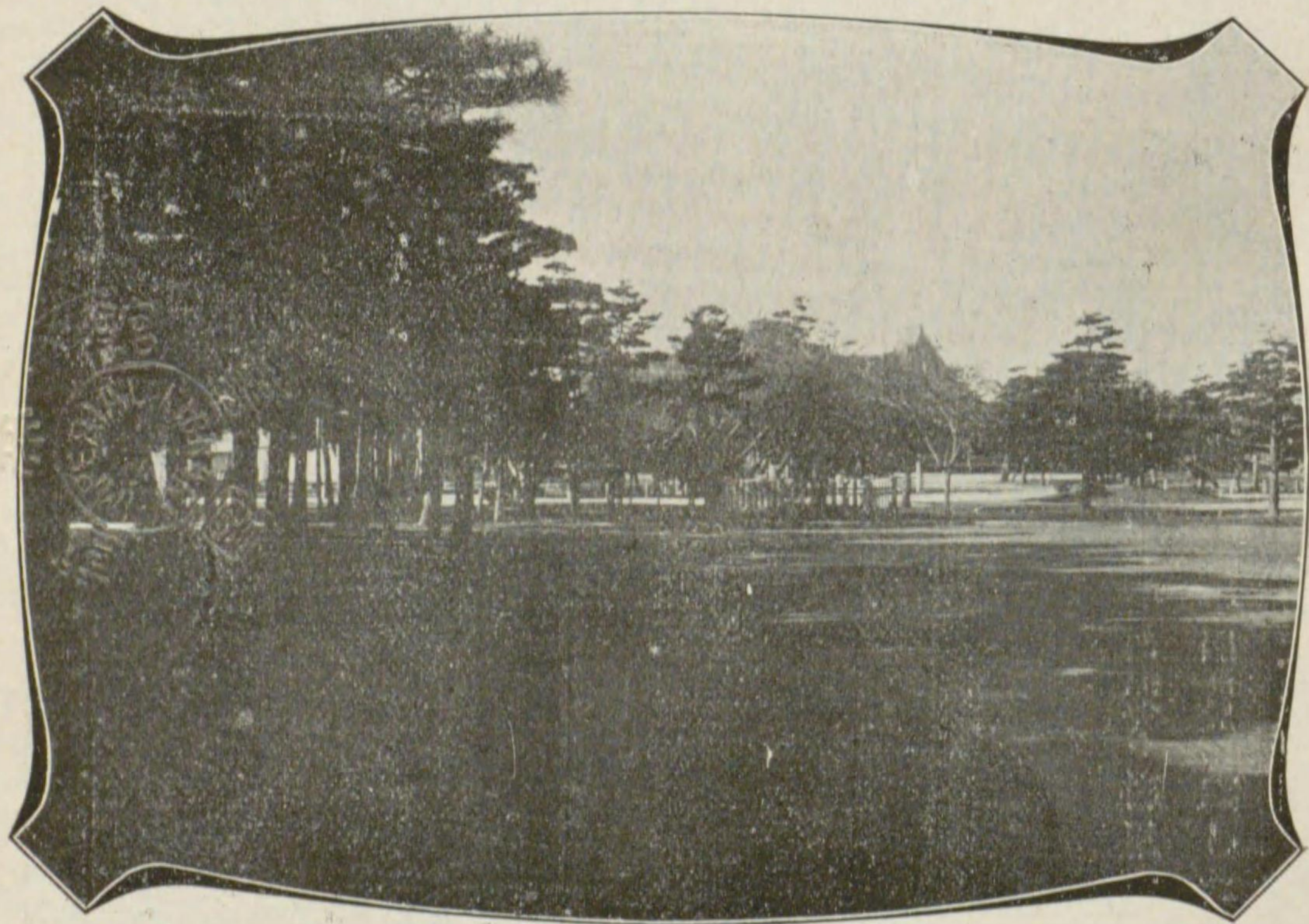
任命年月日	轉退任年月日	氏名	在任年月
大正十五年七月一日	昭和二年十一月九日	多田久安	一年五月
昭和二年十一月九日	同 四年七月八日	野田四郎	一年九月
同 四年七月八日	同 五年八月二十八日	瀨谷清夫	一年二月
同 五年八月二十八日			

第五節 富山縣會

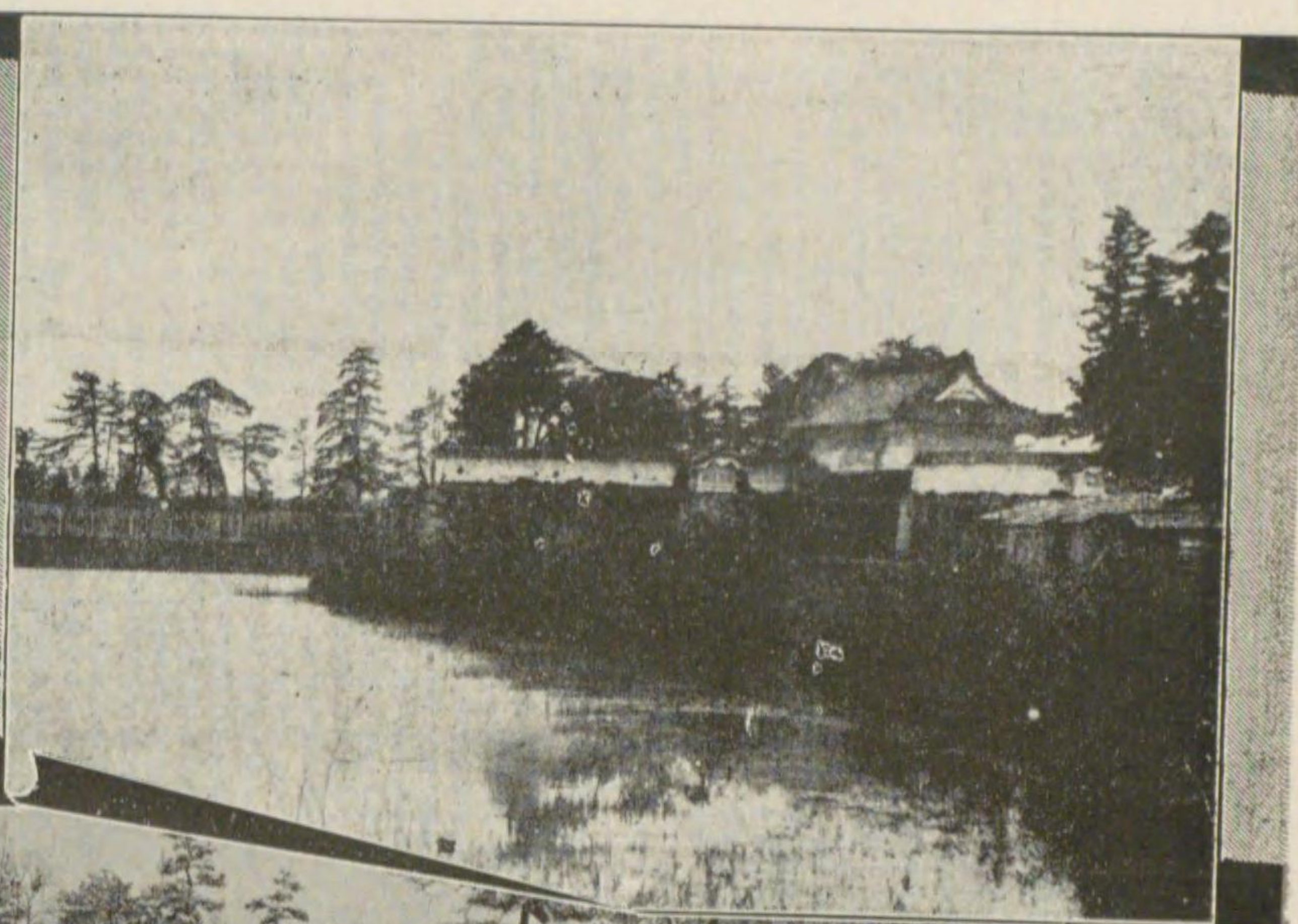
地方部落の住民は古來共通事業を協同して處辨し其の組織極めて繁雜なりしが、之れ素より相互利益の保全上自然必要に迫られたるに起因するや言を俟たざるべし之を以て地方の自治は因襲の久しき舊慣に依りて自ら其の風をなしたるものなるが明治二年版籍奉還となり、同四年廢藩置縣となりて地方制度に一新面目を開きたり、同五年六月越中國は新川七尾兩縣に屬し先づ大小區の制を採用し二十七區に分つ、同年九月射水郡の區域を新川縣に合併し、同九年四月新川縣を廢して石川縣に合し、同十一年府縣會規則の發布あり、翌十二年四月縣會議員選舉を行ふ、當時越中國より選出すべき議員數は二十二名にして上新川射水礪波の三郡は各五人つ、下新川郡四人、婦負郡三人と定めらる、同十六年五月石川縣より越中國一圓を割きて富山縣を置かる、や、我越中は始めて獨立的自治團體たることを認められ、同年七月分縣以後最初の縣會議員選舉を行ひ、同年八月新縣會を開きて諸種の議決を経たり。



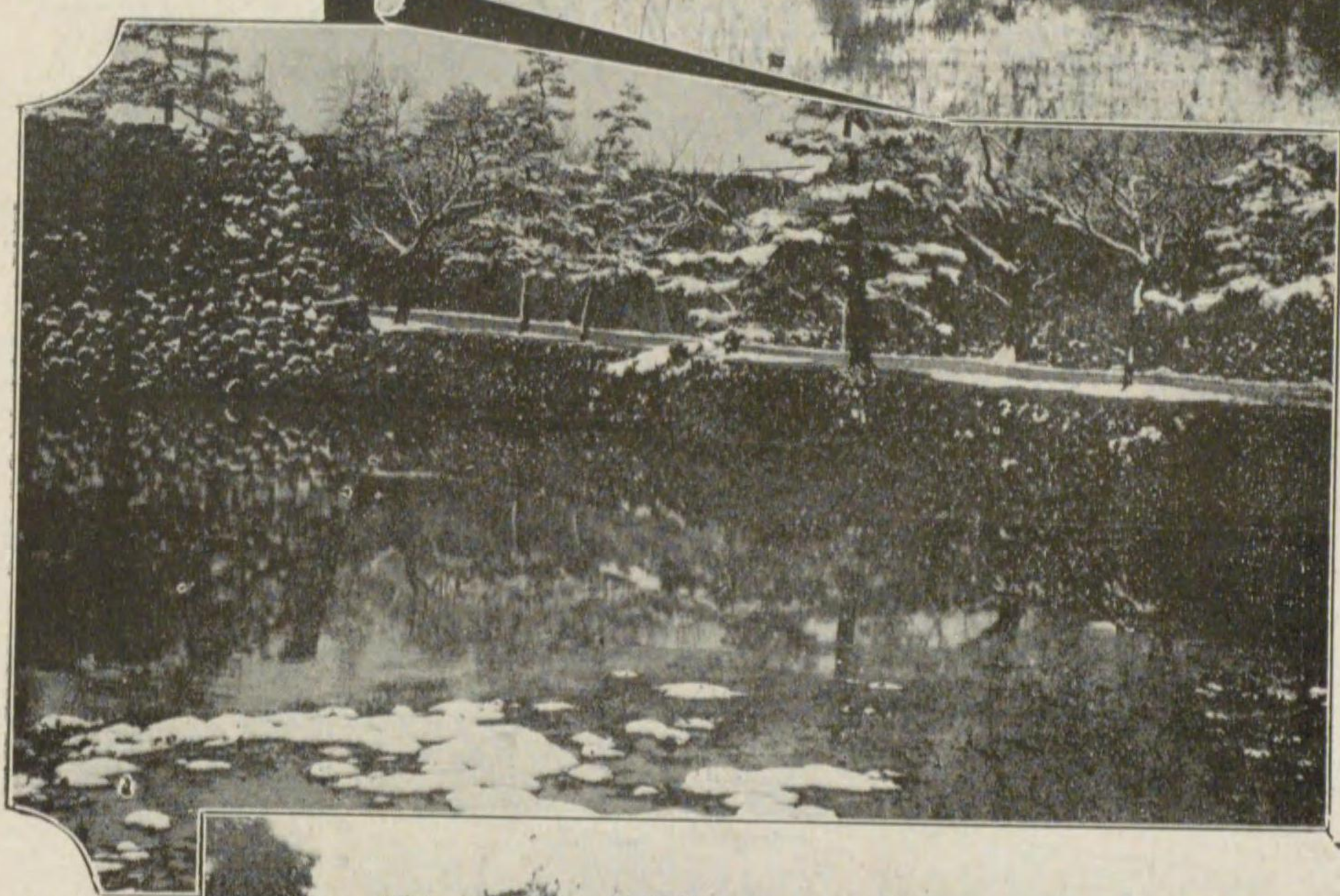
富山縣會議事堂



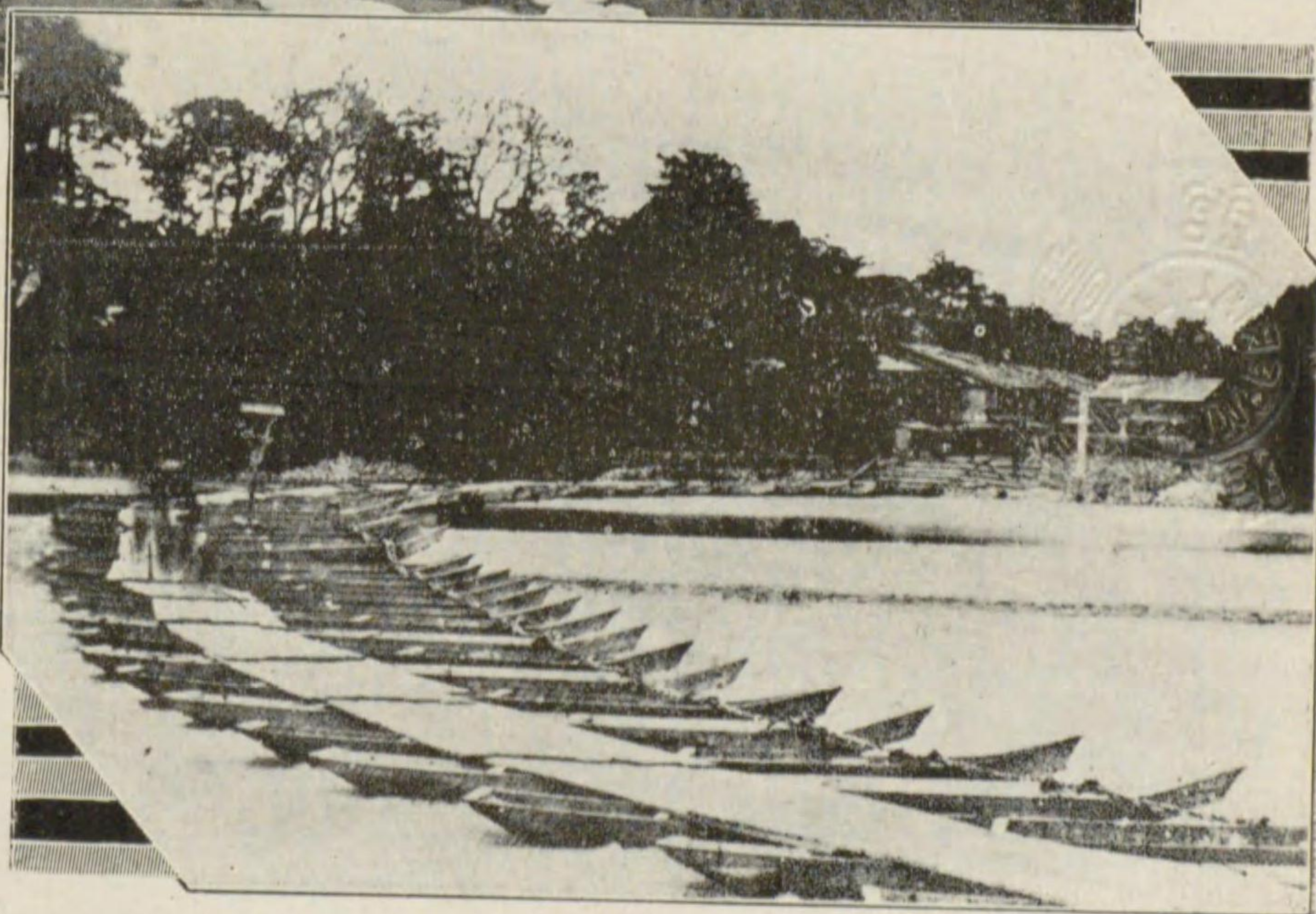
富山縣廳庭園



舊富山城二階御門



富山城跡



神通川舊船橋

同二十三年府縣制を發布せらるゝに及びて、本縣は同二十九年七月府縣制を實施せり、爾來縣治上の法令に關し屢々改訂追補せられて今日に至れり。

富山縣會は毎年十一月下旬に始まり、十二月下旬に終るを例とす、現時は縣會議員三十名名譽職參事會員十名なりと雖、昭和五年十月執行の國勢調査に於ける本縣の人口は七十五万を突破したるを以て、次期の總選舉よりは議員定數三十一名に増加さるゝことゝなれり、議員の選舉に際しては比較的黨争の激烈なるものありと雖、議員は克く自己の職責を自覺し、常に至公至平の念を以て事に當り、慎重審議能く縣勢の發展に努力するの美風あるは誠に喜ぶべし。

縣會議事堂は明治二十年縣廳の門前濠を隔て、建築せしが明治三十二年の火災に依て縣廳舎と同時に類焼の災厄に罹りたり、爾來縣廳の一部を以て之に充用したりしが、明治四十二年畏くも先帝陛下皇太子として鶴駕を本縣に任せられたるを機とし、縣廳構内に新築したるものにして、當時御旅館たりし光榮を有する建造物なり、平素は殆ど公會堂として普く各種の會合に利用せらる、明治十六年分縣以來歴代正副縣會議長の氏名及當選年月日は左の如し。

置縣以來縣會正副議長

當選議長		當選副議長	
年	月	年	月
明治十六年	八月二十日	明治十六年	八月二十日
同十七年	六月八日	同十七年	六月八日
氏名		氏名	
武部尚志	南兵吉	南兵吉	神保東作

就任、退任年月日	住 所	氏 名
明治三十三年九月二十九日就任	上新川郡東岩瀬町	馬場道久
同 三十三年九月二十八日就任	高岡市木舟町	菅野傳右衛門
同 三十三年三月十九日就任	西礪波郡福岡町	高廣次平
明治三十三年六月十三日就任	婦 頁 郡 速 星 村	井 上 清 治
同 三十六年五月六日就任	富山市東四十物町	中 田 清 兵 衛
明治三十七年九月二十八日就任	婦 頁 郡 速 星 村	井 上 清 治
同 三十七年九月二十九日就任	富山市東四十物町	中 田 清 兵 衛
明治三十九年九月十二日就任	婦 頁 郡 速 星 村	淺 野 長 太 郎
同 三十九年九月十三日就任	婦 頁 郡 速 星 村	淺 野 長 太 郎
明治四十四年九月二十八日就任	東礪波郡柳瀬村	佐 藤 助 九 郎
同 四十四年九月二十九日就任	東礪波郡柳瀬村	佐 藤 助 九 郎
大正三年八月二十日就任	射 水 郡 守 山 村	橋 清 治 郎
大 正 三 年 十 一 月 二 十 日 就 任	射 水 郡 守 山 村	橋 清 治 郎
同 七 年 九 月 二 十 八 日 就 任	東礪波郡福岡町	田 中 清 文
大 正 十 四 年 九 月 二 十 九 日 就 任	東礪波郡福岡町	田 中 清 文
同 十四年九月二十八日就任	東礪波郡福岡町	田 中 清 文
大正十四年九月二十九日就任	西礪波郡福岡町	高 廣 次 平

第二節 衆議院議員

大正十四年法律第四十七號普通選舉法に依り、本縣より選出すべき衆議院議員數は六名と定められたり、初回の選舉は明治三十三年七月八日にして、第一帝國議會を経て第二議會開會中明治二十四年十二月解散せられ、翌二十五年二月選舉を了す、同二十六年十二月解散のため翌二十七年三

月選舉を行ひたりしが、同年六月再び解散となる、依つて同年九月選舉を了せり、爾來數回の議會を経て、同三十年十二月解散せられ、翌三十一年三月選舉を行ふ、同年六月又解散のため八月直ちに選舉を行ひたり、是より後四回の議會を経て同三十五年八月滿期退任となりたるを以て同年八月改選を行ひたり、此の選舉よりは同年四月公布の法律に依り富山高岡兩市より各一人宛を、郡部よりは五人の議員を選出することとなりたり、同年十二月議會解散のため、同三十六年三月選舉を行ひたるも、同年十二月又解散となれり、依て其の翌年三月を以て選舉を了せり、其の後同四十一年五月定期の改選を行ひたり、後二期の議會を経て、大正三年十二月解散となり、翌四年三月選舉を行ふ、大正六年一月又解散となれるを以て、同年四月選舉を了せり、大正九年二月解散となり、同年五月選舉を行ふ、大正十三年一月又解散となり、同年五月選舉を了したるが、昭和三年一月又も解散となり、同年二月新選舉法に依る選舉を了したり、此の選舉は大正十四年三月第五十議會に於て大多數を以て通過したる普通選舉法に基く最初の選舉にして、眞に國民の意思を代表すべき國民年來の希望を達成したるものと言ふべきなり、昭和五年一月普選後始めての解散となり、同年二月二十日總選舉を行ふ、今本縣に於ける初回以來の當選及解散年月日並議員氏名等を擧ぐれば左の如し。

衆議院議員

區	當選及解散年月日	第一區	第二區	第三區	第四區	第一區	當選及解散年月日	第一區	第二區	第三區	第四區	第一區	當選及解散年月日	
同	明治三十三年七月八日當選 二十四年十二月解散	關野善次郎	磯部惟昌 (明治廿三年十一月任官ノ爲退職)	南田磯一	島田孝之	補欠 石坂專之介 (明治二十三年十一月十九日當選)	同	明治二十七年九月八日當選 三十年十二月二十五日解散	金山又左衛門	內山正治	漆間民夫	南島間孝之	同	明治三十五年八月十二日當選 三十五年十二月二十八日解散
同	明治二十五年二月二十七日當選 二十六年十二月解散	岩城隆三 (明治二十六年十月二十七日死去)	原弘平	谷順平	稻垣示平	武部其文 (明治二十六年六月十六日) (當選無効)	同	明治三十一年三月二十二日當選 三十一年六月十日解散	內山松世	金山從三	西山收三	坂井敬義	同	明治三十六年三月三日當選 三十六年十二月十一日解散
同	明治二十七年三月一日當選 二十七年六月二日解散	關野善次郎	原弘三	野村脩造	稻垣示之	鳥田孝之	同	明治三十一年八月十九日當選	內山松世	金山又左衛門	西田收三	稻垣兵衛	同	明治三十七年三月三日當選

市	當選及解散年月日	郡	部	市	當選及解散年月日	郡	部	市	當選及解散年月日	郡	部
關野善次郎	明治三十五年八月十三日當選 三十五年十二月二十八日解散	大橋右衛門	上安太郎	田村惟昌	金岡又左衛門	大矢四郎兵衛	牧野平五郎	關野善次郎	明治三十五年八月十三日當選 三十五年十二月二十八日解散	大橋右衛門	上安太郎
牧野平五郎	明治三十六年三月四日當選 三十六年十二月十一日解散	米澤紋三郎	大矢四郎兵衛	上安太郎	安念次左衛門	田村惟昌	岩田大平	安野平五郎	明治三十六年三月四日當選 三十六年十二月十一日解散	米澤紋三郎	大矢四郎兵衛
關野善次郎	明治三十七年三月四日當選	米澤紋三郎	金岡又左衛門	上安太郎	田村惟昌	安念次左衛門	關野善次郎	關野善次郎	明治三十七年三月四日當選	米澤紋三郎	金岡又左衛門
關野善次郎	明治三十七年三月四日當選	米澤紋三郎	金岡又左衛門	上安太郎	田村惟昌	安念次左衛門	關野善次郎	關野善次郎	明治三十七年三月四日當選	米澤紋三郎	金岡又左衛門
關野善次郎	明治三十七年三月四日當選	米澤紋三郎	金岡又左衛門	上安太郎	田村惟昌	安念次左衛門	關野善次郎	關野善次郎	明治三十七年三月四日當選	米澤紋三郎	金岡又左衛門

區	當選及解散年月日	市部	區	當選及解散年月日	郡部	區	當選及解散年月日
第一區	大正六年四月二十一日當選 同九年二月二十六日解散	高野見之通	第一區	大正九年五月十一日當選 同十三年一月三十一日解散	香川保忠	第一區	昭和五年二月二十一日當選
第二區	大正六年四月二十二日當選 同九年二月二十六日解散	菅野傳右衛門	第二區	大正十三年五月十一日當選 同十三年一月三十一日解散	米澤與三	第二區	昭和五年二月二十一日當選
第一區	大正六年四月二十一日當選 同九年二月二十六日解散	高野見之通	第一區	大正九年五月十一日當選 同十三年一月三十一日解散	上野安太郎	第一區	昭和五年二月二十一日當選
第二區	大正六年四月二十二日當選 同九年二月二十六日解散	菅野傳右衛門	第二區	大正十三年五月十一日當選 同十三年一月三十一日解散	石坂豊一	第二區	昭和五年二月二十一日當選

第五章 財政

第一節 租稅

一般財政は世運の進歩に伴ひ、諸般の設備亦舊態に安んずるを許さず、年次財政の膨脹を來すは勢の免れざる所なり、今本縣内に於ける昭和三年年度の國縣市町村税の總決算額を見るに一千六百六十八万五千四百十七圓に達し、現住一戸に付百十三圓三十五錢三厘、現住一人に付十九圓八十九錢七厘の負擔に相當す、之を明治十六年分縣當時の一戸當り十四圓三錢八厘、一人當り二圓九十二錢三厘に比較するときは、前者は八倍弱、後者は約七倍弱の増加なりとす、又之を百分比に依り、明治十六年度を百として其の増加率を示すときは、明治二十五年に於て九十五に低下し、同三十五年に於て二百十となり、大正元年度に於て三百五十七に昇り、昭和三年に於て八百三十七に激騰せり、然れども之を物價の騰貴、民力の増進、文化の向上、事業の伸長等に對比するときは、其のこゝに至れるものは蓋し時勢の推移に伴ふ當然の歸結なりと雖、今後縣民の大に自覺奮勵すべきは、此の膨脹に伴ふ實質の充實を期すべきにあり、今分縣當時より各税の指數及負擔率の狀勢を示せば左の如し。

年 度	國 稅	縣 稅	市 町 村 稅	計	指 數	一 戶 當	一 人 當
明治十六年度	一、一四六、二四四	三二五、三九八	五〇九、一一一	一、九八〇、六三三	一〇〇	一四・〇二六	二・八七一
同 二十五年 度	一、一九五、〇七九	三二二、二九〇	三七〇、一五三	一、八八七、五二二	九五	一二・六八六	二・四一八
同 三十五年 度	二、〇三一、二五六	一、一九六、二三五	九四四、四七九	四、一七一、九七一	二一一	二九・一九五	五・三七五
大正元 年度	三、七二二、二四一	一、五七〇、二四二	一、八三〇、六三四	七、一三三、一七七	三五九	五二・四一四	八・九九三
昭和三年 度	六、七九〇、三九五	四、五五九、六九八	五、六三二、九〇六	一六、九八二、九九九	八五七	一一五・三七五	二〇・二五二

國稅 國稅中、酒造稅最も多く、所得稅、地租、營業收益稅等は順次之に亞げり、而して國稅は年次増加を來し、特に明治三十七八年戰役の際非常特別法稅實施の結果著しく激増せり、分縣以來の趨勢を示せば左の如し。

年 度	地 租	所得稅	營業稅	酒造稅	其ノ他	計	指 數
明治十六年度	八五六、二三一	—	—	一八〇、二四五	一一九、二八七	一、一五五、七六三	一〇〇
同 二十五年 度	八〇七、四五三	一一、〇二一	—	一八七、七八二	一八八、八二三	一、一九五、〇七九	一〇三
同 三十五年 度	一、〇五一、〇六九	八〇、三八五	八四、五七九	七六四、二三三	五〇、九九〇	二、〇三一、二五六	一七六
大正元 年度	一、五九七、八五三	四五九、七七五	三〇四、五五九	九九五、七九〇	三五四、二六四	三、七一二、二四一	三二一
昭和四年 度	一、四三六、五九〇	一、五一〇、二四六	四八四、三三八	二、二一四、六九四	五四七、四〇〇	六、一九三、二六八	五三六

縣稅 本縣に於ては基本財産より生ずる收入なきを以て、歳入に就ては主として課稅の方法に依らざるへからず、其の稅源の主なるものは地租割戸數割營業稅及雜種稅なりとす、分縣以來の趨勢を示せば左の如し。

年 度	地 租 割	營 業 稅	雜 種 稅	戸 數 割	附 營 業 稅	其ノ他	計	指 數
明治十六年度	二二三、一〇一	二一、九五五	一八、九一二	七一、四三〇	—	—	三二五、三九八	一〇〇
同 二十九 年度	二六六、〇四六	五六、八九八	四四、八二八	一四三、七〇九	—	—	五一、四八一	一五七
同 三十五年 度	七九三、五〇五	二五、八五九	八三、三八七	二七四、六五五	一八、八二九	—	一、一九六、二三五	三六八
大正元 年度	九六〇、〇〇〇	五五、二一六	一七三、四〇八	二七七、二九〇	四〇、七三八	六三、五九〇	一、五七〇、二四二	四八三
昭和四年 度	一、七二七、二八三	二三五、四七三	七三六、四〇七	六〇五、八五九	三九三、六〇三	七一九、四七四	四、〇〇八、〇九九	一、三五五

市町村稅 明治十六年分縣後、明治二十二年市町村制を實施せられ、市町村の實力も亦發達せりと雖、未だ之が經濟を維持するに足るべき基本財産なきを以て、歳入は地價割戸數割等に依らざるへからず、而して富山市は明治三十九年度より高岡市は同四十年 度より縣稅戸數割を家屋稅に、市稅戸別割を家屋割に改正施行せり、家屋稅及家屋割の施行は從來の見立割の標準に比し、賦課の根基を得て課稅の確實を得るに至れるのみならず、不動産の所有を基礎となすが故に、缺損額亦甚だ減少するに至れり、以上の外歳出の増加に伴ひ、稅率を高め、特別稅をも賦課せざるへからざるに至



れるは蓋し自治團體事業の發展上止むを得ざる自然の狀勢なりとす茲に分縣以來の狀勢を示さん

年 度	地 價 割	戶 別 割	段 別 割	其ノ他	計	指 數
明治十六年度	三五五、五九九 <small>円</small>	一四二、二三三 <small>円</small>	六、二六九 <small>円</small>	九、〇二一 <small>円</small>	五〇九、一一一 <small>円</small>	一〇〇
同 二十二年度	九七、一四八	一八四、五九九	二、一六九	三、四八三	二八七、三九九	五六
同 三十五年度	二九一、七三六	五七〇、六三八	一一、八二九	七〇、二七六	九四四、四七九	一八六
大正元年度	三六六、三二六	一、一〇一、八二九	五七、二〇九	三〇五、二八〇	一、八三〇、六三四	三六〇
年 度	地租割附加税	家屋税附加税	戶 數 割	其ノ他	計	指 數
昭和三年度	九五二、四三七	一、〇一六、五五四	二、五五三、九五三	一、一〇九、九六二	五、六三二、九〇六	一、一〇六

第二節 地方財政

本縣の財政は分縣以來制度の變遷により教育に、産業に、土木に、衛生に、其の他事業の増進に伴ひ次第に經費の増加を要するに至れり、今明治十六年度の經常臨時費決算總額を見るに三十五万三千六百四圓に過ぎざりしが、府縣制實施の明治二十九年度には百三十六万九千七百九十五圓の多きに上り、昭和四年度には實に七百四十三万四千七百二十六圓の巨額に達せり、此の如き激増を示すに至りたるは全く世運の進歩と諸般施設の向上に基く自然の勢なりとす、更に各科目に就き其の主なる支途を検するときは、土木費を第一とし、之に亞ぐは教育費、勸業費、警察費等にして、縣民の

一戸租税負擔額は二十九圓七十二錢一厘に、一人當り負擔額は五圓三十四錢九厘に相當す。之を全國各府縣に較ぶるときは決して輕しと云ふへからず、是を以て縣は力めて縣民の負擔を輕減せむがため、専ら稅外收入の増加を圖ることとなり、大正九年には天惠の水利を利用して、水力電氣事業の經營に着手し、今や大部分の發電を開始するに至れり、豫定の全工事にして完成するに於ては、當に窘窮せる縣財政の緩和調節を期待し得らるゝのみならず、縣民の負擔を輕減する上に於て裨益する所極めて甚大なるものあるべし、今分縣以來の進況を示せば左の如し。

年 度	歲出總額		租 稅		歲 出		內 譯	
	指 數	一 戶 當 稅	警 察 費	土 木 費	教 育 費	勸 業 費	其ノ他	
明治十六年度	三五三、六〇四 <small>円</small>	一〇〇	六九、五八八 <small>円</small>	一一二、七八二 <small>円</small>	三八、〇七一 <small>円</small>	三、〇六五 <small>円</small>	一三〇、〇九八 <small>円</small>	
同 二十九年度	一、三六九、七九五	三八七	六六、四四〇 <small>円</small>	一〇六二、五九八 <small>円</small>	四〇〇、八四六 <small>円</small>	一一、五四五 <small>円</small>	一八八、三六六 <small>円</small>	
大正元年度	二、三三三、七一	六六〇	一九五、一五七 <small>円</small>	一、三五、一〇六 <small>円</small>	三五二、八七一 <small>円</small>	三〇六、八九七 <small>円</small>	三四三、六八〇 <small>円</small>	
昭和元年度	七、五六九、七一〇	二、一四〇	六九七、三七二 <small>円</small>	五、八五、五二二 <small>円</small>	四、一〇、一五〇 <small>円</small>	九三八、〇三一 <small>円</small>	一、九三八、六三六 <small>円</small>	
同 四 年 度	七、四三四、七二六	二、一〇三	七九九、七五五 <small>円</small>	一、七六九、五六九 <small>円</small>	一、五六八、四九〇 <small>円</small>	一、〇六二、四五九 <small>円</small>	二、二三四、四三四 <small>円</small>	

第三節 市町村財政

市町村は自治經營上、固有の事務及法令に基く國縣等の事務を處辨すべきものにして、教育に、交通に、産業に將た衛生等に時勢の進運に伴ふべき施設を要するを以て自然經費の膨脹を見るに至れり、之を處理すべき財源については財産の收入に依るを本旨とすべきも、該收入は極めて僅少に

して其の多くは之を市町村税に俟つの外なき實況なり、今市制町村制實施以來の決算に依り、初年度たる明治二十二年年度決算を百として經費膨脹の跡を検するに、市經費は六千三百九十となり、町村は二千三百六十八となる、其の狀勢は左の如し。

年度	役所役場費	土木費	教育費	衛生費	勸業費	其ノ他	計	指數
明治二十二年年度	一一六、六五五	一三八、五九八	九八、三八二	一、九八五	二、八二四	三九、六一四	三九八、〇五八	一〇〇
同 三十年度	一六〇、三四九	三五三、五一	二三三、四〇二	八、三五〇	一四六、四一七	二四一、六三九	一、一四三、六六八	二八七
大正元年度	三八四、三三三	三二二、九四四	九三七、九八二	二四、九五二	一一、七八一	七〇六、八〇三	二、三七九、七九五	五九八
昭和三年度	一、五三七、四九〇	八二二、八四八	四、四三二、四八三	二二四、八二〇	四三、八四九	〇、三三八、六三三	一、〇九〇、一二三	二、七八六

第四節 財政

地方財政は時勢の進運に伴ひ、漸次膨脹する狀況にあるを以て、之が基礎を確立する方法を講ずべきは實に忽諸に付すべからざる緊要事なりとす、而して之が基礎を確實鞏固ならしむるの途蓋し一ならずと雖、要は財産収入を以て其の經費を維持するか、又少くとも歳入の大部分を財産收入に充つべき確實なる基本財産を造成するに在り、是を以て本縣に於ては、夙に市町村に對し經費の整理節約をなすと共に基本財産の造成を奨励し來れり、然れども不當に多額の租税を課し強いて基本財産を設け、徒に形式上に於ける團體基礎の確立を街ふが如き弊に陥るを戒め、著實に効果を挙げしめんことを期せり、其の結果各市町村は何れも蓄積條例を設けて其の實績を挙げつゝあ

るは寔に喜ぶべき現象なりと云ふべし、昭和四年度末に於ける蓄積狀況は左の如し。

財政

町 市 縣 計 村	基金 資金	基本財産		合計
		特定ノ目的ノモノ	經濟全般ノモノ	
縣	三、八九七、八三二	一	六六、八三六	三、八九七、八三二
市	一	三二七、一二八	一	三九三、九六四
町	一	一、〇六九、六三三	三、六六四、二七六	四、七三三、九〇九
計	三、八九七、八三二	一、三九六、七六一	三、七三一、一二三	九、〇二五、七〇五

第五節 公債

本縣は北アルプス連山に依りて發源する大河奔流からず、従つて豪雨驟る毎に氾濫の被害を蒙りしこと極めて多く、亦冬季海岸地方の洪波激浪に伴ふ災害からざりしも、之が復舊に要する財源に乏しく、勢ひ公債に俟つの外なき情態にありしを以て、是等に要せし經費は勿論河川改修、砂防、港湾修築、其の他學校、縣營水力電氣、都市計畫事業等緊急已むを得ざる新事業に充當せんがため發行したる縣債は、今や累積して二千五百六万餘圓の巨額に達せり、又市町村債に於ても教育土木衛生其の他を合し市債三百七十九万餘圓、町村債百八十三万餘圓の多額に上れり、昭和四年度末に於ける各公債を表示すれば左の如し。

昭和四年度末	教育費		勸業費		土木費		縣營水都市計		其ノ他		計
	普通	災害	普通	災害	普通	災害	電	水	都	市	
四三、〇〇〇	二二三、〇〇〇	三、七七一	八九五	六六七	八八三	一六、四二〇	〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二、〇三九	八二八	二五、〇六五
											六〇六

市町村債

昭和四年度末	教育費		衛生費		勸業費		土木費		社會事業費		其ノ他		計
	市	町村	市	町村	市	町村	市	町村	市	町村	市	町村	
計	一、一五〇、七七二	六八六、四二七	六五五、五五六	—	一七、八九六	九二九、三一	八六八、六三一	—	三三二、一三六	一八九、八二九	七六五、八九七	二五、九一四	三、七九〇、八八八
	一、八三七、一九九	—	六五五、五五六	—	九四七、二〇七	—	八六八、六三一	—	五二一、九六五	—	七九一、八一	—	一、八三一、四八一
													五、六二二、三六九

第六章 教育

第一節 沿革

安永二年六月富山藩主前田利興、始めて富山城三の丸西の外形内、即ち現時縣教育會館の在る所に廣徳館と稱する學校を創設して、下士以下の子弟を教育せり、是れ越中に於ける學校の濫觴なり、後文化元年頃より儒官として各家塾を開き、以て士民の就學に便せしめたり。

天保六年利保製封の後、大に學校を興起し、儒官を選びて江戸昌平覺に入らしめ、且つ自ら洋學を修めて醫術を振興し、和歌を好みて文法を編次し、民智開發の一法として博物場を設くる等、教育に力を用ふること深かりしを以て、廣徳館は彌々隆昌を來せり、降りて慶應年中に至りては家塾の數前日に倍蓰せり、明治元年九月廣徳館火災に罹るや、民家を借りて塾舎に充て、翌年藩學校と改稱して富山二番町に移り、支校を總曲輪に設け、德聚堂と稱へて士民を教授せり、是れ平民をして藩立學校に就かしむるの始なり、其の頃私立學校には富山に西洋醫學學校、變則英學校あり、且つ少許の私塾ありて、漢籍若くは習字を教授せしが、明治四年廢藩置縣と共に百事變革し、藩制時代の學規亦全く廢せり、後富山に私立共立義塾、私立變則中學校、致遠中學校、高岡には私立越中義塾起りしも、一も永續したるものなし。

明治五年、學制頒布以來、小學校起り、之に伴ふて師範學校を設け、後中學校を創設し、教育日に月に盛に赴き、特に明治二十七八年後は長足の進歩をなし、中學校、實業學校、高等女學校相繼いで各地に設置せられ、續いて中等學校の増設あり、更に官立藥學專門學校、同高岡高等商業學校、縣立高等學校創設の盛事を見るに至れり、斯くして縣内の教育機關は漸く整備の域に進み、其の内容の改善充實を圖り、今や教育振興の意氣は澎湃として、全縣に漲るに至れり、最近に於ける縣下各學校の狀況を表示すれば左の如し。

種類	校數	學級	教員	生徒
小學校	三三〇	二、七八八	三、二二一	一二五、六七一

第六章 教 育

師範學校	二	二二	八四	四二
中 學 校	七	九八	一八五	六四九
高等女學校	一四	一二六	二六二	四、三〇五
實業學校	一六	一〇三	二二一	五、五三三
實業補習學校	二三四	四三一	一、四八〇	四、〇二三
盲 學 校	一	三	六	一三、九五二
各種學校	八	一九	六七	二七
藥學專門學校	一	六	二〇	六三七
高等商業學校	一	九	三二	二五一
高等學校	一	一八	四九	四六〇
				七二〇

第二節 初等教育

小學教育 明治五年學制を頒布せらるゝや、翌六年二月射水郡伏木町始めて小學校を設立せり是れより各町村前後して小學校を設け、幾年ならずして在來の寺小屋は全く其の跡を絶つに至れり、爾來當事者は之が普及獎勵に努めたる時、時勢の進運に伴ひ、一般縣民も亦切に其の必要を知悉したるとにより、小學教育は年を逐ふて隆盛に赴き、今や不具、癡疾者を除く外殆ど就學せざるものなきに至れり。

學齡兒童總數は昭和四年度末に於て十五万五千八百八十二人に達し、内現在就學兒童數十一万九百餘人、卒業兒童數一万九千六百餘人あり、就學歩合は男女何れも九十九人五分餘にして近時殆ど皆就學の良成績を示すに至れり、學制頒布以來勸誘獎勵を加へ來れるも、當初の間は著しき實効を舉ぐる能はず、明治三十年度に於ける就學歩合は男女八十人内外、出席歩合は約七十六人にして、殊に女子の就學及出席歩合は甚だ低かりしが、明治三十四年以來之が督勵に努め、一面就學出席の規定を勵行し、他面に於て貧困子女の爲に保護救済の途を講じ、學用品を貸與又は給與し、或は學校の配置を適當にして兒童の通學に便し、或は就學出席に關し功勞ある市町村吏員、學校職員に對して其の功績を表彰する等、百方督勵を加へ、殊に大正十三年皇太子殿下御慶事に當り、兒童就學獎勵の思召を以て御下賜金あり、之を基本として富山縣恩賜兒童就學獎勵資金の設置を見たるを以て、漸次良好なる成績を呈するに至れり。

小學校 其の總數三百三十にして、内尋常小學校百十五、尋常高等小學校二百十三、高等小學校二あり、其の中、師範學校附屬小學校を除くの外總て市町村及町村學校組合の設置に係り、其の數及位置は概して當を得たりと雖、尙地勢又は距離の關係上通學困難の地方には分教場を設け、就學の便を圖れり、而して分教場は現今六十六箇所あり。

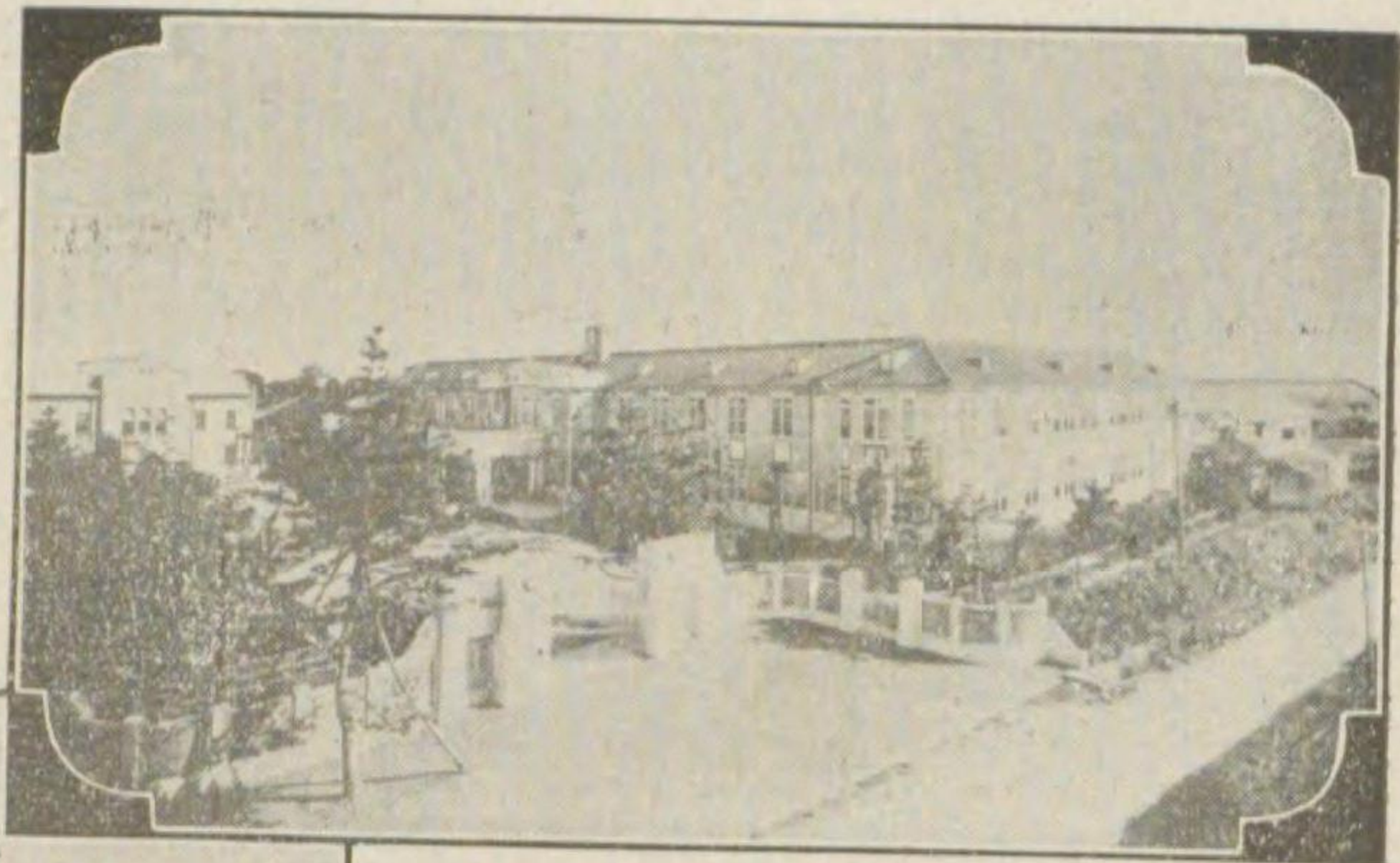
補習科 市町村立小學校にして現時補習科を設置するもの五校あり、孰れも尋常小學校の教科を卒へ學力の補習及公民教育の目的を以て、夫々其の地方の實狀を參酌して必要なる科目を課し、其の向上に努めつゝあり。

幼稚園 縣内の幼稚園は縣立一、市立一、町立一、私立十一、計十四あり、縣立に係るものは明治三十年本縣師範學校に、市立に係るものは明治四十年富山市五番町尋常小學校に、町立に係るものは、大正四年上新川郡東岩瀬尋常高等小學校に附設されたものにして、私立は眞宗本願寺派富山別院の管理に係る徳風幼稚園及宣教師アームストロングの設立に係る青葉幼稚園等多く、宗教團體の經營に係るものにして、夫々自發的に連携を保ち、其の發展と内容の研鑽に腐心しつゝあり、昭和四年度の狀況は左の如し。

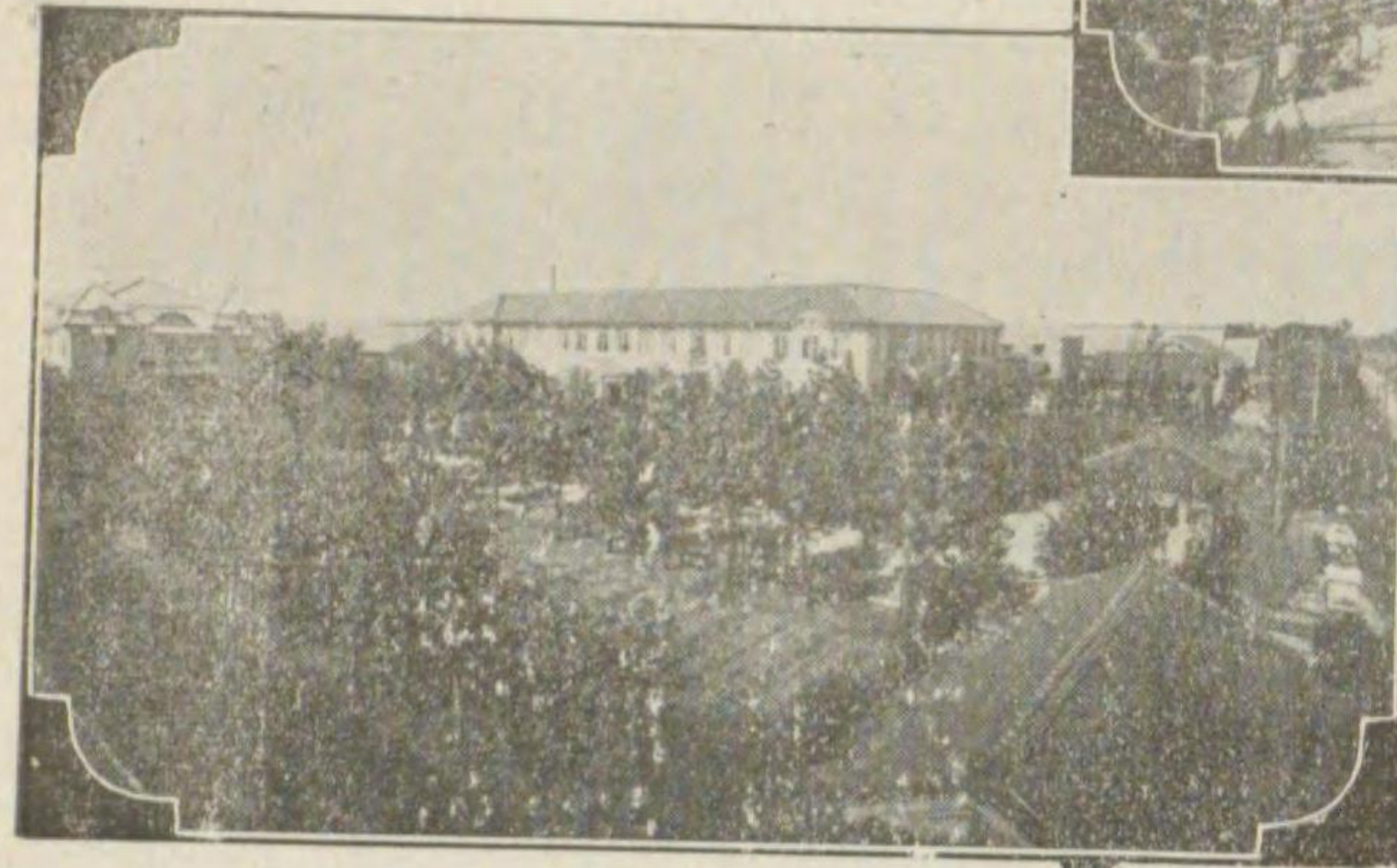
女子師範學校附屬幼稚園 富山市立幼稚園 東岩瀬小學校附設幼稚園 私立幼稚園	保母		幼		保育滿期者	
	男	女	男	女	男	女
計	五〇	六五四	六一八	三四九	四一八	三三二

第三節 師範教育

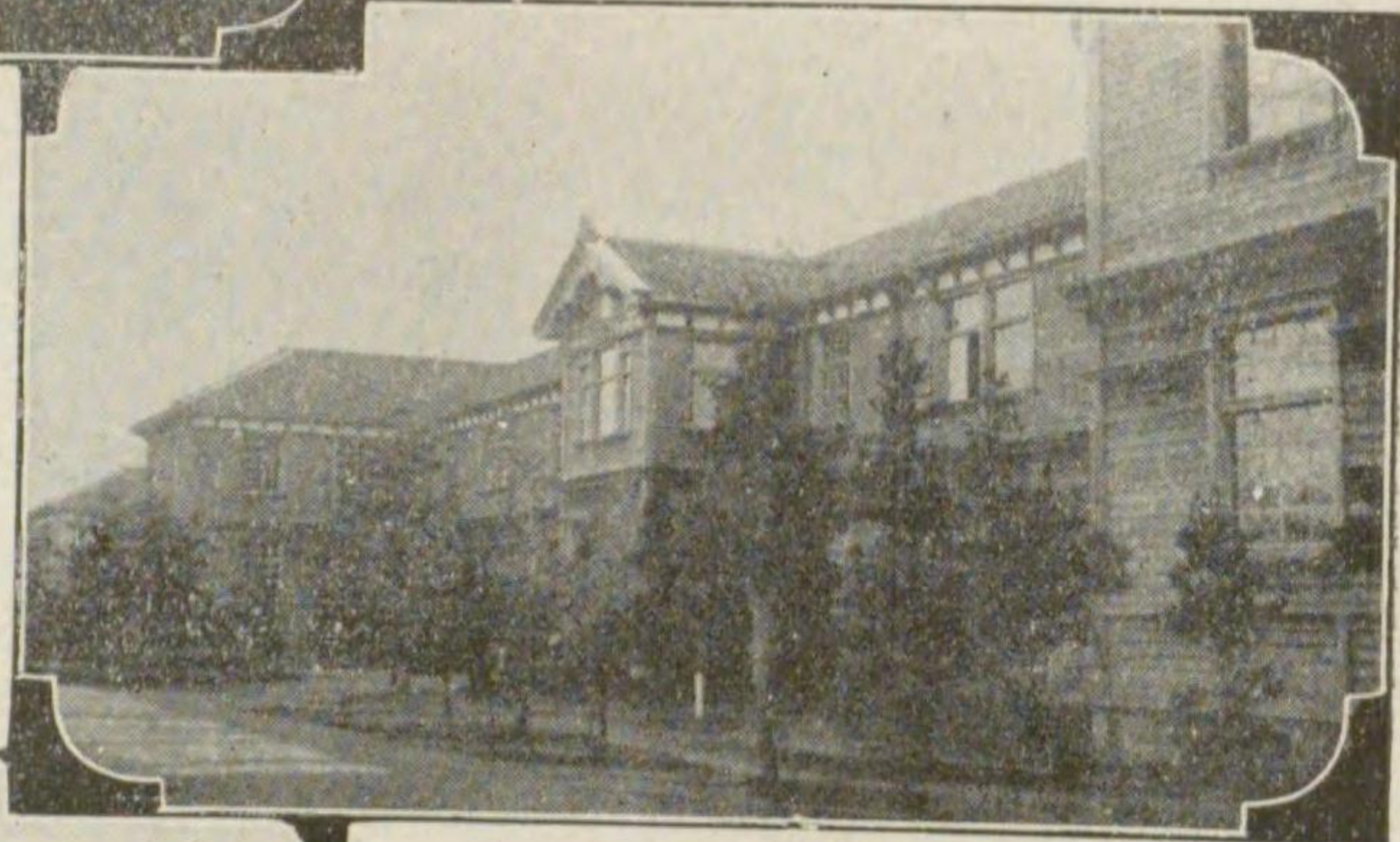
師範學校 本校は明治六年十月富山北新町に、小學校教員新川縣講習所を開設せしに起因し、明治八年十二月新川縣師範學校と稱し、富山總曲輪に移る、同九年十二月女子部を併置し、同十年十二月附屬小學校を置き、同十六年七月富山縣師範學校並富山縣女子師範學校と改め、更に同十七年四月男女を合併して富山縣師範學校と改稱す、同十九年十二月富山縣尋常師範學校と改め、同二十年



富山高等學校



富山藥學專門學校



富山縣師範學校



富山縣立中山學校



富山縣立工藝學校

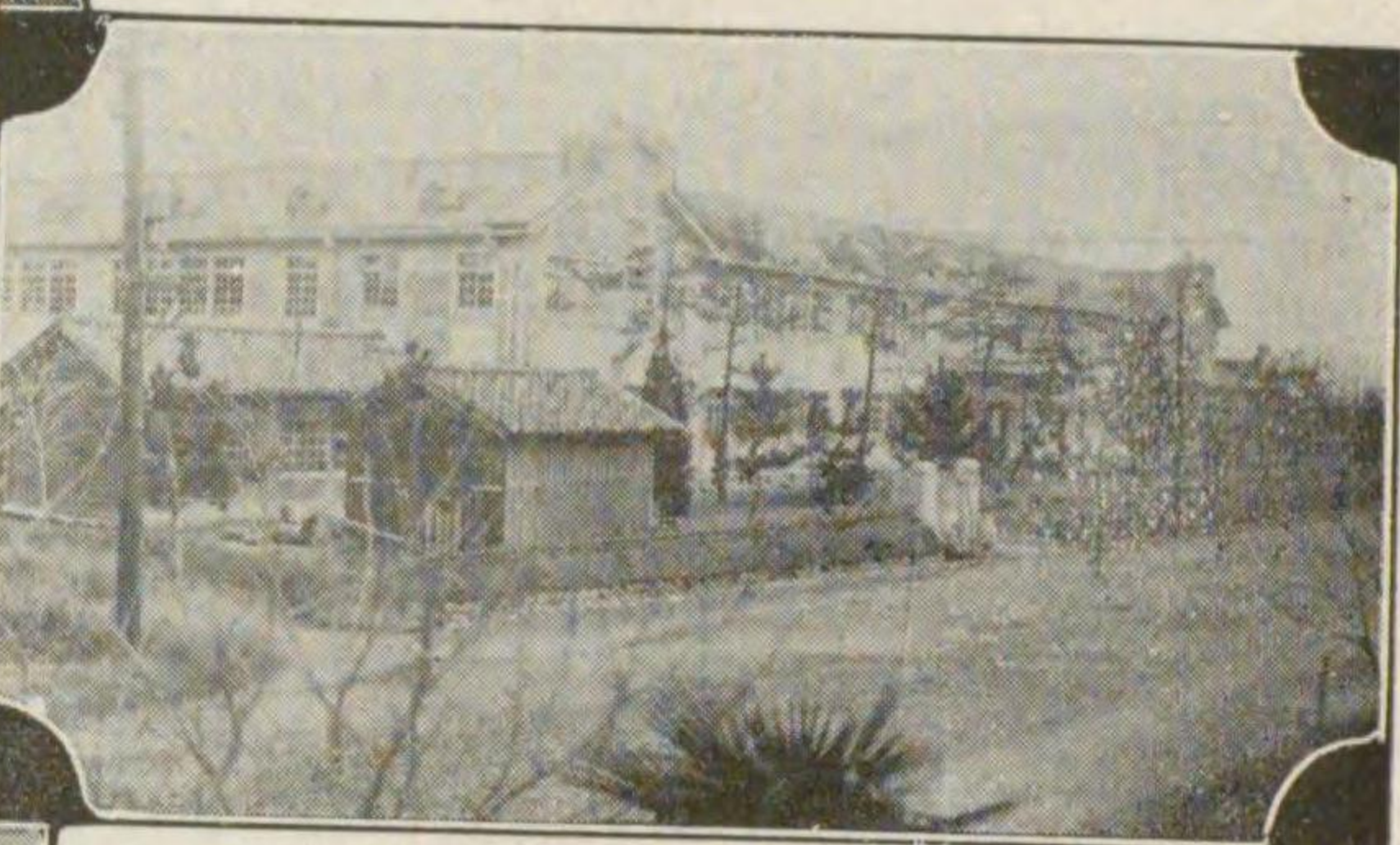


三日市町外廿四ヶ町村
學校組立農業學校

縣立福野農學校



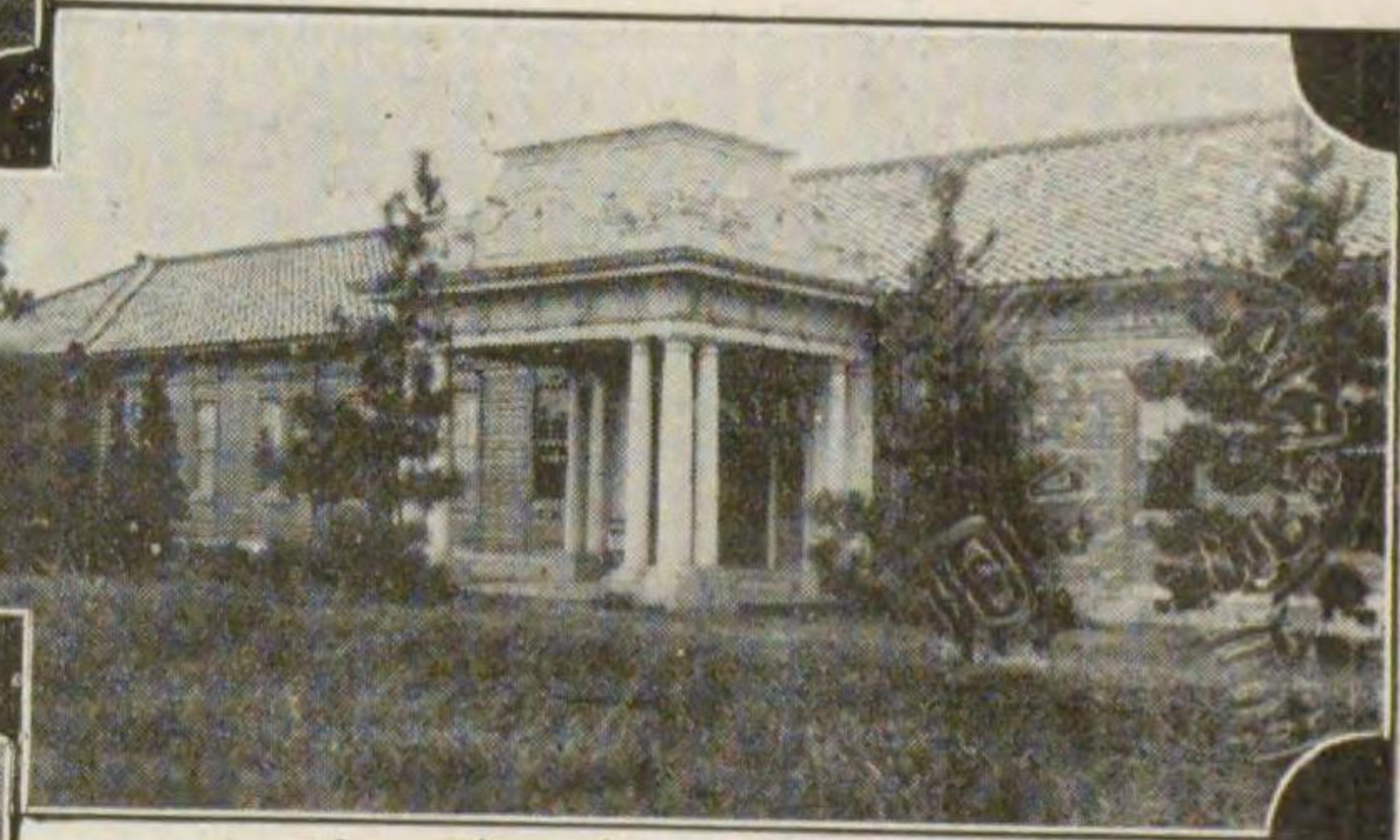
縣立高岡商業學校



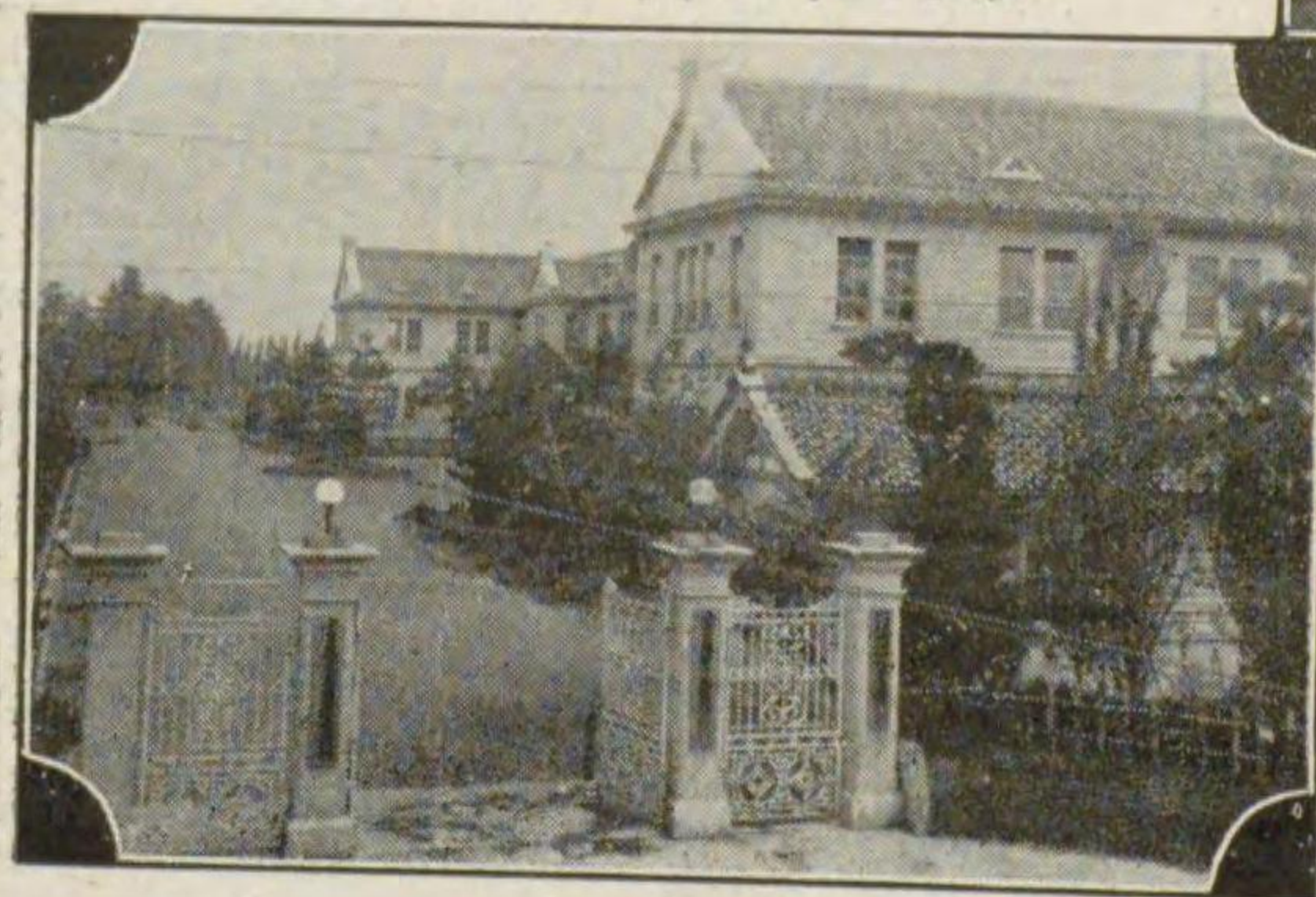
縣立富山商業學校



富山縣女子師範學校
富山縣高山高等女學校



縣立商船學校



六月幼児保育場を、同三十年四月教員講習所を附設し、同三十一年四月再び富山縣師範學校と改稱せり、大正六年四月女子部を分離して新に富山縣女子師範學校を上新川郡堀川村に新設し、堀川村立小學校を以て附屬小學校に代用す、又大正十四年四月師範學校に實業補習學校教員養成所を併設したり、此の間教育法令の改正、縣の配置分合等に伴ひ、幾多の變遷を経て今日に及び、斯くして師範教育は創始以來茲に五十九年、本科卒業生五千七百四十七名、專攻科二百五十名、簡易科五名講習尋常科正教員九百二十六名、同准教員千七百七十四名、此の計八千二百二名に達し、其の多くは縣下小學校の教職に従事し、縣教育の爲に盡瘁しつゝあり、又兩師範學校は初等教育改善の先驅者として各種の研究指導に努めつゝあり、今現況の一端を示せば左の如し。

學校名	學級	教員	生徒	入學志願者	入學者	卒業者
富山縣師範學校	第一專攻科 第二專攻科	三二	第一專攻科 第二專攻科	二一七 六〇五	四四三 四三五	四四三 四三六
富山縣女子師範學校	第一專攻科 第二專攻科	五二	第一專攻科 第二專攻科	二四一 七七一	四三〇 七五〇	四三〇 七五〇
計		八四	六四九	九四七	二一三	二四四

第四節 中等教育

中學校 明治五年學制發布の當時は中等教育に倣ふものは私塾に依りて行はれたり、明治五年富山に私立共立義塾起りしも明治六年私立變則中學校の創設さるゝに及び之に合併し、翌七年廢

校となる。又明治十年石川縣立啓明學校支校の創立後致遠中學校と改稱せしが同十七年廢校せり。翌十八年一月富山總曲輪に縣立富山中學校を設置す。是れ公立中學校の始めなり。漸次規模を擴大して中等教育の發達を期せしが、教育の進歩は到底一の中學校を以て満足すべきにあらず。之を以て明治三十一年四月高岡中學校を、同三十二年四月魚津中學校を、同四十二年四月礪波中學校を、大正九年四月神通中學校を、昭和二年四月射水永見兩中學校を増設し、茲に七中學校の設立を見るに至れり。

富山中學校は明治三十二年八月類焼の厄に罹り後富山市郊外堀川村に移る。本校は縣立中學校中最古の歴史を有す。最近に於ける各中學校の狀況は左の如し。

學校名	學級	教員	生徒	第一學年入學志願者	同入學者	上學者	卒業者
富山中學校	二〇	三四	八七七	三一九	一九四	一五六	
高岡中學校	二〇	三四	八九〇	二三四	一九四	一五三	
魚津中學校	一五	二五	六二四	一七四	一四九	一〇五	
礪波中學校	一六	三〇	七二六	二一五	一九三	一二五	
神通中學校	一五	二五	六四三	二五三	一四五	一〇八	
氷見中學校	六	一七	二八一	一一四	九七	一一	
射水中學校	六	二〇	二六四	一二七	九六	一一	
計	九八	一八五	四、三〇五	一、四三六	一、〇六八	六四七	

高等女學校

本縣は久しく高等女學校の設置なかりしが、時勢は一日も女子の高等普通教育を忽諸にすべからざる機運に向へしを以て、明治三十四年四月縣立富山高等女學校を創設し、師範學校舎の一部に生徒を收容せり。明治三十八年師範學校男子部の移轉と共に、同校舎の全部を之に

充て、大正六年四月女子師範學校と共に上新川郡堀川村なる現在の地に移れり。明治三十八年生徒の定員を増加したるも、尙入學志願者の數募集人員に幾倍し、其の志望を空くする者多く、或は遠く他府縣の高等女學校に入學する者多き狀況なるに鑑み、明治四十年四月高岡高等女學校を、大正十年四月魚津高等女學校を、大正十二年四月礪波高等女學校を開設す。滑川永見兩高等女學校は孰れも郡立なりしが郡制の廢止に伴ひ、大正十二年四月より又石動高等女學校は從來町立なりしが昭和四年四月より、本縣の管理に移れり。富山市立高等女學校は大正二年五月實科高等女學校として生れ、又市立高岡高等女學校は明治四十四年四月實科高等女學校として開校せしも、前者は大正十三年より、後者は昭和二年より、高等女學校に組織を變更せり。又町立には福光高等女學校及八尾上市戸出小杉の四實科高等女學校あり、實科は孰れも小學校に附設せらる。最近の狀況を示せば左の如し。

學校名	學級	教員	生徒	第一學年入學志願者	同入學者	上學者	卒業者
富山高等女學校	一九	五四	八九三	三〇四	二〇七	一九二	
高岡高等女學校	一七	二七	七九五	二二六	二〇〇	一八九	
魚津高等女學校	一三	二〇	五四五	一五五	一三九	一一八	
礪波高等女學校	一三	二〇	四九二	一四五	一二〇	一一七	
氷見高等女學校	八	一八	三四七	一一七	一〇〇	八二	
滑川高等女學校	八	一四	三六八	一〇九	一〇〇	八二	
石動高等女學校	四	九	一六二	七三	四七	四一	
市立富山高等女學校	一六	二七	七八四	二七八	二〇一	一八九	

市立高岡高等女學校	一二	二二	五七九	二〇四	一五一	一三九
町立福光高等女學校	四	一一	一四六	六〇	五八	三三
町立戸出實科高等女學校	四	一一	一五四	四六	三〇	三七
町立市實科高等女學校	四	一二	一五九	四四	三三	四〇
町立八尾實科高等女學校	三	八	一一一	二三	二三	二九
町立小杉實科高等女學校	二	九	九七	二四	一八	一
計	二九	二六二	五、六三二	一、八一八	一、四二八	一、三〇五

第五節 實業教育

實業學校 實業教育は明治二十七年富山市に共立富山藥學校、高岡市に縣立工藝學校、東礪波郡福野町に縣立農學校を設けたるを、始めとし、同二十九年婦負郡八尾町に町立蠶業學校、同三十年富山市及高岡市に各市立商業學校、同三十五年西礪波郡石動町に徒弟學校、同三十九年射水郡新湊町に甲種商船學校を設けたり、又農學校には同三十四年附屬農業補習學校を、工藝學校には明治三十五年工業補習學校を、富山市及高岡市の商業學校は同年共に商業補習學校を附設したり、爾來世運の變遷に伴ふて廢合又は新設せられ、今や縣立として工藝學校、商船學校、富山高岡滑川の三商業學校及農學校五、計十校を算す、其の他市立富山工業學校、三日市組合立農業學校、町立出町技藝女學校、町立伏木商業學校、農會立氷見農學校、私立富山實科女學校及實業補習學校二百三十四を有す、孰れも斯種教育の普及に關し銳意其の指導と獎勵に努め、其の實効を擧ぐるに努力しつゝあり、實業

教育の概況を表示すれば左の如し。

學校名	業本科修年限	學級	教員	生徒	第一學年入學志願者	同上入學者	卒業者
工藝學校	五年	一五	二九	四〇三	一二八	八三	八〇
商船學校	三年	三	八	一七	六四	四六	二五
富山商業學校	五年	一五	二七	六三九	二一〇	一五二	九六
高岡商業學校	五年	一三	一九	五五〇	一八二	一四四	八二
滑川商業學校	五年	七	一六	三三一	一〇七	九七	四八
福野農學校	五年	八	一三	三六四	一四二	九二	八六
上市農學校	三年	六	一一	二五三	一四三	九三	六七
入善農學校	三年	三	一〇	一四一	五五	四九	四九
婦負農學校	三年	三	七	一二五	四七	四五	四〇
小杉農業公民學校	三年	三	一一	一四四	七二	五六	三八
市立富山工業學校	四年	六	一五	一九七	一五三	七一	三〇
市立富山工業學校	五年	六	一五	一九七	一五三	七一	三〇
三日市町外組合	三年	六	九	二九三	一一一	七四	一〇〇
立農學校	三年	六	九	二九三	一一一	七四	一〇〇
町立出町技藝女學校	四年	四	一一	一二二	二九	二五	三一
町立伏木商業學校	五年	四	一七	一六二	三七	三七	一
氷見郡農會立氷見農學校	三年	三	七	八一	三七	三五	一八
私立富山實科女學校	四年	四	一一	一〇一	二四	一九	二七
計		一〇三	二二二	四、〇三三	一、五五一	一、一一八	八一七

實業補習學校 實業補習學校の前身は各町村部落に行はれたる青年夜學にして、明治四十年頃より從來の若連中は青年團と組織を改むるに及び、夜學も漸次改善せらるゝ機運に向ひて、大正六七年頃より夜學は次第に實業補習學校と改められしが、尋て省令、縣令を以て規程の制定あり、或は訓令等によりて設置を奨励し又は其の據るべき處を明にし、一面講習會研究會を開催して銳意之が普及擴充に努めたる、時代は職業教育公民教育を要望するに至りたるを以て、近時漸く仲展の機運に向ひ、町村民亦斯教育の必要を自覺し、青年をして進んで就學せしむるに至れり、尙本縣は大正十四年四月修業年限二ケ年の實業補習學校教員養成所を師範學校に併置し、昭和二年三月第一回卒業生を出したるを以て之を専任教員として縣下に配置し、斯教育の振興に資しつゝあり、而して農村の學校は女子部を除き概ね夜間の教授にして、晝間教授の學校は僅少なれども、多くは實習地を備へ或は内容設備等比較的模範とするに足るもの六校あり、特に專修學校の名を冠せり。

第六節 高等教育

富山藥學專門學校 富山市郊外奥田村に在り、大正九年十一月勅令第五百五十一號文部省直轄諸學校官制の改正に依り、同年十二月一日の創立に係るものなるも、同校の設置に至る迄には頗る長き歴史を有す、沿革の概要を叙すれば、最初富山市の藥業家、中田清兵衛、萩澤金廣、松井伊兵衛、阿部初太郎、密田林藏等、藥學奨励の必要を感じ、相協りて明治二十六年七月市内梅澤町に共立富山藥學校を設立し、同年八月認可を得て、翌廿七年二月より開校したるに始まり、當時は本科及速成科

より成り、甲種は修業年限二ケ年とし、藥劑師養成を、乙種は修業年限一ケ年とし、藥業家の子弟及賣藥行商人に藥學の大意を授くるを以て目的とせり、同卅年十一月學校の經營を富山市に移し、市立富山藥學校と改稱す、同卅三年五月組織を高めて、修業年限を本科三年、別科二年とし、富山藥學校と改む、同卅四年六月更に市立藥業學校と改稱す、同卅九年同校卒業者の爲に研究科を置く、同四十年三月卅一日限り一旦同校を廢止し、同年四月一日より縣營に移し、富山縣告示第四號を以て富山縣立藥業學校設立を告示し、同時に校則を定め、本科三年、豫科二年とし、本科は藥劑事業に従事するものを、豫科は藥業の大意を修得せしめ、若くは本科に入る素養を得せしむるを目的とせり、爾後再び程度を進むるの必要に迫まれ、同四十二年專門學校に改むることとなり、同年七月文部省告示第二百十三號を以て富山市に縣立藥學專門學校を設置し、併せて同四十三年四月より開校の件を認可せられたるを以て從來の縣立藥業學校は同四十三年三月卅一日限り廢止となれり、爾來入學志願者逐年増加し、入學者の地域も汎く全國的となり、良好の成績を挙げ、名聲を博するに至りたるを以て政府は官立移管の必要を認め、大正九年十一月を以て官立に移し、翌十年四月より授業を開始するに至れり、專門學校に昇格以來卒業生を出すこと、縣立時代に二百七十一名、官立後五百九十九名、計八百七十名に及ぶ、又現在二百五十一名の學生を收容す。

高岡高等商業學校 高岡市下關に在り、大正十三年高等商業學校増設の議起るや、政府は北陸商業の中心地域たる本縣高岡市又は其の附近に設置の必要を認め、同年九月勅令第二百二十二號を以て、文部省直轄諸學校官制を改正し、本校を設置したるものにして、同年十二月十九日を以て愈

々學校の位置を定め、翌十四年四月より授業を開始するに至れり、是れ本縣に於ける高等商業教育を授くる始なり、爾來諸般の設備を整へ、昭和三年三月第一回の卒業生を出し、現在各學年を通して四百六十名の學生を收容す、同年十月校舍全く竣工を告げ、同月廿日竣工式を舉ぐ。

富山高等學校 富山市郊外大廣田村に在り、本校は大正十二年五月東岩瀬町馬場家が同十三年 今上陛下の皇太子として御成婚あらせられしとき、奉祝記念として、本縣へ金百万圓を寄附し、記念事業として、七年制高等學校の設立を出願せるに起因す、縣は同年七月縣會の同意を得て、同年十月文部大臣の認可を得て直ちに工を起し、昭和三年校舍等總て完成せり、教室は全部學科教室制を採り更に教員に對しては、各學科毎に研究室を供して研鑽に便し、生徒に對しては、尋常高等兩科各別に自修室を與へ、以て好學氣風の振作を圖れり、又同校設備費、維持基金及外國留學基金の計劃に對し、馬場家は更に兩回に亘り五十萬圓を追加寄附し、其の他文献上最も珍重すべきヘルン文庫（約一萬圓）寄贈したり、斯くして同校は縣下子弟の向上的才能を自由に發揮すべきに足るべく、將來校運の發展に伴ひ育英上多大の實績を收むべきは、縣民の喜悅と共に深く期待する所なり、本校は凡て四十名を以て一學級を編制し、大正十三年尋常科第一學年二學級を募集して授業を開始し、大正十四年よりは尋常科の外、更に高等科、文科理科各一學級を募集して現在尋常科八學級、高等科十二學級生徒總數八百名となれり。

高等文學校高等科 近時女子向學心の高潮に伴ひ、高等女學校卒業者中、高き程度の教育を受けんと欲する女子の爲め適當なる機關を設置するは時代の要求なりと認め、大正十四年縣會の同意を得て高等女學校内に三年制の高等科を創設するの計劃を樹て認可を得て、同十五年四月一日より、富山高等女學校内に授業を開始せるものにして、學科目は修身教育、哲學、國語、漢文、英語、家事、裁縫、其の他六科目なり、現在九十九名の學生を收容す。

第七節 社會教育

各種學校 本縣内の各種學校は孰れも私立にして、富山市の徳風女學校、大谷女學校、海内裁縫女學校、夜間中學校、自動車學校、高岡市の高橋裁縫女學校、高岡裁縫女學校、射水郡作道村の石黒裁縫女學校等九校を算す。

富山盲啞學校 本校は富山市並木文右衛門の獨力經營に係るものにして、富山市千石町に在り、元富山訓盲院と稱し、明治四十年四月稻荷町の一家を假用し開設したるものにして、當時僅かに九名の入院者を見るに過ぎざりしも、漸次發達して、明治四十四年四月現地に新築移轉し、昭和五年三月には廿七名の盲生を收容し、創立以來の卒業生は中等部六十五名、初等部三十一名に達す、年を経るに従ひ成績大に舉り、累年國縣及富山市よりは補助金を交附し、宮内省よりは毎年御下賜金を受く、前院主に對しては特に社會事業功勞者として宮内省より表彰せられ、金子並に銀盃御下賜の光榮に浴したることあり。

青年訓練所 青年の心身を鍛鍊して、健全なる國民、善良なる公民たるの資質を涵養向上せしむる目的を以て生れたるものにして、本縣内各市町村全部の設置を了へ、其の數三百六ヶ所を算す。

るに至れり、内小學校に附設するもの百四十八、補習學校に附設するもの四十、補習學校を充用するもの百十七にして、此の外東礪波郡福野町に私設の訓練所一を有す、教練は主として晝間に、學科は夜間に之を行ふ、又農閑期は殆んど毎日とし、農繁期は毎月二回乃至三回實施するを常とせり、各青年團軍人分會等は協力一致本所の向上實績を擧ぐるに助力するを以て各生徒は頗る緊張す、殊に教練によりて規律の節制、協同の美德を涵養し、最近多くは教練服を調製して開設日尙淺きにかゝはらず、長足の進歩を遂げ訓練上殆んど現役兵に遜色なからざるに至れり。

青年團及婦女會 縣内各町村には古來若連中と稱する團體あり、多くは青年男子の自由會合にして、時には學校教育の効果を破壊するが如き惡風ありしを以て、本縣は大正十年二月訓令を以て青年團に關する準則を、同年六月婦女會に關する準則を規定し、青年男女を啓發して健全なる中堅國民を養成するに努め、之が誘掖指導に力を加へたる結果、近時縣下各都市町村に於て洽く是等の修養團體を設置するに至り、益々健全なる發達の道程にあるは洵に慶すべき現象なり、其の趨勢は各市町村に設置を見たるもの青年團に於て二百九十八、婦女會に於て三百八に達し、各都市にありては町村の各團を統合する郡市聯合青年團ありて二市八郡悉く之を設置し、更に全縣を一團とせる富山縣聯合青年團、同聯合婦女會の形成ありて、統一的に各々修養機關として發達の域に進みつゝあり、中には一村風紀の中心となるものあり、或は夜學會を開き智識を研くものあり、役場農會と氣脈を通して實業の改良に盡す等健全の發達を辿れり、今昭和五年三月に於ける同團の主なる事業を擧ぐれば左の如し。

一、智育方面 月次修養會視察旅行娛樂會講演會品評會雄辯會農事試作義士會補習教育圖書講習會中堅青年講習會等

二、德育方面 敬老會風紀生活改善の實行宣傳皇居及大廟の遙拜社寺境内掃除公共營造物及道路の除雪軍人慰問優良青年表彰義務貯金勵行死去團員の追悼會社會奉仕事業等

圖書館 公立二十一、私立二十一、計四十二館にして内容の充實せるは富山、高岡兩市立圖書館及財團法人私立米澤圖書館なり、富山市立圖書館は明治四十二年十月皇太子殿下行啓記念事業として設立せしものにして富山縣廳前元富山城二階御門跡に在り、高岡市立圖書館は明治四十年の創立にして當時高岡商品陳列所の一部を假用せしが、其の後高岡公園内風光明媚の地を撰ひて建築し大正十五年此處に移れり、米澤圖書館は下新川郡入善町に在り、明治四十三年十月米澤元健の創立に係るものにして、明治四十四年九月財團法人となり各般の設備完整せり、昭和五年三月末に於ける各圖書館の狀況左の如し。

名 稱	圖書冊數		閱覽人員	名 稱	圖書冊數		閱覽人員
	和漢書	洋書			和漢書	洋書	
公	富山市立圖書館	四一、四二二	一、〇四二	富山佛教圖書館	九三六	四一	一五八
	市立高岡圖書館	二二、四二〇	三三五	淺田圖書館	九、〇三三	二〇八	一一、六四四
	新庄圖書館	一、一八四	—	財團法人眉丈文庫	三、九一四	一四九	七、八六六
私	上瀧圖書館	九二二	—	私立東水橋圖書館	一、三〇七	六	—

名	稱	發行	人
富山日報	富山市	柴喜平	
北陸タイムス	富山市	柚田爲重	
富山新報	富山市	中村甚松	
富山タイムス	富山市	福永祖恭	
伏木毎夕新聞	射水郡伏木町	牧野庄太郎	
磯波新報	高岡市	大家孫四郎	
北陸民報	東礪波郡福野町	大浦作造	
工事新聞	高岡市	林平次郎	

大日本武徳會支部

明治廿九年十二月の創立にして、同卅六年六月本縣より富山市總曲輪な

る元富山中學校敷地の拂下を受け、翌卅七年十一月演武場及附屬建物を新築せるものにして、武道奨励及普及の爲め、地方の有力者に二十名の武道奨励員を置く外、柔剣道指導の爲に地方有段者並に地方有志七十餘名に指導員を囑託し、各警察署には武道助手を設けて武道の奨励に努め、縣下滑川小杉上市の各町を始め本會及青年團在郷軍人會の手により演武場を設けて、斯道の振興に努力しつゝあり。

新聞雜誌 明治十四年五月、富山の公美社より越中新誌を發行せり、是を本縣新聞紙發行の嚆矢となす、後明治十七年一月富山に越中新聞を發刊し、尋て富山日報と改題す、同廿一年二月高岡商報を發行し、後高岡新報と稱す、又明治廿二年四月富山に北陸公論を發行し、後北陸政報と改む、今の富山新報の前身なり、明治四十一年十一月北陸タイムス富山に起る、大正九年十月富山に富山タイムスを發行す、同十二年五月高岡に越中新聞起り、昭和六年二月富山に富山時事新報生る以上は縣下有數の日刊新聞たり、尙其の後富山高岡を始め、縣内各所に諸種の新聞雜誌若くは商況物價を報ずるもの發行せらる、然れとも多くは創業以來數月又は數年ならずして廢刊するもの尠からず、現今發行の日刊に係るもの九あり、今、日刊、週刊其の他主なるものを擧ぐれば左の如し。

富山時事新報	富山	保積保信	富山自治	富山	木谷榮次郎
高岡新報	高岡	能作米次郎	富山教育	富山	宮腰定次郎
越中新聞	高岡	米島常作	富山縣工業會報	富山	若杉省三
高岡日報	高岡	神初八太郎	中越新聞	富山	射水郡新湊町市村勉
北陸朝日新聞	高岡	中居忠治			

第八節 教育會及留學生

富山縣教育會 本會は明治廿一年十月十四日の創立に係り、爾來滿四十餘年間教育に關する事項の調査研究、輿論の發表實行、教育圖書、通俗讀物、參考書の編纂、出版機關雜誌の刊行、教員養成及學力補充講習教育大會、展覽會、偉人祭の舉行、体育指導社會教育施設、高等豫備校の開設等、其の經營せる事業枚舉に遑あらず。

大正十年五月財團法人の許可を得、公益法人として活動するに至れり、同十四年基金募集の計畫を樹て之れが實現に努力したる結果、現在登記財産十萬九千七百餘圓と會員六千七百有餘名と獨立の教育會館を抱擁する教育財團となれり、教育會館は市内總曲輪にあり、本館及別館とも木造二階建、外圍鐵網コンクリート造りにして、此總延坪二百五十五坪を有す、本館は舊縣立富山中學校の一部を移轉改築したるものにして、明治四十二年秋畏くも、大正天皇太子殿下として同校へ行啓の砌り、便殿に充てさせられたる記念建造物なり、館内は記念室、講堂、大小の會議室、圖書閱覽室、教室、應接室、娛樂室等に區分し、別館には教育者の宿泊所及館員住宅あり、又現敷地は人皇第一百十八代

後桃園天皇安永二年富山藩主第六代前田利興始めて藩學校廣德館を創設し、後永く本縣師範學校を置きたる地域にして、我が越中に於ける育英事業の發祥地として、教育上最も有意義の地にあり

郡市教育會 各郡市を單位とし、設立し、何れも相當の沿革を有す、基本金の外、市町村並に縣の補助を得て經營し、郡廢後の今日に至るも尙依然として初等教育社會教育成人教育の振興を計り、人智の啓發に努め、或は教育講演會、教育品展覽會等を開設して、教育の發展を促し、或は教育上の諮問に答申する等、郡市教育界に貢獻する所尠からず。

留學生 東亞同文會の設置せる上海東亞同文書院及ハルビンに在る日露協會學校に於ける趣旨を賛し、前者は明治卅四年度より、後者は大正八年度より學資金を支給し、留學生を選抜派遣することに定めたり、同文書院は支那に於ける政治、商工業に従事し、我邦對支經營の中心人物たらんとするものを、又日露協會學校は露語及商事經營に關する學術を教授し、露支兩國に於て公私の事務に従事し、日露支の親善關係を良好に導かんとするに在り。

第七章 社 寺

第一節 神 社

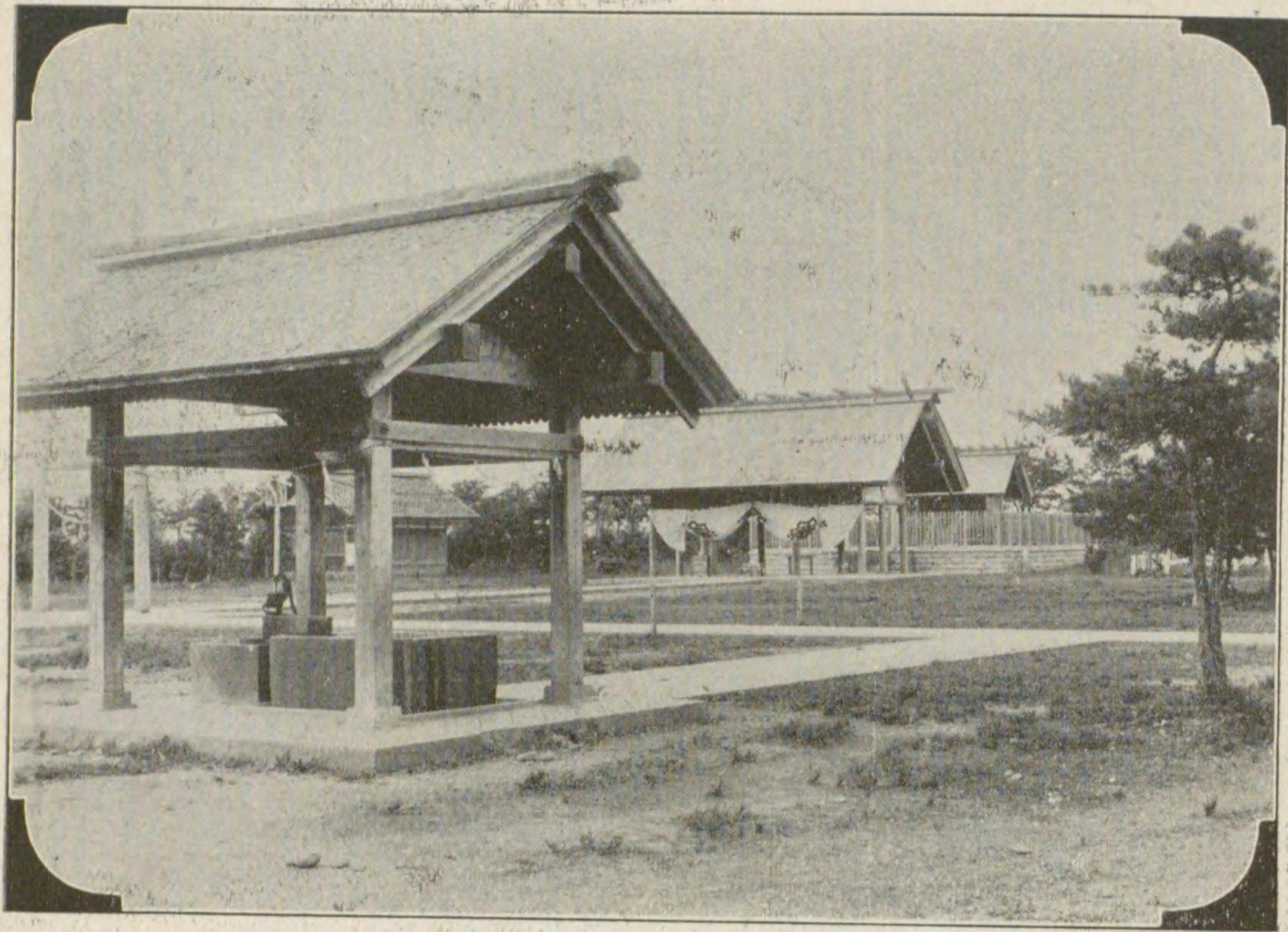
日本國民は古來敬神の念厚く、都市は勿論、寒村僻地に至るまで千木、堅魚木の影を仰ぎ見ざるは無く、伊勢神宮を初め奉り、神社の總數は實に十一萬を超ゆ、之が森の内より響く鈴の音は、やがて我

國民精神の中樞となりて、永へに金匱無缺の國体を擁護することは何人も認むる所なり、而して本縣内の神社数は國幣中社一、國幣小社一、縣社十二、郷社三十五、村社二千八十、無格社五百五十七、招魂社一、計二千六百八十七にして、中には一町村内に數十社の多きを有するものあるのみならず、一社の氏子戸數も亦數戸に過ぎざるものあり、村社以下は概して規模狭小にして、多くは維持に苦しみ祭禮の完全を期する能はざる憾あるを以て、昭和二年二月神社の設備並に基本財産に關する規程を發布し、境内坪數を百五十坪以上とし、本殿幣殿拜殿鳥居及社務所の設備を爲さしむると共に基本財産は縣社金八千圓以上、郷社金四千圓以上、村社は金千五百圓以上、無格社金八百圓以上を三ヶ年以内に充實せしむることゝせり、且無格社並設備維持方法の完全ならざる村社、一部落内に二以上の神社並に部落間の距離近接し、氏子參拜上支障なきものは成るべく合併する様督勵し實蹟を擧げつゝあり。

神職の數は現在百五十餘名にして、一人平均十七社内外の奉仕數となるも、中には百十數社に奉仕するもの、又僅かに一社の奉仕に止まるものありて、祭典奉仕上支障を來すこと尠からざるを以て、兼務社數に一定の制限を加へ、一面勤務神社報酬の僅少なるに顧慮し、專念神社に奉仕せしむると共に、民衆の思想啓發に努力せしむる主旨を以て、昭和二年二月俸給制度を實施して、永久に神職身上の保證を期し、將來有望なる神職を求め、益々祭祀の壯嚴に施行する様努力しつゝあり、本縣の招魂社及著名なる神社に就き記述すれば左の如し。

招魂社

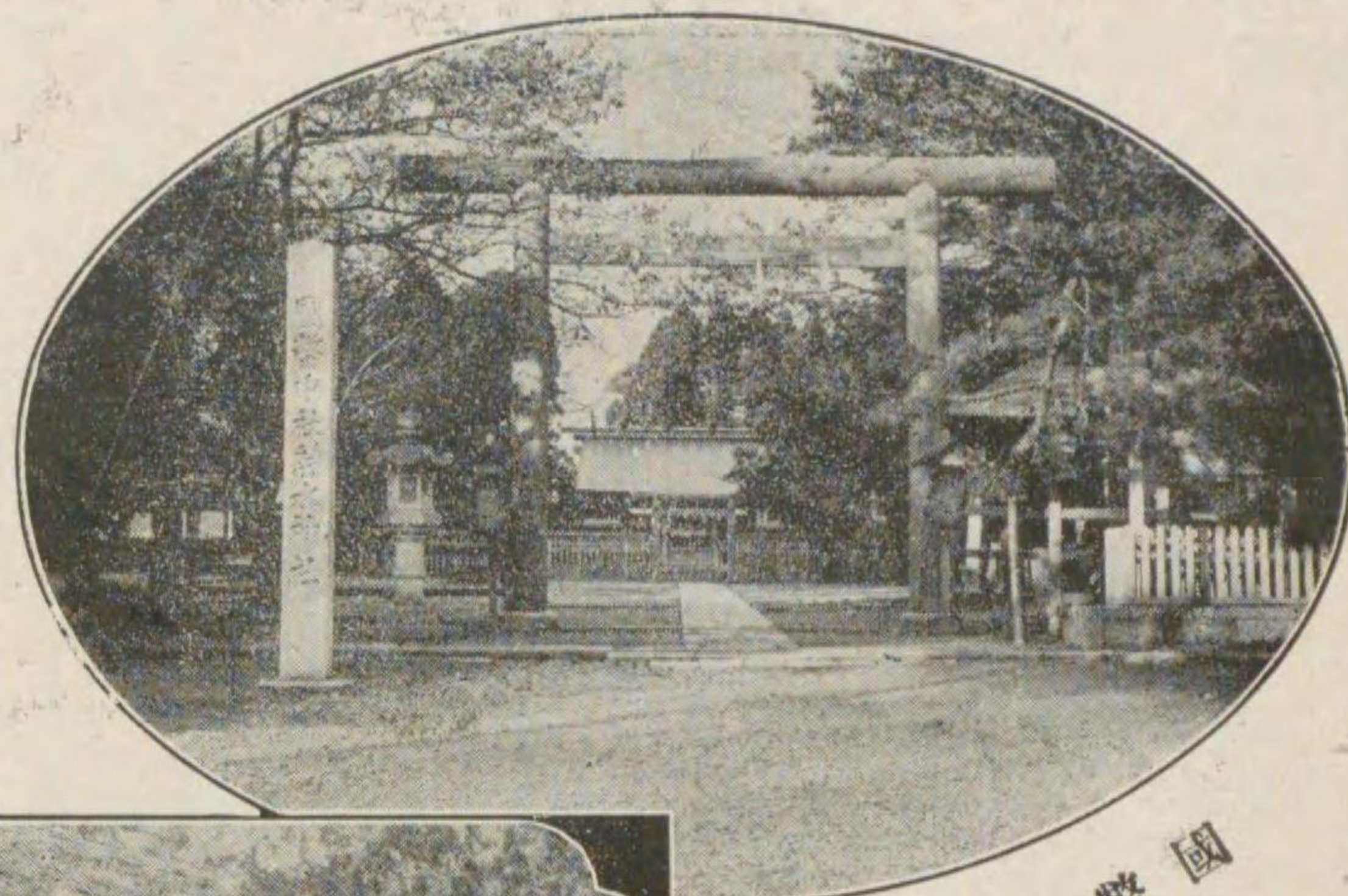
富山市の西方磯部町に在り、靖國神社に合祀せられたる本縣出身殉國烈士の英靈を



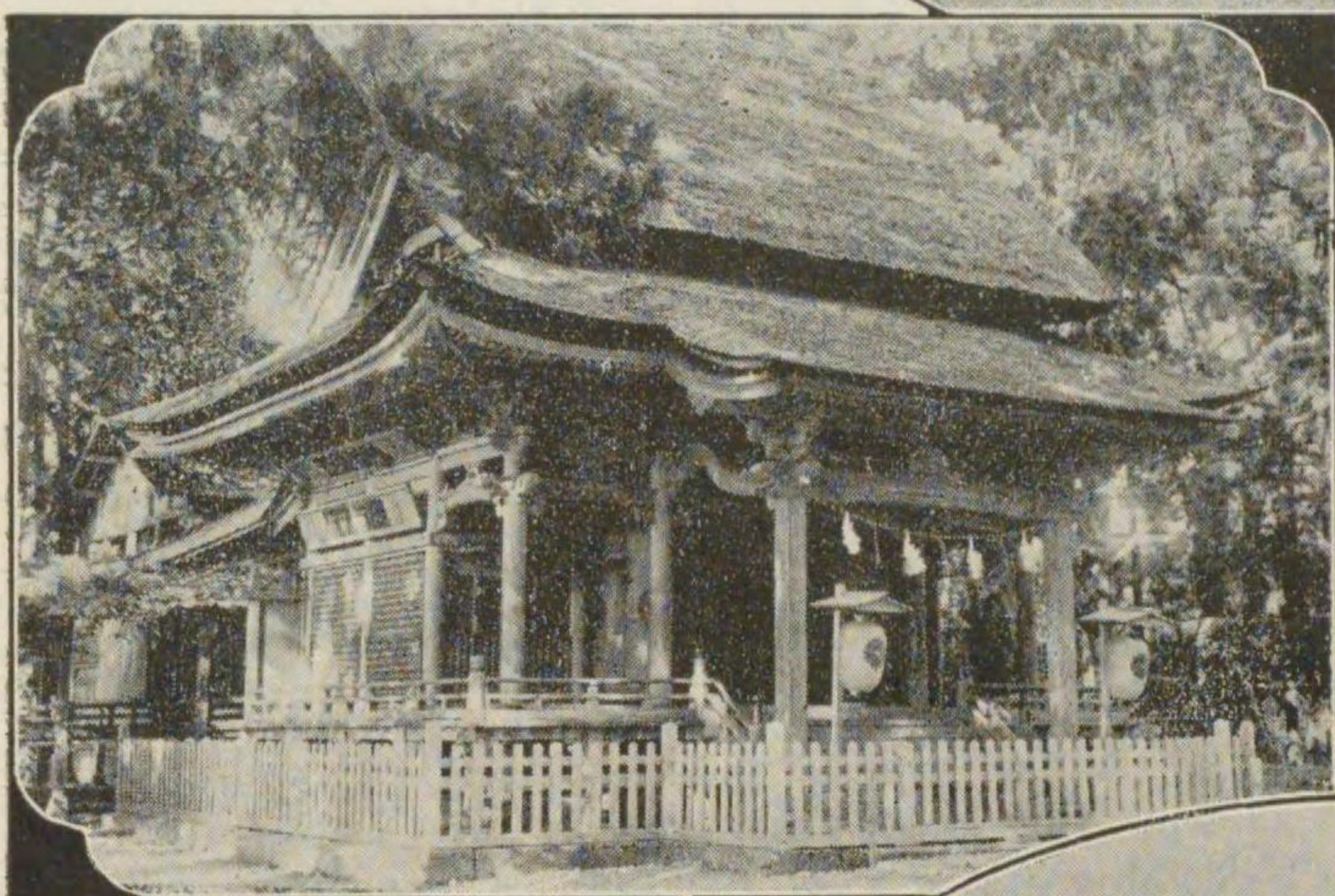
富山縣招魂社



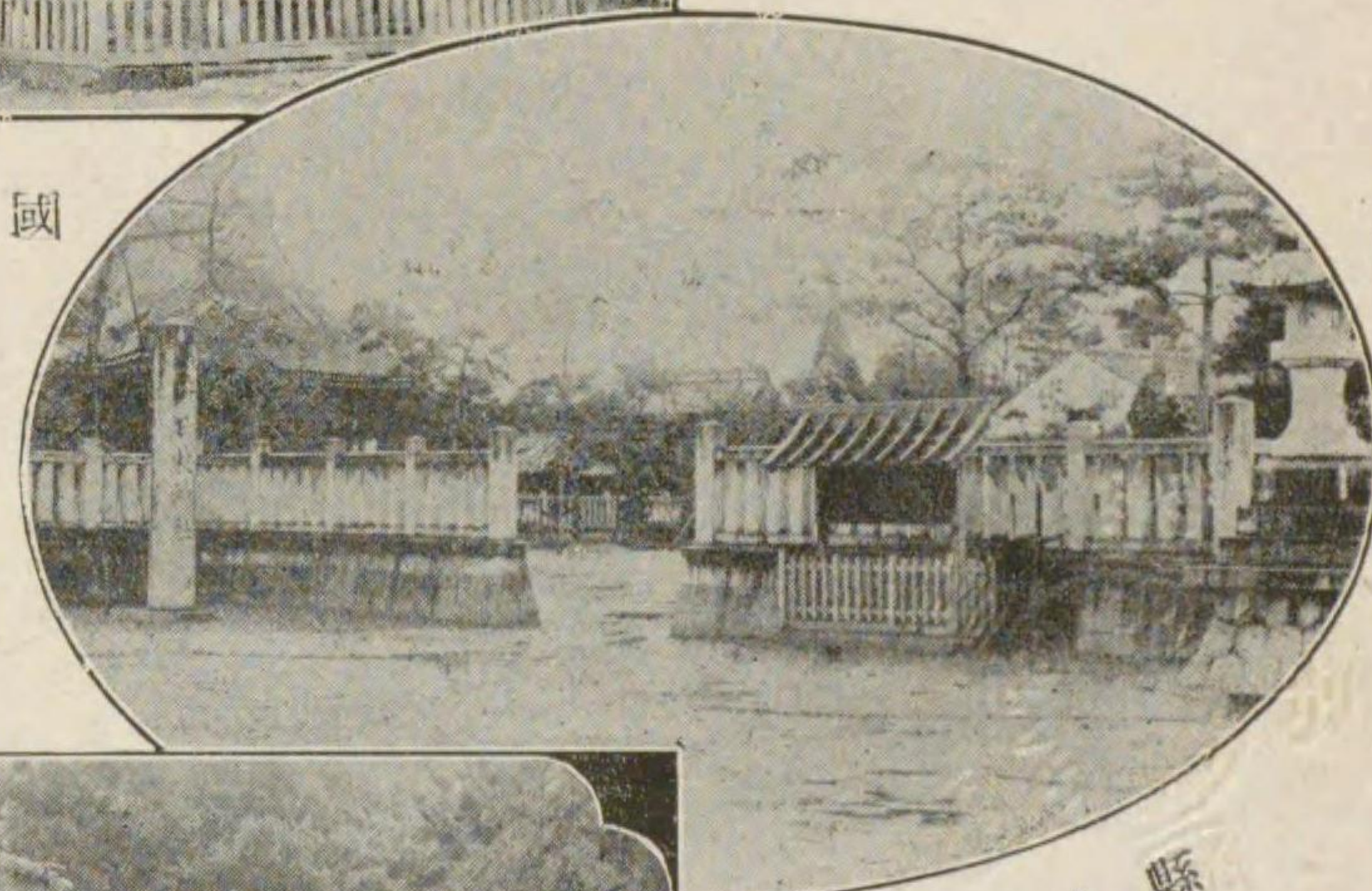
磯部櫻堤



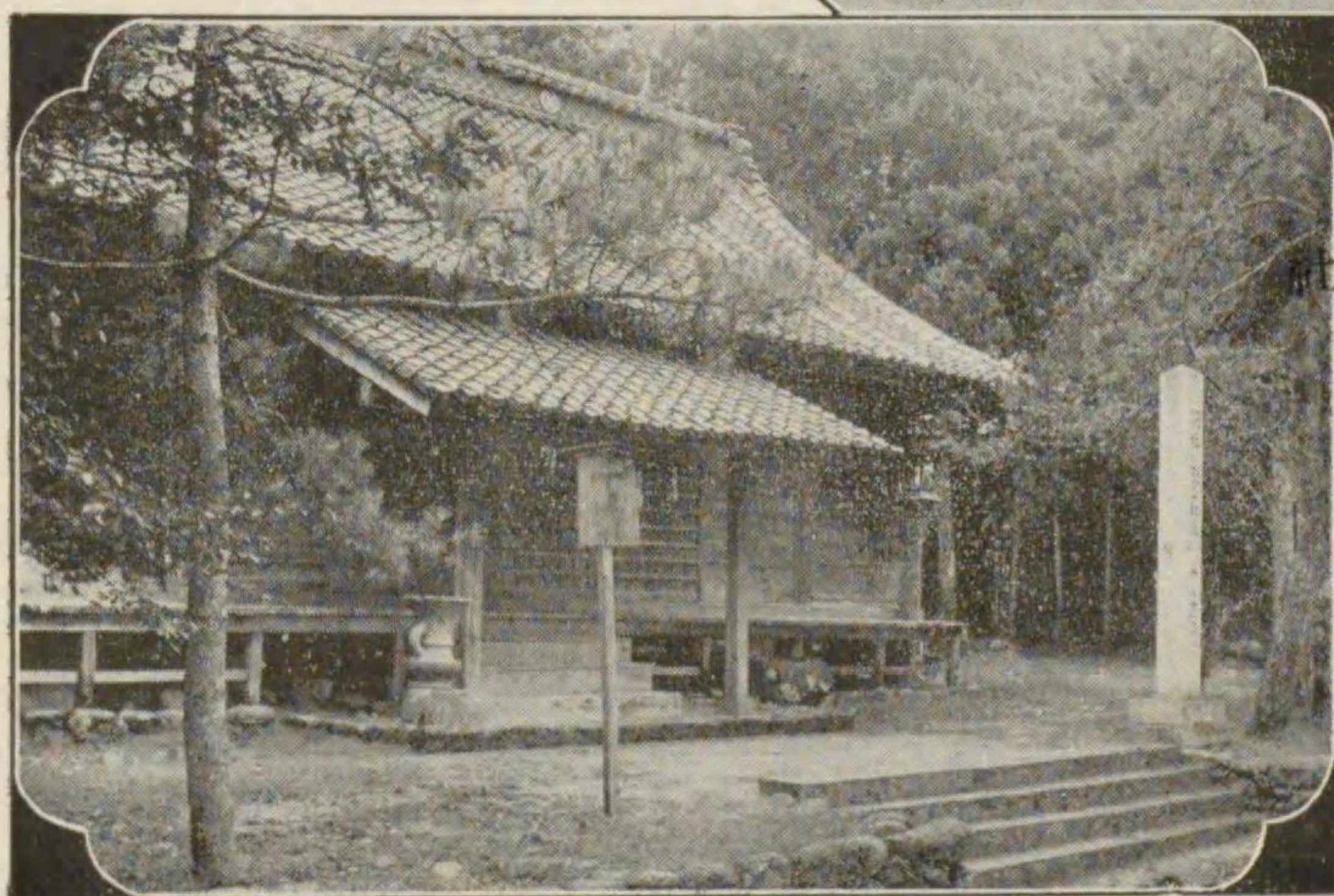
國幣中社射水神社



國幣小社高瀨神社



縣社日枝神社



縣社雄山神社
前立壇

祀れり、境内四千六百五十三坪、本殿拜殿神饌所社務所等ありて、結構宏壯參拜者多し、社地は延寶八年富山二代の藩主前田正甫の造營にかゝる磯部御庭の跡なり、社前道路の兩側には櫻樹枝をつらね、社後神通河畔堤防上の櫻樹と共に、一勝區をなし花期の雜踏夥し。

射水神社 高岡公園の本丸址に鎮座す、本縣唯一の國幣中社なり、本社は元、二上山に在りしが明治八年現地に遷座せらる、祭神は二上神と稱し居れり、養老元年僧行基二上山に養老寺を創むると共に、之を勸請せしにより、神階は寶龜十一年に從五位下、夫れより累進して、貞觀元年には正三位に叙せらる、延喜式には名神大社に列せらる、古來越中四郡を氏子として、智識米と稱し各戸につき初穂米一升つゝを供へさせしが、戰國時代には一時大に衰ひ、慶長十五年前田利長高岡築城の翌年また社殿を修覆し、智識米取立を再興し、養老寺領六石七斗九升二合を寄附せり、社殿は遷座後雪害若くは火災に遭ひ、明治三十五年九月造營せられ現今に至れり。

高瀨神社 東礪波郡高瀨村高瀨に鎮座する國幣小社なり、祭神は高瀨神一座にして主神として大己貴命を祀り、天活玉命、五十猛命を配祀す、清和天皇貞觀元年正月二十七日正三位を授けらる、興國三年足利尊氏沙汰して高瀨社地頭職を東大寺八幡宮に寄進せり、社地附近には神子屋敷大宮司田鎌倉屋敷神社畑權現田大鳥居下馬場等といへる地名ありて、往時の盛大を物語れり、明治六年縣社に大正十二年國幣小社に列せらる。

日枝神社 縣社にして富山市山王町に在り、大山咋神を祀り、天照皇神、豐受大神を配祀せり、往古新川郡針原村にありしが、後富山に移り神保佐々兩氏の尊崇を受け、其後前田氏富山に入城以來

累代の産土神となり、社殿營繕費等皆藩費を以てせり、明治六年郷社となり、同三十二年五月舊富山城内に遷り、縣社に列せられたり、同年八月火災に罹り、復び山王町の舊社地に移れり、境内四千二十坪、社殿亦宏麗を極め、毎年六月一日、二日の祭禮には參詣者夥しく、興行物境内に滿ち、殷賑名狀すべからず、境内に龜香神社ありて、手置帆負命を祀れり。

於保多神社

縣社にて菅原道真前田利次正甫利保を祀る、建長の頃本社舊神職畠山氏の祖、惠顯僧となりて比叡山に登り、遂に勸學となり、居常菅公を尊敬し、朝夕奉齋怠らざりしより、座主感賞して其秘藏に係る菅公の尊影を贈れり、惠顯大に悦び、之を本國に持ち歸り、一字を今の上新川郡新庄町に建て、錦重山淨禪寺と號して安置せり、時に弘長三年なり、後慶長年中加越能三國領主前田利長封を利常に譲りて富山に来るや、深く之を崇敬して、城下の古寺町今の常盤町に移せり、寛永十六年前田利次富山に分封後、深く菅公を尊信し、寛文五年社祠を同寺境内に建て、菅公の尊影を勸進して天滿宮と名づけ、以て祈願所とせり、寶永五年三代の藩主利興の時、天滿宮社殿を現在の位置柳町に造營遷座せり、明治六年郷社に列せられ、同七年藩主利次の靈を祀り、於保多神社と稱し、天滿宮を相殿とし、同じく郷社に列し、次て天滿宮の稱を廢して、於保多神社と號せり、同九年縣社に列せられ、同十八年火災に罹り、社宇悉く烏有に歸し、次て現今の社殿を造營せり、大正二年十二月社の後方、山室村館井出に多くの地所を買入れ、境内に接續して市の遊園地とせり、大正十三年四月十九日境内後方に正甫公頌德記念碑を建設せしが、碑は富山城下に設けたる時鐘の破片を利用したるものにて、正甫の記念碑として誠に相應しきものなりと謂ふべし。

雄山神社

立山の主峰、雄山の絶頂にあり、縣社にして、天手力雄命及伊弉諾尊を祀る、本社の草創は崇神天皇の御宇にありと云ふ、式内神社にして、古來立山權現と稱せらる、傳ふる所によれば、文武天皇大寶年中、越中守佐伯有若の子有賴、立山を開き、神社を造營して、勅願所に定められたりと云ふ、大寶以後幾多の變遷を経て、清和天皇貞觀五年九月二十五日、正五位上に進められたり、古來武將の尊信厚く、源足利、徳川前田の各將家督相續に際しては、特に巡檢使を派して幣帛を奉るを慣例とせり、古來中越の青年子弟にして、一度必ず本社に參詣する習慣ありて、今尙盛なり、明治六年縣社に列せられ、毎年七月二十五日の例祭には、幣帛供進使の參向あり。

櫛原神社

中新川郡滑川町神明町に在り、素盞鳴命を祀る、成務天皇の御宇創建せられ、文武天皇大寶二年に再興して、貞觀年中官幣の儀ありたり、式内神社にして、往古より武人の崇敬厚く、明治六年縣社に列せられたり、境内廣濶にして、木立深く、海濱の眺望佳し。

八心大市比古神社

下新川郡三日市町字三島に在り、本社は大山祇命を祀り、相殿に少彥名命、軻遇突智命を祀る、延喜式内の神社にて、古來勅使下向、金幣神鏡を納め、頗る壯嚴を極めしものなり、偶々長尾氏の兵燹に罹り、古書寶物悉く燒失せり、本社は五穀豊穰の守護神として、古來郡民の信仰甚だ厚く、明治六年縣社に列せられたり。

姉倉比賣神社

婦負郡西吳羽村小竹に在り、垂仁天皇の御宇既に社祠を建てられしと云ひ傳ふ、本社は婦負郡最古の神社にして、姉倉比賣神を祀り、式内の一社なり、婦負の郡名も亦社號に因めりとの説あり、後年、上杉謙信大に本社を崇敬し、永祿七年納めたる願文今に存す。

鵜坂神社 縣社にして神通川の西岸婦負郡鵜坂村に在り、祭神は湊母陀琉神、訶志古泥神、鵜坂姉姫神、鵜坂妻姫神にして、延喜式内の古社なり、人皇十代崇仁天皇の御宇、北陸將軍大彥命の勸請に係り、白雉年間堂宇再建せしも、其の後衰頽せしを以て稱徳天皇の御代に僧行基勅を奉じて、二十四院及七堂伽藍を建立せりと云ふ、往古より越の國の總社として年中七十二度の神事式嚴修せられたり、歴朝の崇敬深く輪奐宏壯の美を極めたりしも、治承年間兵燹に罹り焼亡せしかば、源賴朝本堂を再建し、社領を寄附し、漸次舊觀に復せり、天正年中上杉謙信越中に入りし時、再び兵火に罹り大に頽廢せり、此社に日本五祭の一なる シモツツリ 答祭なるものありしが、今は絶えたり、答祭とは祭日參詣の女毎に男持ちたる數を問ひ、其數程龍眼木の答を以て尻を打ち、若し女恥ぢて其數を隱せば、忽ち神罰を蒙るものなりと云へり。

高岡關野神社 高岡市内堀上町に鎮座せる縣社にして、大正八年九月關野神社と高岡神社と合祀せられしものなり、高岡神社は元稻荷社と稱し、慶長十五年三月前田利長の高岡城内に祀られしものにして、承慶二年同利常關野神社境内に之を遷し、社領十二石五斗を寄進し、明治に至り利長の靈を合祀し、同十一年九月高岡神社と改め、同十二年十二月縣社となれり、又關野神社は元熊野神社と稱し、古は射水郡水戸田村にありしが、後關野に遷座せられ、高岡築城の時より城下三十一町の産神となり、享保十一年關野神社と改稱す、明治五年九月に至り郷社に列せられたり、現在の社殿は大正十年の再建に係るものなり。

氣多神社 射水郡伏木町一の宮に在る縣社にして、大己貴命、奴奈加波姫命を祭神とし、後白山權現、菊理姫命、若宮權現、事代主命を合祀したり、養老二年僧行基の開基にして、越中一の宮と稱し、頗る盛んなる社なりしと傳ふ、社殿は壽永年間及天文年間の兵火にて全く衰へしかば、正保二年前田利常社殿を再建し、慶安三年神領十石山林二十町を寄進せり。

放生津八幡宮 射水郡新湊町放生津に在る縣社にして、祭神は應神天皇なり、天平年中、國守大伴家持、宇佐八幡を勸請して、奈吳八幡宮と稱し、放生會を營めり、放生津の名是に因めるものなりと傳ふ、正應年中、名越時、有社殿を建立し、神領を寄進せしが、其の後兵火にかゝり、神保氏之を再建し、前田氏に至りて屢々幣帛を捧げたり、弘化二年又火災にかゝり、後今の社殿を造營せり。

道神社 射水郡作道村に在り、四道將軍大彥命及其の御孫彦屋主田心命を祀る、北陸開發の神として、其の名高く、延喜の世既に神明帳に顯在し、朝廷の御崇敬厚く、屢々勅使參向せられたりと傳ふ、昭和二年八月縣社に列せらる。

加茂社 射水郡下村の村社にして、脚氣病に靈驗ありと傳へられ、遠近より參拜するもの多し、此社また毎年流鏑馬の神事を行ふ例なり。

護國八幡宮 西礪波郡埴生村埴生に在る縣社にして、養老年間、宇佐八幡の神靈を勸請し、天平年中、國守大伴家持本社に祈るに、寶祚無窮、國家靜寧を以てし、弘仁二年本社に奉幣せりと云ふ、降りて壽永二年五月、木曾義仲、願文を奉納して、戰勝を禱りしより、其の名特に世に著はる、天正九年、佐々成政三百俵を奉納し、同十四年前田利長同じく六十俵を寄進せり、慶長五年、利長大聖寺城を攻むる時、戰勝を茲に祈り、後本殿を寄進せり、其の後加賀藩には、慶長十九年の大阪陣にも祈願をこめ、元和

年間利常夫人大患の時にも社殿の建立を誓ひ祈願をなし後、正保三年迄に拜殿等悉皆再建され大正十三年四月本殿幣殿拜殿を通し、特別保護建造物に指定せられ其規模頗る壯大なり。

岩崎寺前立社壇 富山市を距る東南四里餘、中新川郡立山村岩崎寺に雄山神社の前立社壇あり、大寶元年の創建にかゝり立山寺と稱し、立山権現として尊崇せられしものなり、建久年間源頼朝再興し、明應元年に足利義植、天正十一年に佐々成政共に修繕をなし、又其後前田氏代々修補を懈らす、應長十八年大に之を修繕せり、社殿の結構規模彫刻の手法等は古雅素樸にして雄健なり、明治三十九年特別保護建造物として指定せられたり、社壇は桁行三十七尺六寸五分、梁間二十一尺八寸、軒高廿尺八寸、棟高卅一尺八寸、其の構造は五間社流造、屋根柿葺、箱棟、鬼板付軒二重繁垂木、斗檜和様三ツ斗、斗拱間蓋股、總圓柱、二重長押付、一間向拜付、向拜斗拱三ツ斗、手挾付斗拱間、缺方柱、正面五間、戸兩側面及後面總、簷板、前面より兩側面一間折廻、椽正面木階七級、濱椽付、内外素木造、内外陣總、拭板外陣化粧屋根裏、内陣中一間、棹椽天井にして、後方に神壇を設く、内陣正面中一間板唐戸、兩脇、簷板兩端板唐戸、妻飾又首束又首棹の構造なり。

芦崎寺大宮 縣營鐵道終點千垣驛を距ること約十五町にして、芦崎寺に達す、雄山神社の攝社大宮あり、境内廣く規模極めて宏大にして、老杉鬱々として晝尚暗く、祈願殿若宮、開祖の祠、媼堂の趾等あり、本社は元仲宮寺と稱せられ、頼朝の造營に係ると云ひ、立山の開祖佐伯有頼卿を祀る、有頼後薙髮して慈興上人と稱す、其の自作の木像を安置す、昭和六年一月文部省より國寶に指定せらる。此の他郷社左記卅五社あり、又村社二千八十、無格社五百五十七の多きを算すと雖一々記述する

に違あらず。

郷社

社名	祭神	鎮座地
白山神社	白山姫神	富山市 中野新町
鹿島神社	武甕槌命	同 鹿島町
神明宮	天照皇大神外一柱	同 千石町
愛宕神社	天之迦具土命外一柱	同 藤井町
有磯神社	應仁天皇外七柱	同 高岡市 横田町
多久比禮志神社	彦火々出見命外二柱	同 上新川郡 大久保町
新川神社	大己貴命外三柱	同 同 新庄町
諏訪神社	建御名方神外二柱	同 同 東岩瀬町
水橋神社	大山咋命	同 中新川郡 東水橋町
加積雪島神社	大山咋命	同 同 滑川町
神度神社	神度神外一柱	同 同 宮川村
神明宮	天照皇大神外二柱	同 下新川郡 魚津町
建石勝神社	武甕槌命	同 同 加積村
入善神社	譽田別命外一柱	同 同 入善町
八幡宮	譽田別命外二柱	同 同 泊町
八幡宮	譽田別命外五柱	同 同 八幡村
速星神社	五百箇磐石尊	同 同 速星村
白鳥神社	日本武尊	同 同 保内村
八幡宮	譽田別命	同 同 八尾町
草岡神社	大己貴命外一柱	同 射水郡 堀岡村

櫛田神社	建速須佐之男命外一柱	射水郡 櫛田村
日宮神社	天照大日要命外四柱	水見郡 水見町
加久彌神社	稻倉魂神外五柱	同 神代村
日吉神社	大山咋神外二柱	同 水見町
移田八幡宮	譽田別命外一柱	東礪波郡 中田町
八幡宮	應仁天皇外七柱	同 井波町
雄神神社	高雨龍神外三柱	同 雄神村
石武雄神社	石武雄神外一柱	同 野尻村
愛宕神社	軻玖突智命外三柱	西礪波郡 石動町
神明宮	天照皇大神外五柱	同 同
宇佐八幡宮	譽田別命	同 福光町
長岡神社	鶉萱葺不合尊外二柱	同 正得村
淺井神社	高皇座靈神外十柱	同 赤丸村
林神	道臣命	同 林村
淺井神社	岡象女命外一柱	同 石堤村

富山縣神職會 富山縣神職會は明治四十年八月の創立にして、縣内の神職互に氣脈を通し、職務の執行及敬神の觀念を鼓吹するを目的とし、毎年講習講話開催會報發行參拜團體旅行大麻及曆頒布其他敬神思想に關する研究調査をなし、斯道の爲め貢獻せること尠からず。

第二節 宗教

第一項 佛教

聖武天皇の御代、射水郡に國分寺を置かせ給ひし頃より、越中文化の中心として佛教の隆盛を見るに至りしものにして、爾來幾多の盛衰を辿りしも、明治元年神佛分離令の公布に依り、佛教は日本在來のものにあらず、印度の宗教たりとて、廢佛棄釋を唱ふるものあるに至り、富山藩は明治三年十月合寺令を布き、一宗一ヶ寺に改めらるゝや、佛像を鑄潰し、佛具、梵鐘は勿論、代々の寺院を破壊し、累代の墓地を長岡山に移さしむる等、殆んど戰爭の如き狀を呈し、廢寺の跡極めて慘澹たるものあるに至れり、斯して合寺の結果、一派一ヶ寺となり、禪宗は光嚴寺に、日蓮宗は大法寺に、眞言宗は眞興寺に、天台宗は圓隆寺に、淨土宗は來迎寺に、時宗は淨禪寺に、眞宗は常樂寺に併合されしも、明治五年頃より各寺の獨立を圖り、同十七年頃よりは互に相競ふて、堂塔伽藍を新設し、維新前に劣らざる隆昌を見るに至れり、現在縣内に於ける寺院數は一千四百六十八にして、現住戸數約十四万八千三百戸に對比すれば、一ヶ寺約九十九戸の受持となれり、而して各宗別寺院は、眞宗本願寺派五百九十五、眞宗大谷派五百五十六、曹洞宗百十九、眞言宗高野派五十八、眞言宗醍醐派十二、日蓮宗四十九、法華宗四、臨濟宗相國寺派十一、淨土宗四十五、淨土宗西山禪林寺派二、臨濟宗國泰寺派八、天台宗三、天台宗寺門派四、時宗二にして、寺院住職は一千三百七人あり、而して本縣内に於ける著名なる寺院を擧ぐれば左の如し。

本願寺派富山別院 富山市總曲輪に在り、元同市豊川町にありて本山會所と稱せしが、明治十二年十一月説教所と改め、同十四年八月富山城趾の東外濠を埋め立て、三の丸にかけて現在の地に

移れり、明治十七年九月別院格に進み、今の名に改む。同十八年及同卅二年兩度の大火に際し、類焼の厄に罹り、同卅二年十月假堂を建てしが、現在の本堂は大正十四年起工、翌十五年四月落成したるものにして、宏壯輪奐の美を極む。境内には大正八年布教傳導の爲め、富山教區の手に依り、徳風會館建設せられたり、又境内に富山消防組の記念碑あり。

大谷派富山別院 本願寺派富山別院の西に在りて、殆んど其境を接し、中間一小路を通ずるのみ。明治十三年三月の創設に係り、初め本山説教所と名づけしが、同十七年十月別院格に進み、今の名に改めたり。同卅二年八月大火に罹り、翌卅三年堂宇を再建し、近年漸次其規模を擴張し、昭和三年境内に大谷會館を建設せり。

光嚴寺 富山市五番町に在り、曹洞宗の巨刹なり。長録二年越前國雪叟和尚の法弟、天叟和尚越中に入り、礪波郡増山村に草創し、後射水郡守山城外に遷れり。當時寺領千百石、末寺十八箇寺を有し、越中第一の寺院と稱せられしが、上杉謙信の兵燹に罹りて、七堂伽藍悉く烏有に歸し、衆僧離散し、僅に草庵を結びしが、後、慶長十年前、前田利長の歸依によりて、富山清水に移り、寛文三年更に現今の地に遷りて、前田氏歴代の菩提所となれり。現今の伽藍は貞享年間の建築にて、境内四千七百餘坪あり、老樹鬱蒼として、天を蔽ひ、市内屈指の淨域なり。歴代の住職、中洞水桂堂、石天等は有名なり。

圓隆寺 天台宗にて、富山市梅澤町に在り、比叡山延曆寺の末寺なり。寛文六年前田氏の祈願所となり、毎年七月十五日祇園祭を執行し、大に賑ふ。當日境内に乙女群集し、サンサイ踊りを催す。其歌詞は情趣深きものあり。

大法寺 富山市梅澤町に在り、日蓮宗の巨刹にして、海秀山と稱す。慶長十一年四月八日日行上人を創立す。其の後、貞享三年四月、當寺八世日徳上人の代に至り、二代富山藩主前田正甫篤く法華經を信し、日蓮宗旨に歸依改宗し、當寺を以て永世の菩提所とせり。茲に於て、大本堂、庫裡、二天門、總門、大鐘樓堂を建築し、法器器具等悉く具備せしが、文久三年二月十三日の大火に罹り、鐘樓、寶物、赤梅壇の釋迦立像、日蓮上人木像を除く外、總て灰燼に歸せしを以て、當時廿八世日祥上人、之が再建を發願し、前田利同亦速に再築の令を發し、三年を出て、すして舊態に復せしもの、即ち今の堂宇なり。境内約二千八百坪、老樹枝を交へて、古色蒼然たり。

長慶寺 吳羽山の東半腹にあり、日輪當午禪師の開基にして、曹洞宗なり。境内五百羅漢の名高し。同寺は明治三年合寺の厄に遇ひしも、同卅五年堂宇庫裡を再建するに至れり。此の附近は、往時櫻谷の一目千本とて、櫻花の名所なりしが、今も一重八重咲分けの名花等ありて、花季に遊覽客多し。

最勝寺 富山市を距る南一里餘、上新川郡蛭川村、字最勝寺に在り。建久八年、蛭川五郎親綱の創設せる所にして、蛭川氏歴世の墓所なり。始め臨濟宗なりしが、天正元年、上杉謙信の兵燹に罹り、堂宇悉く烏有に歸す。明應年間、蛭川氏の末裔親隆の弟、親貞出家して、當寺を再興し、曹洞宗に改め、今に至る。寶物には、聖徳太子の作と稱ふる阿彌陀如來の立像等を有す。

眼目立山寺 中新川郡上市町の東南約一里、南加積村、眼目に在り。曹洞宗の巨刹にして、長慶天皇の御宇、健徳元年の創建にかゝり、能州本山、峨山の高弟、大徹禪師を開山とす。應永年間、新川郡堀江の城主、土肥彌太郎、當山に歸依して、三千貫の地を寄進せり。當時曹洞宗一派の本山として、本派出世

の道場なりしが、天文年間上杉氏の兵燹に罹りて、七堂伽藍悉く灰燼に歸し、寺門頓に衰へり、天正年間前田利家殿宇を再建せしが、舊態に及ばず、降りて寛永十年當山十六世中興勘山和尚、大本山總持寺の特命を奉じて住職となり、孜々として禪林復古に力を致し、境内の柴山を開きて資産を増殖し、假本堂を建立せり、爾後頽廢せるを以て明治卅六年堂宇の改築に着手せしも、時恰も日露の戦役に際し一時中止の止むなきに遭ひ、其後漸く竣工せり、本寺は立山権現を鎮守として立山寺と號せしが、後に至り立川寺と改め、近時に至り復び立山寺と改めたり、境内廣潤にして門前の眺望絶佳なり、又門前に並へる樅の大並木は本寺の特色として、異彩を放つ、寶物には昆首羯麻作と稱する觀世音の木像あり。

大岩山日石寺

中新川郡上市町の南凡二里、大岩村茗荷谷に在り、眞言宗にして聖武天皇の神龜二年の創建に係る、往昔は廿一社、六十三坊舎ありて、北陸有數の道場なりしが、天正年間祝融の災に罹りて、諸堂記録悉く烏有に歸せり、正保年間弘寒阿闍梨檀場の廢絶を悲しみ、再建を謀りしが、後國主前田利常深く不動尊を尊崇し、慶安四年新たに不動堂鐘樓を建て、寺領を附し、永世の祈願所と定め、寛文二年客殿及廻廊を建立せり、本尊は行基の作と傳へらる、不動明王の座像にして、高さ一丈六尺餘、天然の一大凝灰岩に彫刻せしものなり、昭和五年七月八日文部省より史蹟に指定せらる、不動像の傍に數條の笈瀧あり、眼病者に効ありとて、全國各地より來り、此瀧に浴し祈願するもの多し、山内一帯水淨く奇巖怪石少からず、附近には、吹雪瀧、鷹巢瀧、新大瀧等あり、堂塔宏麗、亭榭清洒にして、飛龍閣、幻影臺最も著はる。

千光寺

下新川郡西布施村小川寺に在り、聖武天皇の御宇天平八年僧行基の創立に係ると稱せられ、眞言宗なり、蒙古襲來の時龜山上皇其退治を此寺に祈り給ひ、寺號を鎮護山豐國寺と改め、新川郡の内東西八里餘、南北一里半の地を布施せられたり、布施村の名は之に起因すと云へり、貞治年間桃井直常の兵燹に罹りしが、明應二年足利義植亂を避けて越中に來るや、本寺内心蓮坊に寄宿すること、兩月、歸洛の後本寺を再建し、燈明田を寄進せり、結構宏壯を極めたりしも、惜しむべし、天文廿年上杉謙信の兵燹に罹り、堂塔悉く烏有に歸し、今は僅かに心蓮光學蓮藏の三坊を遺すのみ。

各願寺

婦負郡古里村長澤に在り、眞言宗の巨刹にして、寺傳によれば、天武天皇第九皇子經宮深く佛法を信し、大寶三年四月勅命により、此寺を建立し給ひりと云ふ、皇子は佛性上人と號し、高德を以て著はれ、其の盛時には末寺三千坊を有し、和銅三年關東の緇徒を官度することの勅許を得たりしと云へり、その後何れの時か詳ならざれども、關東の緇徒比叡山に赴かんとして、越中を通過せしとき、各願寺の僧徒之を阻みしにより、比叡山の僧徒大に怒りて之を攻む、仍て帝勅使を下して諭し給ひしも、各願寺の僧徒聞かず、遂に勅使を害せしにより、比叡山の僧徒大舉して各願寺を焼けりと云ふ、後ち再建されしが、建武二年寺僧等國司中院定清を援けて、越中守護普門俊清に敵せし際、堂宇悉く兵燹に罹りしと云ふ、爾來微々として振はず、以て今日に及へり、各願寺は昔時櫻花を以て名高く、前田正甫放鷹の爲め、外輪野に出遊の際、寺内に憩ひ、花見の宴を張り、南部景春陪從せし櫻花の詠あり、各願寺の前面、向野の畑地には、石器及土器の散布するを見る。

聞名寺

婦負郡八尾町にあり、眞宗本願寺派にして、覺淳を開祖とす、初め飛驒に在りしか、應仁

二年四世覺證の時越中に移る、今の地に建立せしは天文年中六世覺照の時なり、此寺は曾て火災に罹りしことなき爲め、齋藤氏佐々氏豊臣氏等の古文書を始め覺如上人の眞筆寺號を藏す。

本法寺

富山市を距ること凡そ五里、八尾町の南二十町、婦負郡黒瀬谷村宮腰にあり、本寺は法華宗本成寺派の中本山にして、正和五年僧日順の開基に係るものなり、寶物中有名なるは後醍醐天皇の嘉暦元年に放生津の海中より得たりと稱する絹本着色法華經曼陀羅圖二十二軸にして、内二十一軸は明治卅三年四月七日國寶に指定せらる、境内廣潤閑靜、堂宇宏壯なりしか、明治四十三年二月火災に罹り、本堂燒失せしが、寶藏山門鐘樓庫裡は無事なるを得たり、大正三年より再建にかゝり、大正七年八月廿三日上棟式並入佛會を行ひしが、造作未だ全からず。

瑞龍寺

高岡市下關にある曹洞宗の巨刹にして、前田利常が先代利長の菩提所として建立せしものなり、利長始め金澤寶圓寺の惣陽廣山和尚を尊信し、高岡築城の後一寺を建て法圓寺と稱へしか、利長薨して其の法號をとりて瑞龍寺に改め、工匠山上善右衛門に命じて支那臨安府の徑山万壽寺に模し、正保二年に工を起し、明曆二年に大部分落成し、寛文三年に七堂悉く完備せり、又藩よりは承應三年に寺領三百石、塔頭四院には寺領百四十九石を寄進し、更に祠堂銀若干を寄附せり、是より時々法會を怠らず、延享三年十一月偶々浴室より火を失し、伽藍は燒失せしも、釋迦堂本堂等は幸に火災を免れたり、其後七十年の文化十年に漸く再建を企て、文政元年に漸く山門のみの建立を見たり、明治卅年、寺祿を廢せられ大伽藍の維持に困難を來せしか、同四十年普く淨財を募り廻廊等を再建修理し、稍々舊觀に復するに至れり、本寺には寶物多く、就中後陽成天皇の宸翰は國寶に、又佛

殿法堂總門は特別保護建造物に指定せらる。

古國府勝興寺

射水郡伏木町古國府に在り、眞宗本願寺派の巨刹にして、順德天皇の御子信念上人の開基にかゝる、當寺は始め本願寺八世蓮如の二子蓮乗が、礪波郡土山に建てたるものなるも、後高木場安養寺と轉々し、寺號も土山御坊、又安養寺と稱へしか、後佐渡より今の寺號を受繼けり、戰國時代一向宗一揆の中心と爲り、久しく兵馬の權を握り、井波瑞泉寺と呼應し、礪波郡を兩分して山田川以西を領せり、其の後天正九年住職顯幸石山合戰に加勢し、上阪中木舟城主石黒左近に燒打せられ、一山全滅せしか、同十二年佐々成政其の將神保氏張の持城を寄附し、再建せしめたるは今の地なり、同十三年秀吉より制札を下され、同十六年前田利長寺領百俵を寄進し、正保四年二百石に加増せらる、慶安二年藩主利常の女入興し、寶曆六年藩主吉徳の八男入寺法暢と稱せしか、明和六年二月還俗して、藩主となり、五百石つゝ寄附することゝなれり、本堂は寛永十九年に設立のもの腐朽し、安永三年に竣工せしもの今の大伽藍なり、寶物多く、武田信玄顯如上人等の古文書類多し、この邊は總て往古の越中國府の趾にして、境内は國司の館趾なりしと言ひ傳ふ。

誕生寺

射水郡淺井村字島に在り、本門法華宗即ち八品派の開祖日隆の生れし所なり、寛正五年日隆示寂の後、其の遺骨を郷里に納め、眞骨堂誕生寺建設されたり、誕生水等附近に在り。

光禪寺

氷見郡氷見町に在る曹洞宗の巨刹にして、嘉暦元年明峰素哲和尚の開基なり、和尚は富樫氏の族にして、能州本山峨山和尚の高弟として、英名禁闕に聞えたり、承應三年十五世呑堯和尚に至りて、國守前田利常寺領六石餘を寄附せり、元祿元年十九世月澗和尚に至り諸伽藍を再興せり

唐島には本寺の鎮守を安置しあり。

上日寺

朝日山の東北麓に在り、眞言宗高野派に屬し、白鳳十年の創立なり、寛永十年前田氏の祈願所となし、寺領を附す、往時七堂伽藍完備し、十八個の坊舎葺を駢へたる大寺なりしが、今は僅かに一字を存するのみ、境内老杉古松參差として天を掩へ、就中公孫樹の老樹は有名にして、幹の廻り地上五尺にて、三丈六尺餘、高さ數十尺に達す、地上數尺の上部には數十個の乳房を生ず、年々七八石の種實の收穫ありと云ふ、大正十五年十月廿日天然記念物として内務省より指定せられたり。

國泰寺

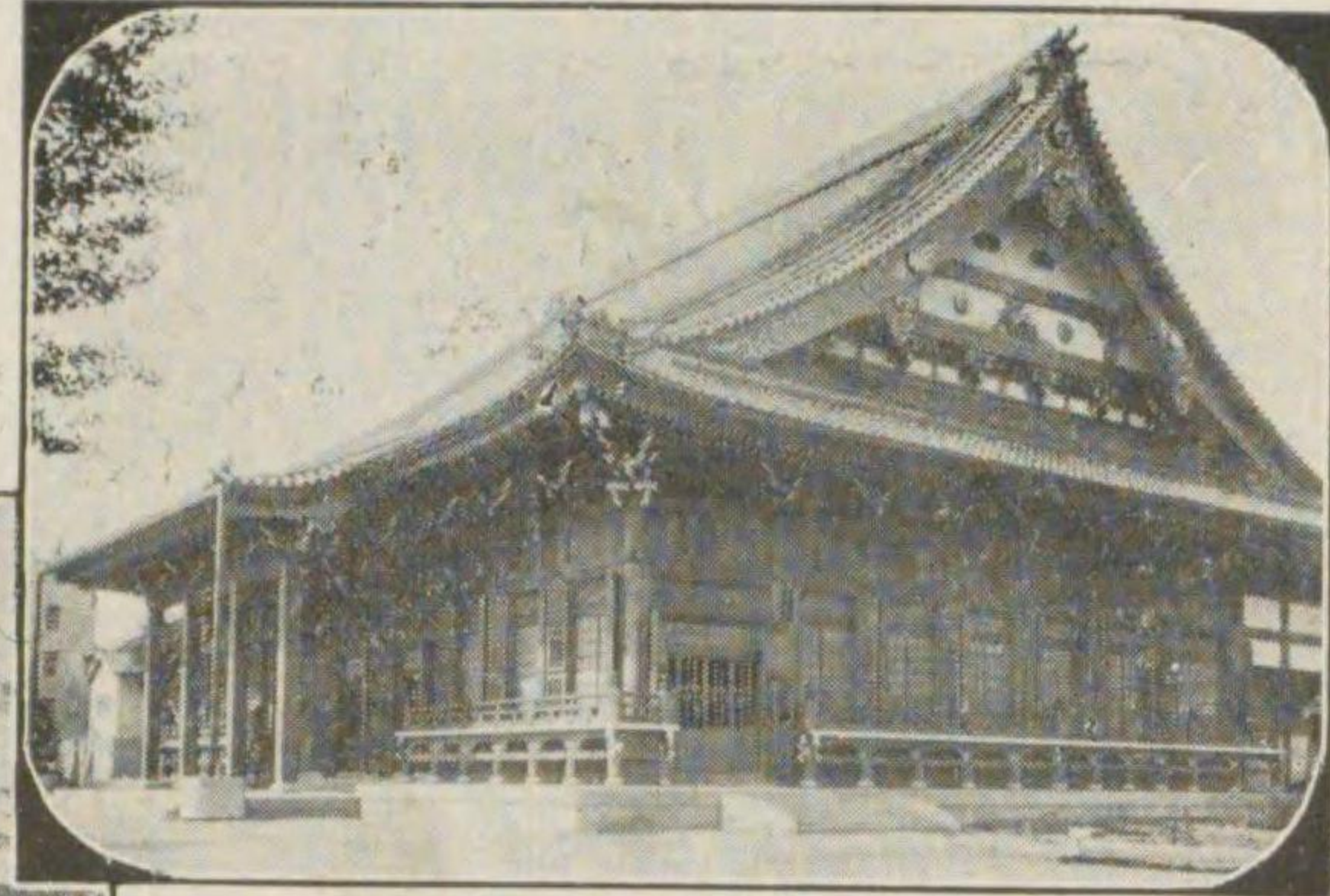
氷見町の南一里餘、氷見郡太田村西田に在り、慈雲妙意禪師創建の道場にして、嘉曆三年後醍醐天皇賜ふに、護國摩頂巨山仁王國泰萬年禪寺の勅額を以てせられ、勅願所となし給へり、曆應二年、光明天皇各國に安國寺を置き給ひし時、本寺を以て之に充てられ、將軍足利尊氏勅命により七堂伽藍を造營せり、應仁以降屢々兵燹に罹り大に廢頽せしか、天文十五年雪庭和尚、後奈良天皇の勅命を奉し、之を再興せし後、前田氏之を修葺せり、現存する本堂は貞享年中の建築にして、古色蒼然たるものあり、明治卅八年臨濟宗相國寺派を分離し、臨濟宗國泰寺派として一派を獨立せり、現在末寺廿有餘を管す、境内老樹鬱蒼として、幽靜閑雅、參詣者常に絶えず。

千光寺

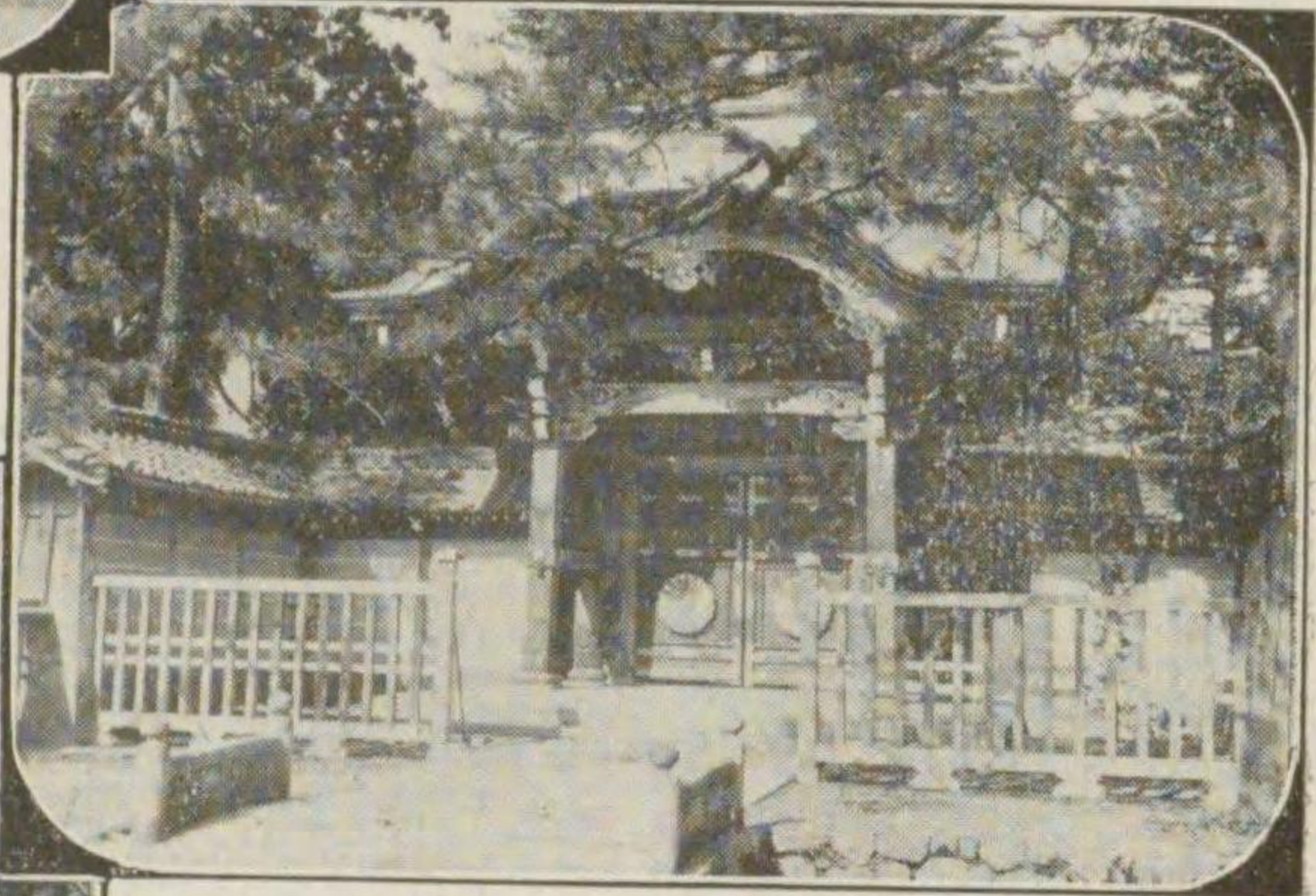
東礪波郡梅檀野村芹谷に在りて、始め三輪宗なりしが、後ち眞言宗に改む、桓武天皇以來の勅願所にして、天文年中兵火にかゝり、天正七年豊臣秀吉諸堂を修補し、尋て前田利長寺領を寄附し、更に諸堂を再建せり。

瑞泉寺

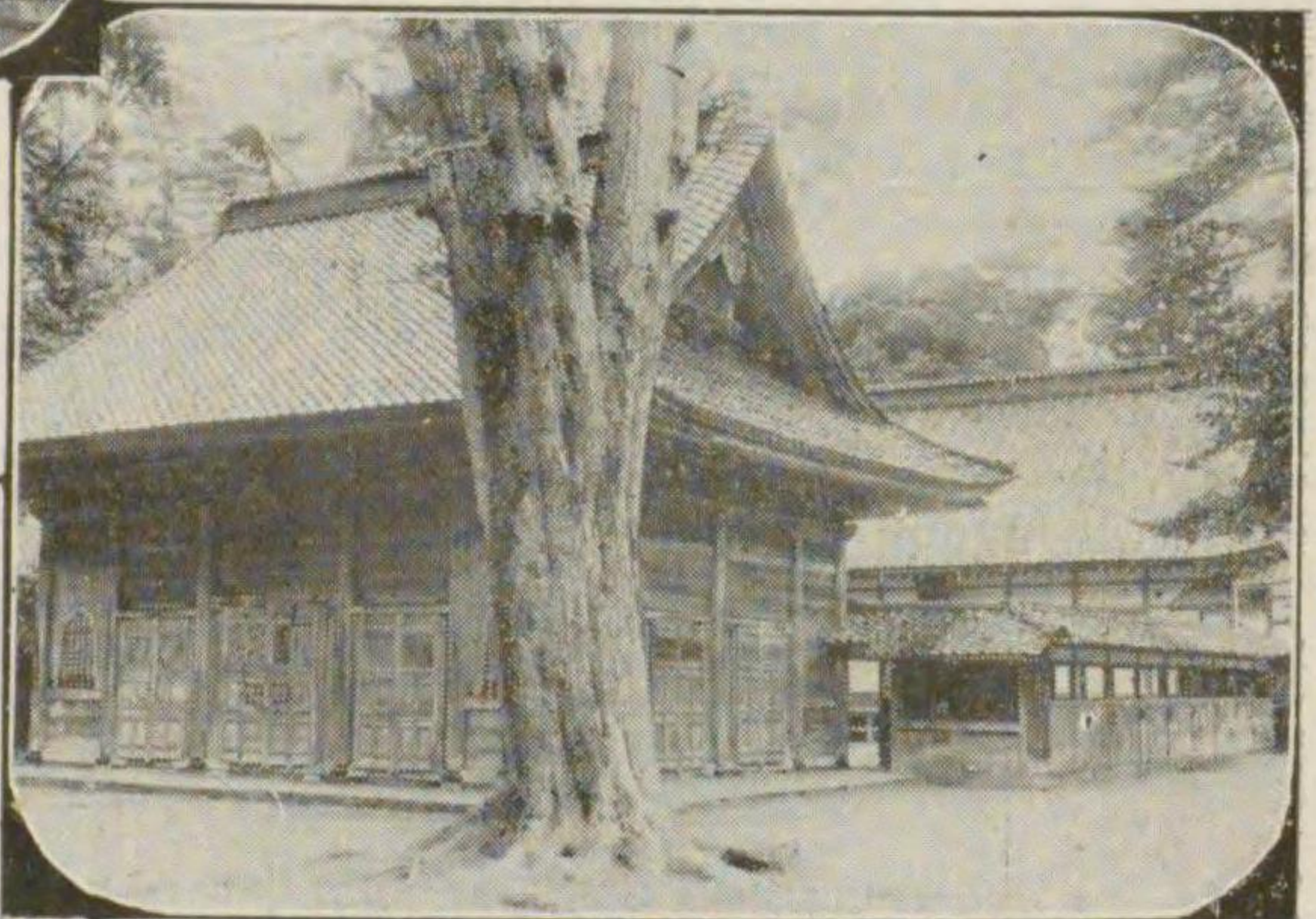
東礪波郡井波町に在り、眞宗大谷派の別格別院にして、元中七年本願寺第五世、綽如帝



眞宗富山本山願寺派

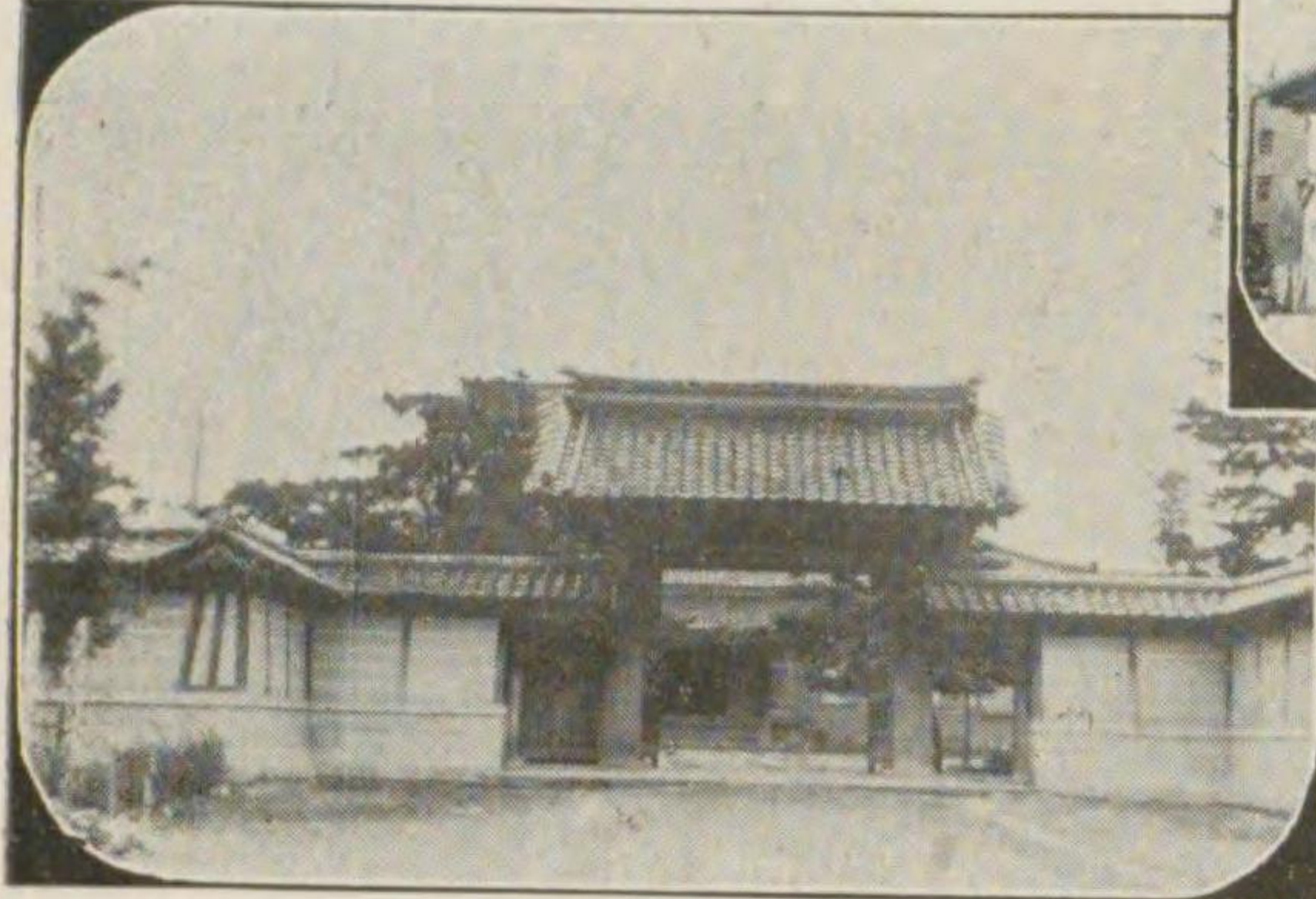


善徳寺



國泰寺

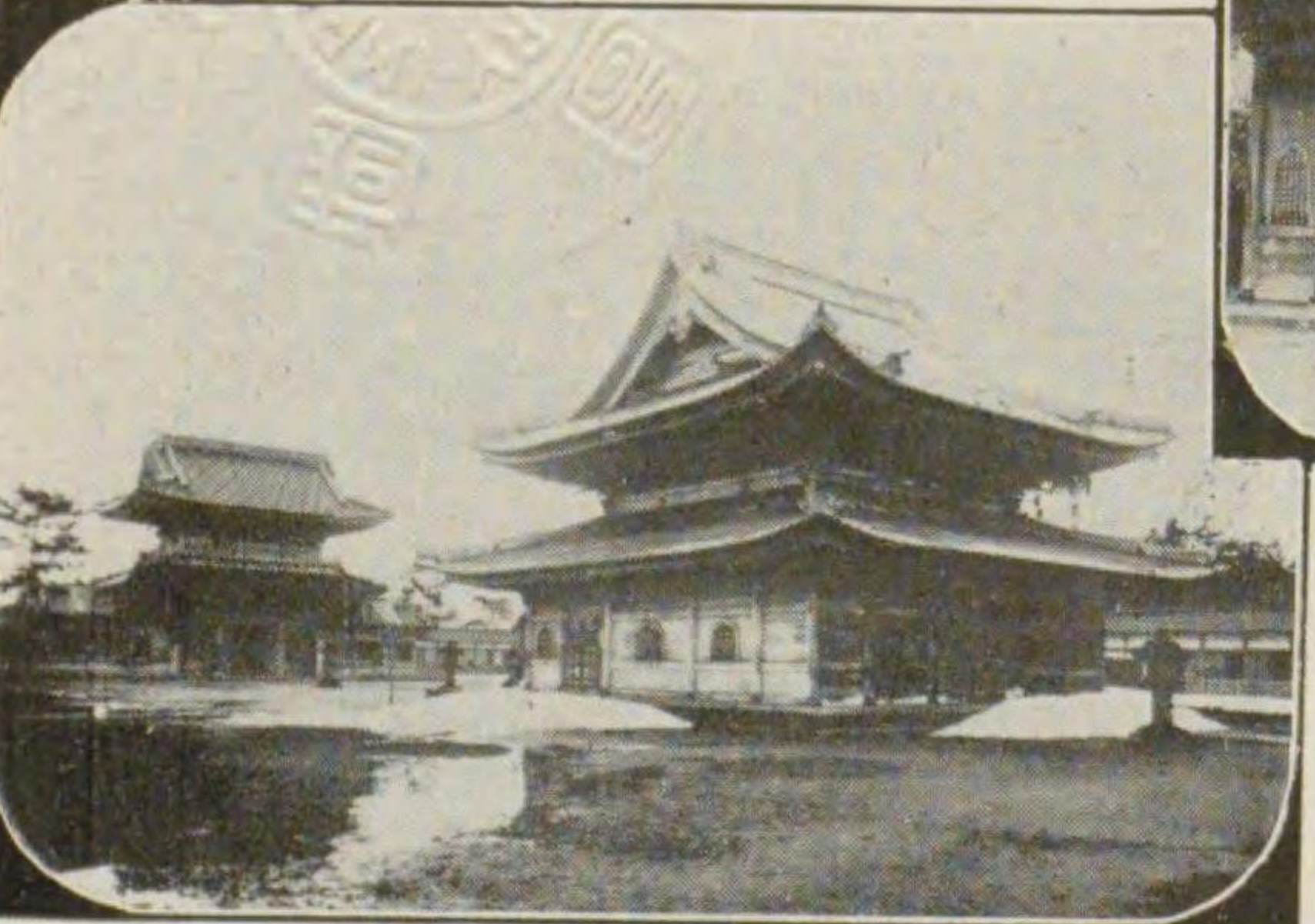
眞宗大谷派 富山別院

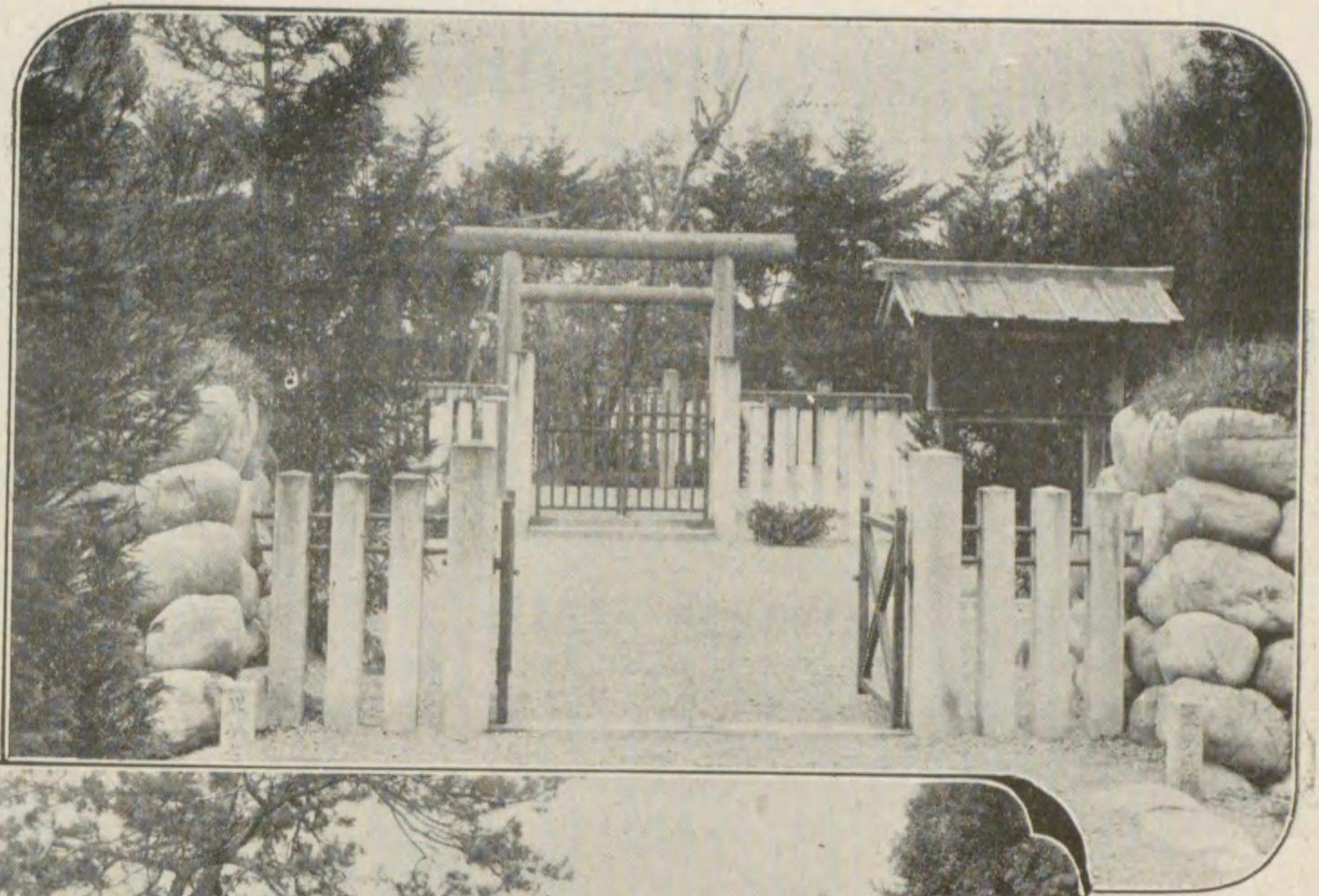


瑞泉寺

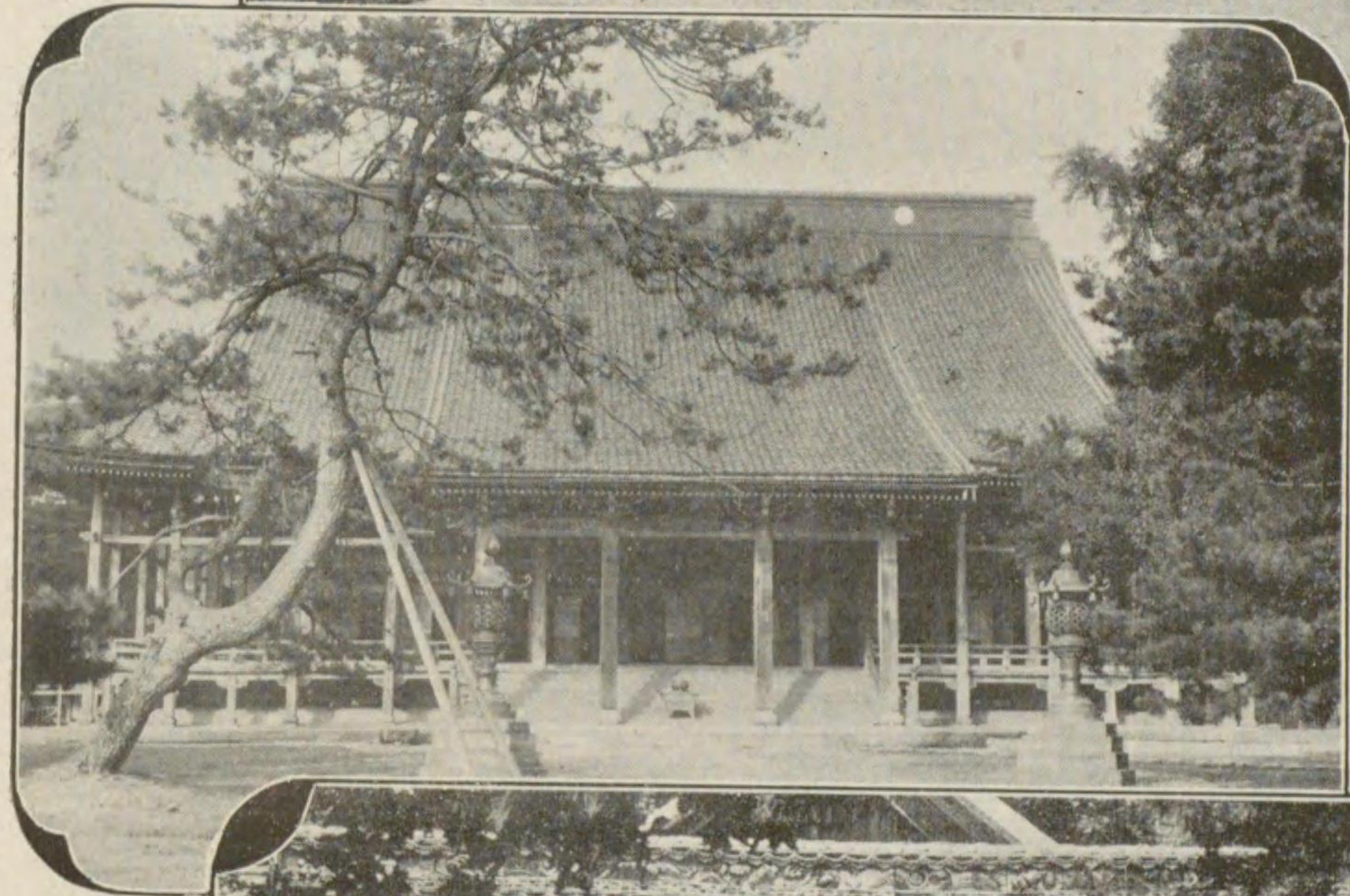


瑞龍寺

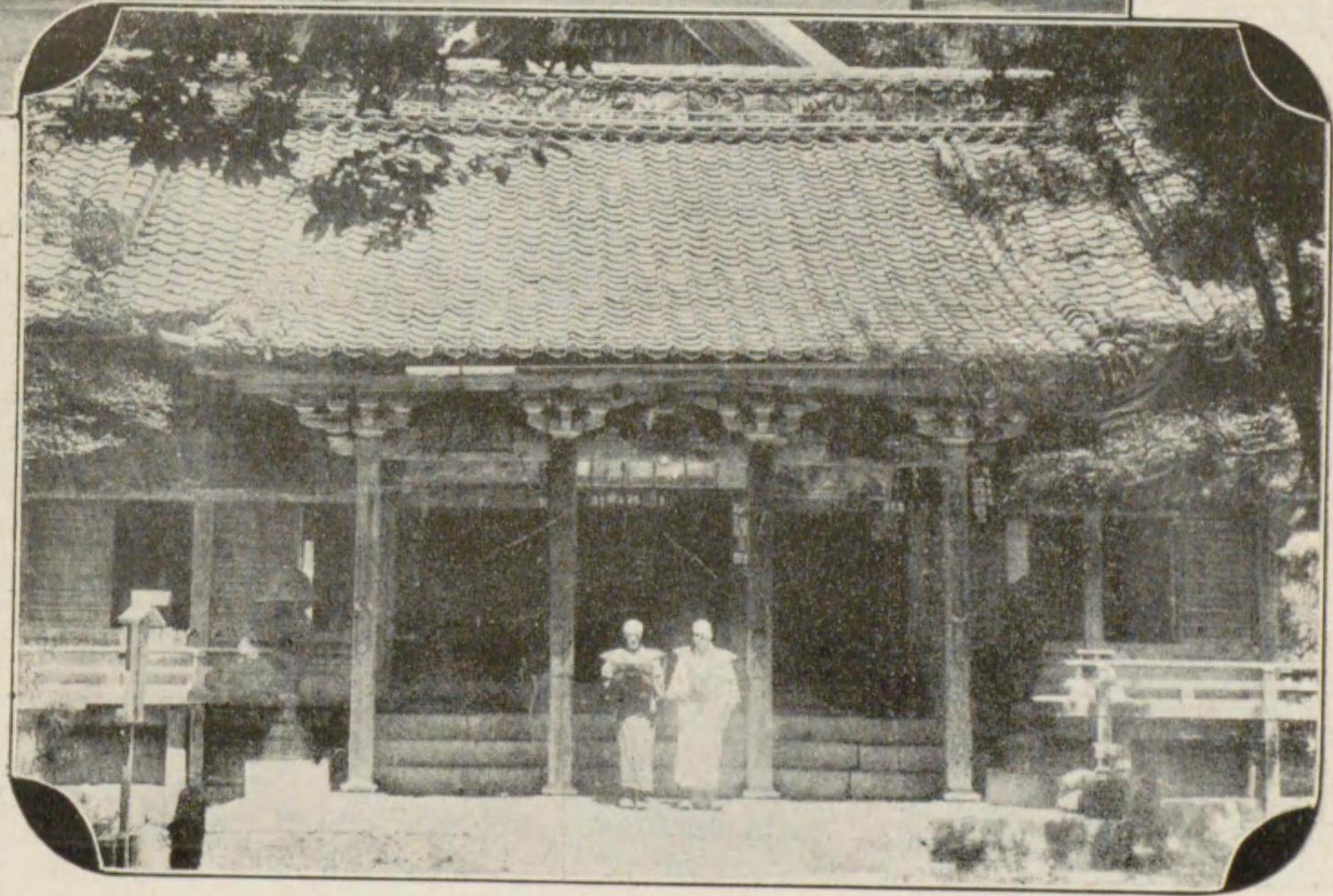




恒性皇子御墓



古國府勝興寺



大岩山日石寺

都の塵累を避け北國に下り、杉谷某の招により此地に一小庵を結ひしを當寺の始となす其の後、後小松天皇の勅願所となり、綽如は四年の後この地に寂し、後第八世蓮如北國に下るに及び、門徒靡然として之に集り、遂に一向一揆と化して、兵馬の權を握る、本寺は其の根據となりて城廓を構へ、坊主大名廿七名、坊號十八名、與力付大身五人、末寺は加越能三ヶ國に亘り百七十ヶ寺の多きに及へり、其の後、佐々成政の爲に全滅され、一時北野村に移りしか、天正十七年又元の地に再建せり、寶曆十二年及明治十二年の兩度大火に遇ひ、堂宇全焼せり、而して本堂及太子堂は其の後落成せり、大門のみは寶曆年間の建築にして、今に存して、井波大工の有名なる彫刻を示す、國寶に綽如の勸進狀、寶物には聖德太子木像、繪畫八幅等あり、毎年七月の太子傳會には信徒各地より雲集し大に賑ふ。

善徳寺 東礪波郡城端町に在る眞宗大谷派の別格別院なり、文明四年本願寺第八世蓮如、加賀國砂子坂に本寺を建て、後山本及福光に轉し、天正元年城端城主荒木大膳居城を寄附せしにより、今の地に移れり、殿堂壯麗寺寶多く、中にも石山合戰の笠紐の消息は有名なり。

永傳寺 西礪波郡石動町今石動に在り、禪宗曹洞派に屬し、木舟城主前田秀繼の菩提所なり、天正十三年の大地震にて秀繼夫妻壓死の頃は此の寺、宮島村矢波にありしより墓も同地にあり、その頃高德寺といひしが、後現地に移り、寺號も秀繼の法號をとりて永傳寺と改む。

長久寺 高岡福岡の間、西礪波郡立野村に在る曹洞宗にして、明治十一年 明治天皇北陸御巡幸の折、御小休あらせらる、今も當時の御座所及遺物を保存し、瑞鳳會を設け、年々十月一日には記念會を催し、往時の光榮を拜想す。

安居寺

西礪波郡西野尻村安居に在る眞言宗の巨刹なり、養老年間善無畏三藏の創建にして聖武天皇の勅願所なりき中古、足利義政が石黒郷内百卅貫文の地を寄附し、慶長十六年には前田利長病氣平癒を祈りて本堂山内を再建せり、元和四年には利常より寺領廿石、山林三百貫文を寄進し、門前地の諸役を免せられたり、寺寶多く聖觀音立像は藤原時代の彫刻にして、大正十五年五月十九日國寶に編入せらる、又前田候より寄進せし二枚の繪馬は金地墨繪にて、堅六尺三寸横七尺ありて衆樂第の鏡戸にして狩野古法眼父子の畫く所と傳へらる、境内に御陵山あり、又本堂の北方御所岡に古墳ありて、利波臣を葬りし所なりと傳へらる。

第二項 神 道

明治卅八年には修成教御嶽教各一ヶ所、扶桑教二天理教五の教務所又は説教所の設置ありしが同四十年には金光教を、大正元年には神習教、同四年には神道實行教の布教あり、現在は神習教一、御嶽教一、扶桑教五、修成教三、天理教廿二、金光教二、神道實行教一の教務所及説教所あり。

第三項 基 督 教

明治廿三年日本メソヂスト教會より始めて加藤秋眞富山市へ派遣されて傳道に従事し、富山市東四十物町にキリスト教講義所を開設し、外國宣教師エバークラシー派遣されて同市平吹町に第二講義所を開設し、傳道に努めたるも萎靡不振の状況にありしが、之に屈せず熱心布教に従事した

り、斯くして明治四十年には、富山市二番町に三百九坪の土地を買収し、日本メソヂスト教會堂を建設し、益々布教に努むると共に、幼稚園を設置し、風俗思想講演會其の他社會事業を計畫する等、社會公益に盡したる結果、幾多の信者を得て益々隆昌に向ひつゝあり、明治卅八年には始めて富山市に天主教の傳道あり、大正二年には同市に日本聖公會の開設ありて、現在日本基督教會四、日本メソヂスト九、天主教一、日本聖公會一の教會あり。

第八章 産 業

第一節 概 説

本縣は東南西の三、面山嶽重疊し、平地は僅かに其の四分の一に過ぎずと雖土地肥沃にして穀果豊熟し、漁獲の利また鮮からず、近時世運の推移に伴ひ海陸交通機關の整備すると共に、一層産業の開發を催すものあり、加ふるに之が原動力たる天惠豊富の發電力を有するを以て、今後適切なる施設と、縣民の奮勵努力を以てせば、將來産業の振興は期して待つべきなり、本縣産業の概況を見るに、工産を第一として農産之に亞き水産、礦産、畜産、林産の順位にあり、物産の主なるものは、米、賣藥、織物、清酒、製造肥料、製材、西洋紙、綿絲、紡績、藥品、蠶絲、銅器類、木製品等にして、其の生産總額壹億八千萬圓内外を往來す、之を置縣以來の物價暴騰時代たる大正七八年の頃に較ぶるも敢て遜色なきは全く本縣産業上の施設と民間の覺醒努力を續けたる結果に外ならざるべし、然れども縣勢の現状と天

恵の豊富とに省みれば、決して之を以て満足すべきにあらず、由來本縣の面積二百七十六方里中其の四分の三は山にして殆んど未開の地たり、耕地は僅かに四分の一に過ぎざるを以て、今後土地開拓の方法を適當に攻究し、豊富なる電力と相俟つて之か土地利用の改善を圖るに於ては、今後の開發は尙綽々として餘裕あるを知るべし。

第二節 商 業

明治維新の當時までは孰れの地方にありても、商業の多くは其の封土内に踞踏し、他を顧るもの極めて尠かりしが如し、殊に本縣は北陸の陸に偏し、山嶽重疊して、東に親不知の嶮あり、西には俱利伽羅の難關ありて、交通の便極めて不利の地位にありしを以て、只僅かに賣藥行商者の全國を踏破せるものあるに過ぎざりし狀況にして、古來農業にのみ重きを置くの風習あり、従つて他地方の商業に比し、其の發達著しからず、商事の取引も亦甚た振はず、僅かに國內の需要に應じて物資を供給するに過ぎざりしは、又已むを得ざる所なりとす、然れども維新以後に於ては道路四方に開け、鐵道網の如く通じ、海には汽船の出入多く、自然物貨の運輸至便となり、銀行興りて金融を圓滿ならしめ、會社起りて商運を援る等舊態頓に革まり、産業次第に勃興し、管内内地の商業のみに止まらず、更に海外の取引をも盛ならしむるに至りしは、全く時勢の進運に伴ふ斯業の發展に外ならず、今や遺憾なく四通八達の便を備へ、交通運輸上の大變革を來し、海には伏木の良港あり、従來の航路以外に浦塩北鮮に通ずるありて、敦賀七尾新潟を壓し、裏日本に於ける物資集散の中心點となり、近くは飛越

線の完成に依りて中京との直路を開き、中央に位する本縣の商運は愈々隆昌の域に進み、斯業の發展實に窺知すべからざるものあるに至るべし。

第一項 商業機關

本縣内には富山高岡兩市に商工會議所、米穀取引所、商品陳列所あり、又主なる町村には商工會の設置あり、其の他銀行、無盡會社、信託會社、産業組合、信用組合、同業組合等各地に散在し、商運を援けつゝあり。

富山商工會議所 富山市總曲輪に在り、市内商工業者の代表機關にして、明治十三年六月有志相謀り、當路の許可を得て富山商法會議所を創設せしに起り、同廿年其の組織を變して富山商工會議所と改稱し、同廿三年商業會議所條例の發布に伴ひ、同廿六年四月同條例に依り設立の認可を得、同卅五年三月同法の實施に依りて商業會議所と改稱し、從來の組織を繼續することとなりしが、昭和二年四月商工會議所法の發布となり、同三年一月其の實施を見るに至り、再び商工會議所と改稱したるものにして、三十名の議員と顧問六名の外正副會頭、理事及事務職員數名を置く。

高岡商工會議所 高岡市利屋町に在り、明治廿九年の創立にして、同卅五年三月商業會議所法の實施に依り、從來の組織を繼續し、昭和二年四月商工會議所法の發布に依り、商工會議所と改稱したるものにして、富山商工會議所と同様、三十名の議員と顧問六名の外、正副會頭、理事其他の職員を置く、而して各會議所は商工業に關する通報、仲介、斡旋、調停、仲裁、證明、鑑定、統計の調査、編纂、營造物の

設置管理、其の他の改善發達を圖るを主なる目的として、専ら商工業の利益を進めつゝあり、中にも意見の表示として、鐵道の急設速成、河川の改修、港灣の修築等を始め、交通に、通信に、其の他諸種の經濟關係及各般の問題に就き當局に建議し、議會に請願して、目的の貫徹實行に努力しつゝあり。

商工會 商工業の進歩發達を企圖し、之に關する諸般の施設を爲さんが爲め、縣下各郡に亘つて三十の設立を見たり、内、東岩瀬、滑川、魚津、八尾、伏木、新湊、小杉、氷見、出町は、社団法人にして、孰れも商工業に關し必要なる各種の調査並統計の作製、商工業に關する講習講演及店員表彰、實業視察、店舗改良、競技會、意匠考案、應用の紹介會報の發行等、商工業の改善發達を目的とし、斯業に裨益する所尠からず。

會名	所在地	事業の種類
社団法人 伏木商工會	射水郡伏木町	輸移入調査、金融物價、勞銀調査、店舗紹介、講演會、雜誌發行
社団法人 新湊商工會	同 新湊町	講習、表彰、視察、競技會、會報發行
社団法人 八尾商工會	婦負郡八尾町	批判會、統計調査、講習講話會
社団法人 岩瀬商工會	上新川郡東岩瀬町	講話會、海産品加工講習會、店舗裝飾改善、商工業視察
社団法人 小杉商工會	射水郡小杉町	共進會出品斡旋、視察、メートル法宣傳
社団法人 氷見商工會	氷見郡氷見町	講習講話會、店舗裝飾獎勵、メートル法宣傳、商工業視察、會報發行

社団法人 滑川商工會	中新川郡滑川町	講話會、月報發行、各種博覽會共進會出品斡旋、メートル法宣傳
社団法人 魚津商工會	下新川郡魚津町	町物産展覧會、聯合會賣出、視察、競技會、會報發行
社団法人 出町實業協會	東礪波郡出町	視察、統計調査、集談會、工業施設獎勵、會報發行
五百石商工會	中新川郡五百石町	商工業ニ關スル諸般改良、統計調査、生産品ノ販路擴張、宣傳廣告、商工業經濟調査
三日市商工會	下新川郡三日市町	生産品ノ販路擴張、統計調査、歳末聯合賣出、納稅申告
入善商工會	同 入善町	優良店員表彰、講演會
泊町商工會	同 泊町	會員相互ノ金融圓滑、聯合賣出、納稅申告斡旋、共進會等出品斡旋
大門商工會	射水郡大門町	年始大賣出、視察、講演會
城端商店聯合會	東礪波郡城端町	同業者間ノ圓滑、金融ノ圓滑
東山見商工會	同 東山見村	講演會、賣出
青島商工會	同 青島村	共同賣出、諸調査
福野商工會	同 福野町	講演會
井波實業協會	同 井波町	商工業調査會設置、共進會品評會出品斡旋、産業視察、講演、切期勵行、會報發行
鷹栖商工會	西礪波郡鷹栖村	會員貯金、賣掛代金回收方法協調、年末年始ノ共同販賣

石動商工會	西礪波郡石動町	講演會
戸出商工會	同 戸出町	展覽會、即賣會、講演會、縣外視察
立野商工會	同 立野村	共同賣出、諸調査
上市商工會	中新川郡上市町	切期改善、アーク燈設置、年末年始大賣出
東水橋商工會	同 東水橋町	會報發行、商店實務講習、各種ノ商工調査
四方商工會	婦負郡四方町	聯合會賣出、物價調節、海水浴援助、講演會
大久保商工會	上新川郡大久保町	優良店員表彰、講演會
新庄商工會	同 新庄町	各商店共同縁日賣出、商業視察、商工業ノ改善
大澤野商工會	同 大澤野村	店舗改善、共同賣出、會報發行
宇奈月商工會	下新川郡内山村	消防、學校設置、佛教會堂建設、青年團組織ニ努ム

富山商品陳列所 富山市總曲輪に在り、本所は市産業の改善紹介機關として生れたるものにして、大正四年五月竣工、同年七月一日より開所せり、本所は元富山縣立として、明治二十七年八月富山市山王町に開所せしが、明治三十二年八月富山市の大火に際し全部灰燼せしより、其儘中絶せしが本縣工業會は深く之を遺憾とし、暫らく其の後を繼ぎしも、經營困難に陥り、明治三十六年富山工業部會の經營に移せしも、時代の進運は永く狹隘なる陳列場に満足するを許さず、大正三年二月に

至り、市立物産陳列館を設立することに決し、翌四年七月一日より開館したり、爾後逐年諸般の設備を整へ、大正九年四月道府縣市立商品陳列所規程の發布に伴ひ、富山商品陳列所と改め、市内重要製品を陳列して、委託販賣を行ひ、特産品の宣傳紹介に勉めつゝあり、大正九年より更に圖案部を設けて、意匠の改善を圖り、併て縣内の特産品を陳列し、漸次内容の充實、規模を擴張するに至れり。

高岡商品陳列所 高岡市櫻馬場公園に在り、明治四十二年 先帝陛下未だ東宮に在まし、頃北陸行啓あらせらるゝに方り、記念事業として市の經營に依り創設したるものにして、當時高岡物産陳列所と稱し、内外各地の物産を蒐集陳列して、公衆の觀覽に供し、産業の改善振興に資し、併せて市製産品の委託販賣を行ひ、圖案を製して、意匠の改善に資し、商品の試賣紹介並販路擴張の機關とせり、同年十月二日畏くも東宮殿下本所へ行啓あらせらるゝの光榮に浴せり、爾來諸般の設備を整へ、大正九年四月道府縣市立商品陳列所規程の發布に伴ひ、高岡商品陳列所と改稱し、益々内容の充實を圖りつゝあり、大正十三年十一月 今上陛下攝政宮に在まし本縣へ行啓あらせらるゝに際し、産業獎勵を思召され、同月八日特に御使を得たるは、同所の最も榮譽とする所なり、所在地たる櫻馬場公園は、風光絶佳の地にありて、市の要衝に近く、衆庶の觀覽には極めて便利なり、建物は明治十六年の建築にかゝり、古雅壯麗なる日本式陳列館の外に、明治四十二年に新築せし瀟洒典雅なる貴賓館ありて、配するに幽邃なる庭園を以てせり、兩陳列所は孰れも商工業の助長促進に資するを以て目的とし、主として左に掲ぐる業務を行ふ。

一、地方物産に關する重要なる事項の調査

- 二、産業上に關する事項の調査及質疑の應答
- 三、産業上有益なる圖書報告書雜誌、カタログ等刊行物の蒐集
- 四、地方物産の内外試賣
- 五、商取引の紹介及輸出入上の便宜
- 六、商品及廣告裝飾に關する意匠圖案の調査研究並指導
- 七、地方産業の改善發達に關する試験及研究
- 八、展覽會講演會其他地方産業の改良發達に適切なる施設
- 九、以上の外産業發展上に必要な事項

富山米穀取引所 富山市殿町に在り、本縣は古來著名の米産地にして、寛文十一年藩祖前田利次の時、富山を距る約二里の四方港より大阪方面へ米穀を輸出せし以來、藩主の獎勵と當業者の努力と相俟つて漸次同地方への輸出數量を増加し、其の他の地方へも大に輸出の機運を促進したり。當時米藏即ち米穀の保管倉庫として、富山城下に赤藏、木町藏、愛宕藏、千石藏の設備ありて、賣買取引及輸出の濱出し等は、概ね是等の倉庫に於てするを例とせり。爾來代々の藩主は米價の調節に深く注意し、暴利を取締り或は酒造業者の醸造數量を制限する等相當取締方法を講ぜられつゝありと雖、未だ米穀の市場として見るべきものなかりしなり。然るに時代の推移と一般商業界の進運に鑑み、八代の藩主前田利鎌の時に於て、米穀市場を設くるの必要を認め、寛政二年九月富山城下袋町に始めて米市場を開設せらる。之れ實に富山市に於ける米穀市場の濫觴にして、富山米穀取引所の萌

芽は之に發したるものとす。

明治維新後に至り、北海道方面への輸出數量も漸次増加し、當時在來の和船を以てする輸出は、富山灣沿岸に散在する伏木、四方、東岩瀬、清川、魚津、石田の各港等に到る所之を使せざるなく、隨つて賣買取引も益々頻繁となり、富山市場も年を逐ふて繁榮の域に進み、市場關係の各倉庫に於て米券を發行し、又は限月賣買の方法を開始し、以て圓滿なる取引に便する等、漸次市場の面目を新にしたり。明治九年八月政府の米商會所條令を制定發布せらるゝや、更に富山米穀會所を設立し、時勢の進運に順應して賣買取引の發達に努力したる爲め、逐年繁盛の域に進みたり。明治二十六年三月取引所法を發布されたるに依り、茲に資本金五万圓の株式組織を以て、米及肥料を取引する株式會社富山米穀肥料取引所設置の認可を受け、明治二十七年四月二十日富山市常盤町の假市場に於て開業せり。之れ富山取引所の創めなり。同二十九年八月更に取引物件に公債及株式を加へ、名稱を株式會社富山米穀株式肥料取引所と改稱せしも、明治三十六年十二月取引物件の種目を減じ、名稱も亦株式會社富山米穀取引所と改めたり。當所は設立以來、時勢の變遷及社運の盛衰等幾多の曲折を経て今日に至れり。現在の資本金は拾萬貳百圓にして、其の建物は、大正十三年の新築に係れり。

高岡米穀取引所 高岡市御馬出町に在り、慶長十四年九月加州二代の藩主前田利長、魚津城より高岡城に移るや、隨者三百三十餘名の知行十七万石餘及藏米の多大なりしを以て、宿老天野屋傳兵衛に命じ米賣買場を設けたるものゝ如し。是れ即ち高岡米場の濫觴にして、其の設置の年代は詳ならず。れども、慶長年間より元和五年迄の間、宿老役三人を置き、同六年には之を廢し、町年寄十人を

置きしを以て、宿老役と同時に潤色の爲め、收納米賣買場を設けたりとせば、其の設立は慶長・元和の間に在りて、金澤米場より遙かに早きを知るべきなり。斯くて米場は創設以來繁榮を極めたり、由來高岡米場の繁榮せし所以は、加州藩收納米の大部分は越中米にして、其の賣拂米は多く此の地に集まり、江戸・大阪への廻米も亦多く此の地を經由し、自然の地理的關係上、領内第一の米穀集散地なりしを以てなり、以上の如く年々繁盛を累ねたる高岡米場も、文政七年春、加州藩は給人米賣捌の便宜を計り、金澤商人の請願を容れ、米場を金澤の獨占に歸せしめしを以て、領内に於て最も古き歴史を有したる高岡米場も停止せられ、閉鎖の止むなきに至り、遂に其の跡を絶ちて、明治維新後に移れり。其の後屢々米商會所の設置を出願せしも許可せられざりしが、明治十六年石川縣を割きて富山縣を置かるゝや、同十七年九月高岡米商會所設立の許可を得て、資本金を參萬圓とし、翌十八年一月其の業を開始せり、是れ即ち本取引所の前稱なり。

明治二十六年三月取引所法の發布せらるゝに及び、同年七月該法に依り株式會社高岡米穀取引所と改稱したり、同二十九年十二月高岡肥料外五品取引所を本所に合併し、賣買取引物件を米・胴・餅・食鹽・石油・有價證券の五種と定め、稱號を株式會社高岡米穀外四品取引所と改稱せり、同三十三年六月二十七日高岡市大火の際類焼し、同三十四年九月、新築に着手し、同三十五年六月竣工す、同年七月資本金拾萬圓に増資し、翌三十六年五月賣買取引物件を米のみに限定し、商號を株式會社高岡米穀取引所と改稱し今日に及び。

銀行

本縣に於ける銀行制度は、古く徳川氏の末に於て既に其の形態をなし、兩替屋等の組織發

達し、金銀の賣買貸付爲替手形の流通は圓滑に行はれたるも、明治維新の改革に際會するや、其の影響は延て諸般の事業に及ぼし、經濟界に於ても亦爲に一新時代を劃し、金融界に於ける在來の制度の如きは全く瓦解し、爾來數次の變遷消長を経たるも、明治二十三年八月銀行條令の發布に依り、漸次金融機關を整備したるものなるが、大正三年歐洲戰亂の勃發以來海外よりの輸入杜絶したる結果、各種の産業は國內に於ける自給自足の必要上、新事業の勃興に起因し、更に巨額なる金融機關の發達を促すに至り、各銀行は先を争ふて其の資本金を増加し、社會の進運に副はんとしたり、爾來諸株式の暴騰、勞銀原料の昂騰に基づく生産費の増大は俄かに製品價額の暴騰を來したりと雖、終戦の近づくと共に漸落歩調を辿り、平和克復するに及びて益々低落の度を深め、殆ど止まる所を知らざる慘狀に陥り、爲に金融界に一大變調を來し、近くはモラトリアムの斷行をさへ見るに、至るに至れり、爾來經濟界の不振を繼續して資金の回収圓滑ならず、爲に銀行は資金の貸出しを濫り、延て商工業に影響する所尠からざりしも、今後米作の豊饒に伴ふて景氣の回復を見るに至らば農家に相當の餘資を生ずべく、從つて金融順調に向ひ、商工業は漸次圓滿なる發達を見るに至るべし。

本縣には大小二十九の銀行あり、資本金貳千百萬圓の十二銀行、壹千百六拾參萬貳千五百圓の高岡銀行、中越銀行の五百萬圓、第四十七銀行の參百萬圓等は、其の主なるものにして、其の營業振りは各々特色を有すと雖、孰れも確實を旨とし、信用を持することに踴勉せり、又銀行は各都市に分布されありて、最も多きは下新川郡の七行にして、上新川郡婦負郡永見郡の一行最も少し、貯蓄銀行は大正十年十二月縣下全部を統一して合同貯蓄銀行を設け、本店を富山市に置き、各都市の關係銀行内

に支店を設置す昭和五年十二月末に於ける各銀行の状勢を示せば左の如し。

銀行名	資本金	拂込資本金	諸積立金
株式会社十二銀行	二一、〇〇〇、〇〇〇	一三、一五〇、〇〇〇	四、七五四、八五〇
株式会社第四十七銀行	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五五〇、〇〇〇	七二二、九六九
株式会社富山銀行	二、六四〇、〇〇〇	二、三七六、〇〇〇	一一三、二四二
株式会社越中銀行	二、二五〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五二、九九八
株式会社密田銀行	三〇〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	一一九、〇〇〇
株式会社富山合同貯蓄銀行	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	三七、五五一
株式会社高岡銀行	一一、六三二、五〇〇	九、五三三、二五〇	二、七六四、二二六
株式会社高岡商業銀行	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三一二、八八九
株式会社岩瀬銀行	二、一〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	二五八、二二〇
株式会社滑川銀行	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三三一、八一〇
株式会社水橋銀行	一、〇三〇、〇〇〇	六五五、〇〇〇	一一一、五〇〇
株式会社入善銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	四七五、〇〇〇	一一、〇〇〇
株式会社魚津銀行	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	三五、七五〇
株式会社泊津銀行	一五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	三二、〇〇〇
株式会社兩越銀行	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	三六、〇〇〇
株式会社東越銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五九、九五〇
株式会社實業銀行	五〇〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	一一〇、九〇二
株式会社黒部銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	四六〇、〇〇〇	一一〇、二〇〇
株式会社永守銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇
株式会社伏木商業銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	二二四、八〇〇
株式会社新湊銀行	一二四、〇〇〇	一、〇二四、四〇〇	二三五、七〇〇
株式会社小杉銀行	一、二八二、二〇〇	二六〇、〇〇〇	二三一、五五〇

株式会社水見銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二六七、六五七
株式会社中越銀行	五、〇〇〇、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	一、二五四、〇〇〇
株式会社神澤銀行	一、五〇〇、〇〇〇	八二五、〇〇〇	三〇七、八八〇
株式会社井波銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二三一、八〇〇
株式会社般若銀行	三〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六八、四四六
株式会社鷹栖銀行	五五〇、〇〇〇	二八七、五〇〇	一二四、八〇〇
株式会社坂海銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二七、七〇〇

無盡業

本縣舊來の無盡講又は頼母子講の目的は、多く救済隣保相扶の方法に創まり、轉して金錢の融通を其の主眼とするに至り、漸次企業化されたものにして、大正二三年頃迄は盛に族出し庶民の金融を援けたるも、屢々不正行爲の現はるゝに鑑み、大正四年六月遂に無盡業法の發布を見るに至りしものにして、本法實施後免許を得たるものは勸業無盡富山無盡共益無盡高岡無盡中越無盡岩瀬無盡明正無盡の七會社にして、此の種の機關は世態の推移と共に益々其の必要を認めらるゝに至り、商工業者は勿論中産階級以下の之を利用する者漸次多きを加へ、今や頗る好況を呈するに至れり、昭和五年十二月末の狀況を示せば左の如し。

會社名	資本金	積立金	總口數	給付金契約高	給付濟額
中越無盡株式會社	五〇〇、〇〇〇	一三九、五四〇	一一、〇一三	一五、四八九、五〇〇	五、〇九七、五〇〇
富山無盡株式會社	三〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	六、四〇四	七、九〇五、〇〇〇	三、六二八、〇〇〇
無盡公司共益株式會社	五〇、〇〇〇	七九、五〇〇	四、〇四〇	四、五六九、八〇〇	二、三六三、〇〇〇

高岡無盡株式會社	五〇、〇〇〇	一、五四八	四、三五二	二、六八七、九五〇	一、一二二、八五〇
岩瀬興業無盡株式會社	一〇〇、〇〇〇	二八、五二〇	五、六二六	三、四三〇、一〇〇	一、三三八、九〇〇
明正無盡株式會社	三〇、〇〇〇	四、四三九	三、〇一〇	一、八四五、五五〇	四二一、四〇五
勸業無盡株式會社	五〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一、四二八	一、二三八、〇〇〇	六四七、〇三九

信託業

信託制度の起源は既に英國に發し、本制度の我邦に入りて未だ年所を経ず、従つて一般世人に周知せられざるを以て、其の實績の見るべきものなかりしが、大正十一年之が根本法規たる信託法并信託業法發布せられて以來、金融機關として大に其の將來を囑目せらるゝに至れり、本縣内には富山市に富山信託、高岡市に北陸信託の兩株式會社あり、孰れも信託業法の實施前より營業せしが、大正十三年同法に依りて免許を受けたるものにして、金錢信託其の他の信託並附隨業務を兼營し、克く同業の本旨を体し、堅實なる經營に努めつゝあるを以て、將來は相當の發展を見るべし。

第三節 工業

富山縣下に於ける工業は、近時益々堅實なる發達を遂げ、縣下產業界に於て重きをなすに止まらず、經濟界に於ける地位又重要なるものあり、之が發達の經過及現状の概況に就て聊か述ぶる所あらんとす。

本縣に於ける工業は、商取引の殷盛と相俟つて、夙に發達の機運を醸成せりと雖、由來縣下に於て

傳統せる地方的工業の擧ぐべきもの甚た少く、加ふるに工業的知識並經驗に乏しかりし往時に於ては、其の發達極めて遅々たるものありしが、置縣以來縣工業は駁々として進み、發達の狀況は洵に顯著なるものあるに至れり、就中大正十年に至り、從來縣產業中の主位を占め來れる農産を凌駕して其の位置を換へ、今や縣下總生産額の五割八分餘を占むるに至りたるを見れば、工業上に於ける地位の一般を窺ふことを得べし。

以上の如く縣下の工業は長足の進歩を遂げ、克く今日の繁盛を招致せる經過に就て見るに、天正年間、に於ける絹織物、慶長年間、に於ける高岡銅器、元祿年間、に於ける富山賣藥最も古く、爾來幾多の變遷を経て、明治初年の副業的家内工業より進んで機械力に依る工場組織に變移し、孰れも重要な地位を占むるに至れり、然れども縣下工業の發達は獨り斯種工業に止まらず、近時文化の進展に伴ひ、各種の製造工業勃興し、一面交通機關の發達、電氣事業等の進歩に依りて、之に要する機械器具類の需要著しく増大し、之が輸入の漸増に刺戟せられ、鐵工事業の勃興を促かし、簡易なる機械工場興りて技術の進歩も稍や見るべきものあるに至れり、其の他近時に至りて著しく發達せるは、紡織工業、化學工業にして、歐洲戰亂當時迄は多く外國品の壓迫を蒙りしが、開戦以來外國品の供給俄然杜絶して、自給の必要に迫りしと共に、却つて各方面に輸出する機會を得て之に刺戟せられ、斯業は急速の進歩を遂ぐるに至れり、以上の外食料品工業、金屬工業、雜工業等に於ても著しき進歩を示せり、而して各工業を總括して縣下各工業の大勢を見るに、昭和四年中に於ける工産物總額は九千五百八拾壹萬餘圓にして、最近十年間に於ける最高年たる昭和元年の産額に比すれば、約六分一厘餘

の減退なりと雖、最低年たる大正九年に比すれば四割二分の増加にして、其の詳細は次表の如し。

年 度	工 産 物 價 額	生 産 物 總 價 額	年 度	工 産 物 價 額	生 産 物 總 價 額
大 正 九 年	六七、五三〇、五四二 ^四	一六九、四六八、四四七 ^四	大 正 十 四 年	九一、九九七、四八一 ^四	一七六、四〇三、一三三 ^四
同 十 年	七一、二〇七、九八九	一五〇、二一〇、二〇四	昭 和 元 年	一〇二、〇五五、四〇八	一七八、一六、一九五
同 十 一 年	七二、七二九、六〇四	一三九、七九一、五九三	同 二 年	九二、〇八四、五一	一五九、一五四、一二七
同 十 二 年	七八、四三四、二七八	一四九、五三七、三六一	同 三 年	九九、六三〇、三二一	一七〇、六〇九、五五四
同 十 三 年	七八、〇一八、四三一	一七九、二九一、一〇二	同 四 年	九五、八一七、九五二	一六四、〇〇〇、七五五

縣下の工業生産額は前表に掲ぐる如くなるも、更に工場數及職工數に就て見れば、全管工場數は五百八十五にして、職工總數約一万五千を數ふ、其の分布状態は各郡市に跨るも、其の最も稠密せるは高岡市及射水、東礪波の兩郡にして、縣下總工場數の約四割五分に、職工數は五割に當れり次に密度の中位に在るは上新川、西礪波兩郡及富山市にして、工場數の約三割一分、職工數三割三分に當り次は下新川郡の工場數約一割二分、職工數六分にして、殘部の中新川、婦負、氷見の如きは其の密度最も稀薄にして、三郡を合し工場數は一割二分、職工數に於ては僅かに一割餘に過ぎず。

以上は縣下の工業を總括して其の大勢を述べたるも、尙斯業最近の状态を察するに、歐洲大戰の終結後襲來せる財界の不況は、縣下工業に一大影響を與へて以來、其の恢復は遅々として捗らず、歐米品の復活活躍に依り、輸入は益々起過の傾向を辿り、加ふるに支那戰亂の影響を受くる等、幾多の難關は我工業界の前途に横はるを以て、此の時局に對應する方策として、豊富にして低廉なる電力

を基礎としたる優良品の製作能率増進に依る生産費の遞減等努力すべき點から、當事者茲に見る所あり、漸次其の成績の向上に努めんとする傾向を認め得るは甚だ欣ぶべき現象なりとす。

第一項 主要工業

賣藥 富山賣藥の名は舊藩時代より既に海内に轟き、寒村僻邑の末に至るまで殆ど行商の足跡を止めざるはなく、又反魂丹の靈藥を解せざるはなし、富山賣藥の濫觴は今を距ること二百四十餘年前、即ち天和年間、在り、當時備前岡山藩の醫師萬代常閑、富山城下へ來遊し、藩主前田正甫に反魂丹を獻せしに、正甫大に其の方劑の宜しきを感じ、侍者をして其の製法を傳習せしめたり、元祿三年正甫參觀して江戸城中にありし時、偶々某國主俄かに病を發し苦悶すること甚し、正甫即ち帶ふる所の印籠中より反魂丹を出して服用せしめしに、須臾にして快復せり、列座の諸侯皆其の奇効に驚き、各其の封内に行商せしめんことを請ふ、正甫之を快諾し、歸國後藥商松井屋源右衛門に命し製藥せしめ、大國へは二名、小國へは一名の行商人を出さしむ、是れ富山賣藥行商の嚆矢なり、斯くて賣藥は年を逐ふて旺盛に赴き、利益亦著大なりしかは、藩廳之に税金を賦課し、明和年中特に反魂丹役所を設け、奉行以下の吏員を置き之を掌らしめたり、降りて弘化三年の頃には、其の收稅額參千五百兩の多きに達し、爾後明治維新の際に至るまで大差なかりしと云ふ。

製藥業者は別に規約を設け、全國行商先を廿一組に分ち、大組には十人、小組には五人の順番役を置き、營業者中より交番選舉し、藥方の調製及行商人の取締をなさしめ、且其の行商を信用取引とな

し、現金勘定をなさしめず、毎一年を期して薬品を配置し、翌年に至りて服用したる前年分の代金を受取り、服用せざる賣薬は之を引取りて新薬と交換することゝなせり、是れ今に富山賣薬の特色たる所謂配置賣薬業にして、普く賣薬を以て天下の病患者を救済せんとする前田正甫の慈善的意思に胚胎せしものなり。

賣薬行商者は初め富山よりのみ出でしが、漸次上市東岩瀬清川水橋四方小杉中田等の各地よりも出て、維新後は舊藩士の斯業を求むるもの多く、之に就き一時賣薬業の旺盛を見たれども、明治十五年十月賣薬印紙税規則の發布せらるゝや、斯業上甚大なる打撃を蒙り、資力乏しきものは其の業を廢するの止なきに至りしも、賣薬印紙交換規則の實施に依り漸次勢力を挽回し、大正十五年印紙税の廢せらるゝに及び、非常の隆盛を極むるに至れり、現下富山縣一圓を地區として、富山縣賣薬同業組合を設立し以て賣薬の改良發達を企圖し、信用組合を組織して資金供給の途を開き、其の方劑千四百を超へ生産價額貳千萬圓以上に上り、内地賣薬は勿論輸出賣薬は年と共に向上を告げ、近時は處方に一段の改良を加へて効能愈々顯著となり、全國內地は勿論新領土支那印度南洋布哇等へも販路を擴張するに至れり、其の他の海外諸國へも輸出を計劃され、資本金百萬圓の國際製薬株式會社設立され、益々發展の氣勢を示すに至れり、過去五ヶ年間の狀況は左の如し。

年次	營業人	生産額
大正十四年	一、二五三	一九、五二一、三三七
昭和元年	一、〇四〇	八、六六七

同 二年	一、〇五五	二一、七五六、四二二
同 三年	一、〇二一	二四、四五一、四〇三
同 四年	一、一五九	二三、七八七、六七二

織物 本縣工産物中賣薬に亞く重要物産にして、各種生産物中の第三位にあり、今各種織物につき其の沿革等の一斑を記さん。

絹織物 井波及城端の小川絹最も古く、井波絹は天正年間の創業に係り、當時上絹と稱せり、寶曆年中武藏國小川町より教師を聘し、薄絹の織方を傳へ、教師の出身地に因みて、小川絹と稱し、盛に製織して京都に輸出せしが、後粗製の弊起りて需要頓に減せり、明治十四年以來之が矯正に苦心せしも、猶容易に其の効を擧ぐることを能はざりしが、同卅六年井波製絹組合を組織して、之が取締をなすに及び、斯業頓に發達したり、此の外絹織物として、紬の産出あり、文化年間に創まり、赤縞と稱して名聲を博し、後琉球紬の染色を研究して、堅牢なる茶褐色のものを織出し、井波紬と稱し、雅致堅牢の故を以て其の名高し、城端絹も亦井波と同時代に創まり、文政天保の頃盛に京都に販出したり、其の後幾多の變遷を経て、明治廿二年以來絹織物業は上市富山高岡魚津等の各地に起り、内地向にありては、羽二重帶地、紹壁縮緬、紋織斜子、八ッ橋、縞子、節絹、經細、富士絹等を主とし、輸出向には、「ジョセツト」「シフォン」「ニローン」フランズ縮緬、羽二重絹、紬等最も盛なり、就中富山市織物模範工場の「ニローン」經緯縮緬、佛蘭西縮緬、縫取ジョセツト、クレープ、鹽化錫膨脹整理品等は精巧獨特のものにして、外人の嗜好に適し、多く海外に輸出せらる。

麻織物 其の起原遠く延暦年間の昔に在り、古來八講布と稱し盛に京阪地方に輸出したるものなるも、維新後漸次減退し、明治十二三年頃に至り殆ど廢絶の有様なりしが、同廿五六年より稍や恢復の兆を現はし、今や東礪波郡出町、西礪波郡福光町を中心とし、生麻布蚊帳地軍用布洋服地忠地疊縁及麻交織物を、又最近麻緯の襖地を産出し、京阪方面に歡迎さる、年産額百萬圓を下らず。

綿織物 木綿縞緋無地、白木綿其の他金巾、天竺等の大巾物あり、木綿縞類は越中縞と稱するものにして、其の生産區域は氷見郡を除き殆ど全縣下に亘ると雖、主なる産地は東礪波郡福野町及西礪波郡戸出町なり、福野縞は文政年間の創業にして、菅大臣縞と稱せしが、明治十二三年の頃衰退し、同十四五年に至り濃尾地方及下野國足利より教師を聘し、双子縞紡績織綿縮等の製法を習得せり、爾後該品は年を逐ふて需用を増し好況に向ひたるを以て、更に織法、染方、縞柄等の改良に注意し、明治卅六年より織物同業組合を起し製品検査を行ひたる結果各地に名聲を博せり、戸出縞の起原は明和年間にして、製品は福野縞に似たり、白木綿は上中下新川、東礪波郡等の産にして、新川木綿の名あり、往昔前田氏の本縣を領するや、質朴なる民風を馴致せんが爲、木綿に課税せずして、絹類に重税を課したり、特に魚津町は加越能三州の木綿を集致する特權を與へられたる爲、斯業大に發達し、同町を中心として、下新川郡三日市、入善、泊中、新川郡滑川、上市、水橋等の各地に擴まり、維新の際には魚津町のみにて、産額約四万反に達せりと云ふ、其の後幾多の變遷を経て、明治廿九年戸出町に戸出物産株式會社興り、續て福野町に越中織物株式會社起り、其の他大會社各地に勃興するに至れり、孰れも意匠を凝らし、圖案を整理する等精巧優雅なる細番手のものを製織するの外、縞綿布綾

綿布等の輸出向を製産す、需要地は北海道を始めとし、内國各地に亘り、今や其の産額五百五十萬圓に達し職工三千を算す。

緯織物には以上の外、高岡市より新毛斯友仙染を産出す、明治卅四年の發明にして、同市の特産なり、一見毛斯倫友仙染に彷彿し、價額低廉にして、實用に適するを以て、需要常に多く各地に好評を博せり。

年次	絹織物	綿織物	麻織物	絹綿交織物	計
大正十四年	七、〇五七、一五九	五、三一四、八四五	一、一三一、八七八	一一〇、五四一	一三、六二四、四二三
昭和元年	七、四二二、一七五	五、三〇七、八四二	一、二三三、四〇九	七三、五八八	一四、〇三七、〇一四
同 二年	六、七三〇、〇〇一	四、八三五、九〇八	一、一九六、九五二	二五三、七七二	一三、〇一六、六三一
同 三年	七、四九一、二八六	五、四九一、七九三	一、〇一五、〇七〇	三四三、九二七	一四、三四二、〇七六
同 四年	六、六九二、二三三	五、一九九、六一一	一、四一七、九四三	一九六、三六四	一三、五〇六、一三一

清酒 工産物中、賣藥及織物に次ぎ重要な地位を占む、毎年七万石内外を産し、一般に濃醇剛健の性を帶ぶ、近時原料米品種の改良、精白程度の進歩に伴ひ、釀造方法に改善を加へ、今や兵庫岡山廣島地方の産に遜色なき芳釀を出し、灘の銘酒に代へられ、北海道、關東方面に仕向らる。

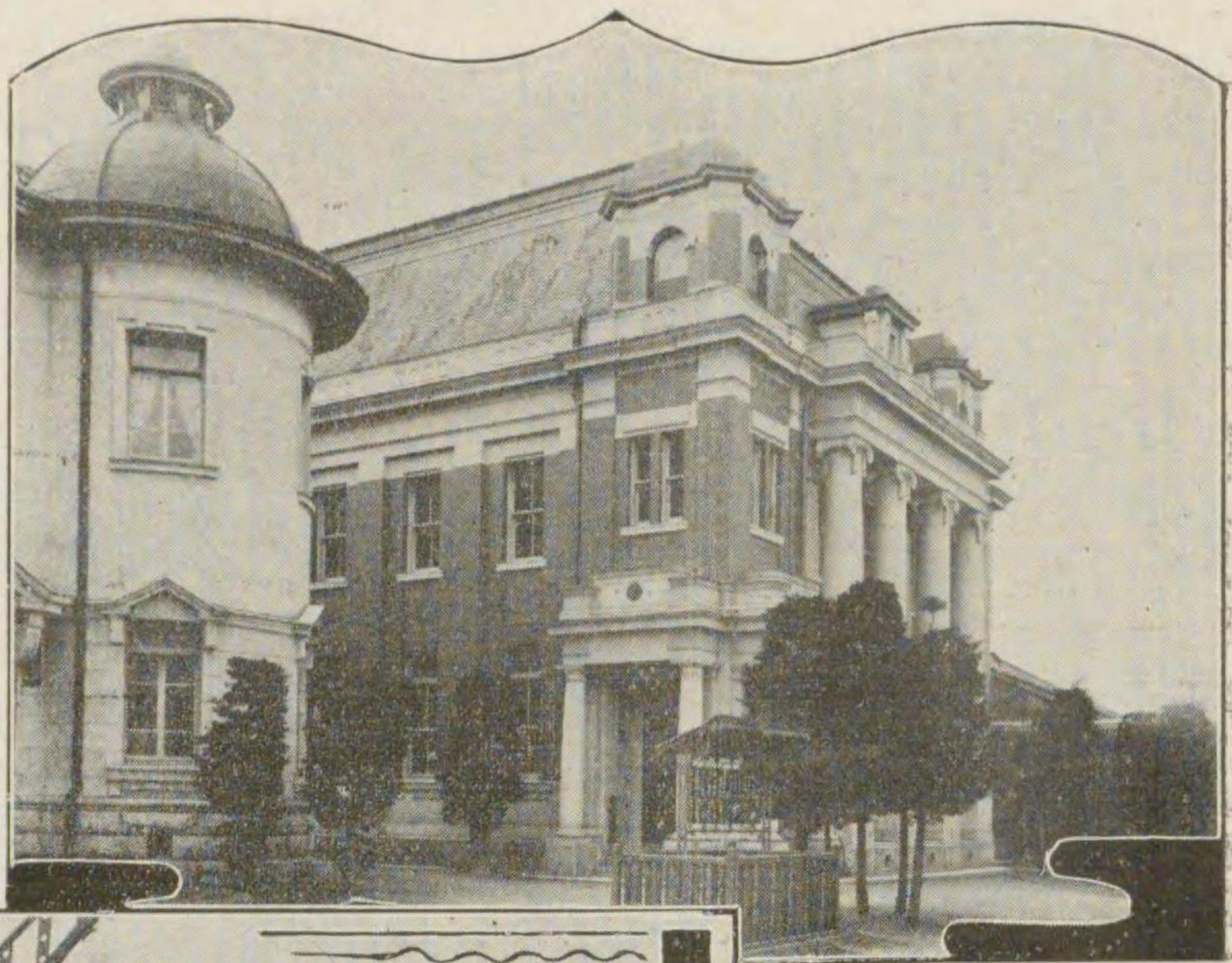
製造肥料 農産國として、肥料需要の關係上、其の生産頗る多し、伏木港に於ける電氣化學工業株式會社の石灰窒素硫酸アンモニア並大日本人造肥料株式會社伏木工場の過燐酸石灰、調合肥料等は、其の主なるものにして、其の産額參百七拾萬圓に達し、北陸地方は勿論北海道、東北、關東、東海、近

畿等に販路を有す、又近時富山市郊外速星村に大日本人造肥料株式會社の製造工場を創設して、年産三万噸の硫酸アンモニアを製造し、又滑川町北陸電気工業株式會社は年産五千噸の石灰窒素製造工場を建設し、豊富なる本縣の電力を利用して、事業に着手し益々發展の傾向に在り。

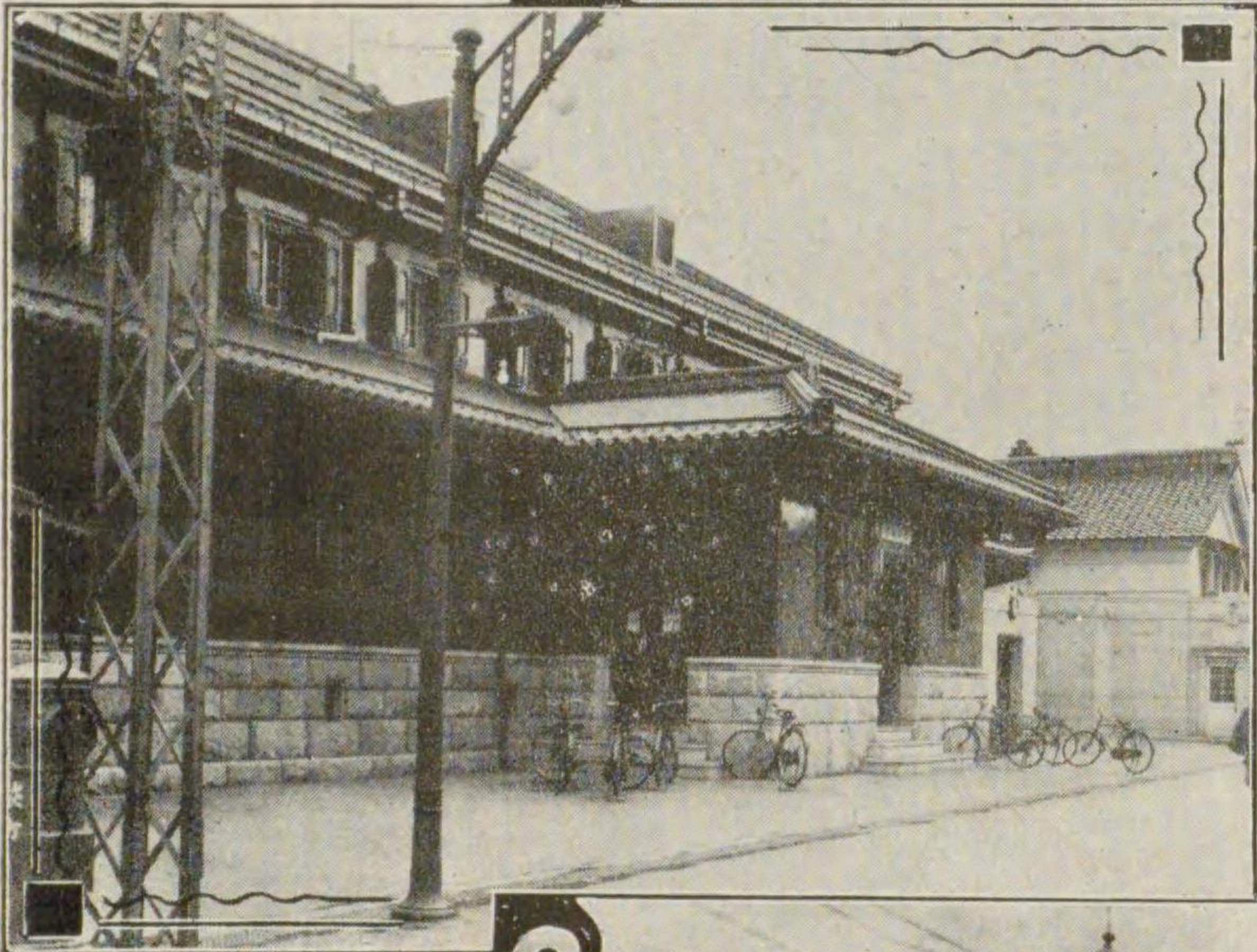
製材 飛驒方面より神通川及庄川を利用して流材輸入するもの多く、殊に良港伏木等ありて秋田北海道樺太沿海州より輸入する木材夥しきも、孰れも原木なるを以て製材せんが爲め各都市に製材工場起り、建築用材に供給せらるゝ外、各用途に加工して近縣其の他へ移出せらるゝ其の産額參百六拾七萬圓に達す、工場中規模の大なるは東礪波郡青島村の飛州木材株式會社製材工場なり。

製紙 和紙は半紙傘紙染紙等にして其の多くは純楮を用ひ、手抄になれるを以て極めて強靱なり、又高岡市郊外荒野興業製紙は機械製半紙を、東礪波郡中田製紙株式會社は漉返紙及半紙を専らとし、伏木町には規模大なる王子製紙株式會社の工場ありて、盛にバルブ、西洋紙を産す、其の他、新川郡五百石町の立山製紙、射水郡伏木町の伏木板紙、西礪波郡石動町の北國製紙株式會社は孰れも地方に豊富なる蘘を原料としてボール板紙を製造す、縣内の年産額參百參拾八萬圓を算す。

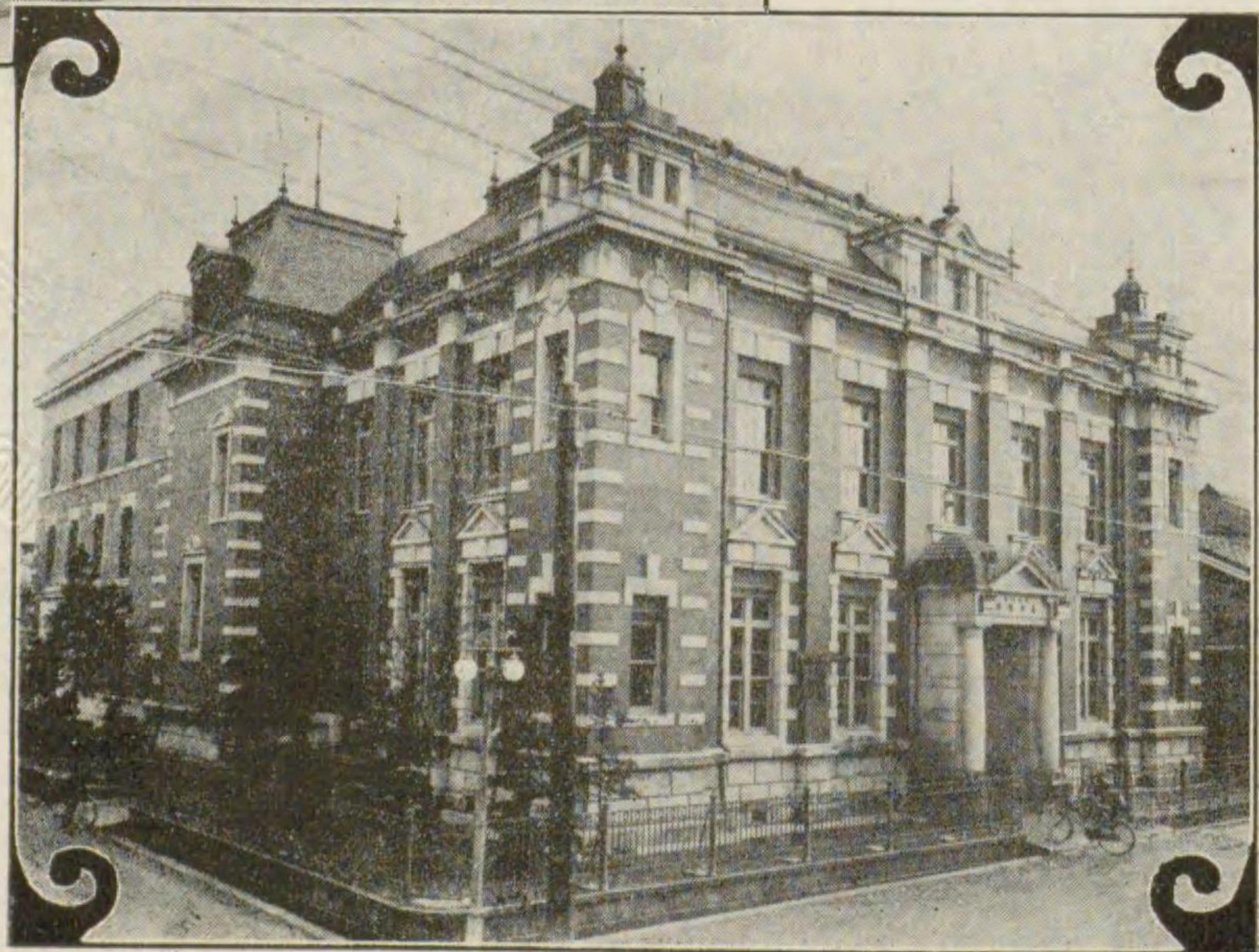
紡績 綿絲紡績は高岡市日清紡績株式會社工場、東礪波郡福野町富山紡績株式會社及婦負郡西吳羽村吳羽紡績株式會社に於て生産せられ、ラミー紡績は上新川郡山室村第一ラミー紡績株式會社の生産に係り、原料を一旦綿の如くなしたる後、單糸又は撚絲に紡績したるものにして、強引力及光澤を有し、織布原糸、疊縫糸、柳行李編糸、ミシン縫糸、帆布糸、漁網糸等に用ひらるゝ殊に近時漁網糸として織細耐久のため著しく聲價を昂め、世界の記録と稱せらるゝに至れり、麻絲紡績は上新川郡



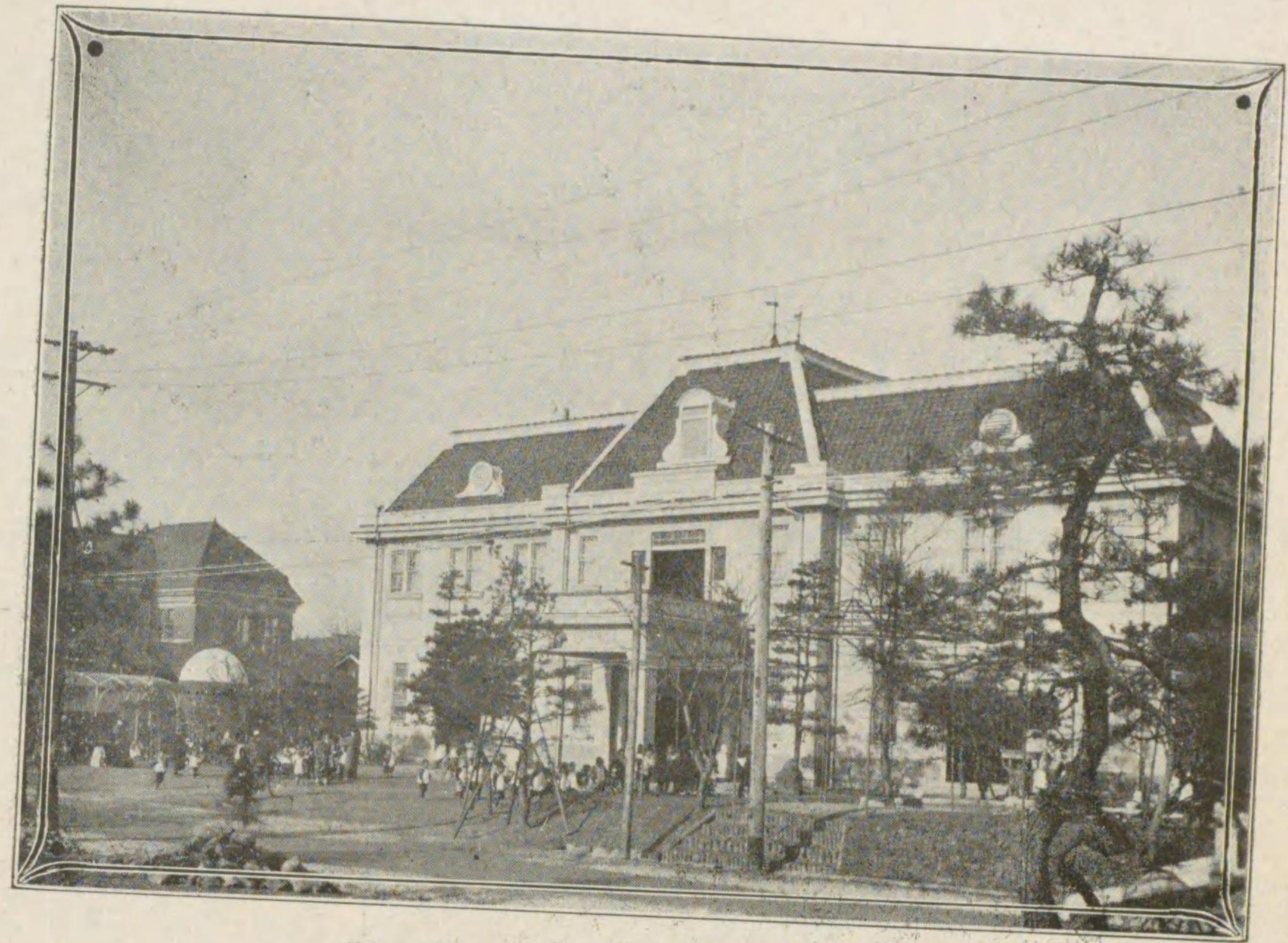
日本勸業銀行富山支店



株式會社十二銀行



株式會社高岡銀行



富山商陳品列所



高岡商陳品列所

奥田村大正製麻株式會社工場に於て生産し、大麻及亞麻を櫛梳し着尺物洋服地蚊帳地等に用ふ、最近ホース疊絲等の太麻絲のものをも生産し、紡績總産額四百七拾七萬圓に達す。

藁工品 本縣は米産地として藁の材料豊富なるを以て、農家閑散期の餘剰力を利用し、蓆繩吹及依を製作する地方隨一の副業品にして、北海道を始め樺太關西關東方面に移出す、生産は各郡市に亘るも下新川中新川氷見の各郡は最も盛なり、縣に於て輸出検査を行ふ、年産參百萬圓に近し。

蠶絲 本縣の蠶絲は遠く延喜年間に始まり、極めて古き歴史を有す、現在は婦負郡八尾町及西礪波郡福光町を主産地として、年産五萬六千貫、貳百八拾八萬圓を算す、廿年前同業組合を設け諸機械を設備して製産上に改善を加へ、繰絲の方法等従來の浮繰より漸次沈繰法に、又煮繭分業を行ふに至れり、絲質は一般に良好なるも、大規模のもの少きを以て、輸出向のもの尠く、大部分は近縣地方に販賣さる。

銅器類 高岡市の特産物にして、古來富山市の賣樂と共に並ひ稱せらる、慶長十四年前田利長の高岡城を築き居を茲に移すに當り、武器製作及彫鏤に名ある職工數十名を従ひ來り、斯業の奨勵を圖りしを以て嚆矢となす、子孫其の業を繼ぎ其の術を學ぶもの多かりしが、製品も多くは刀劍の装具及煙管佛具等に止りしが、其の後漸次香爐花瓶等を製作するに至れり、尋て安政二年角羽勘左衛門横濱に至り米人に就き彼國の嗜好を察し改善の考案を得、横山彌左衛門亦最鑿工の巧を究む是に於て専ら品質の改良に留意し、濫造の弊を矯め古代の彫刻に範り或は和漢の名畫を模し、種々の器具を出して大に製品の風趣を増せり、爾來高岡銅器は漸次外人の嗜好する所となり、維新以來

海外輸出の途大に啓け、益々隆昌を極むるに至れり、明治廿七年縣立工藝學校設立せられ、大正二年縣立工業試驗場設立されて以來傳統せる技巧に最新の意匠手法を加へ、鑄造、彫鏤着色共に一段の進境を見せ、意匠圖案の方面より新時代に適應せる製品を案出し、益々名聲を昂む、製品は火鉢、花瓶、香爐、置物、佛具、銅像、鍋釜、鐵瓶、建築金具等の各種に及ぶ、年産額參百萬圓に近し。

第二項 工業施設

縣立工業試驗場 大正二年の創設にして高岡市に在り、銅器、漆器、木工等の改良、機械化學及電氣の應用發達を圖るを以て目的とす、製作試驗、原料及製品の分析試驗、鑑定、見本品の配付、機械器具の檢定、調査、巡回講話及傳習質問、應答等は其の主要なる業務にして、木工印刷鑄造、電鑄、分析、金工等の各室に分れ、諸種の設備を有し、周到なる試験及嶄新なる試作等に依り、常に縣工業界の先驅として當業者を指導誘掖し、斯界に寄與する所尠からず。

縣立染織試驗場 東礪波郡福野町に在り、大正四年四月縣立染織講習所の試験部を分離設置したるものにして、本縣染織工業の現狀に鑑み、染織工業に關する試験研究を行ひ、當業者の指導に當り居れり、主なる業務は染織原料及製品の分析試験、研究、鑑定及調査をなし、或は巡回講話實地指導及傳習を行ひ、或は見本品の配付及圖案の調製又は技術に關する質疑應答等、斯業の改良發達上必要な諸種の施設をなしつゝあり。

輸出絹織物検査所 本所を富山市大泉町に出張所を中新川郡音杉村に置く、絹織物の検査は

元輸出絹織物同業組合の事業として之を行ひしも、情弊に陥り其の効尠かりしを以て明治二十八年十二月縣立羽二重検査所を設置し、斯業に大刷新を加へ、翌廿九年一月より縣營に移したりしが、昭和三年一月更に國營に移管せられたり、同所は品位、量目、長幅、缺點等に付検査し、合格不合格に分ち商取引の保證をなして製品を改善し、検査上の信用を博しつゝあり。

度量衡器檢定所 明治廿六年一月の設立にして、度量衡器の製作及修覆の檢定をなすと共に、一般に其の取締を行ふ、現在縣下に於ける度量衡器の製作は其の需要を充すに足らずと雖、正確堅緻を主とすべきものなるを以て専ら品質の精良に留意し、斯業の發達を圖りつゝあり。

社団法人富山縣工業會 本會は明治二十九年二月の創立にして、同卅一年組織を社団法人に改め、本部を富山縣廳構内に置き、主要都市に部會を置き、技術員を特設して、工藝品の改善指導の任に當らしめ、毎月會報を發行し、商工業の狀況及販路を紹介し、適切なる展覽會品評會講習會等を開催して指導啓發に努め、又商工業の視察員を派遣し、優良職工の獎勵表彰をなす等、工業界に裨益する所尠からず、縣よりは事業助成の爲め年々相當の補助金を交付す。

工業教育機關 富山市郊外奥田村に官立藥學專門學校、高岡市に縣立工藝學校、工業補習學校、富山市に市立工業學校及市立藥學校、福野町に縣立染織講習所あり、孰れも關係工業者を誘掖指導し、斯界に裨益する所尠からず。

第三項 組合

産業組合 明治卅三年九月産業組合法の實施に伴ひ、同年十一月下新川郡魚津町に於て無限責任魚津絹絲購買絹織物販賣組合の設立を見たるは本縣内に於ける産業組合の嚆矢にして、超へて翌年一月東礪波郡南山見村西院瀨見に信用組合後南山見信用購買販賣利用組合と改む同年二月中新川郡五百石町に同心購買販賣組合後五百石信用購買販賣利用組合と改む組織され、其の後明治四十三年八月迄十ヶ年間に組織されたる組合數百五十三にして、其の間産業組合の指導と獎勵は擧げて縣農會の司る處たりしが、明治四十一年八月大日本産業組合中央會富山縣支會の設立を見るに至り、産業組合の指導獎勵は縣農會の手を離れて同支會に屬する事となれり。

縣は大正四年四月産業組合に關する獎勵方針を定め、同年五月縣令を以て産業組合施行細則を公布し、同時に縣訓令を以て産業組合及聯合會取扱規程を制定し、更に大正六年縣費支辨を以て産業組合主事を置き、未設町村に組合の設立を獎勵し、其の結果昭和四年末には三百十三組合に達し、其の組合員九万八千五百七十五人、出資金六百八拾參萬五千圓、貯金貳千五百五萬圓、貸付金貳千百參萬圓に及び、全組合の運轉資金の總計は實に參千五百七拾參萬四千圓に上れり、然れ共一面に於て往々經營の不健全なるもの、事務の不整理なるもの等あるに至るを以て、大正十五年郡役所の廢止を期とし、係員を増加し組合に關する指導監督を嚴にし、其の健全なる發達を助長することゝなれり。

年	組合員數	出口數	出資金	拂込出資金	借入金	準備金		貸付金	購買高	販賣高	利高
						他積立金	貯金				
大正十二年	三〇五六六、〇〇二	一、七〇一	四、七九五	二、七六六	一、三〇〇	八二七	七、二五六	八、〇五二	二、九五九	四、四七〇	四三、八〇八
同十三年	三一六七二、二七八	二、四七七	五、五一八	三、四〇一	九八一	一、〇七一	一〇、四〇一	八、九二四	三、一三〇	七、五二八	五二、二二四
同十四年	三一五八二、九八〇	二、七〇〇	五、九九三	四、〇六四	一、〇一九	一、二八二	一三、八三六	一、六六一	三、三七六	九、六四一	七一、七八九
昭和元年	三二一九〇、九八五	二、九四五	六、四八一	四、六八七	一、二九四	一、五三二	一六、九〇五	一、〇五二	三、七〇一	六、三九一	七七、八六九
同二年	三二七九一、九四四	二、九七五	六、七二三	五、二四一	一、八九〇	一、七九三	一七、三二七	一、七五七	三、五七〇	六、〇七九	九八、四三七
同三年	三二七九五、二三三	三、〇〇六	六、五二八	五、五八六	二、一二三	二、一一二	二〇、四二二	一、九八八	三、三七八	六、五二九	一〇〇、八〇六
同四年	三一三九七、五七五	三、一三八	六、八三八	五、九五五	一、九六五	二、二九六	二五、五二二	一、〇二三	三、四三七	六、八七七	一一六、六二九

重要物産同業組合 本縣に於ける重要物産同業組合は明治卅一年十二月氷見郡藁蕨商同業

組合を氷見郡氷見町に設置せしを以て嚆矢となす、爾來漸次其の數を増し、今や組合數廿七、同聯合會一を算するに至れり、之を業態別にすると、賣藥一、染織物三、生絲二、銅器一、漆器一、瓦一、藁製品五、籐製品一、藁製品一、米穀四、肥料四、木炭二、水産一にして、聯合會は藁製品同業組合の聯合なり、各組合共、組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し、其の利益を増進する目的の爲に、其の業態に應じ製品検査取引上の改善取締、視察講習會の開催、博覽會、共進會の出品、其他製品の改善獎勵、販路の擴張に關する施設を爲す等相當活動を爲し、以て斯業の進歩發達に貢献し居れり、組合の名稱等を擧ぐれば左の如し。

重要物産同業組合

名稱

地區

組合員ノ營業種類

富山縣賣藥同業組合	縣一圓	賣藥製造
富山縣輸出絹織物同業組合	縣一圓	輸出絹織物製造販賣・同煉業・擦絲
福野織物同業組合	東礪波郡	綿織物・絹織物製造販賣
富山縣器械製絲同業組合	縣一圓	器械生絲
婦貢郡生絲同業組合	婦貢郡	生絲製造
重要物産高岡銅器同業組合	高岡市外六ヶ村	銅器・青銅器・製造販賣
高岡捺染同業組合	縣一圓	捺染製造
高岡漆器同業組合	高岡市	漆塗物ノ製造販賣
礪波瓦同業組合	西礪波郡	瓦製造販賣
富山縣菓子同業組合聯合會	縣下菓子同業組合區域ニ依ル	
氷見郡菓莖商同業組合	氷見郡	菓子製造販賣
中新川郡菓莖商同業組合	中新川郡	菓子製造販賣
下新川郡菓莖商同業組合	下新川郡	菓子製造販賣
富山縣中部菓子同業組合	富山市、婦貢郡	菓子製造販賣
射水郡菓子同業組合	射水郡	菓子製造販賣
富山縣菓子同業組合	縣一圓	菓子製造販賣
氷見郡菓子同業組合	氷見郡	菓子製造販賣
富山米穀同業組合	富山市外三ヶ村	米穀販賣・精米
礪波米穀同業組合	東礪波郡	米穀販賣・精米
中新川米穀同業組合	中新川郡	移出米販賣
下新川米穀同業組合	下新川郡	米穀販賣・精米

富山肥料商同業組合	富山市、高岡市、上新川郡、東礪波郡、西礪波郡、射水郡	肥料製造販賣
中新川肥料商同業組合	中新川郡	肥料製造販賣
下新川肥料商同業組合	下新川郡	肥料製造販賣
氷見郡肥料商同業組合	氷見郡	肥料製造販賣
氷見郡木炭同業組合	氷見郡	木炭製造販賣
富山縣氷見郡製製品同業組合	氷見郡	製加工販賣
富山縣東礪波郡木炭同業組合	東礪波郡	木炭製造販賣

第四節 農業

本縣は東西南の三面山嶽を以て環らざると雖、北方の一面は日本海に面し、沃野相連なり、大小の河川此の間を灌漑す、氣候も亦中和にして耕作に適す、農業調査に依る耕地反別は田八万二千二百八十三町歩畑八千七百五十九町歩計九万一千四十二町歩にして、地味概ね肥沃なり、農業戸數七万七千五百餘、農業者廿三万八千餘人にして、之を現住戸口に對比すれば、戸數百戸に對し五十二戸人口は有業者百人に對し六十人に相當す、各種生産物中工業に亞く重要物産にして、農作の豊凶は實に縣の盛衰に關す、又農家中、自作兼小作をなすもの三万八千餘、小作二万六百餘、自作一万八千八百餘戸にして、農家一戸に對する耕地面積は平均一町一反七畝十歩に當り、多少勞力過剩の状態にあるを以て兼業、副業或は出稼等に由りて生計の補助をなすもの尠からず、一面北海道へ移住する者多く、又近時樺太朝鮮及本縣海外移住組合の經營するブラジルアリアンサ富山村移住地へ、移住

する者亦尠からず。

而して以上の土地と民力とに依る本縣農業は天候の良否米價の騰落に基因し、幾多の消長ありて一定せずと雖、米の生産は毎年百六七十万石の間を往來す。

近來都邑の擴張に伴ふて接續農村を蠶蝕し、電力の豊富なるに従ふて到る所に各工場勃興し、耕地は漸次工場又は住宅地に化し、尠からざる地積を潰廢せしめ、農業勞力を工化せしめたるも、輓近都市工業の不況に伴ひ漸次歸農者の多からんとする傾向あるに鑑み、本縣は益々農業生産組織の合理化、農村社會施設の擴充等農山村をして、時代に順應せしむる様各種の施設を獎勵しつゝあり

第一項 耕地整理

本縣に於ける耕地整理は明治廿八年十月中新川郡三鄉村金尾に於て、十餘町歩の田區改正に着手せるを濫觴とし、政府に於ても進んで之が普及を計らんがため、明治卅二年三月耕地整理法の發布ありて實施上に種々の特典を與へられ、其の基礎始めて定まるや、爾來本事業の有益なるを認め、本縣に於ても之を實行せんとするもの續出するに至れるを以て、本縣々農會は爰に鑑みる所あり、耕地整理企劃費を支出して之が獎勵の基礎を確立し、明治卅四年四月模範耕地整理獎勵規程を發布し、本事業の獎勵に努めたり。

縣は明治卅九年度より縣農會に對し委託補助を與へて數名の技術者を置かしめ、極力之が實行に努めしめたりしが、同卅九年日露戰爭の平和克復するや、耕地整理の實行を期せしむるは戰後經

營として其の急要なるを認め、縣事業として調査設計を行ふものに對し、政府は補助金を交付すべき規程を發布せられたるを以て、本縣は好機逸すべからずとなし、部分整理の調査は縣農會に委託し、一面全管内に渉る耕地に就き地形及農業狀態を精査し、之が基本計劃を設定すへき方針を採り、明治四十二年農商務省の方針に基き、從來縣農會に託したる耕地整理事業を全部縣の經營に移し、設備及豫算を擴大し更に耕地整理補助規程を公布して、工事費に對し補助金を交付し、本事業の普及發達を圖りしが、大正三年八月十三日縣内は大洪水に災され、神通山田熊野井田の各川氾濫して、堤防の欠壞甚しく、幾多の土砂は耕地に浸入して大慘害を蒙むるに至れり、之が復舊のため整理事業一時に勃興し、約三千町歩の施行を見たり、爾來年々整理施行面積は増加し、大正十五年には本縣稀有の大旱魃に遭遇し、之が救濟策として用水補給を目的とする耕地整理を勸奨し、特に縣費補助金約拾四萬圓を計上すると共に、早害地耕地整理補助規程を發布して、整理施行を督勵し、地區數百五十四、面積約二千五百町歩の整理を了せり、然るに昭和四年六七八の三ヶ月に亘る大旱魃は曩に大正十五年旱魃の對策を講せざりし、地域等に被害甚大なりしを以て更に、補助規程の改正設備の設置により之が救濟を圖ることとし、目下之が設計調査並工事の指導監督を進めつゝあり、地區數百七十餘面積二千三百五十町歩に上るべき見込なり。

次に用排水幹線改良事業に對し、政府は大正十二年度より五百町歩以上の用排水幹線改良事業を縣に於て施行する場合、其の事業費の半額を補助する途を開かれたるを以て、之が事業を執行せんとするもの續出せしが、大正十二年度に於て、上新川郡廣田用水補給水路開鑿事業の國庫補助承

認を得、本工事を決行せしが、之れ全國に於ける用排水幹線改良補助工事の嚆矢にして、大正十三年竣工し通水以來稀有の大旱魃に遭遇せしも、何等の支障なく其の効果極めて大なるものあるを認めたり、又射水郡庄東耕地整理の排水幹線改良事業たる下條川沿岸排水事業に對しても政府の承認を得て目下工事中にあり、尙庄川筋用水合口事業、黒部川筋用水合口事業に對しては、昭和二年度に於て佛生寺川沿岸排水事業、鍛冶川沿岸排水事業に對し、昭和三年度に於て小矢部川沿岸用水補給事業に對し、昭和四年度に於て何れも農林省の補助承認を受け神通川用水合口事業に對しては、目下國庫補助承認手續中にして何れも夫々縣營事業として施行することゝなれり。

又大正八年六月開墾助成法實施以來、開墾を目的とする耕地整理事業も勃興し、昭和五年十月末調査にては開墾助成出願地區數七十七、此面積千三百二十餘町歩に達し尙ほ續々實現の趨勢にあり。

以上の如く耕地整理事業は縣の獎勵施設と農家の自覺とにより、年々之が企劃をなすもの多く昭和五年十月末調査に依れば其の認可地區數五百一、面積一万九千六百四十二町歩に及び之が事業費壹千九百九拾五萬參千圓に達したりと雖、本縣耕地整理見込地面積七萬五千四百五十七町歩に對しては僅かに二割六分に相當し、前途なほ遼遠の情勢にあるを以て、縣は銳意之が實績を擧げむことに努め特に昭和二年八月より耕地課を獨立せしめたり、今耕地整理事業及開墾助成郡市別成績並に用排水幹線改良事業を擧ぐれば左表の如し。

一、耕地整理事業郡市別一覽

郡市名	認可地區數	同上面積	同上事業費	一反歩當	増歩地歩合
上新川郡	五二	二、七四四	一、四八一、五二〇	五三、九九一	・三二
中新川郡	四四	二、三三一	一、二七七、一四二	五四、七八九	・八〇
下新川郡	三六	一、六九五	一、三六九、六一三	八〇、八〇三	一〇、八
婦貢郡	七五	三、〇七四	一、五〇〇、四二二	四八、八〇六	一〇、六
射水郡	三九	四、六五一	二、五一六、二六九	五四、一〇一	・六三
氷見郡	一三七	二、一二二	一、八八七、八六二	八八、九六六	一、四七
東礪波郡	五六	一、〇七三	八五六、四七三	七九、八二〇	・八五
西礪波郡	五二	一、〇九三	七四一、五六一	六七、八四六	・六七
富山市	一〇	八五九	三二二、〇三五	三七、四八九	・〇六
高岡市	一〇	八五九	三二二、〇三五	三七、四八九	・〇六
計	五〇一	一九、六四二	一一、九五二、八八八	六〇、八五四	・八〇

二、開墾助成並ニ開墾地移住郡別一覽

郡名	地區數	助成事業費		計		移住		建築費獎勵金交付額	
		總額	町面積	町面積	町面積	同上坪數	同上坪數		
上新川郡	七	八八九、七八〇	四三六、五〇二	三、二七二	四三九、七八二	五九	一、八七四	七五、七六六	二二、七三九
中新川郡	五	三二四、九三三	九五、一六〇	二、五九〇	九七、七五〇	一一	三三六	一六、二六九	四、〇八七
下新川郡	一四	六八八、七八八	二一五、三五二	五、四六五	二七〇、〇〇二	二九	九六九	三四、七二九	一〇、五三〇
婦貢郡	一六	三四九、八六九	一一七、九二二	二、〇七二	一三八、六三〇	二	六四	二、七二九	七、二二

郡名	地区数	助成事業費		開田面積	開畑面積	計	移住		建築費奨励金交付額
		總額	開田面積				建築戸数	同上坪数	
射水郡	二	七三、二九九	二四、三二九	一、四三〇〇	二五、六五一九	一	二七	一、八〇〇	四〇〇
氷見郡	一六	六四二、〇五六	一四〇、五五二八	二、三三三五	一六三、八九二三	八	一九一	九、二二三	三、一二三
東礪波郡	七	四七一、五二一	九五、三一二八	一、三九〇〇八	一〇九、二〇六	一	一	一	一
西礪波郡	一〇	二二九、一三七	七三、五一二六	五、五三〇五	七九、〇五一	三	九六	三、一五八	一、二〇〇
計	七七三	六五九、三八三一	一九八、五七一五	一、二五、四三一	一、三二、四〇二六	一二三	三、五五七	一四三、六七四	四二、八〇〇

三、用排水幹線改良事業

事業別	受益面積	關係町村数	總事業費	同補助額		備考
				國庫	上中	
廣田用水補給水路開鑿事業	一、四〇〇	八	二五七、〇〇〇	一二三、五〇〇	事業完了	
下條川沿岸排水事業	二、八〇〇	一一	一、三一〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	目下工事中	
庄川用水合口事業	八、七七八	四二	二、八七一、三三〇	八二六、四一五	事業施行中	
黒部川用水合口事業	一、九八五	一〇	二、四三五、〇〇〇	三五〇、六八五	目下工事中	
佛生寺川沿岸排水事業	六五七	五	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	事業施行中	
銀治川沿岸排水事業	一、七〇〇	一〇	五八五、〇〇〇	二九二、五〇〇	事業準備中	
小矢部川沿岸用水補給事業	九一二	一〇	三五〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇	事業施行中	
神通川用水合口事業	九〇〇	五	三二〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	事業準備中	

第二項 農業奨励

農事實行組合 本縣下の既設農事改良實行組合は其の數二千に垂々とし、之が活動の見るべきもの尠からず、縣は農事指導の對象たるべき單位機關として之が活動を促進し、農業經營の改善を圖り進んで農村社會の向上發展を期せんとし、曩に婦負郡千里村大坪森田共同作業實行組合并に東礪波郡出町太郎丸共同作業實行組合の二ヶ所を指定して作業場を建設せしめ、動力穀物調製機、乾燥機、精米機、精粉機、藁打機、其の他の機械器具を完備せしめ、農業の共同的工業化を圖り、綜合的農業經營の根本改善を促がし、既に其の實績を擧げたるに鑑み、進んで昭和三年度より更に縣下各郡に一ヶ所宛八組合を縣指定し、農事改良實行組合として諸般の改良事項を奨励せしめ、又農事園藝、裏作、有畜農業の各専門方面に亘り、一郡各一組合宛を指定して、徹底的に指導するため奨励金を交付し、或は是等組合の研究會を開催する等極力農業經營の進展を計るべく指導奨励しつつあり

一般農事改良實行組合に付ては、縣の施設として共同作業場の建設に補助し、尙自動調製機、精米機、肥料粉碎機、藁打機等の優良農具を完備せしむるため補助金を交付し、作業場を中心とする組合事業の圓滿なる發達よりして農業經營の改善へ進ましめんとし、既に是等を完備し、作業を開始しつつある組合數百五十個所に及び、其の他成績の優良なる實行組合を表彰して一般組合の發達を促進しつつあり。

肥料改善

文政五年北海道より始めて魚肥の移入を見たる以來、之れを愛用するもの激増し

北海産魚肥の移入年次増加し來ると共に、一面肥料製造工業の勃興に伴れ、人造肥料の移入又増加して農家の購買心を唆り、爲に自給肥料は輕視せられ主として金肥に依るの習慣を醸成したるのみならず、一般に肥料濫費の陋習を來し、加ふるに魚肥は其の眞價に比し市價高植に失するの嫌ひあるにより、之れが改善の爲大正十一年度より肥料獎勵官を設置し、技師一名を之れに當て農事試験場に於ける紫雲英改良試験并に施肥標準調査等と相關聯して、品評會實地指導講習講話會印刷物配布等の方法に依り、自給肥料の改良増殖經濟的肥料の選擇共同購入共同配合合理的施肥法等の指導獎勵に努めつゝあると共に肥料検査官を置き、販賣肥料の検査取締を施行しつゝあり之れが現況左の如し。

自給肥料の主たる紫雲英は天保年間始めて江州より種子の移入を見たるものにして、其の栽培面積今や四万八千二百五十町歩に及び稻作段別の約六割に相當し稻作基本肥料として最も重要なものなり、而して栽培面積の擴大なるは全國に冠たるものなるが、年により菌核病の爲腐敗を來し甚たしく減收する場合ありて、其の收量恒産的ならざるは農業經營上に安定を缺くの嫌ひあるを以て農林省の指定事業として農事試験場に於て綠肥の改良増殖試験及肥料施與方法の改善試験を行ふて之が栽培管理方法の改善を計ると共に一面昭和五年度より優良種子の自給を計るため、約三町歩の委託採種圃を經營して得たる種子を當業者に配付しつゝあり、又堆肥の生産は頗る多額なりしも魚肥の移入を見るに至り漸次減少したるにより、地方の維持増進並金肥節約上、屋外堆肥を獎勵したる結果稍回復を見たるも、厩肥を合せて二千四百六十万貫にして、農家一戸當僅

かに三百十七貫に過ぎざるの状態なり、昭和四年中の自給肥料の消費總額は二億四千万貫、價額四百八拾參萬餘圓にして一段歩當五圓參拾錢なり。

購入肥料の最近一箇年の消費高は三千五百九十八万三千貫、其の價額六百八拾壹萬圓にして一段歩七圓四拾八錢に相當す、肥料の種類にありては動物質肥料は其の六割を占め、北海道及樺太に産する飼練、練、粕、鱈、粕、蝶、粕、蜜、目、雜、魚、粕、等は其の主なるものにして、動物質肥料の八割三分に當れり、礦物質肥料は他の肥料に比し廉價なるを以て、成分濃厚なる化學肥料を施用して從來の魚肥に代へんとする傾向にありて硫酸アンモニア、過磷酸石灰、硫酸加里、鹽化加里、石灰窒素等は其の主なるものにして年次増加し來り購入肥料消費額の約二割九分に及び、將來益々増加の趨勢にあり、植物質肥料は礦物質肥料に亞き大豆油粕は其の主なるものにして七割七分に當れり、調合肥料にありては農家の肥料智識向上に伴ひ、自家配合の利益を認め自ら調合せんとするもの増加しつゝありと雖一面供給者は大量生産により比較的廉價に供給せんとするを以て幾分増加の趨勢にあり肥料の共同購買にありては産業組合農事改良實行組合の普及發達に伴れ、共同購買に依るものを年々逐ふて増加するに至れり。

製造肥料は年次増加し昭和四年中の製造高は二千二百七十八万貫、價額七百七萬圓に及び其の種類は動物質肥料の七十三万五千貫參拾四萬七千圓、植物質肥料百五十万六千貫の貳拾七萬四千圓、礦物質肥料千九百九十九万二千貫の六百參拾貳萬圓、調合肥料五十四万貫の拾參萬貳千圓、雜肥八千貫の貳千圓にして、其の多くは大日本人造肥料株式會社の速星、伏木兩工場及電氣化學工業

株式會社の製造に係れり、斯種製品は豊富なる本縣の電力と相俟つて益々興隆せしむるの情勢にあり。

品種改良

米品種改良に關しては從來縣立農事試驗場をして原種圃一町一反を經營せしめ、水稻十一品種の優良種を栽培して之より生ずる原種約廿二石を縣下各町村農會に無償配付し、總計八十町歩の採種圃を經營せしめたるも昭和六年度より原種圃を三町七反歩に擴張して得たる原種を直接農家の共同採種圃に移して優良品種の普及を促進せしむることとし、之が監督として縣に一名の技師を置き事業の完全なる遂行を期せり、部落的共同採種圃より生ずる原種は普く農家に配付し、其の翌年の種子を得る目的を以て栽植する様普及せしむる計劃なり。

麥にありては昭和六年度より計劃を更めて小麥及大麥原種圃一町四反四畝歩を經營して現在千八百町歩を將來四千町歩に増加せしむる目標の下に大麥小麥各三四種を通して十七石六斗の原種を生産し之に依り七十三町歩の部落的共同採種圃を經營せしめ、年次品種の更新と栽培の増加を計りつゝあり。

農業技術員設置

農事の改良發達を促進せんがため、町村及同農會に技術員を設置せしむるの捷徑なるを認め、大正十一年同補助規程を設けて普及に努め、一面農事試驗場に甲種農學校卒業後二年を修業年限とする練習部を設け、町村農會技術員たらんとする者を養成しつゝあり、現在町村農會技術員八十人を算す。

病虫害驅除豫防

夙に稻作害虫驅除豫防に關し縣農事試驗場、穀物検査所、農會等に豫防委員を設置し各協力して二化虫の採卵捕蛾、藁介搔拂及藁密閉驅除等を行はしめ、殊に昭和五年度より各郡に豫察燈を設置せしめ又成績優良町村に對し奨勵金を交付しつゝあり、尙中新川郡方面に發生せる黒椿象驅除は昭和二年度以來行はれつゝあり、何れも消極的に農作利益の増進上相當の効果を擧げつゝあり。

事業の補助

縣農會及都市農會に對しては事業を指定して補助金を交付し又縣米の聲價向上販賣斡旋販路擴張等を目的とし縣廳構内に本部を設け東京市に縣米販賣所を設置し活動しつゝあり、縣農産振興會に對しても毎年度補助金を交付し、其の目的達成を援助しつゝあり、又ブラジル國アリアンサに移住地を經營し、本縣農業者を彼の地に移して理想的農村を造りつゝある本縣海外移住組合に對し、毎年度補助金を交付して間接的に本縣農民の福利を計りつゝあり。

第三項 農業施設

穀物検査所

富山縣廳構内に在り、明治卅七年米穀検査規則を發布すると同時に米穀検査所を設置し、縣下樞要の米穀集散地廿ヶ所に出張所を置き一定の標準に依りて米質の改良を督勵したるに、其の效果大に現はれ乾燥調製は勿論俵裝に至るまで大に舊態を一變したるを以て、大正六年更に其の歩武を進め、行政區劃を基礎としたる支所を置くことに改正し、富山滑川、魚津、高岡、水見、出町、石動の七支所を置き、同七年十月富山縣穀物検査所と改稱したり、大正十二年藁工品をも検査を行ふ事に改正し、同十四年三月支所區域を擴大して富山、魚津、高岡、出町の四支所に改正したるも

却つて當業者の不便多きを認め、昭和三年四月より再び元の七支所に増設し、支所の下に十七出張所及百八十七の検査員駐在所を置き、以て全縣下の米穀及薬工品の検査を執行し、一面農事指導員として検査の餘力を専ら諸般の農事指導獎勵に従事せしめ一層の改善を期することゝなれり。

米穀検査 本縣に於ける米穀の生産額は平年約百六七十万石の間にあり、本縣物産の大宗たると共に其の一半八十万石内外の巨額を年々縣外に移出し、以て本縣の一大經濟的資源をなし昭和四年度の如きは百万石を突破するの盛況を見たり、之を沿革に徴するに藩政當時に於ては貢米の制に依り、舊加賀藩、舊富山藩とも之が受渡に際し米質容量の検査甚だ嚴重なりしを以て當時の俵米は頗る完全なりしが、明治六年貢米の制廢せられし以來、生産者、米商人は共に目前の利益を得るを能事としたる結果、其の反動として市場に於ける縣米の信用を失墜し、價格亦著しく低下して本縣民の蒙むる損害は極めて大なるものあるに至れり、茲に於て明治十六年一月礪波郡の有志相謀り、組合を設置して其の地方移出米の検査を行ひ、次て同十八年四月新川郡の有志も亦移出米改良組合を設けたり、又射水郡に於ても同廿年九月に至り、同様組合を設置して移出米の検査を施行し、何れも一時相當の成績を収めたりしが、組合検査の結果、種々なる情弊を生じ、遂に其の目的を達すること能はずして三組合共相次で解散せり、然れども米穀の改良は一日も緩うすべきにあらず内外に於ける状態は益々本縣米穀の改良を促して熄まず、官民共に研究審議の結果、検査實施の計劃を樹て、明治卅七年二月米穀検査規則を公布し、同年の産米より先づ移出検査を實施し、翌卅八年の産米より生産検査を施行し、爾來廿有六年時勢の進運と時代の要求に應じ、數次規則に改正を加

へ着々其の効果を収め、本縣産米の品位を改良し來れり、今検査並に移出に係る状況を示せば左の如し。

(イ) 生産検査成績 (自昭和二年至昭和四年平均)

検査總數 特 甲 乙 丙 格外上 格外下

二、七四四、九五四俵 一六、七四〇俵 五二九、七九九俵 一、四三八、三五〇俵 六七〇、七三一俵 八九、〇九八俵

(ロ) 移出検査成績 (自昭和二年至昭和四年平均)

検査總數 一等 二等 三等 四等 五等 等外

二、三三四、〇八〇俵 四、六一一俵 一三九、八二七俵 一、一〇二、一〇六俵 七九六、五九四俵 二五〇、三四七俵 四〇、五九五俵

(ハ) 移出數量 (昭和四年)

移出總數實に立米六十四万四千百六石、精米四十万三千百十石、合計百四万四千四百十六石にして、東京府、北海道、樺太、朝鮮露領カムチャツカ、其の他二十八府縣に及び、主なる移出先を示せば左の如し。

東 京	八四三、四七七 <small>俵</small>	北海道	三三二、〇七六 <small>俵</small>	樺 太	四二二、〇七三 <small>俵</small>	大 阪	三三〇、八〇六 <small>俵</small>
神奈川	一一〇、一六一	靜 岡	五三、〇〇四	岐 阜	三八、四四一	和歌山	七五、二二八
兵 庫	八九、八三二	愛 知	五九、三五〇	石 川	三九、一七〇	奈 良	三一、七五一
三 重	二四、六〇四	栃 木	二八、三〇七	京 都	六四、九七三		

薬工品検査

薬工品は本縣農家副業中主要なるものにして、縣内を通じて殆んど之が産出を

見ざる所なく其の年産額も四百萬圓に垂んとし、斯業の盛衰は農家經濟の消長に關すること大なりとす、是を以て本縣内葉工品の主要産地に於ては各々葉工品商同業組合を組織して検査を施行したるも其の目的に副はざるもの多く、検査の縣營を叫ぶもの多きに至りたるを以て、縣は組合に検査改善を指示し、大正八年聯合會を組織せしめ、其の監督の下に検査を行はしめたるも容易に其の効果を擧ぐる能はざりしのみならず、生産者の団体たる産業組合聯合會並郡農會より屢々検査縣營を建議せるに依り遂に之れに要する費用を縣會に提出し其の賛同を経て葉工品検査規則を公布し大正十二年五月廿日より蕙類、叭類、繩類の検査を執行し、穀物検査員をして之に當らしむることゝなれり、今検査並に移出狀況を示せば左の如し。

(イ) 製品検査數量 (自昭和二年度至昭和三年度平均)

蕙類 九四三、四五四^束 叭類 二三八、五七八^束 繩類 二六五、六一九^束 計 一、四四七、六五一^束

(ロ) 荷造検査數量 (自昭和二年度至昭和三年度平均)

蕙類 七五六、二二六^束 叭類 二二九、五三八^束 繩類 二〇八、〇九〇^束 計 一、二〇三、八五四^束

(ハ) 移出數量

昭和四年度に於ける移出數量は、蕙類六十二万五千九百九十五束、叭類二十二万二千九百九十八束、繩類十五万五千五百九十九束にして、北海道樺太を主とし、三府廿三縣朝鮮露領カムチャツカに及ぶ、主なる移出先を示せば左の如し。

北海道 蕙 四八一、四六四^束 叭 一六四、七七一^束 繩 三七、〇六四^束 計 六八三、二九九^束

樺太	蕙	八一、二七一	叭	一、四四二	繩	九、六三二	計	九二、二四五
石川	蕙	九、九〇九	叭	一、四四二	繩	五、三一二	計	一六、六六三
新潟	蕙	七、四四二	叭	二〇、一〇二	繩	二〇、三八四	計	四七、九二八
大阪	蕙	二、七四七	叭	五、一一〇	繩	二一、一三四	計	二八、九九一
長野	蕙	一六、九〇八	叭	五、七七八	繩	七、八六八	計	三〇、五五四
靜岡	蕙	一、三六〇	叭	一、八九〇	繩	一五、〇二一	計	一八、二七一

縣立農事試験場

富山市郊外堀川町に在り、當場は本縣農業の大宗たる稻作を始めとして園藝、綠肥、其の他農業の經濟的經營に必要な各種作物の合理的生産の研究並に普及を圖らんが爲に種藝園藝農藝化學農具綠肥病蟲害庶務會計の七部を置き、其の事務を分掌す。

本場は明治十七年上新川郡奥田村西稻荷村に私設勸業育種場を創設せしを以て濫觴となす、同廿二年四月縣の事業に移し農事巡回教師附屬試験場と改め、翌廿三年上新川郡東田地方に移し農事試験場と改稱す、同廿五年に至り大に設備を整へ規模を擴大し、各郡に農事試験場支場を設けて大に農界に向つて爲す所ありしが不幸にして明治廿八年三月廢止さるゝに至りたり、同卅一年四月再び東礪波郡福野町に設立せられしも當時は僅かに米及麥作に關する試験を開始するに過ぎざりしが、明治卅四年同郡福野町大字苗島村に移轉し、米麥作に關する試験の外、果樹蔬菜大小豆肥料分析鑑定及病蟲害驅除豫防に關する試験を開始し、茲に再び試験場の實に就くを得たり、其の後明治四十一年四月現位置に移轉し、米麥蔬菜果樹病蟲害土壤肥料養鶏等に關する試験並野鼠チブ

ス菌の培養配布を開始し、明治四十五年には農業技術者の養成を始め、大正二年より水稻純系淘汰を開始し、大正五年に至り水稻原種圃を新設し、大正八年には農商務省指定の緑肥改良増殖試験を新に開始して、紫雲英の品種改良及栽培試験を行へり、大正九年には更に麥原種の育成施肥標準調査及動力利用農具に關する試験等を加へ、又縣立藥草園を本場の所管とせり、大正十年には穀類火力乾燥機を新設して、粃及立米の火力乾燥を開始し、同十四年には農林省指定試験場農家副業獎勵の目的を以て果樹苗養成圃を新設し、同十五年に至り米國製ヘス乾燥機の設置を見たり、又農業練習部を二ケ年制とせり、昭和三年度に於ては更に軟質米貯藏試験特殊品種研究及小麥改良増殖の試験研究を加へ、又昭和四年度以來特に農林省の全額補助指定に依り肥料施用方法の改善試験事業を行ふ等時勢の進運に伴ふて各種の研究に一層力を注ぎ農事改良上必要なる調査研究を行ふ傍ら場内に成績普及會を設置して、毎月一回農事時報を發行して之が成績の普及並指導を行ひ、又練習部卒業生を以て同圃會を組織し試験と指導獎勵の連絡を計る等専ら本縣農業の進歩發達に努めつゝあり。

農業倉庫

大正六年九月農業倉庫業法實施されて以來米産國たる本縣に於ては深く之が必要を認め直に農業倉庫の建設に着手し、同年中に二棟七十二坪の倉庫新築落成を見たり、爾後年々之が増設を促し、昭和五年十月末現在に於ては二百四十棟七千八百五十坪に達せり、此の收容力五十八万八千七百五十俵にして道府縣中北海道熊本福岡に次ぐの成績にして短期間に長足の發達せるものあるを認む。

現在七十八の農業倉庫經營者は全部産業組合にして、内六十四は一村單位の信用事業を行ふ産業組合、他の十四は三ヶ村乃至廿一ヶ町村を區域とする販賣利用組合の經營に係るものなり。

農業倉庫の建設に對し縣費を以て補助をなせるが大正六年度より同十三年度迄は四割以内大正十四年度より六割以内の建設補助を交付しつゝあり、又農業倉庫の經營を助成する目的を以て大正十四年度より經營補助年額四萬圓を計上し昭和二年度よりは藁工品の移出にも補助を交付することゝし、貳千圓を増額し四萬貳千圓とせしを昭和五年度より四千貳百圓の經營補助費に減額し其の代償として移出米検査手数料を一俵一錢農業倉庫以外は一俵八錢として入庫の獎勵をなせり。

農業倉庫の獎勵方針は生産地にありては一ヶ年間の生産米の二割驛又は港にして米の集散する場所には一ヶ年の集散米の一割を收容する倉庫を建設せしむる豫定にして前者にありては一萬一千百七十五坪、後者にありては三千九百四十三坪を要する計畫を樹て居れり。

富山縣農會

縣廳構内に在り、明治廿六年九月縣下の官民有志者發起し、礪波射水氷見の三郡農會、進徳會、矯風會、南中北の三婦負郡農會、野方農會、中央農會、大日本農會、富山支會、同下新川支會、青年研農會等十三團體の代表者を富山市光嚴寺に招集し協議の結果各團體團結して富山縣農會を組織したるを本會の嚆矢となす、明治卅年四月縣下八郡農會を以て新たに縣農會を組織することに變更し、大正七年高岡市農會、同十五年富山市農會加入するに及び茲に全く縣下一圓の郡市農會を統一抱擁するに至れり、本會は本縣農村の經濟調査農是調査米穀生産費調査肥料調査等農事上

必要なる調査をなすと共に農政思想の伸展に努め、輿論綜合機關として重きをなし殊に農村の振興並農民の福利増進に必要な奨励施設をなすあり、即ち農事蠶業の奨励、女子家政學校の經營、各種品評會の開催、郡市町村農會の技術員設置の奨励、小農の保護、機關雜誌の發行、農産物の販賣、斡旋及農業經營改善の指導米價運動其の他農村社會教育の施設等農業の改善に資する所甚た多し。

大正四年八月本會の別動機關として縣下有志を以て農政俱樂部を組織し農政に關する研究調査の外、行政廳の諮問に答へ、其の他講演會を開催する等農政上に非常の貢獻を拂ひつゝあり、目下の會員五百五十餘名に達す。

第四項 副 業

副業生産品 餘剩勞力を利用し經濟的助長に資せんか爲め、本業以外に執り行ふ副業は其の範圍廣汎に亘り、種類も亦複雑多數なるが之が副業生産品の概況を見るに、生産額は約貳千七百萬圓に達し、内原始生産品は三割八分六厘にして、加工生産品は六割一分四厘に相當せり、副業的原始生産品としては農産關係品最も多しと雖、縣内の消費其の大部分を占め、縣外移出品としては西瓜、里芋、柿の三者に過ぎず、黒部、西瓜は古來其の名高く、毎年大阪、東京等の大都市に販出するもの二百車以上に達し、里芋は多く南礪方面に産出し、近時大阪、北海道、東北等の各市場を賑はし品質優良を以て名あり、射水郡の水島柿は近時各都市に好評あり、販路漸次擴張せらる、畜産關係品に鶏卵、成鶏

は縣内需要の外漸く縣外に販出せられんとする傾向あり、其の他は見るべきもの無し、加工副業品としては農産關係品中、菓工品は其の大宗たり、年産額參百萬圓の内縣外移出は貳百萬圓に近く、販路は北海道、樺太の外、三府三十一縣及朝鮮沿海州に及び、設備としては莖機三萬臺、繩機一萬五千臺、菓打場は水力千三百ヶ所、電力百四十ヶ所、専用收容倉庫又百五十棟に達せり、其の他、疊表製茶、菅笠、干柿、柿澁等縣外に移出するもの尠からず、殊に菅笠は國內第一の産地として、販路は全國に跨る、製茶は味付茶として特色あり、各地に需要多し、柿澁は全國三大産地の一に數へられ、好評あり、疊表類は近時漸く發展の曙光を認め、幾分北海道方面に移出せらる、林産製品中、木炭は五百萬貫内外の産出あり、木製品中、玩具は意匠着色共卓越し、販路は全國に跨る、外近時海外に輸出せられ、經木マツトも全部北米合衆國に輸出せらる、水産製品中、鮎味、淋乾は數年前よりの製出に係ると雖、急激に進展し、大阪、東京等にて好評を博す、其の産額百萬圓に近く、昭和三年一月より同業組合を組織し製品検査を開始せり、手藝品中、麻織物は優秀品として名あり、京都の五郎丸晒は古來宮廷御用品として採用せらるゝ所なるが、凡て本縣の製出に係るものなり、綿織物は多く工場化したるも、尙副業的製織少からず、井波紬も同様多く農家の製織に係る下駄、簾表は全國三大産地の一として好評あり、今や技術、漂白共に千葉、茨城の製品を凌ぐものありと稱せらる、其の他、賣薬に伴ふ振り出袋、紙風船は縣内需要の外他の賣薬縣に移出す、ミシン裁縫品、メリヤス、靴下は近時副業的に擡頭し來り、編物類も海外輸出として注目せらる、之を要するに本縣の副業生産品は各般に亘れりと雖、小産業的進出の氣分漸く盛ならんとするものあるは、一面副業奨励施設の影響亦少からざるものあるに依る。

副業獎勵施設

其の根本方針を各種団体の共同經營に依る經濟的助長に置き此等共同団体の副業に就いて生産及其の設備と能率増進、製品の統一並に共同販賣等の獎勵に努めつゝあり、即ち生産獎勵にありては原始副業獎勵、加工副業獎勵の二者に分ち、前者にありては農林省指定事業として果樹苗養成配付、柿の枝接獎勵及菌蕈類増殖獎勵の二種ありて、前者は縣立農事試験場及各郡農會に施行せしめ、後者は直接指導獎勵せり、其の他縣の獎勵事項にありては蘭草栽培茶園獎勵、鮎人工孵化養魚並に淺海利用として石花菜和布刺等の増殖、養鵝養豚牛乳等の共同經營獎勵、椎茸山葵の増殖獎勵等を行ひ加工副業にありては菓工品の獎勵に繩仕上機及荷造機の据付補助を始め、製品の集散場建設補助並に副業共同經營獎勵として、菓打場設置、縫機繩機購入補助をなせり、又近時擡頭せる農産加工獎勵は毎年農林省より講師を聘し、漬物傳習をなす外、自家加工用醬油醸造指導しつゝあるが成績見るべきものあり、機械製茶講習も同省茶業試験場より講師を招聘して指導を受け、孰れも相當効果を收めたり、又鰯味淋乾は最初縣及講習所の技術員を派して漁業組合又は漁村部落組合に於て毎年十數ヶ所に傳習會を開催せしめ、製品の向上改善に力を濺ぎ、一面同業組合の検査開始以來、聲價を博せり、其の他鐘詰製造機据付及煮熟裝置改良補助をなし、和紙製造攪拌機並に山箒鐘詰卷締機購入補助及農林省指定事業として、農民工藝の創出に着手し、木工粘土細工の獎勵をなし、傳習生を以て組織せる農民工藝組合及其の聯合會の設立をなさしむ、其の他毎年東京家庭製作品獎勵會より講師を聘し、高等ミシン裁縫講習會を開催するの外、フランス刺繡編物、綿細工人形製作、竹細工等の傳習會助成を爲せるが、木工品ミシン裁縫等は新副業として漸く實社

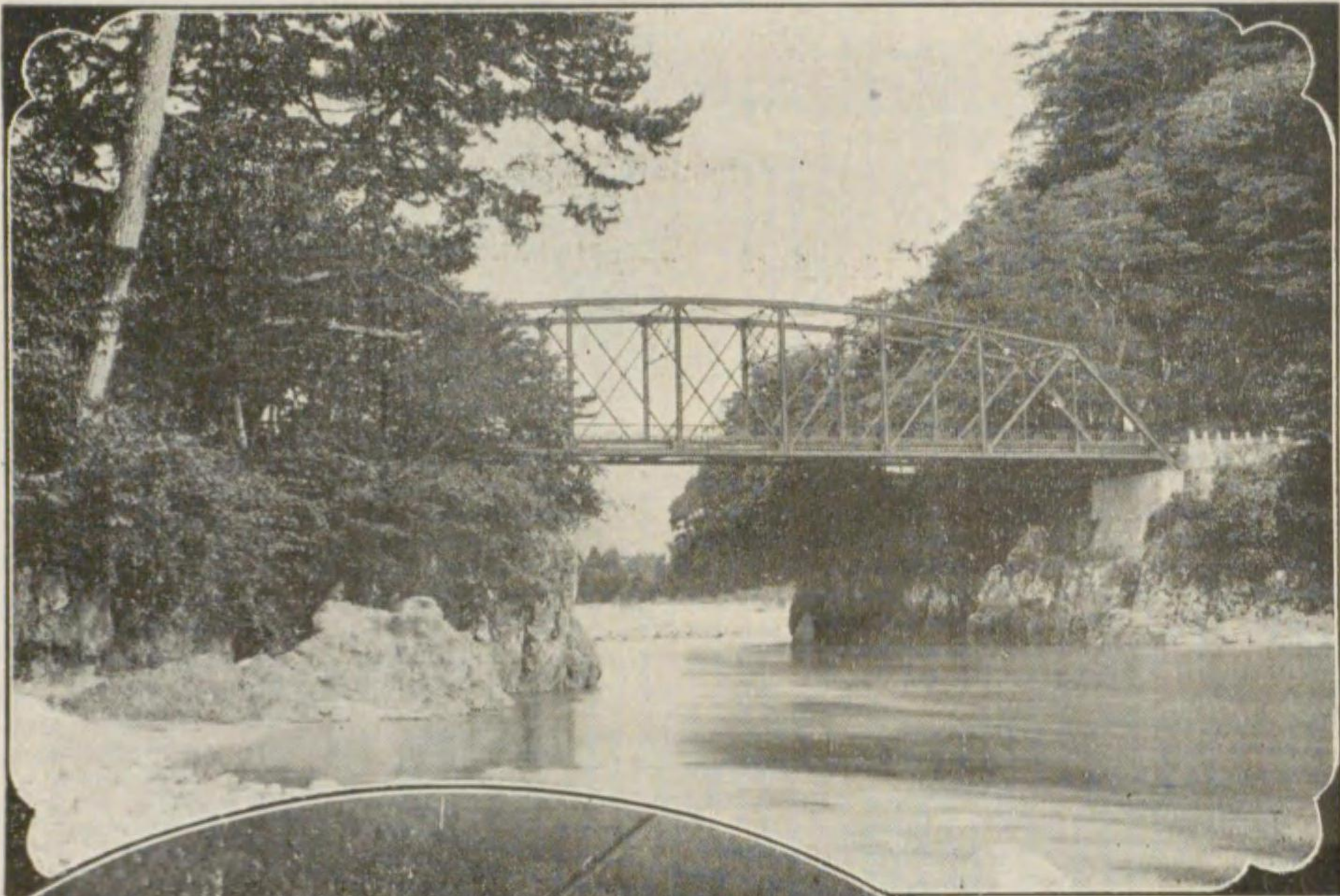
會に根據を張り生産化しつゝあり、此等副業獎勵は凡て共同組織を基礎として實現に努むるが故に、漸次此等組合の内容充實を見、一面農民の自覺に依る共同組織の増加と共に、今や其の數千貳百以上を數へ、内には相當成績を收め他の範とすべきものも尠からず、縣は此等副業共同団体より毎年事業成績報告をなさしめ、指導監督を爲すの外、其の保護助長の爲め作業場、倉庫、共同自轉車等の物件、事業行爲に對し縣税を免除したり、又製品の統一と能率の増進は經濟的助長の必要條件なれば、縣は大正十二年以來菓工品中繩、苧、吹の三者に就き製品及輸出検査を爲すの外、氷見郡の各同業組合にて、蘭筴、鱈加工品の検査を爲し、以て製品の統一を期せり、能率増進の一方法として、大正十三年以來縣は副業品四十有餘に亘り、毎年數十回各団体に競技會を、又家族的全能率競技會を、毎年五六の部落を指定し、菓工品について五日間連續競技を爲さしめ、居れるが孰れも相當効果を收めつゝあり、販賣施設としては、毎年二回富山、高岡兩商品陳列所に於て、副業生産品の試賣會を開催せしむるの外、各副業団体の生産品を商品化せしむる必要上、レットルの圖案、印刷の指導補助並に出荷組合の助成、運賃の補給及宣傳に努め、特種品は生産者需要者の直接取引の途を拓き、又設備費として常設市場の建設並に設備費に對し、獎勵金を交付する等、販賣に便宜を得せしめつゝあり、之を要するに本縣の副業獎勵は既に實体に入り、生産能率販賣につき經濟的助長を基調として、其の効果を收むる事に努力し、一面着々其の効果を收めたるものは更に第二、第三の計畫に入り、眞に農業經營の合理化に一步を進めつゝあり。

第五項 主要農産物

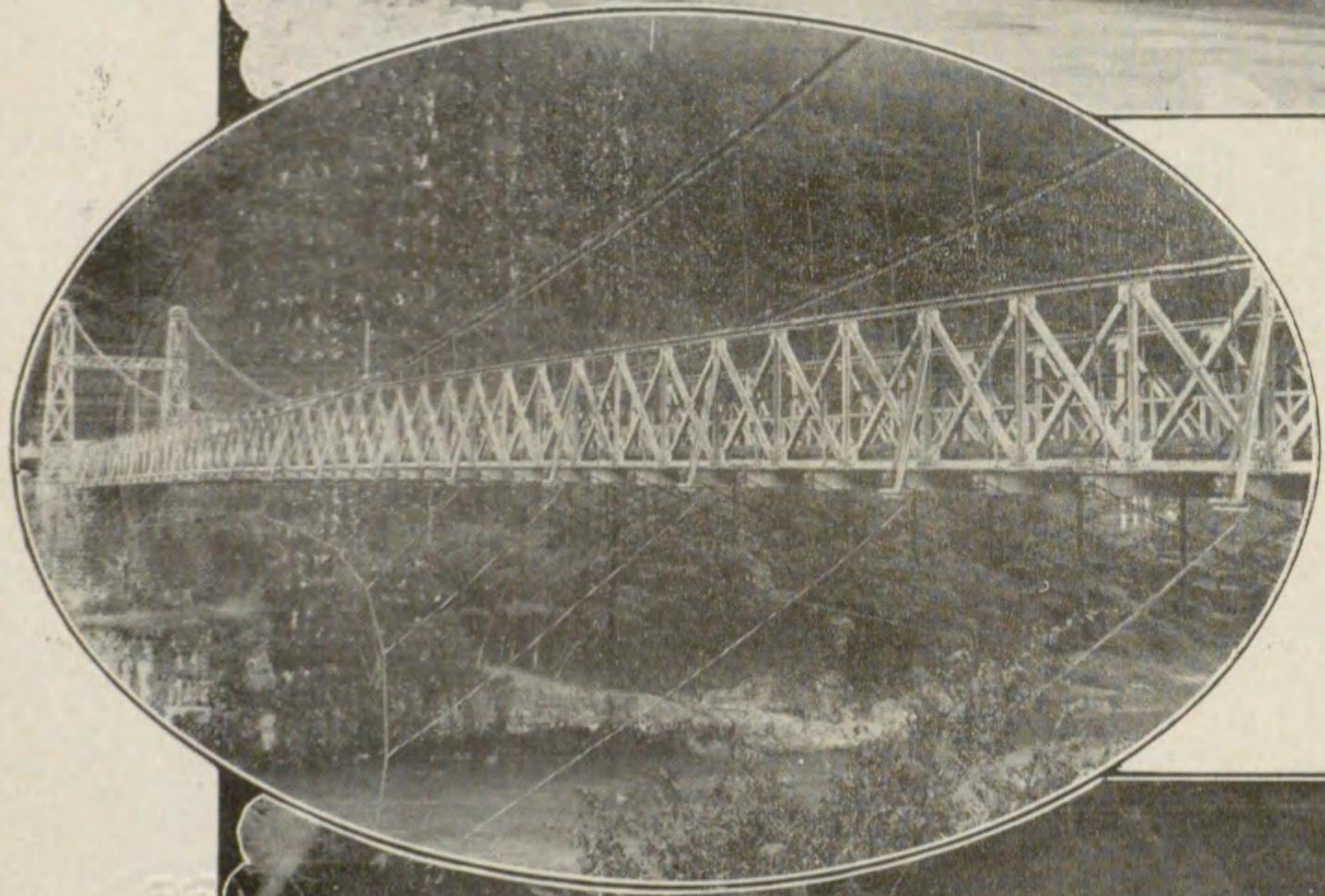
米 本縣は由來本邦中屈指の米産地と稱せられ、平年作に於て百六七十万石の收穫あり、内約八十万石を縣外に輸出するの状況にして、縣内各種生産物中の第一位を占む、従つて米作の豊凶は常に農業者の休戚に關するのみならず、延いて一縣の經濟に至大の影響を及ぼすものあり、之を以て縣は主要食糧増殖獎勵の衝に當る技師二名と米麥採種圃獎勵肥料獎勵の技師各一名を置き、更に各郡に一名つゝの技手を駐在せしめ、稻作の改善增收等に關し、實地指導を行ひ、農事試驗場、縣都市農會等の施設と相俟つて、撰種栽培施肥法の改善、病虫害驅除豫防法を講せしめ、又穀物検査所を設け、輸出米並に産米の検査を施行し、検査員には一面農事指導獎勵に當らしめつゝあり、又大正九年には、産業改良三大要綱として、品種の改良、施肥の改善及乾燥の勵行を定め、大に米質の改善を計り、稻種の統一優良品種の普及を圖るため、原種の配布採種圃の設置を獎勵し、又穀物火力乾燥機の設置を勸奨して、乾燥を能くし、産米改良に貢献せる個人農會或は實行團體に對しては、之が表彰を行ひ、耕地整理を施行して、耕地の擴張或は灌溉排水に便する等、産米の改善並增收に關する幾多の獎勵施設を行ひ、着々實効を挙げつゝあるのみならず、縣農産振興會も亦東京市に常設縣米販賣所を設け、臨時に大阪又は神戸等に縣米販賣幹旋所を設け、或は東京大阪静岡和歌山の主要市場に縣米宣傳會を開催する等、縣の施設と呼應して、縣米聲價の發揚に努めつゝあるを以て、年と共に各地市場の歡迎を高めつゝあり。

蔬菜及果實

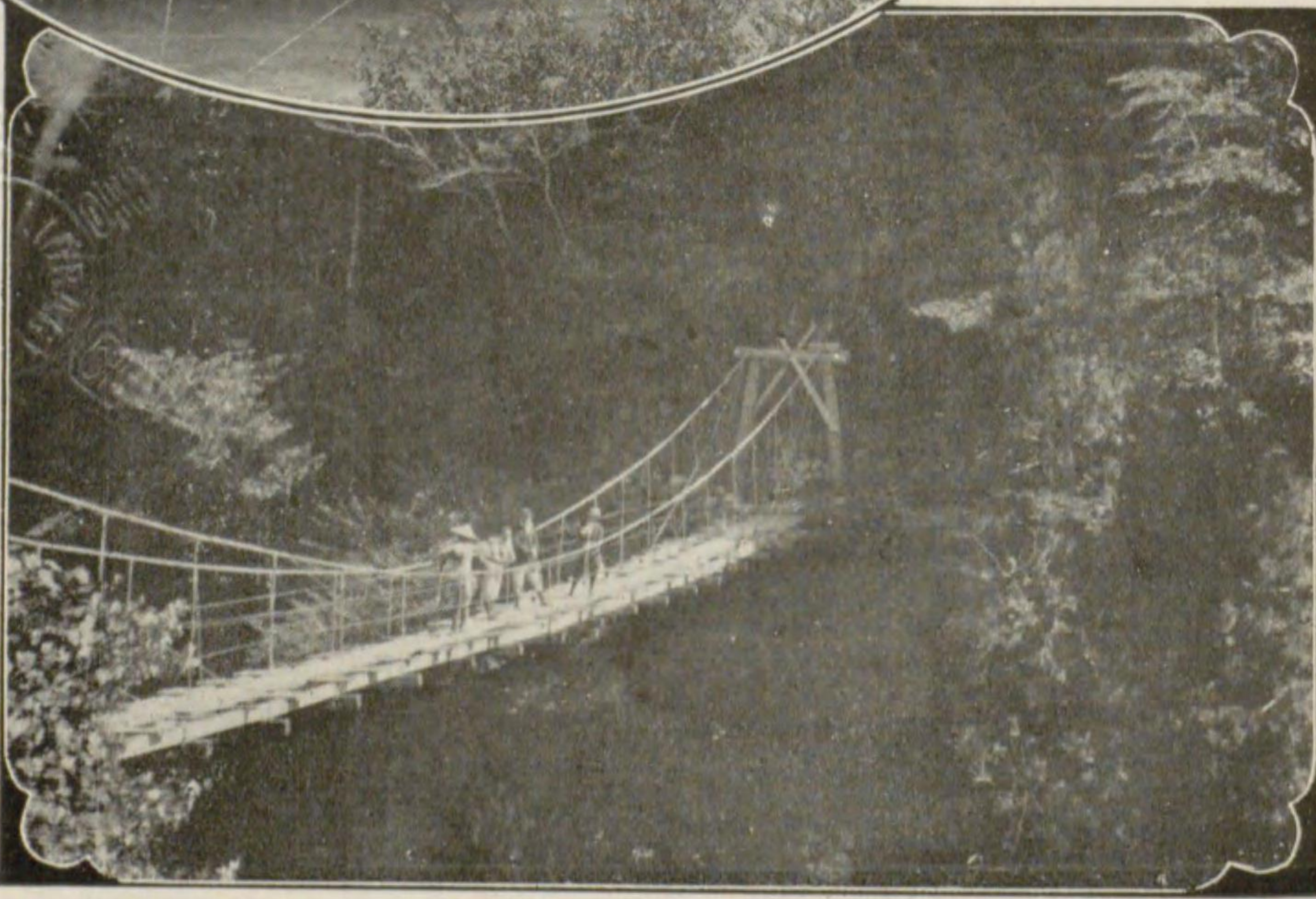
本縣の蔬菜は從來縣外より輸入を仰きたるもの多かりしが、近時漸く自給の域



愛本橋



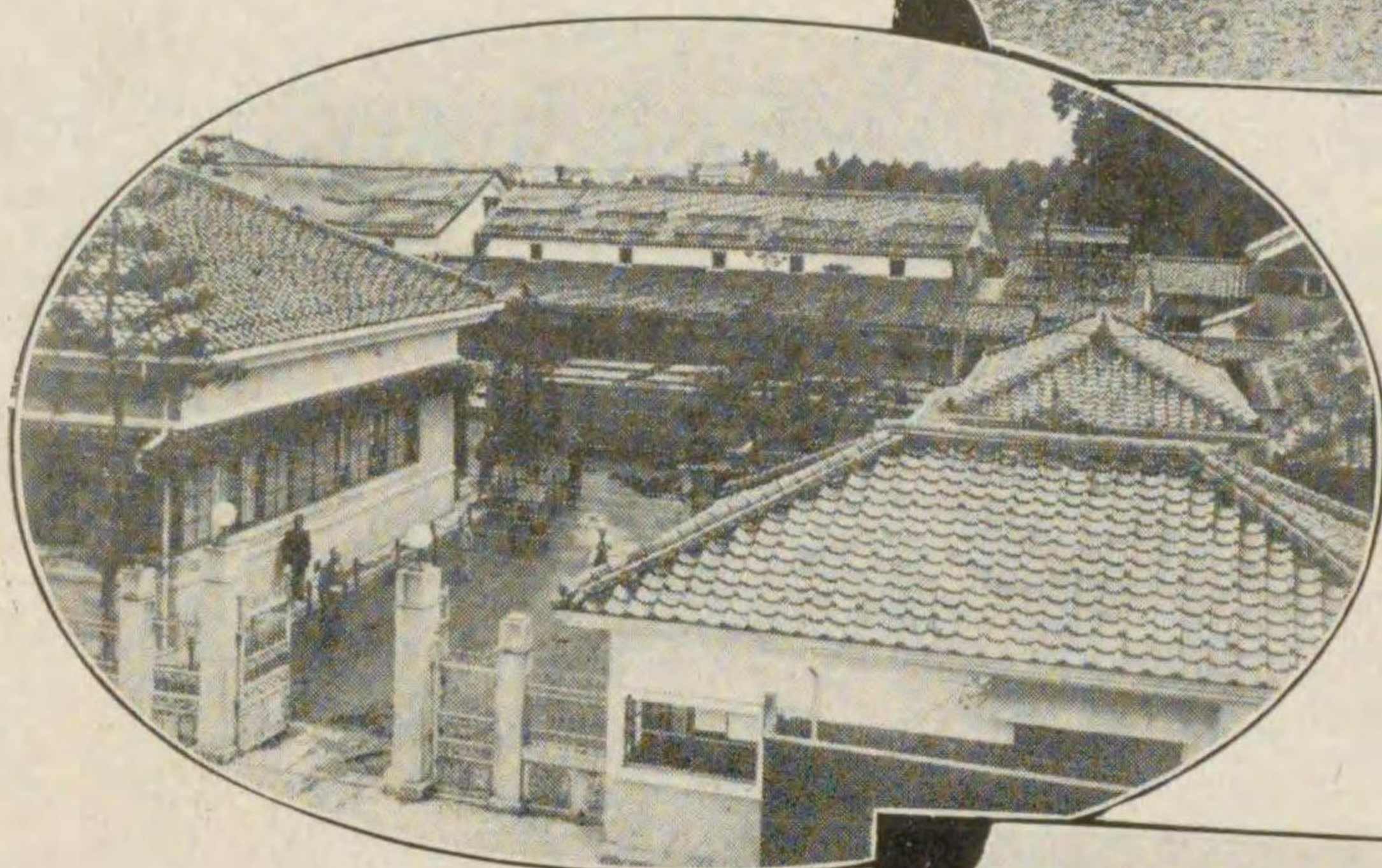
笹津橋



黒蕪橋



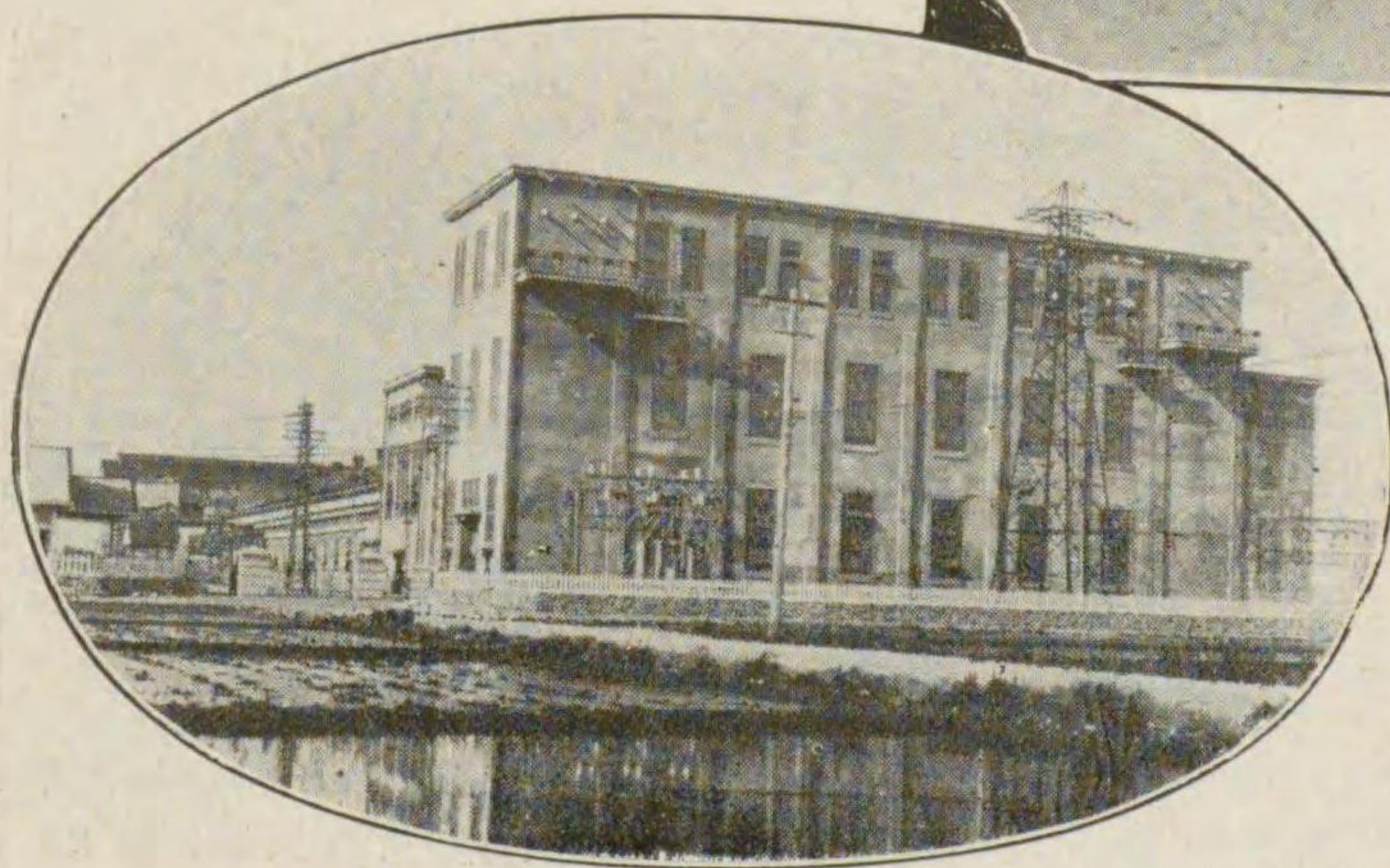
富山縣工業試驗場



株式會社廣貫堂



株式會社富山縣
織物模範工場



大日本造肥料株式會社
富山工場

に進み、優良品を市場に供給するに至れり、特に大根は最も廣く栽培せられ、稻の二毛作として、擡頭の傾向著しく、年産額約八拾萬圓を算す、從來漬物用として、縣外より移入したるもの、尠からざりしが、漸次縣内産を以て供給し得べき程度に達しつゝあり。

里芋、甘藷、馬鈴薯、茄、胡瓜、麥、大豆等の産額亦、近時著しく増加の傾向あるも、未だ縣下の需要を充し難きを以て、縣は孜孜として、品種の改良と増收に努め、或は市町村農會に於て、優良種子の配付を行ひ、更に近時之が助長策として、毎年秋期に於て各地に園藝品評會を開催し、品質の改善、收穫の増加を企圖せり、然れども、毎年縣下主なる蔬菜の市場に見はるゝことは、稍や遅きに失し、隣縣其の他の輸入品に壓倒せらるゝ嫌ひあるを以て、今後益々品質の改善を期すると共に、氣候風土の許す限り、速成栽培を奨励するの要あるべし。

西瓜は年々其の産額を昂めつゝあり、特に黒部、西瓜は峡谷の美を以て知らるゝ、下新川郡黒部川流域の各村より産し、アイスクリーム、スノーキ、甘露等、甘味多漿を以て、全國市場の歡迎を受く、最盛期に至れば、沿線の驛頭に山積せられ、貨車の不足を告ぐる狀況なり。

果實は古來本縣に優良なる果樹園なく、従つて果實の産額は未だ百萬圓に充たず、果實中、柿は優良のものを産し、果實中の第一位を占む、近時干柿は漸く發達の經路を辿り、福光町附近の「越の白柿」は最も名あり、此の外、梅、桃、梨、苹果の如き、獎勵中にあるも、成績未だ良好なりと云ふを得ざるを以て、更に一層其の發達を促進すべく、副業施設として、優良果樹の種苗を無償配付したる結果、其の植栽面積は漸次増加しつゝあり、又近時農産加工として、蔬菜及筍等の罐詰製造及漬物の製造販賣を實

行團體に於て、經營するもの年次多きを加ふるに至れり。

第五節 蠶業

本縣蠶業の起源は遠く桓武天皇延暦年間頃に始まりたるもの、如く、降つて醍醐天皇の御宇延喜式の制定ありて庸調度を定めらるゝや、越中より之が調絲として絹百疋を進むるの規定あり蓋し當時既に絹織物を産せるを知るべし。

次で永祿年間婦負郡城生城主齋藤信和大いに蠶業の發達に意を注ぎ、領民を上信地方に派して育蠶の術を習得せしめ、且領内に栽桑の途を拓けり、爰に於て同郡の蠶業は急激に振興し、沿く附近村落に波及せり。

天正年間に至り、礪波郡城端に於て畑掃部なる武士が商人となり、絹屋庄右衛門と稱し、同地に産する絹織物を各地に販賣し、更に之を京都に擴むるに及び、産額愈々増加し、毎戸殆ど織らざるなく各資産に應じて工女を雇ひ盛んに製出せり、次で同郡福光に慶長の頃美濃國曾代郡より來住せる醫師の妻、爾より絲を繰るの技に長ぜしを以て邑人就きて之を學び、次第に多くの生絲を産出するに至れり、又此の頃同郡藤橋村(今の井波町)に權右衛門なるものあり、曾て關東及び奥羽地方を巡歴し、斯業の有利なるを認むるや、足を奥州梁川に留め、育蠶及び製種の方法を習得し、態々蠶種を携へて歸國し、爾來蠶種を製造し之を近郷地方に供給して其の飼育法を教示せり、之實に井波蠶業の濫觴にして、其の後數年ならずして養蠶をなすもの近郷に充ち、遂に濃飛の境に及べりと言ふ。

人皇第一百十二代東山天皇元錄の頃より婦負郡八尾町を中心に蠶種の製造業興り、其の後第一百十三代中御門天皇の正徳享保年間に至り、其の業大いに進み、人皇第一百五代桃園天皇の寶歷年間には其の數最も多く、山陽東山北陸の三道に廣く販路を擴張するに至れり。

斯の如くにして育蠶製種並に絹織物の各業相前後して興れる本縣の蠶絲業は、其の後幾多の變遷を経て漸次隆盛に向ひたるが庶民に對する禁絹の制益々嚴を加ふるに及び、一時頓挫を見るに至りしも安政年間に入り、一度歐米各國と通商貿易の途開かるゝや、生絲は有力なる貿易品として遠く海外に輸出せられ、殊に其の需要は年と共に増加し、輸出品中頗る重要な位置を占むるの趨勢となり、之が爲本邦の蠶絲業は各地急激なる進歩發達を來すに至れり、こゝに於て本縣の蠶絲業も大勢の赴く所に從ひ、顯著なる發達普及を遂げ、全國中、中位を下らざる蠶業地となるに至りしも、惜むらくは明治二十年より同三十七八年の交に於ける大規模養蠶に災せられ、養蠶及生絲共に遂に一大頓挫に遭遇せり、爾來各府縣の隆昌なるに反し、抄々しき進展を見ず、然れども獨り蠶種業に至りては東礪波郡井波町及婦負郡八尾町を中心として、逐年堅實なる發達を遂げ、今日に於ては内は其の需要を充し、年産額の約八割を縣外各地に移出し、各相當の聲價を博し、其の需要は益々増加の趨勢にあり、之れ洵に本縣の一偉彩なりと謂ふべし。

第一項 養蠶業

本縣の養蠶業は養蠶戸數一万四千六百戸、桑園段別二千三百町歩、蠶種掃立枚數四万七千枚、爾年

産額は毎年二十四万貫内外を往來し、價額亦百四五拾萬圓を出て、全國中第四十三位、北陸四縣中最下位にあり、斯る不振を招致するに至りし原因は土地豊沃にして水利灌漑の便能く開け、米作の有利なるに牽制せらるゝ點尠からざるべきも明治二十年乃至同三十七八年の交に於ける大規模養蠶の失敗に起因する所極めて多し、其の當時の養蠶業は縣下各地に普及し、就中平坦部地方に於て盛に行はれ、繭産額の如きも二十七萬貫をあげ、全國中、中位を占め、北陸四縣中新潟に亞ぐの盛況を呈せしものなれども米價安繭高に煽られ、育蠶技術の極めて幼稚なりしにも拘らず、妄りに大規模の養蠶流行し、遂に失敗を重ねること數次に及び之がため平坦部地方の養蠶業は殆んど地を拂ふが如き衰頽を來せり、爾來本縣の養蠶業は主として山間部方面に普及し、平坦部地方は依然として萎微不振を持續し今日に至る、之れ本縣の養蠶業が他府縣の隆昌なるに反し甚だ沈滞不活潑を辿りつゝある最大原因にして亦容易に發達せざる所以なりとす。

然るに近年米價甚だ順調を缺き、農家經濟を脅威する所頗る多く、且時代の變遷推移と共に偏米尊重農業の不得策なるに漸く目醒め來り、最近に於ては當業者は共同して桑園の改良増殖を圖り或は養蠶教師を聘して飼育方法の向上に努むる等著しく其の面目を一新し、殊に婦負及東西礪波の各郡を始め、縣下各地に亘り平坦部地帯の養蠶熱漸次濃厚となり來り、加ふるに町村農會に於ては極力之が奨勵普及を圖らむとする趨勢を示し、點々蠶業専任技術者を常設し、當業者の指導に充つる等一般的に眞劍味を増加しつゝあり、昭和四年の繭産額は之を前年に比し約二萬貫を増加するに至れるものあるは多少其の好轉しつゝある一端を窺ふに足るべし。

第二項 蠶 種 業

本縣蠶種の起源は養蠶業と共に可なり古きものゝ如し、然れども其の産地は井波及八尾の兩町に限られたるが如き觀を呈し、古來井波種八尾種の名を以て全國に有名なり。

現在製造戸數四十九戸、同蠶兒飼育分場數一千七百戸、蠶種製造高五十五萬七千枚の多きに達し、内八割五分は夏秋蠶種にして、其の九割は人工孵化蠶種とす、由來病毒の殆んど皆無なると強健なるとは、共に本縣蠶種の二大特色にして、之がため各府縣中本縣蠶種の需要を見ざる所殆んどなく、年々其の産額の八割以上を移出し、殊に近年に至り夏秋蠶種の需要益々加はり其の産額も逐年漸増の趨勢に在り、今主なる販路地を示せば左の如し。

四万枚以上	愛知縣
三万枚以上	石川、富山の二縣
一万枚以上	岐阜、福井の二縣
七千枚以上	徳島、高知、新潟、茨城、三重、島根、岡山の七縣
五千枚以上	香川、愛媛、兵庫、静岡、埼玉、千葉、福島、岩手、長野、宮城、廣島、大分、長崎
二千枚以上	鹿兒島、鳥取、京都、宮崎、山口、山梨の十九縣
	和歌山、山形、秋田、青森、滋賀、奈良、群馬、栃木、福岡、佐賀、熊本、熊本の十一縣

第三項 製 絲 業

本縣の製絲業は養蠶業と共に極めて古き歴史を有するも、隆替甚だ常ならざるものあり、現今に

於ては主として八尾福光の兩地方に於て營まるもの多し、最近製絲戸數二千三百十五戸、釜數三千九百有餘釜を算するも器械製絲を爲す者僅に、十五戸七百九十五釜に過ぎず、其の他は全部座繰製絲にして夫々共同揚返所を設け製品の統一を圖りつゝあり、生絲の年産額は四万八千二百貫、價額參百五十拾貳萬圓に達し、之を養蠶業に比すれば頗る旺盛なるが如き觀あれども近年絲價及財界の不況等の影響を受け甚だ不振の域に在り、製絲の約二割は輸出生絲なるも其の他は殆んど國用品にして多く金澤及福井地方に於ける羽二重又は三但地方に於ける縮緬原料として移出しつゝあり。

第四項 蠶絲獎勵施設

現在縣に養蠶專任技手二名、桑園改良專任技手一名、製絲獎勵專任技手一名、製絲教婦二名を常設し、以て蠶絲業者指導獎勵の衝に當らしむるの外、大正八年以降養蠶組合獎勵費及桑園改良増殖補助費を置き、養蠶組合の新設養蠶教師の傭聘、桑苗の共同養成、優良桑苗の共同購入及桑園品評會等の開催を促し、専ら養蠶業の改良發達を圖り來れり、又昭和三年度より桑園の合理的設置を普及せしめんとする目的を以て各郡に一箇所宛の計畫を以て實地指導桑園の委託經營を圖りつゝあり、而して昭和四年度よりは一層養蠶業の進展に資せんとする目的を以て従來の養蠶組合獎勵費を町村及町村農會等蠶業技術員設置補助費に更め、之等團體に專任技術者の常設を圖らしめ、又一面桑園改良増殖補助費の内容を更め、桑園の共同改植及稚蠶共同、桑園の新設に、亦郡市農會に於ける桑園増殖獎勵費に補助することゝせり、昭和五年度に於ける補助費左の如し。

一、町村及町村農會等蠶業技術員設置補助七千八百圓

二、桑園改良補助費四千四百五十拾圓

桑園改植補助 壹千九百圓
桑園増殖補助 壹千九百圓
稚蠶共同桑園新設補助 六百五十拾圓

富山縣農會及上中下新川射水婦負永見東西礪波の各郡農會に於ては各一名の蠶業專任技手を常設し専ら當業者の指導を司らしむるの外、養蠶上各種適切の獎勵施設を圖りつゝあり。

第五項 蠶業機關

蠶業取締所 本所を縣廳内に置き、其の支所を富山八尾及井波の三箇所に常設し之に所長たる技師一名、技手七名、蠶業取締吏員一名、其の他蠶種検査吏員以下を配置し、蠶種の検査、各種蠶病の豫防、蠶種繭、桑苗各賣買業者、蠶種製造業者及桑苗業者等の取締に關する一切の事務を施行し、併て養蠶製種の指導獎勵に關する事務をも行ふ、而して最近に於ける關係業者左の如し。

蠶種製造業者 四十九人 同分場業者 一千七百人 繭賣買業者 六百六人
蠶種賣買業者 九十七人 桑苗賣買業者 二十八人 桑苗生産業者 三十五人

蠶業試験場

婦負郡八尾町に在り、原蠶種の製造配付試験研究及調査、鑑定、講習生の養成及講習講話を行ふ、年々約四万蛾の原蠶種を製造配付し、又毎年十五名の講習生を養成しつゝあり、之等卒業生は出てて郡農會、町村農會等の技術員となり、或は養蠶教師となる者多し。

蠶業教育機關

蠶業試験場に於て講習生を養成するの外、特設の機關なし、然れども福野上市

入善及婦負の各縣立農學校及其の他縣立小杉農業公民學校、組合立三日市農學校、水見郡農會立農學校に於て各一名の蠶業專任教諭を置き、斯業に關する一般的の教育を施しつゝあり。

第六項 各種蠶業團體

富山縣養蠶組合聯合會 本會は縣下單個養蠶組合を以て組織し、事務所を縣廳内に置き、會長は時の内務部長之に當り、主として各組織組合間の聯絡を圖り、且講習講話會の開催、視察員の派遣、其の他各種調査等の事業を行ふ、單個組合は其の數百八十六にして、組合員數六千二百人に達す、主として養蠶教師の傭聘、蠶種の共同購入、蠶種の共同飼育、繭の共同販賣及稚蠶共同桑園新設等の事業を爲す。

大日本蠶絲會富山支會 當支會は明治廿九年の創設にかゝり、現在會員數二千餘名に達す、事務所を縣廳内に置き、時の知事會長たり、常に本會と聯絡を保ち、蠶絲業の改良發達に任じ、且講習會、講習會等の開催、視察員の派遣、調査及其の他各種の事業を行ふ。

器械製絲同業組合 本組合は其の區域を縣一圓とし、器械製絲業者を以て組織す、組合員數十二名にして、總釜數八百釜に過ぎず、事務所を縣廳内に置き、優良男女工の表彰、視察員の派遣及講習會の開催等を主なる事業とす。

婦負郡生絲同業組合 本組合は婦負郡を一圓とし、座繰製絲業者を以て組織す、組合員數百六十七名にして、事務所を同郡八尾町に置き、共同揚返場を設け、製絲の統一及検査を行ひ、且一面に於

ては乾繭場を設け、主として組合員の乾繭を爲す等、概して良好の成績を挙げつゝあり。

婦負郡生絲販賣組合 本組合は事務所を前記婦負郡生絲同業組合内に置き、生絲の共同販賣を事業とす、現在組合員數三百十四名を算し、生絲販賣取扱高は年々八千貫内外を往來す、其の成績概して良好なり。

第六節 畜産業

本縣は東西南の三面に亘り山嶽重疊して突兀たる高山に富み、高原又は緩徐なる傾斜地に乏しく、従つて牧場の適する地甚だ稀なり、此の自然的地勢は地方熾烈なる佛教思想と相俟つて、古來畜産業の發達を阻害せしこと尠からず、而して今後と雖四圍の事情に著しき變化を成さざる限り、本縣の畜産業は專業として牧場的大經營をなすよりは、寧ろ農家の副業として小規模の經營をなすを以て得策となすべし、然り而して之を統計に徴するに、家畜頭數に多少の消長あり、中には却つて逆轉せるが如きものありと雖、實行組合等の手によりて營まるゝ、副業的飼養の漸次擡頭せんとするの勢にあることは大に慶すべきことなりとす。

即ち畜産組合の外、近時養鶏實行組合、乳牛乃至養豚實行組合等の急激に増加したることは、本縣が相當の施設をなして民間の覺醒を促したるに因由すべし、家畜の主なるものは昭和四年末現在に於て、馬の一万三百六十五頭、牛の一千五百五十六頭、豚の一千五百七十一頭、山羊百六十頭等なり、又鶏は五十二万一千三百羽にして、産卵數二千八百八十二万三千六百個、此の飼育戸數三万三百三

十四戸あり、此の外驚も亦尠からず、而も昭和二年以來多額の奨励金を以て牛馬の共同購入を奨励し、良種の普及増殖に努む、乳牛は農家の副業として益々發展の傾向あり。

第一項 畜産施設

種畜場

大正九年本縣種畜場の設立を企圖し、縣會の決議及農商務省の認可を得て、大正九年及十年の繼續事業として上新川郡大澤野村笹津に設置せり、本場は富山市を距る南約四里にして富山鐵道並飛越線の便あり、笹津驛より六町にして達す、本場の事業は、牛馬、豚、鶏等の飼育調査研究をなし、且つ加工品として「バター」「ハム」の試験を行ひ、其の普及に資しつゝあり。

畜産組合

明治卅八年の頃、馬匹改良の目的を以て、各郡に産牛馬組合の設置を見たるが、其後畜産組合法の發布と共に畜産組合と改め、互に提携して本縣畜産業の發達に盡瘁することとなり、大正十五年各郡組合を合併して大規模に事業の實施を企圖し、昭和四年八組合を合併して縣一圓を區域とする畜産組合となし、専任技術者數名を置き、縣と相呼應して各般の奨励事業を行ひ、斯業の改良發達を圖りつゝあり。

第二項 畜産物

産馬

本縣中、元富山藩に屬せし婦負、上新川二郡に於ては、耕作用牝馬に藩有種牝馬を配して蕃殖を圖り、毎年約二百五十頭の生産あり、其の内より年々藩廳に於て、優良牝馬七十乃至八十頭を買

收して軍用に供したるもの、如し、亦加賀藩に屬せし射水郡には三百頭に近き生産を見、礪波、新川の二郡には百頭内外の生産ありたるが如し、然るに廢藩置縣に際し、藩廳の馬政繼續せず、茲に牧馬業に大頓挫を來して、遂に暫く衰退を極めたり、爾後明治十六年本縣の石川縣より分割設置せらるゝや、曩に石川縣に於て地方税を徵收して、奥羽地方より購入したる種牝馬十頭の内五頭の分配を受け、産馬事業の挽回に努めたりと雖、畜産思想幼稚のため、遂に失敗に終れり、明治廿一年再び縣費を支出し、奥州より馬匹牝牡二頭を購入し、縣立農業試験場に飼育せしめ、蕃殖を圖りしと雖、是又効果を收め能はざりき、降て廿八九年の頃、縣下水見郡有志の斯業に熱心なるもの、相糾合して畜産會を起し、馬格改善の策を講じ、縣に於ても之を奨励し、縣農會をして直接之が施設をなさしめ、或は畜産巡回教師を置き、或は種牝馬を設備し、或は民間優良種牝馬に補助金を下付する等、銳意改良を圖らしむ、同三十五年石川種馬所の設置さるゝや、翌三十六年より種牝馬の配布を請ひて、蕃殖並に改良を奨励し、同三十八年には各郡に産牛馬組合、同三十九年には本縣産牛馬組合聯合會組織され、農商務省より臨時貸下牝馬十二頭の貸下となり、陸軍省より鹵獲牝馬七頭の下附となり、之を産牛馬組合及民間産馬家保管して蕃殖を圖り、同年大島第九師團長より、戰捷記念として寄贈せられたる乗馬賜龍號は、種馬として蕃殖用に供し、又同年始めて縣に畜産技術者を置き、同四十年には縣費を投し、種牝馬三頭を購入して、之を産牛馬組合聯合會に無償貸付し、各地に配置して蕃殖用に供せしむ、亦同年より大正十三年までの間に於て、本縣産牛馬組合聯合會主催となりて、産馬共進會を開催すること十五回、又明治四十一年より牝馬改良の目的を以て、東北地方より蕃殖牝馬の共同購入を

行ひ、同四十三年には今井獸醫學博士を聘して馬匹に關する講習會を開設する等、獎勵に努めたる結果、其の當時四百頭の生産を擧ぐるに至れり、而して本事業の進むに伴ひ種類を統一するの必要を認め、同四十三年に至り「アングロノルマン種」「ハックニー種」及之に類する中間種を以て改良獎勵するに決定し、爾來此の方針を以て進みつゝあり、大正四年縣告諭を以て産業方針定められ、本縣畜産業は地勢の關係上、專業として牧場的經營を爲すに適せず、主として農家の副業として獎勵するの方策を定めたり。

以上の如く蕃殖牝馬は農耕用のものを兼用し、之に國有貸下縣有民有種牝馬を配して蕃殖を圖りつゝあり、國有種牝馬は石川種馬所より派遣せられ、縣下水見郡稻積村、東礪波郡庄下村、射水郡塚原村、婦負郡八尾町、上新川郡月岡村、中新川郡五百石町、下新川郡大家庄村の七ヶ所に種付所を設置し、洋種十五頭を以て種付を施行し居りしも、大正十三年石川種馬所廢止せられ、現在長野縣種馬所より派遣せらるゝ種牝馬二頭を以て婦負郡八尾町種付所を設置するの外、國有種馬四頭の貸付を受け、種畜場に繋養し、以て縣内産馬の獎勵に努めつゝあり。

本縣産馬の方針は固より縣内の需要を充すにありて販路を他に求めんとするにあらず、即ち從來能登飛驒方面又は東北、北海道地方より多數の馬匹を移入し、縣内の産駒と合して漸く現在馬匹を維持しつゝあるの状態にあり、而して從來本縣農家の多くは耕馬を借入れ使用したるも、近時畜力の利用及自給肥料の増加に依る生産費を低減せしむるを覺り、漸次耕馬の飼育を増加するの趨勢なり。

畜牛

平安朝の世、越中より牛馬を捧呈し、醍醐天皇延喜五年には牛皮を献上し、源平時代に入りては木曾義仲、俱利伽羅山の戰場に牛を利用して平氏十萬の大軍を蹂躪したる等は、歴史に現れたる事實なり、射水郡下村の加茂神社例祭には、古來行はれたる牛乘式なるもの、今猶存す、此等の點より考ふるも、往古既に本縣は畜牛の飼育地にして、且つ産牛地なりしこと疑なかるべし、降つて藩政時代より明治初年に至るまでは、越中飛驒の交通極めて不便なりしを以て、運搬用に畜牛を利用したり、又明治二年始めて富山藩主前田利同、地方牛を屠殺して藩兵に肉食を獎め、同五年には富山市に牛肉賣買業者現れ、地方牛を屠殺したる等の事實に徴すれば、此時代に於ても畜牛飼養の盛なりしことを知るを得べし、然れども生産業者は極めて尠くして、能登佐渡牛を購入して飼育したるもの、如し、明治十五年には牛乳販賣業者現れ、茲に生産業再興に向へりと雖、之が改良獎勵の施設を見るに至れるは更に後年のことに屬す、即ち明治卅三、四の兩年、本縣農會は「ホルスタイン種」の牝牛一頭を購入し、當業者に貸付したるに始まる、同卅五年には獎勵方針を變更し、所有種牝牛を賣却し、當業者の購入したる優良種牛に補助金を下付することゝし、改良に努めたるも、同卅六年よりは中止の姿となれり、同卅八年、婦負郡卯花村に北越牧場起り、畜牛事業を經營し、其の後同郡細入村、野積村、下新川郡境村、上新川郡福澤村等にも亦同一事業を經營する牧場起れり、同四十年、本縣畜産組合聯合會主催となり、第一回産牛共進會を開設し、爾來大正十三年まで十五回、農商務省畜産獎勵規程に基き同共進會を開設せり、同四十三年、西礪波郡醍醐村に北國種牛株式會社組織せられ、和蘭國より「ホルスタイン種」牝牛二頭を購入し、蕃殖を圖り、同四十四年に於て蕃殖牝牛の共同購入を爲し、東

磯波郡平上平利賀の三ヶ村に但馬牛を移入せり、同年高岡市に越中製乳會社起り、大正二年一月より煉乳及バターの製造事業を開始せり、大正元年以來農商務省よりホルスタイン種牡牛數頭を借り受け専ら奨勵に努めつゝあり、同九年に至り一日三斗八升の能力のもの出現し、世界的レコードを作り、本邦乳牛界に刺戟を與へ、斯界改造の氣運を醸成するに至れり、猶獨り能力のみならず其の体格の點に於ても大正八年第一回石川縣主催六縣聯合共進會に十五頭出品し、十四頭受賞の成績を收めたるより見れば、改良の跡顯著なるを知るべし、斯の如く乳牛の品質進歩したりと雖、畜牛頭數及生産數尠く他府縣の需用に應じ得ざるは遺憾なり、産牛は主として搾乳業者の手にかかり、其の以外に蕃殖專業者なく、亦農家にして副業的に營むものも極て稀なりしが、昨今に至りては副業的に生産する者著しく増加し、共同的經營を有利なりとし、實行組合を組織して其の目的の達成に努めつゝあり、畜牛の種類は「ホルスタイン」系統に屬するものを貴び、其の他の種類に至りては殆ど皆無の状態なりしも、農耕用として因伯牛の飼養者は昭和二年より漸次増加の傾向にあり。

養豚 本縣の養豚は明治三十二年の交に始まりしものゝ如く、同三十六年頃には四百頭以上現存せしも、縣内に於て需要尠なかりしたため、其の後退歩を示したりしが、近來豚肉需要の増加に伴ひ挽回の氣運となり、養豚實行組合の設置數益々多く、昭和二年縣下三ヶ所に簡易屠殺場を設置するに及び飼養豚數遽かに増加するに至れり、昭和四年の統計によれば、千五百七十餘頭に増加し、九百五十餘頭の生産を擧ぐるに至れり。

山羊 本縣に於て山羊を飼養し始めたは明治四十年頃にして其の後大なる増加なく、昭和四

年の統計に依れば百六十頭生産頭數四十七頭に過ぎず。

養鶏 多くは農家の副業として古來縣下所に行はれ、主として遺粒の穀類に依りて自然的に飼養せしに過ぎざりしが、世運の進歩に伴ひ卵肉の需要日に加はり、近時之を專業とするものも續出するに至れり、最近の養鶏戸數三万三百餘中五十羽以上を飼養するもの九百戸以上に及び、最も盛なるは西磯波郡にして、上中下新川及東磯波郡之に亞く飼養鶏種の主なるものは名古屋種白色レグホーン種三河種なり。

第七節 林 業

本縣は立山、劔嶽、藥師嶽等所謂北アルプス連峰の嶮嶽重疊し其の山林面積約十八万三千町歩にして、其の推定面積は實に廿八万六千餘町歩に及ぶ、而して一部の高嶽地帯を除くの外は、地味概ね肥沃にして適潤を保ち、植物の生育極めて良好なるも、本縣の林産物は甚だ僅少にして、最近の産額僅かに貳百參拾六萬圓餘に過ぎざるは、明治維新後の林政大に馳廢して濫伐頻りに行はれ、林相爲に荒廢に歸したる結果なりと云はざるを得ず、顧ふに舊藩時代には藩林、民林共に森嚴なる制定を設けて森林の保護、監督をなし、以て木材の需要を圓滿に供せしめたり、即ち藩林には御林、仕立林、官林格の三種ありて、此等の山林は藩費支出に係る建築若くは寒村僻地の火災、或は水害に遭遇したる場合の外、一般に下付せらるゝことなく、又民林には七木の制ありて、松、栗、杉、槻、樫、桐、梅の七木に對し特に制定を設け、山廻役を置き山林を巡視せしめ、稚樹と雖、藩の許可を得ずして私かに伐採する

ことを得さらしめたり、故に民有の名ありて其の實なかりしと云ふべきなり、又百姓垣根七木畦畔七木と稱し、宅地及田畑の畦畔なる樹木にも山林同様の取扱をなしたり、此の制たるや頗る束縛を加へたる法規なりしと雖、官民共に木材の缺乏を招かず、濫伐の弊を防遏するを得て、鬱鬱たる森林からざりしが、維新以後士族授産の爲め、藩林を拂ひ下けたると、山廻り役を廢し、且つ七木の制を廢止したるとにより、遽かに濫伐の弊を生じ、之が結果は、管に用材薪炭材の缺乏を來したるのみならず、水源涸渇して風雨ある毎に土砂を崩壊し、河身を埋め、洪水氾濫して、屢々良田沃野を害し、且つ漁區漁場を衰退せしめたり、故に森林經營は縣經濟上、個人經濟上、至大の影響を及ぼすと同時に、國土の保安、水源の涵養に親密なる關係を有すること敢て言を俟たざるべし、殊に森林事業は起業資金の多きを要せずして、其の純益の大なるものあるのみならず、利益の均一にして確實なること、恐らくは他に比類尠かるべし、況や本縣は水平的植物帯に於ける暖帶の一部及温帶の大部を占め、樹木生長期間の雨量多く、土質亦樹木の繁茂に適し、實に恰好の森林地たるに於てをや、今や縣は之が經營に諸般の施設をなし、當業者亦大に植林の趣味を解するに際會せしを以て、將來一大生産力を増殖すべきことは期して俟つべきなり。

第一項 林業獎勵及森林保護

造林獎勵 植樹の普及發達を促進せんが爲め、明治三十二年植林補助規則を設けて之が獎勵に努めつゝあり、爾來斯業の進歩並農商務省令公有林野造林獎勵規則の發布に伴ひ、數次規則の改

正を行ひ、獎勵を加へ來りたるものにして、從來公有林野の造林獎勵を主とし、私有林野に對しては、只國土保安上に關係ある土地の造林に限り、獎勵金を交付せり、然るに近時林産物の需要増加に伴ひ、濫伐の弊益々甚しき傾向あるも、造林事業尙一般に不振なるは、治水上憂ふべきことなるに鑑み、農林省に於て昭和二年八月獎勵補助規則を設け、新たに國費補助の途を開かれたるに依り、縣に於ても同年九月造林獎勵規則の一部を改正し、私有又は社寺有無立木地の新植及散生地の補植に對し、相當補助金を交付することとし、獎勵を加へつゝあり、而して植栽すべき樹種は、杉、扁柏、花柏、羅漢柏、松、落葉松、樺、栗、櫟の九種にして、獎勵金は單に植栽に依る造林のみに限らず、天然造林に對しても亦之を交付せり。

樹苗養成獎勵 樹苗の生産を増加し、其供給を潤澤ならしむる爲め、明治三十三年樹苗圃補助規則を設け、郡市町村其の他の公共團體の經營に係る樹苗養成事業に對し、補助の途を開き、其の獎勵に努めつゝありしが、大正八年農商務省令を以て、樹苗養成獎勵規則發布せらるゝや、縣規則の改正を行へり、即ち現行規定に依れば、補助を受くべきものは、市町村農會、森林組合、其の他法律に依り組織したる團體及在郷軍人分會、青年團にして、養成樹種は、杉、扁柏、樺、漆、栗、桐、赤松、黒松、胡桃、桃、山楡の十一種とす、而して補助額は、所要經費の播種は三分の二以内、床替分根挿木は、杉、樺、胡桃、桃、漆の四種は二分の一以内、其の他の樹種は五分の二以内とす、尙以上の外、樹苗圃の病虫害を驅除豫防する爲め、藥品を使用したるときは、其藥品代金の一部又は全部を補助す。

竹林栽培獎勵

竹林の需要増加に伴ひ、漸次濫伐を行ひ、林相次第に荒廢するに至りしを以て

縣は之か増殖を圖るの急務なるを認め大正六年竹林栽培補助規則を設け、一畝地三畝歩以上の面積を新植したる者に對して補助金交付の途を開き其獎勵に努めつゝあり、而して植栽すべき竹種は苦竹淡竹の二種なりしも、大正九年補助規則の一部を改正し孟宗竹を追加せり。

林業共同施設獎勵 林産物の利用改善を圖らんか爲め昭和二年林業共同施設獎勵規則を設け、森林組合の施設する運搬装置、木炭倉庫及町村産業組合、同業組合の設置せる木炭倉庫の新設改設増設に付一工種の工事費貳百圓以上の設備に對し補助金を交付して其獎勵に努めつゝあり。

公有林野整理獎勵 部落有林野の統一及入會林野の整理は、公有林野の利用開發と共に町村財政の基礎を涵養して、町村自治の發達を圖るに最も緊要たる林業政策なるを以て、明治四十一年以來獎勵し來りたるものにして、大正八年には造林獎勵規則の一部を改正し部落有林野の入會整理及統一整理に對しても補助金交付の途を開き、以て獎勵に努め來りたり。昭和四年度末現在整理を行ひたる公有林野の面積左の如し。

統一整理	整理面積	未整理面積	計
入會整理	四四、二七六町	一三、八八八町	五八、一六四町
	七、七一一		七、七一一

森林組合の設立獎勵 森林組合の設立は、私有林野の開發上最も適切緊要なる森林の共同經營方法にして、年來之が設定を獎勵し來れるに、既設森林組合の現在數四十組合を算し其の地區の合計台帳面積五千三百二十餘町歩に達す、郡別組合數及地區面積を示せば左の如し。

上 新 川 郡	組合數	地區臺帳面積
中 新 川 郡	一一	一、八九〇町
下 新 川 郡	七	八三五
婦 新 川 郡	四	二七〇
東 磯 波 郡	六	五三四
	一二	一、七九二

森林の保護取締 保安林及開墾制限地の設定は、國土の保安上必要なりと雖、之か保護取締を周到ならしむるにあらざれば其の目的を達成すること能はず、且つ林産物の需要増加並に文化の進展に伴ひ、保安林の伐採又は制限地の開墾を行はんとするもの倍々増加の傾向あるに鑑み、大正四年度より森林の取締擔當員を設置して、常に保安林並に開墾制限地を巡視せしめ、森林の保護取締に努めつゝあり。

第二項 縣營造林及苗圃

模範林 本縣にては明治三十一年林業技術員設置以來、専ら之が指導獎勵に努めたる結果、漸次其の思想を喚起するに至りしと雖、古來農業にのみ重きを置きたる縣民の習慣は、容易に林産思想に親まず、偶々當局者の獎勵に因り植林を試みる者あるも、規模極めて狭小なるのみならず、技術幼稚なるが爲失敗を招く者尠からざるに依り、縣は自ら植林事業を經營し縣民に其の模範を示すと共に、縣有財産の増殖を圖る目的を以て、明治三十三年模範林を創設せり、其の林地は上新川郡大山

村本宮地内に於て、實測面積五十五町四反五畝歩を買収し、明治三十四年度より事業に着手し、同三十九年度を以て植栽を完了せり、植栽樹種は杉、扁柏の二種にて、新植廿九万一千八百四十本、補植六万七千五百三十本なり、又大正七年度より昭和二年度迄の間に於て、生長良好なる部分より六回に亘り、合計四万五千五百五十八本の間伐を行ひたり、同林は今や蒼鬱として、鬱谷を没し、晝尙暗き壯觀を呈せり。

日露戦役記念森林 日露戦役の光輝ある大捷を永遠に傳ふる好記念として、適當なる林地千町歩を借入れ、之に地上權を設定し、明治三十九年度より廿八ヶ年間の繼續事業として、造林を行ふ計劃にして、之れが所要繼續費豫算拾貳萬貳千八百八拾餘圓を、明治三十八年の通常縣會に提出決議を経たりしか、其の後大正元年同九年及昭和四年度に一部の變更を加へ、現在豫算額拾五萬五千六百貳拾參圓なり、明治四十年より昭和六年度に至る廿五ヶ年間に、毎年四十町歩新植を行ひ來り、既植栽地現在面積は七百九十町歩にして、既植林地の一部に於ては、既に其の間伐に依り相當收入を擧げ得べき林相を見るに至れり、目今の植栽地は上新川郡福澤船輪の兩村、婦負郡卯花村、氷見郡八代村、東礪波郡南山田村の五ヶ所にして、二百四十五万七千本の新植を行ひたり。

大典記念林 大正四年秋季先帝御即位の大典を舉行せらるゝに當り、縣は此の盛儀を奉祝すると共に、永遠に之れを記念し奉らんか爲め、中新川郡東谷村、下新川郡境村、東礪波郡上平村地内に適當なる林野面積各百町歩づゝを買収し、大正四年度より十三ヶ年間、繼續事業として之れに造林を行ふの計劃を樹立し、同年六月臨時縣會に提出決議を経たり、本事業に要する繼續豫算は、當初八

萬八百六拾八圓なりしが、大正六年及九年の兩度に於て七萬五千七百五拾八圓と變更し、大正七年度より同九年度迄三ヶ年間に植栽を終了せり、林木の成長狀態概ね良好なり。

御成婚記念治水造林 聖上陛下の御成婚を永遠に記念せんか爲め、公有林野の改良増殖を圖り、併せて治水の根源を理むる目的を以て、水源地方の公有林野にして一團地二十町歩以上のも合計一千町歩を借入れ、之に地上權を設定して、大正十三年より二十ヶ年の繼續事業として、縣行造林を行ふ計劃にして、大正十三年十四年の二ヶ年度間は樹苗の養成造林地の借入を爲し、大正十五年度より毎年百町歩宛杉、扁柏の植栽を行ひ來れり、而して之に要する費用は全部縣に於て負擔し、土地使用料として伐採收入の二分の一を、土地所有者たる公共團體に交付するものにして、大正十五年度より昭和二年度迄に地上權を設定したるは、上新川郡大山村、中新川郡東加積村、下新川郡東布施村、上野方村、片貝谷村、婦負郡野積村、大長谷村、東礪波郡南山田村、利賀村、西礪波郡西太美村等にして、其の面積六百九十町歩に及ぶも、植栽済の面積は三百三十九町歩、植栽樹數七十四万五千餘本に過ぎず。

縣行造林 從來私有林野に對しては、唯僅に國土保安上に關係ある土地の造林に限り、獎勵金を交付するの施設あるのみなるに、私有林野の現状は近時林産物の需要増加に伴ひ、益々濫伐の弊を誘致し、而かも植栽は却つて逐年減退の情勢にして、治水上並に産業上の前途に於て憂慮すべきものあるに依り、縣内樞要河川流域に於て、一團地十町歩以上の私有林野未立木地合計一千町歩を借入れ、之に地上權を設定して、大正十五年度より十ヶ年間の繼續事業として造林を行ひ、以て治水

の根源を理め併せて林産物の生産増加を圖らんとする計劃なり、而して大正十五年昭和二年度は樹苗養成及造林地の借入を爲し、昭和三年度より八ヶ年間に毎年百廿五町歩宛杉扁柏等の植栽を行ふものにして、之に要する費用は全部縣に於て負擔し、間伐並に主伐収入は其の十分の四を土地所有者に分配するものとす。

大典記念水源涵養造林 縣下私有林野の未立木地面積は約六千町歩にして、其の内面積一千町歩に對しては、大正十五年度より既に十ヶ年の繼續事業として、縣行造林事業の實行を見るに至りたりと雖、面積約五千町歩に達する他の大部分は、尙殆んど未利用の儘放置されつゝあるは、治水と並林野の利用上甚だ遺憾とする所にして、是等水源の涵養上必要なる私有林野の造林事業に對しては、政府に於ても新たに補助の途を開き、獎勵施設を講せられつゝあるに鑑みるも、是等私有林野に於ける造林施設を更に擴充して造林事業の進展を圖り、以て水源の涵養並に林野の利用上に追す効果の完璧を期すへきは實に目下の急務なるを以て昭和三年秋季舉行せられたる曠古の御盛典を永遠に記念せんか爲め、本年度以降二十ヶ年間の縣營繼續事業として、水源涵養上必要なる一團地、十町歩以上の私有未立木地合計一千町歩を借入れ、縣行造林を行ふ計劃を樹てたるものにして、夫々實行に着手しつゝあり。

移管縣有林 本縣有林は大正十二年郡制廢止の際、從來郡の經營に屬したる造林地十七ヶ所を伐採收入の分収を條件として、之れを縣に移管したるものにして、大正十二年度に於ては先づ全部に亘る實地調査を行ひ、施業計畫案を樹立して爾來之れに基き新植地の手入及未植栽地の造林

を實行し來れり、移管縣有林の個所別面積及植栽本數を示せば左の如し。

郡	村	面積	植栽年度	植栽本數
西礪波郡	石蟹谷村	五・三一〇〇	明治四十二年	二四、四九〇
同	東蟹谷村	一四・三六〇〇	大正二年ヨリ同六年	六七、三九〇
同	西野尻村	一〇〇・五〇〇〇	明治四十三年ヨリ大正元年	四三、九〇〇
同	石蟹谷村	四・四五〇〇	明治四十年ヨリ大正七年	一七、八〇〇
同	北蟹谷村	四・九五〇〇	大正五年	二七、二〇〇
同	宮島村	五・〇一〇〇	大正四年	二一、〇〇〇
同	國吉村	五・三五〇〇	明治四十四年	二一、九〇〇
同	若石村	一一・九六〇〇	明治四十三年ヨリ同四十四年	五四、五〇〇
同	久目村	一七・二五〇〇	大正元年ヨリ同三年	六五、〇〇〇
同	東礪波郡	六三・五二〇〇	明治三十九年ヨリ大正四年	九七、五〇〇
同	南山見村	四・二三〇〇	明治三十七年	二〇、〇〇〇
同	南山見村	四・四三〇〇	明治三十八年	二〇、〇〇〇
同	大鋸屋村	四・四三〇〇	明治三十八年	二〇、〇〇〇
同	南山見村	二四・一四〇〇	明治四十一年	六六、〇〇〇
同	上平村	九・五二〇〇	大正四年	三六、〇〇〇
同	黒瀬谷村	三七・四八〇〇	明治三十九年ヨリ大正四年	一八五、三五八
同	黒瀬谷村	三二・八三〇〇	大正九年ヨリ同十年	七五、三五三
同	片貝谷村	三七・九六〇〇	明治三十八年ヨリ同四十四年	三〇四、六七一
同	舟見町	四一・五九〇〇	大正四年ヨリ同八年	一五八、七八五
計		三三四・三九〇〇		一、三一八、〇四七

水防林 本縣は地勢急峻にして激流多く、水害の頻繁なること全國中稀に見る所にして、河川の沿岸に水防林の設置を爲すは極めて緊要なるを認め、治水上重要河川の沿岸に水防林を設置し、洪

水の災害防備並に水防用材料供給の爲、大正九年常願寺川及小矢部川の沿岸に於て、面積十六町歩の水防林を設置し、黒松、苦竹を植栽し、爾來適當なる保護手入を施行し來りたるに、其の成績良好なり、所在地は上新川郡島村、大庄村、中新川郡三郷村、利田村、西礪波郡西野尻村、東太美村の六ヶ村なり。

縣營樹苗圃 樹苗養成事業は造林事業の發達に緊密なる關係を有するは言を俟たざる所に於て、從來郡市町村農會、森林組合等の團體の經營に係る樹苗養成事業に對しては、補助の途を開き獎勵を加へ來りたるに、郡制廢止に伴ひ、郡設樹苗圃は大正十二年度より之れか廢止を見るに至り、樹苗の供給に甚しく不足を告げ、造林事業の發達に一大頓挫を招かんとするに至れるを以て、茲に縣は大正十二年度より向ふ十ヶ年の繼續事業として、豫算額七萬八千八百七拾九圓を以て、毎年平均百万本餘の造林用稚苗を養成し、之を縣下造林業者に配付せんとする計劃を樹て、爾來之が計劃に基き事業を施行し來りしが、大正十五年度に至り、更に繼續年期を九ヶ年延長し、豫算七萬六千貳百拾四圓を追加せり、而して昭和二年度末迄に配付したる杉、扁柏、松、櫟等の總數百七十七萬四千百餘本にして、樹苗圃は現在左記六ヶ所に分設せり。

下新川郡上野方村石垣

中新川郡南加積村廣野

上新川郡大澤野村上大久保

東礪波郡北山田村林

西礪波郡植生村石坂

氷見郡氷見町朝日

第三項 保安林荒廢地復舊事業

荒廢地復舊

本縣の地勢は概して峻峻にして、山腹の傾斜急峻且つ地質脆弱なるか爲め、各河川の水源地に於て崩壞地多く、其面積七百五十七町歩に達し、内要施工地面積は百四十一町歩にして、急要施工面積は百四町歩に達す、之れに對しては地盤保護工事又は保護植樹を施行する必要があるを以て、之か獎勵のため、大正二年荒廢地復舊補助規程を設け、補助工事を施行せしめたるも、本事業の如き比較的多くの經費と技術を要するものは之を民間の經營に委し、以て之が完璧を期すること能はざるを認め、大正四年度以來専ら縣自ら之を施行し來り、其の施行面積六十町歩にして之に要したる經費は十九萬七千六百餘圓にして、施業地は上新川郡下々村、中新川郡白萩村、大岩村、下新川郡山崎村、南保村、西布施村、氷見郡八代村の八ヶ村に及べり。

第四項 林業關係諸會

富山縣山林會

林業思想の普及、植林事業の發達、其他林産物の利用方法改善等に關し、適當なる獎勵施設を講ずることの林業開發上緊要なるは言を俟たざる所なりと雖、此の事たる單に行政廳の施設のみに委せず、汎く縣民の一致協力に依り最も適切なる施設を講究劃策し、之れか實現に努むるにあらざれば、完全に其の目的を達すること能はざるを以て、縣下同志に謀りて縣山林會の設立を企て、大正九年十月本會の創立を見るに至れり、爾來講習會の開催、桐、竹林等の模範造林、其他林業に關する調査試験、會報の發刊等諸般の施設をなし來り、本縣斯業の改善發達に貢獻せる所尠からず。

郡之に亞ぐ、然るに是等多數の漁場は、近來漁獲減少の結果經營困難に陥りしもの尠からずために從來屢々漁場の紛争を見る等、漁業政策上憂慮に堪へざるものあり、縣に於ては如上の實狀に鑑み其の改善を促す手段として大正五年以來漁場整理に着眼し、之が實行に努めつゝあり、又鰯鯖鯉いか鱒鮭等を目的とする地曳網及蝦鱈小鯛金頭魚等を目的とする手繰網似鱈柔魚等を目的とする瀬曳網等は、定置漁業に次ぐ重要漁業なり、是等の漁業は下新川郡方面最も盛にして、射水中新川郡等之に亞ぐ、其の他巻網刺網一本釣等も各地方に行はるゝも産額多からず。

沖合漁業 本縣は古來沿岸漁業を以て主眼とせしがため、比較的沖合漁業に暗く、従つて其の漁法に通せず、漁船亦之に適するもの甚だ尠きのみならず、沿岸又屈曲尠く、伏木港を除きては漁船を安繫し得へき場所に乏しかりしがため、從來其の發達遅々として振はざりしも、今は氷見漁港完成し、近くは更に魚津漁港及生地漁港を創設されんとするに至れり、縣に於ては多年沖合漁場の探險並に漁法の研究、其の他漁船の改良等に意を用ひ、之が奨励に努めたる結果、近來漸く之に着目するもの續出するに至れり、而して近時行はれ居る沖合漁業の主なるものは鰹鮪鱒延繩油螺籠鮪流網等にして、最近發動機船を以て從事するもの十數隻あり、縣下に於て下新川郡は富山灣外の沖合漁場に近き關係上最も盛にして、射水中新川、婦負郡等之に亞ぐ、漁期は鱒延繩は周年に亘るも、油螺籠漁業にありては、十一月より翌年四月に至り、其の他の漁業は五月より十一月迄とす。

遠洋漁業 オコツク海に於ける鰹釣漁業は一時勃興し、大正三年に於ては六隻の出漁船を見たるが、爾來時局の影響を受け不振の状態にあるも、露領沿海州勸察加及西比利亞の沿岸に於ける

鮭鱒漁業は依然隆盛にして、出漁船數も漸次増加の狀況にあり、主なる根據地は伏木港及東岩瀬港にして、毎年四五月の頃出帆し九月頃歸港するを普通とす、漁獲物は總て鹽藏とせらるゝものなるが、主として、長野、静岡、大阪、福井、名古屋方面へ輸送せらる、毎年の漁獲高五拾萬圓を下らず。

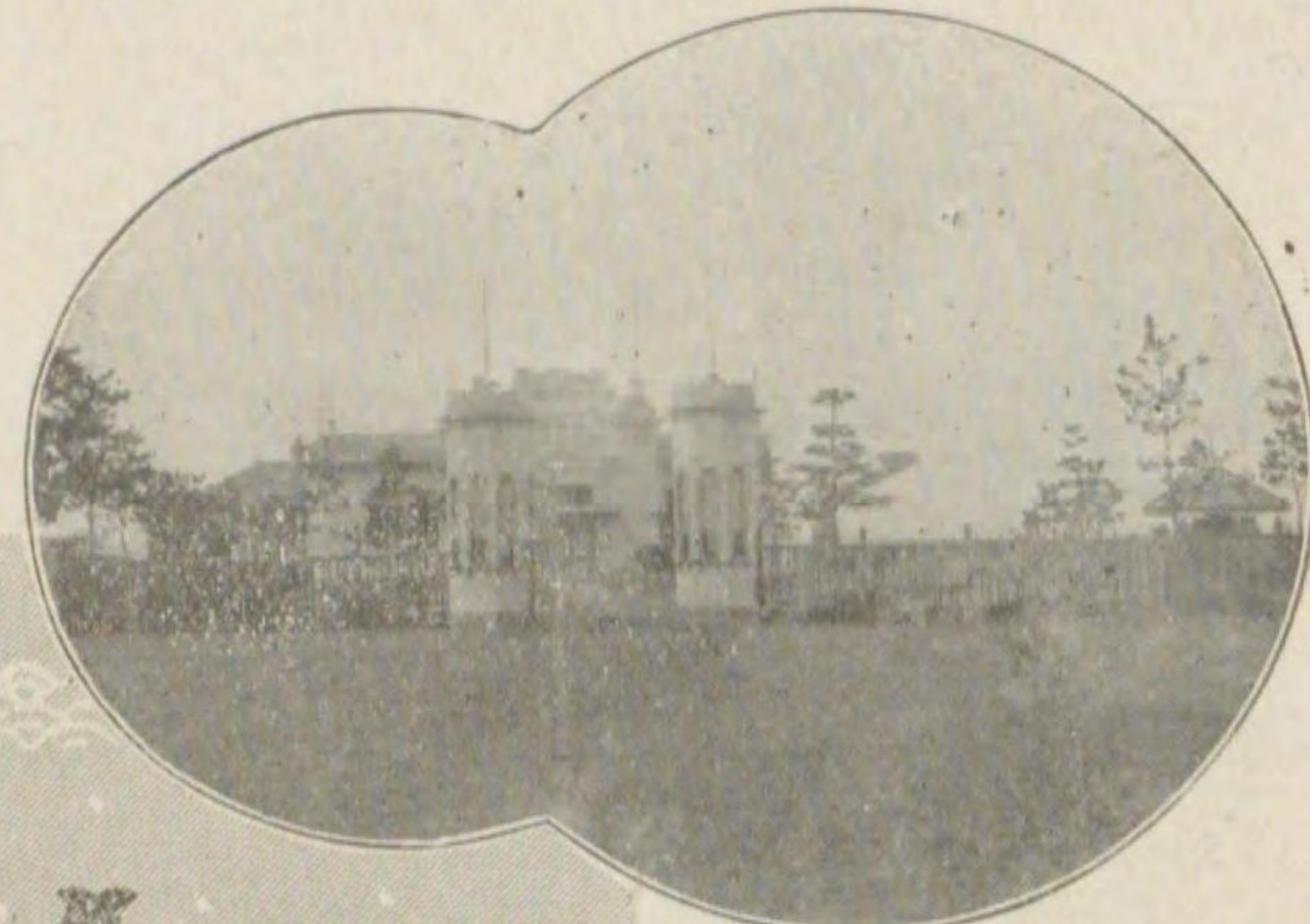
出稼漁業 本縣は由來縣外出稼漁業頗る盛にして、多年北海道樺太千島勸察加、朝鮮、岩手縣、新潟縣、石川縣等の方面へ出稼するもの六千六百餘人の多きに及び、漁獲高及雇傭賃の如きも年々貳百萬圓を下らず、以て漁業家の生計を支持する状態にあり、而して出稼者の最も多きは下新川郡にして、射水郡之に亞ぐ、漁業の種類は主として、練建網、鱒延繩、流網、柔魚釣、鱒刺網、定置漁業、昆布採取等なり、出稼出發期は概ね三月にして、歸還期は九月乃至十一月なりとす、然るに出稼者の多數なるに従ひ自然風紀問題を惹起し、信用を失墜するの恐れありしを以て、縣は大正七年に於て出稼漁業取締規則を制定し、之が改善保護に努む、又下新川郡に於ては是等出稼漁業者の惡弊矯正並に保護救済の目的を以て、大正九年下新川郡出漁團を組織し、本部を魚津町に置き、沿海町村に支部を設け、同郡水産會長を團長に充つ、又沿海町村長は支部長となりて、専ら出稼漁業者の雇傭斡旋、渡航斡旋、優良者表彰、遭難共濟、追悼法會、出漁先慰問、調査指導、慰安會等の事業を經營し、着々其の實績を擧ぐるに努力しつゝあり、而して此の出漁團は全國に於ても、社會的施設團體として稀に見る施設とし既に内務省に於ても注目されつゝあり。

漁船 本縣は古來沿岸漁業盛にして、沖合漁業の如きは殆んど顧みられざる状態にありしが、晩近漁業者の増加に伴ひ、沿岸漁場は狹隘を來し、一面漁獲減少の傾向を現はしつゝあるを以て、沖

合漁業の開拓を期すること最も必要を感じるに至りしが、従来の漁船は一般に小型にして、且つ構造不完全のもの多きがため、沖合漁業に適せざるのみならず、本縣沿岸には是等漁船を碇繋し得る適當なる港灣乏しく、且つ冬季は荒天多きがため充分なる補強工事を施す必要ありしを以て、縣に於ては大正七年に漁船改良獎勵規則を制定し、和船にありては水密甲板を張り、肋骨及仕切板を設け、其の他各部に補強設備をなすもの、又發動機付漁船を建造するものに對しては、毎年相當の獎勵金を交付し、之が改良獎勵に努めつゝあるを以て、爾來遭難船數を減し、一面漁業能率の増進上其の效果著しきものあり、殊に近來動力付漁船の建造著しく、最近本縣に船籍を有するもの約百二十隻を越ゆるに至れり、之に反し従來の和船は年を逐ふて其の數を減するの傾向なり、而して今後は主として動力付漁船に主力を注ぎ、之が改良獎勵をなすことゝなれり。

第二項 水産製造及養殖事業

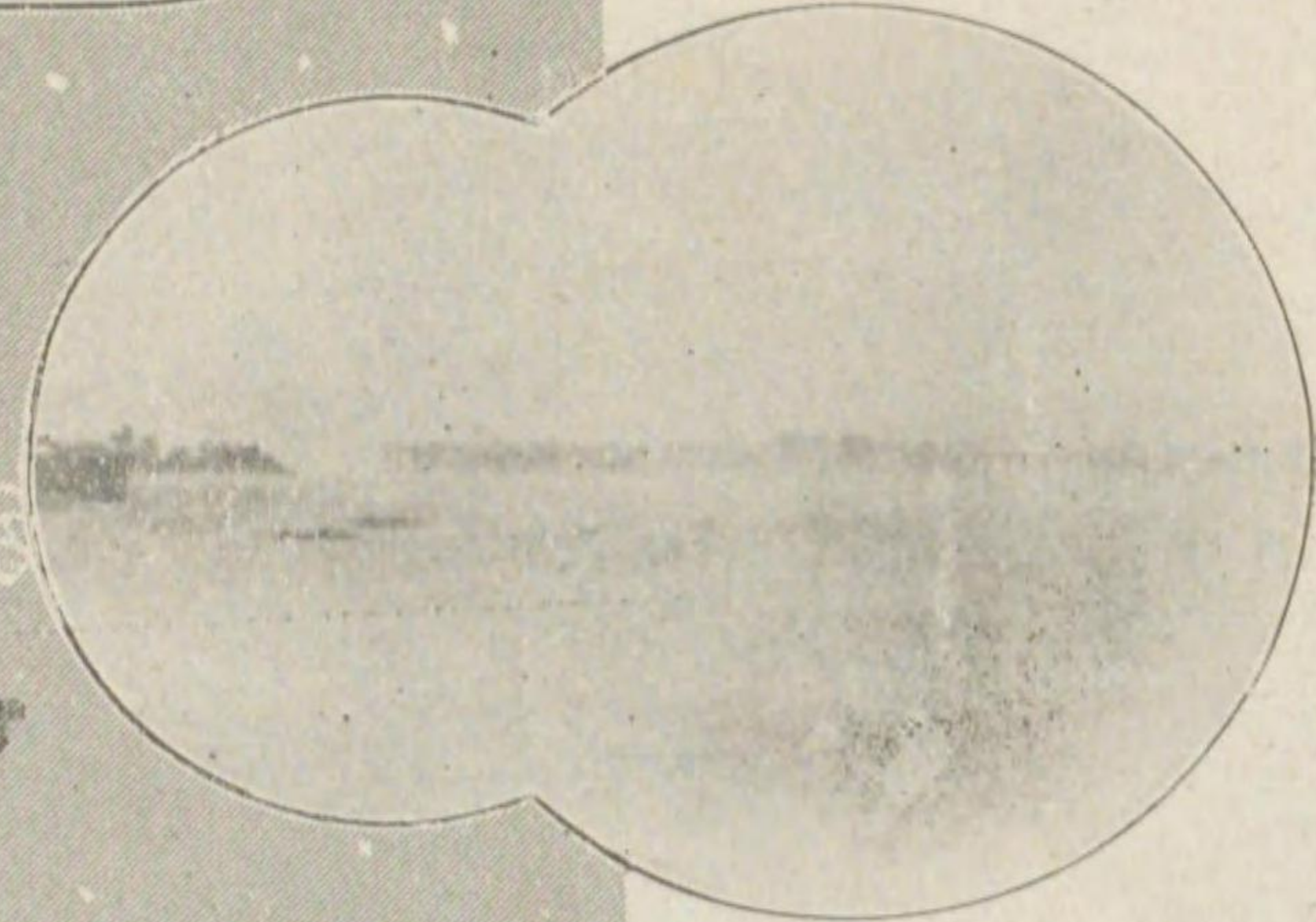
水産製造業 本縣は交通機關の發達に伴ひ消費地との連絡便利なると、主なる漁獲物の漁期が秋季より春季に亘る關係上、漁獲物の處理加工極めて容易にして特に近時に於ける製造法の改良進歩並に設備の改善につれ水産業は、近時著しく發展して今や其の産額四百萬圓を突破するに至れり、製品の主なるものは鹽乾煮乾鰯蒲鉾類、乾蝦鹽鯽、鹽鯿煮乾螢烏賊、乾似鱈鮎の粕漬等にして、特種製品として烏賊黒作、鼈甲蝦、辨慶蝦、珊瑚蝦、螢烏賊、儀助煮鮎、鮎鱈の鮎等あり、鰯は其の漁獲頗る多く、従つて鹽乾又は煮乾品に製造せらるゝもの多しと雖、定置漁業により、一時に多量の漁獲ある



魚津水族館



魚津鯛網

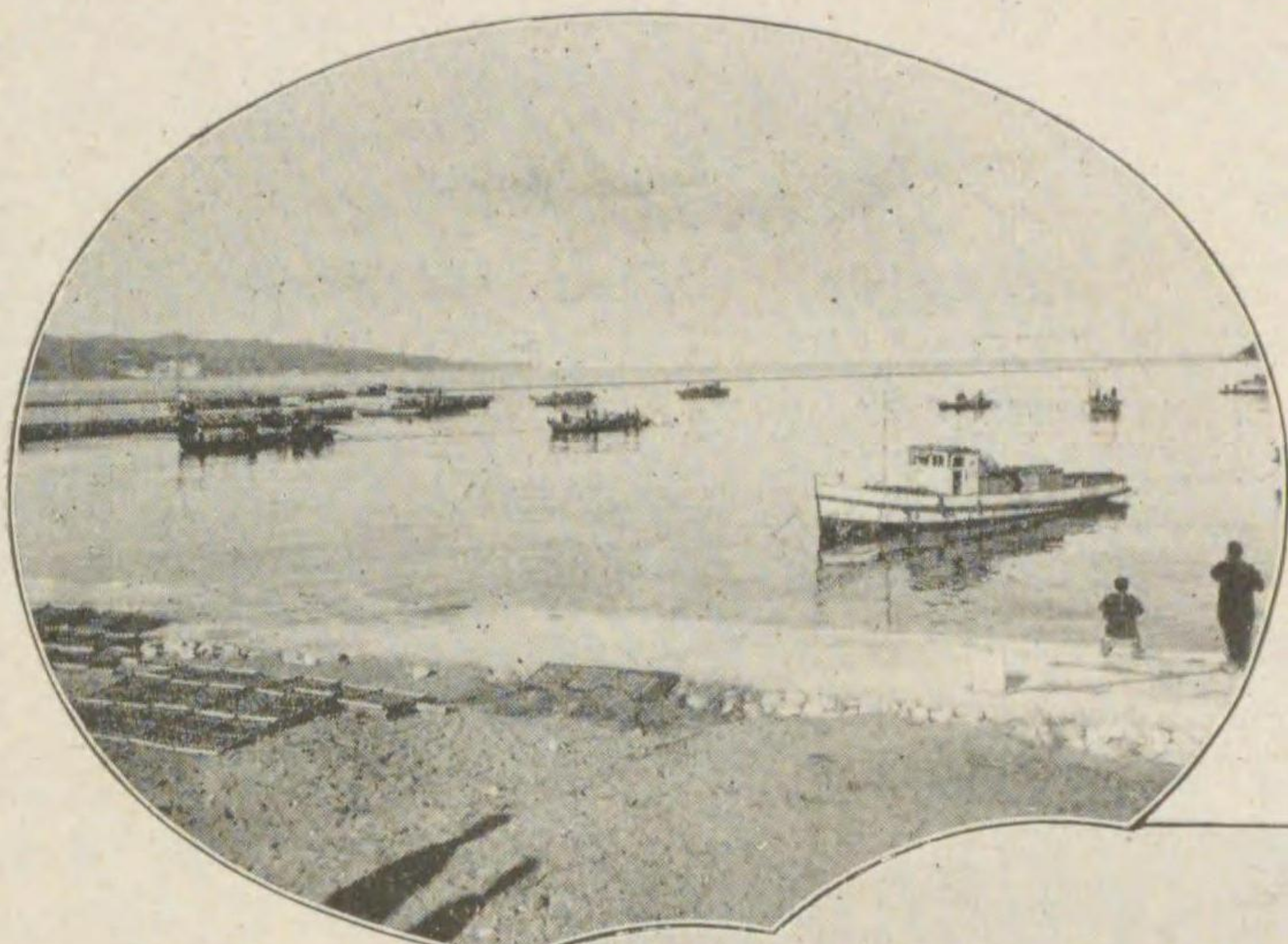


蟹氣樓

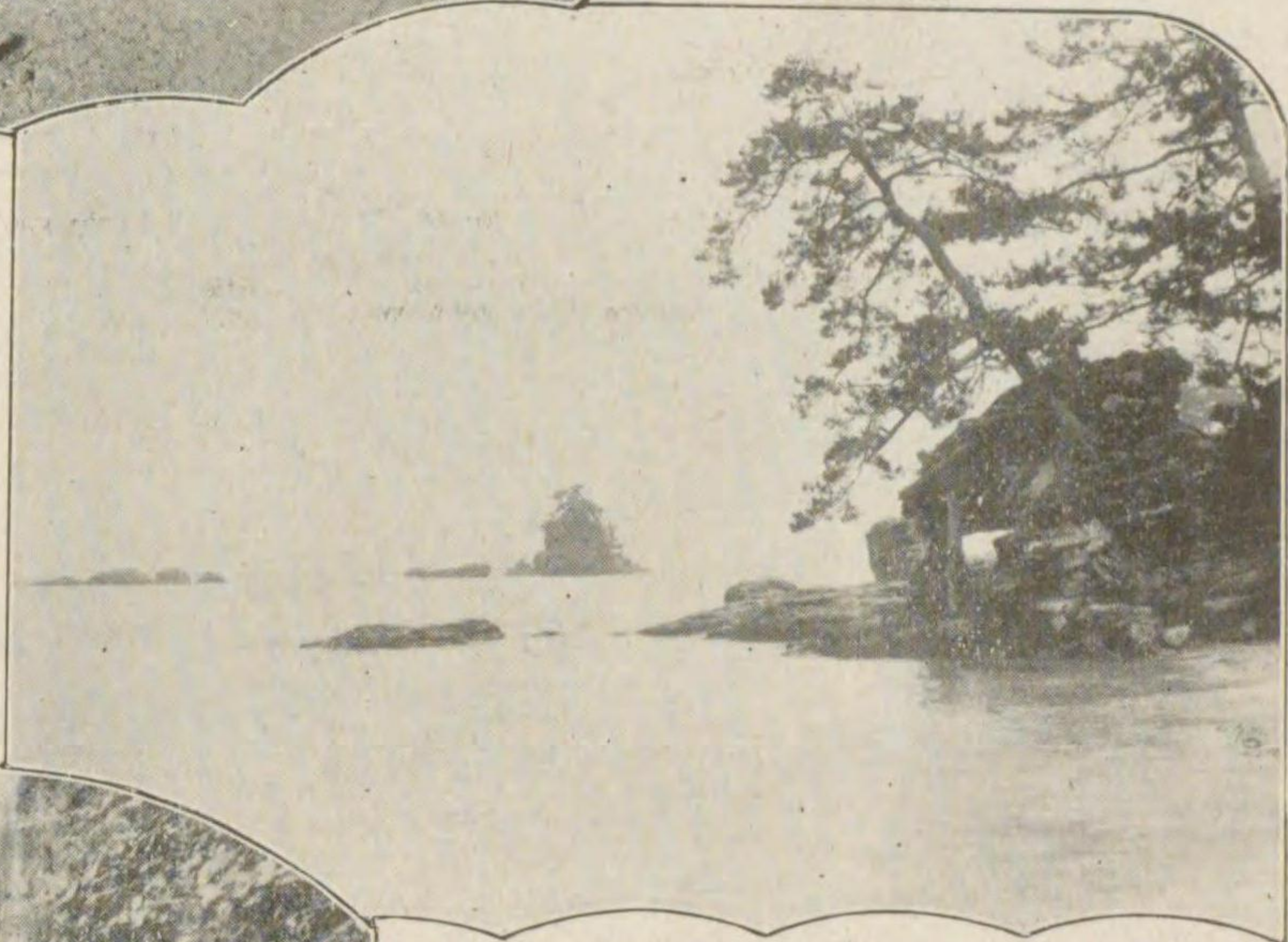


ほたての群遊地

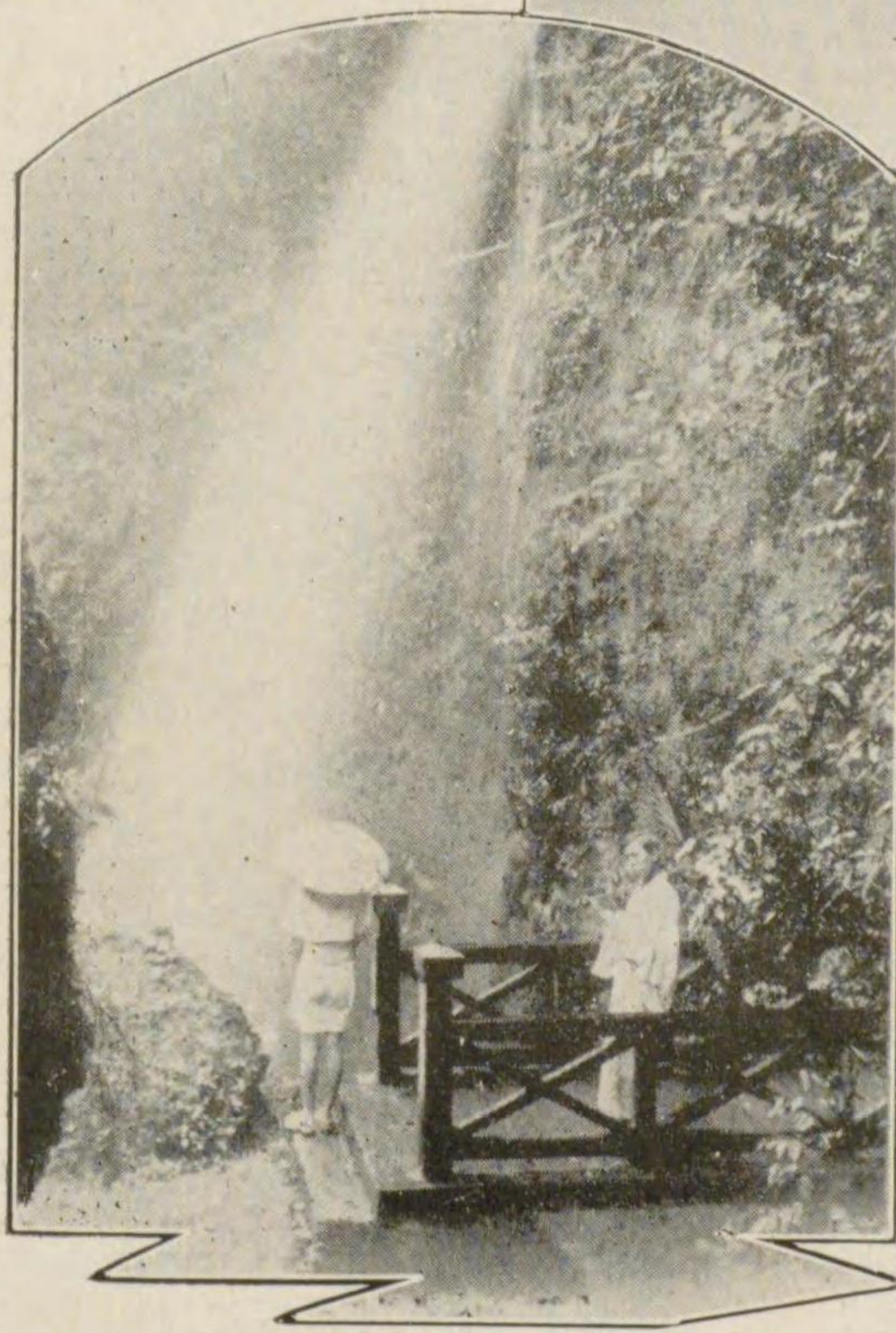
水見漁港



雨晴



大岩山吹雪の瀧



により、往々之が處理に窮し、從來肥料となすもの極めて多く、價額又頗る低廉に販賣せられつゝあるに鑑み、縣に於ては近來鱈の食糧的價値の増進を期する目的を以て、味淋乾製法の普及獎勵に努めつゝあるがため、此の方法は最近著しく勃興し、今や水見郡を第一として沿海各町村何れも産出せざるなく、其の産額實に百萬圓を算し、全国各地へ移出して名聲を博するに至れり。蒲鉾類も近來製造者數俄かに増加し、縣下主要地たる富山市、高岡市、魚津町、新湊町に水産物の貯藏を目的とする冷藏庫の設置を見たるが爲め、原料の保管貯藏完全となり、縣に於ける優良製造機械の設備改善の獎勵と相俟つて、逐年産額を増加するに至れり。

縣は更に斯業の發展速進を計るが爲め、昭和三年十一月水産製造獎勵規則を公布し、以て其の獎勵方針を確立し、獎勵金を交付して、設備並施設の改善を計り、一面製品の改良統一及取引の圓滑を計るが爲め、昭和四年二月水産製品取締規則を實施し、本縣重要製産品たる煮乾鱈、櫻干鱈、煮乾螢烏賊、魷甲蝦鹽、鰯の五種に限り、縣水産會又は同業組合の検査を見たるに其の成績大に擧れり。

水産養殖業 本縣の沿岸は一般に水深きため、所謂淺海部狭小なるのみならず、波浪概して大なるを以て、有用魚介藻類の蕃殖適地比較的少きも、内水面に於ては神通川、庄川、小矢部川、黒部川、早月川の大河川を始め、大小の河川十一を算し、加ふるに放生津、湯及十二町、湯の二大瀉を始め、各地に散在せる大小池沼の數頗る多く、其の面積四十四万五千餘坪に及び、有用淡水魚族の棲息に適すと雖、養殖業は未だ發達の域に達せず、僅かに少數の養鯉業を除きては多く、農家の副業として、稻田及溜池利用の養鯉を行ふに過ぎずと雖、河川魚族の蕃殖保護は、遠く明治十六年神通川に於て、鮭の人

工孵化を試み、爾來富山・上新川・婦負水産會は神通川に、下新川水産會は黒部川に人工孵化場を設け、鮭の蕃殖を計りつゝありしが、大正六年より該孵化場を縣營に移し規模を大にし、今日まで繼續施行せられつゝあり、其の他神通川・小矢部川・庄川・白岩川及放生津潟に於ける稚鯉の放養、放生津潟及十二町潟に於ける鰻兒の放養等は夙に縣水産會又は地元漁業組合に於て之を施行せられたるが最近富山・上新川・婦負水産會に於ては、鯉兒の放流又射水水産會に於ては、牡蠣・刺貝・鰻・鯉の移殖、又水見郡水産會に於ては、鮎・鯉・鰻の移殖、其の他宮崎及道下の兩漁業組合に於ては、若布の蕃殖、又道下間島中波・脇方・阿尾の各漁業組合に於ては、石花菜の蕃殖、施設を講せらるゝに至れり、又内水面に於ても最近養鯉事業勃興の機運に向ひ、養鯉組合等の設置を見るに至れり。

鮭・鱒・鮎人工孵化事業

本縣の各河川は昔時より鮭・鱒及鮎等の棲息に適し、其の河遊多く産額亦輕視すべからざるものありしが、近年水力電氣事業の勃興に因し、堰堤の築設工場有害水質の排出或は砂利の採取により河川の自然を破壊し、一面漁具漁法の進歩による遊漁者の亂獲等に災せられ蕃殖を阻害せらるゝ憂ありしを以て、大正六年民間に於て行はれ居りし人工孵化事業を縣營に移すと共に、孵化場を神通川河畔奥田村に設置し、爾來毎年鮭五十万乃至八十万粒、鮎にありては毎年一千万粒の人工孵化放流をなし、其の維持に努め來りしが、未だ小規模にして充分なる目的を達成するに至らざりしを以て、大正十五年度より之を擴張し、鮭百五十万粒、鮎六十五万粒、鮎一千万粒の孵化事業を計畫し、農林省より該事業費に對し、約七割の補助金を得、神通川は勿論、黒部川・筋・愛本に於ても孵化場を建設し、尙庄川・筋・小牧・祖山・兩發電所堰堤築設に伴ひ、同川水系の生産増加を圖らんが爲め、鮭・鱒・河鱒・紅鱒及白鱒等の増殖を圖ると共に、庄川筋・淺井孵化場に於て此等の親魚をも

養成し、稚魚の自給自足を圖り、河川に於ける漁利の維持増進に努むることゝなれり。

流水養鯉事業

本縣内水面に於ける養殖事業は、前述の如く僅かに粗放的或は止水式の極めて幼稚なる養鯉を行ふ状態にして、産額僅かに壹萬圓に満たざりしが、昭和二年より流水式養鯉を奨励したる結果年と共に普及し、僅かに三ヶ年にして、之を經營するもの百數十ヶ所に及び、産額亦四萬餘圓に達し、農漁家の副業として着目さるゝに至れり。

一般養殖事業

淺海の利用は勿論、内水面に於て各種水族の増殖行はれつゝあるが、近時鰻・鱈・食用蛙・鱒・鰻等の温水性魚族及鱒・鮎等の過河冷水魚族の池中養殖をも經營するものありて、益々増殖方面の進展を見んとしつゝあり、其の他鮎の移殖、石花菜和布の増殖等は、地元漁業組合か之を經營し、面目を一新せんとしつゝあり。

第三項 御獵場神通川

御獵場 先帝陛下東宮として、明治四十二年九月三十日日本縣へ行啓の際、歩兵第六十九聯隊へ台臨の途次、神通新大橋に於て鮎を台覽あらせられ、超へて明治四十五年四月一日神通川に於て左記の箇所を御獵場に指定せられたり、爾來毎年盛漁期に於て鮎・鱒・鮎を獻納しつゝあり。

御獵場區域

第一區 笹津橋より上流二百間下流六百間

第二區 上新川郡新保村地先七百間